

第 1 回幕別町議会定例会

議 事 日 程

平成20年第 1 回幕別町議会定例会

(平成20年 3 月 3 日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条、第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
3 齊藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第 3 行政執行方針 (町長、教育委員長)
- 日程第 4 議案第67号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例 (産業建設常任委員会報告)
- 日程第 5 発議第 1 号 幕別町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 議案第 1 号 平成20年度幕別町一般会計予算
- 日程第 7 議案第 2 号 平成20年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 3 号 平成20年度幕別町老人保健特別会計予算
- 日程第 9 議案第 4 号 平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第 5 号 平成20年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第 6 号 平成20年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第12 議案第 7 号 平成20年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第13 議案第 8 号 平成20年度幕別町公共用地取得特別会計予算
- 日程第14 議案第 9 号 平成20年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第15 議案第10号 平成20年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 日程第16 議案第11号 平成20年度幕別町水道事業会計予算
- 日程第17 議案第12号 平成19年度幕別町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第18 議案第13号 平成19年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第19 議案第14号 平成19年度幕別町老人保健特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第20 議案第15号 平成19年度幕別町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第21 議案第16号 平成19年度幕別町簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第22 議案第17号 平成19年度幕別町公共下水道特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第23 議案第18号 平成19年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第24 議案第19号 平成19年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第25 議案第20号 平成19年度幕別町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第26 議案第21号 幕別町後期高齢者医療に関する条例
- 日程第27 陳情第 1 号 アイヌ民族に関する総合的施策確立のため国に審議機関設置を求める意見書の提出について
- 日程第28 陳情第 2 号 地域医療の確保に関する意見書の提出を求める陳情
- 日程第29 陳情第 3 号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外の意見書
を求める陳情書

会 議 録

平成20年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成20年3月3日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月3日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 齊藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 14 永井繁樹 15 杉山晴夫
16 大野和政 17 杉坂達男 18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
教育委員長 林 郁男 代表監査委員 市川富美男
農業委員会会長 上田健二 会計管理者 菅 好弘
総務部長 増子一馬 経 済 部 長 藤内和三
民生部長 新屋敷清志 企 画 室 長 佐藤昌親
建設部長 高橋政雄 忠類総合支所長 川島廣美
札内支所長 熊谷直則 教 育 部 長 水谷幸雄
総務課長 川瀬俊彦 糠内出張所長 中川輝彦
企画室参事 羽磨知成 保 健 課 長 久保雅昭
町民課長 田村修一 農 林 課 長 菅野勇次
会計課長 鎌田光洋 地域振興課長 姉崎二三男
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
3 齊藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸

議事の経過

(平成20年3月3日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

- 議長（古川 稔） ただ今から、平成20年第1回幕別町議会定例会を開会致します。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、3番、齊藤議員、4番、藤原議員、5番、堀川議員を指名致します。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題と致します。
お諮り致します。
本定例会の会期は、本日から3月21日までの19日間と致したいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から3月21日までの19日間と決定致しました。

[諸般の報告]

- 議長（古川 稔） この際、諸般の報告を致します。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査及び地方自治法第199条第9項の規定による、定期監査、及び、行政監査報告書が議長宛に提出されていますので、お手元に配布してあります。
次に、去る、2月21日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、平成20年度十勝町村議会議長会の事業計画が、別紙のとおり決まりましたので、配布してございます。
後刻ごらん頂きたいと思っております。

[行政執行方針]

- 議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成20年第1回町議会定例会が開催されるにあたり、町政執行への所信の一端を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんの深いご理解、ご協力をお願いするものであります。
私は、昨年4月に3期目の町政執行の責任を担わせていただきまして以来、早くも1年になろうといたしております。
この間、町民の皆さんの期待をしっかりと受け止め、町民の皆さんの力と英知を結集しながら、豊かで個性あるまちづくりに全力を傾注いたしてまいりました。
おかげ様で、合併2年目のまちづくりも順調に進み、特に、新たな幕別町の今後のまちづくりの指針となります第5期総合計画が、多くの町民の皆さんの参画をいただき策定できましたことは、大変意義深いことであり、この場をお借りして、心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。
さて、我が国を取り巻く環境を見ますと、少子高齢化の急速な進展に加えて、人口減少時代に突入す

るなど社会構造が大きく変化しようとしています。

また、国内経済におきましては、景気は拡大基調を保っているとしながらも、基調判断を下方修正するなど先行き不安が強まり、依然として、北海道内の個人消費や雇用情勢、税収には好転が見込めない状況であります。

さらに、環境問題の深刻化は、化石燃料の高騰や、農作物市場の変化による諸物価の上昇につながっており、日常生活に大きな影響を及ぼしています。

これらの社会情勢の変化に加えて、地方分権、地方交付税・補助金等の削減など地方自治体の根幹に関わる改革、さらには、多様化、複雑化する住民ニーズ、厳しい財政状況など、自治体の抱える課題は山積いたしております。

こうした中、新年度から第5期幕別町総合計画がスタートするわけではありますが、将来像として掲げました人と大地が躍動しみんなで築くふれあいの里と5つの基本目標の実現に向け、町民との協働、地域を支える人づくり、環境への配慮と自然との共生、均衡ある発展と一体感の醸成を常に念頭におき、職員と一丸となって公平・公正な町政を推進してまいり所存であります。

また、去る2月2日に忠類地域住民会議から忠類地域振興にかかる提言をいただきました。合併後の忠類地域の振興策について、15人の委員さんが2年の歳月をかけて検討されたものであります。

地域の皆さんの思いをしっかりと受け止め、総合計画との整合性も図りながら、提言の具現化に努力いたしてまいりたいと考えております。

今後とも議員各位並びに町民の皆さんとの深い信頼関係を大切にしながら、町政の執行に全力で取り組んでまいり所存でありますので、特段のご指導、ご高配を賜りますよう心からお願い申し上げます。はじめに、地方財政対策について申し上げます。

平成20年度における国の予算は、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、社会保障関係費の自然増や公債費が依然として高い水準で推移することなどにより、大幅な財源不足が見込まれております。

このような状況の中でまとめられた地方財政対策は、地方税の偏在是正策として、歳出に地方再生対策費を創設し、4,000億円を地方交付税の算定を通して地方に措置することや、地方一般財源を確保するため国の一般会計から交付税特別会計への繰入れ、また、一般公共事業の充当率の臨時的な引き上げなどを引き続き措置し、財源不足に対処することとなったところであります。

このように極めて厳しい財政状況を踏まえ編成いたしました新年度予算の概要について申し上げます。

平成20年度の予算につきましては、地方税や地方交付税などの一般財源の確保に苦慮しながらも、限られた予算の中で、多種多様な住民要望に応えるため、生活関連の社会資本整備や産業の振興、地域福祉の充実、教育環境の整備など、きめ細やかな予算編成に意を用いたところであります。

この結果、一般会計予算は、133億7,623万9千円で、骨格編成でありました前年度との当初対比では2.8%の減で、政策的な予算を追加した6月補正後との対比では6億1,072万2千円の減、率に致しますと4.4%の減となっております。

特別会計につきましては、本年度、健康保険制度の改正により新たに後期高齢者医療特別会計が増え、国民健康保険特別会計など9特別会計と水道事業会計を合わせた10会計の総額は、83億7,495万5千円となり、6月補正後との対比では27億9,405万8千円の減、率では25.0%の減となっております。

これら一般会計と特別会計等の総額では、217億5,119万4千円となり、前年度当初予算に比べ12.6%の減、6月補正後との比較では13.5%の減となっております。

一般会計の歳出について申し上げますと、投資的経費につきましては、総体で15億5,271万6千円で前年度6月補正後との比較では、2億1,235万8千円、12.0%の減となり、主たるものは、道営事業負担金の減であります。

経常経費につきましては、総体で3億9,836万4千円、3.3%の減で、人件費などの減によるものであります。

次に、歳入についてであります。町税につきましては、固定資産税の増収が見込まれるものの、町

民税が所得の減少などにより、昨年より減収が予想されますことから、町税全体では、前年度6月補正後との比較では、1.1%の減で計上いたしております。

地方交付税につきましては、前年との比較では、1億4,021万7千円の減、率にして2.5%の減をもって計上したところであります。

このうち、普通交付税については、地方財政計画に基づき推計した結果、昨年度の決定額より0.2%増の52億2,845万円とし、特別交付税については、合併に伴う優遇措置としての包括算入分、約8千万円を見込んで3億円を計上いたしているところであります。

次に、基金からの繰入金であります。より多くの行政需要に応えるため、財政調整基金から4億円と減債基金から約2億1千万円、まちづくり基金から約8千万円を繰入れ、収支バランスの確保を図ったところであります。なお、減債基金からの繰入れ約2億1千万円のうち、約2億円は、将来における公債費負担適正化のための繰上償還に対する財源手当であります。

地方債の借入れにつきましては、約13億円を見込んでおります。

以上、予算概要について申し上げましたが、引き続き厳しい財政運営が予想されますことから、事務事業の見直しや経常経費の節減に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるといふ地方自治の基本理念のもと、適正な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、組織・機構の改編について申し上げます。

事務事業の効率的な執行を目的に、役場の組織機構を見直すべく検討いたしてまいりましたが、今般、一定の方向性を見出せましたことから、本年4月1日より組織機構の一部を改編することといたしたところであります。

支所などの出先機関や教育委員会等の執行機関をすべて含めた合計で申し上げますと、現行の水道部含む11部32課88系の体制を、11部30課76係へ改編するものであります。また、7月には農業委員会の統合により、さらに1課減り、29課になる予定であります。

見直しの主なものといたしましては、現在、福祉課に配置しております児童福祉係を、福祉課から分離独立させてこども課として新設し、保育所運営などを含む子育て支援対策など、児童福祉行政のさらなる充実を図るものであります。

また、建設部に配置しております車両センターにつきましては、土木課に統合し、道路・公園などの管理を一元化することにより、今まで以上に効率的な業務遂行が図られるものと考えております。

今回の見直しにあたりましては、比較的年齢層の若い職員を中心にした組織機構検討部会を立ち上げ、素案作りを進めてきたところでありますが、役場の組織機構につきましては、その時々々の社会環境や行政需要、行政課題に対処するため、その都度必要に応じて見直すことが重要であると認識いたしているところでもあります。

今後におきましても多様化する住民ニーズに適確に対処することは勿論のこと、住民サービスをさらに高めることができるよう、また、職員数の定員適正化も念頭におきながら、より簡素で効率的・機動的な組織機構を組み立ててまいりたいと考えております。

次に、私ほか両副町長、教育長にかかわる期末手当の役職加算を3年間に限り、適用しないことについて申し上げます。

平成20年度の予算編成においては、自主財源である町税の伸び悩みや主要な歳入である地方交付税が先行き不透明であること、加えて地方債の償還が依然として大きな負担になっていることなど、また、町民各層が、景気低迷の中、厳しい経済状況に置かれている現状を考える時、町民の皆さんと共に痛みを共有する必要があるものと考え、今定例会に関連する議案を提案させていただいたところであります。

本町にとりましては、合併を成就させ3年目を迎えたところでありますが、昨今の地方自治体を取巻く環境は、地方分権改革の進展と財政状況の一層の悪化に伴い、事務事業や補助金などの整理合理化、また、使用料の見直しなどにより町民に負担を求めざるを得ない、非常に厳しい状況が続いているものと認識をいたしております。

今後におきましては、行財政健全化に向けての取り組みはもちろんのこと、多様化する住民ニーズや

行政課題に適切に対処することが強く求められていることから、行政改革の推進が今まで以上に必要となる中で、町民の皆さんの理解を得るためにも、特別職自らの姿勢として期末手当の削減をさせていただくことを、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、第5期総合計画に掲げる5つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の第1、ともに考えともに創る活力あるまちづくり、行財政運営についてであります。

町民の皆さんと行政のパートナーシップによる協働のまちづくりの推進は、私の変わらぬ基本姿勢であります。

地域の抱える課題が多様化、複雑化していく中、多様な主体と行政が対等な立場のもと、それぞれの役割分担で、連携、協力していくことが、今後のまちづくりを進める上で、益々重要になっていくものと考えております。

本町においては、公区が多様な主体の一つとして、大きな役割を担っていただいておりますが、近年は、特に札内地区において、地域活動に関わりを持たない世帯が増えている傾向にあり、地域コミュニティの希薄化が現実のものとなっております。

居住圏を同じくする住民が共通の認識のもと、住みよい地域づくりに向けて、自主的に活動することは、まちづくりの原点とも言えるものであります。

住民同士が互いに支えあい、公的支援も含めて地域全体で助け合うといった自助、共助、公助の仕組みの再生に向け、各種の情報を分かりやすく提供し、情報の共有を図り、住民自治意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、本町が将来にわたり自立した地域として活力を維持していくためには、何よりも安定的な財政基盤を確立することが必要であります。

今般策定いたしました財政健全化推進プランと第3次行政改革大綱推進計画を、町民の皆さんの理解のもと、着実に推進し、自主財源の確保と歳出の抑制に努め、自治体としての運営基盤の安定を図ってまいりたいと考えているところであります。

本年度実施いたします行政改革推進計画の主なものとしたしましては、団体等への補助金等の縮減、先ほども申し上げましたが組織・機構の見直し、効率的な行政運営の面では、戸籍の電算による管理を実施し、戸籍事務の簡素化、迅速化を図って参りたいと考えているところであります。

次に、基本目標の第2、農業を核に競争力のある産業のまちづくり、産業の振興についてであります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

昨今の農業を取り巻く情勢は、肥料等生産資材価格や飼料価格の高騰、さらには、昨年から導入された品目横断的経営安定対策では、農家の手取り水準の低下など、生産者の懸命な努力が報われないということが表面化し、また、生乳も一昨年から減産の効果で国内乳製品の需給が改善され、増産できる状況にありながらも、保留頭数を確保できない状況もあります。

国際農業情勢においては、WTO農業交渉や日豪EPA交渉など農業分野における重要品目に対する関税の取扱いが決定されるという極めて重要な局面を迎えております。

こうした中であって、本町におきましては、時代に即応した農業経営を確立するために、ふるさとづくり事業や農業用廃棄物再生処理対策事業を引き続き実施していくとともに、昨年設立いたしました幕別町担い手育成総合支援協議会を中心に、農業経営の安定化に向けた取組みを推進してまいります。

また、幕別農業振興公社で実施しておりますまくべつ農村アカデミーや農業後継者対策につきましては、今後も農協等関係機関と一体となって進めてまいりたいと考えております。

次に、畜産・酪農振興についてであります。忠類地区での畜産担い手育成総合整備事業を引き続き実施するほか、酪農・畜産農家に対する緊急支援対策として、生乳増産のための乳牛の導入または保留に係る資金に対する利子補給事業、飼料用とうもろこしの作付面積の維持・拡大に係る種子購入に対する助成事業を実施いたします。さらに、町営牧場の入牧料の軽減措置につきましては、今定例会に必要な条例改正の提案をさせていただいたところであります。

土地改良事業につきましては、道営畑総事業が新規着工の明新地区、明野、新川地区であります。それらを含めて4地区、道営一般農道整備事業が1地区の合計5地区で事業を実施してまいります。

また、農地・水・環境保全向上対策につきましては、23の公区が12の活動組織を立ち上げ、おおよそ12,500haの農地を保全する取り組みを始める予定であります。

次に、林業の推進についてであります。森林の有する多面的機能を十分に発揮させる必要性から、国や道、あるいは森林組合と連携を図りながら、民有林の振興や町有林の適期施業を推進してまいります。

また、昨年から取り組んでおりますまくべつ元気の森植樹事業につきましては、学校教育との連携を図りながら引き続き実施し、より多くの子供たちに、森林が持つ機能や効果についての理解促進に努めてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

地域商工業の健全な発展・振興に大きな役割を果たしている商工会に対し、経営改善普及事業費や運営費など所要の助成策を講ずるほか、中小企業融資の積極的な活用と利用者に対する利子補給や保証料補給を継続し、中小企業の育成・振興に努めてまいります。

次に、企業誘致対策についてであります。定住人口の維持・拡大を図る上で、積極的に進めていかなければならない施策の一つと考えております。このため、商工観光課の開発振興係を企業誘致係に改称いたしますとともに、制度面では、従前の企業開発促進補助金に加え、新たな施策といたしまして、雇用促進補助金及び工業用地取得促進補助金を創設すべく、今定例会に条例改正の提案をさせていただいたところであります。

また、帯広市ほか6町による帯広十勝地域産業活性化協議会を設立し、企業立地促進法に基づく国の支援などを活用しながら、地域の特性を活かした産業の集積と活性化を図るため、地域が一体となって取り組む体制を整備してまいります。

次に、雇用対策についてであります。

ただ今申し上げました企業誘致による雇用の創出に努めますとともに、通年雇用促進支援事業による取り組みを推進してまいります。

また、新卒者で未就職者に対する雇用対策事業を引き続き実施するほか、これまで季節労働者対策として町単独で実施してきた市街地通学路の除雪と主要街路の清掃に加え、本年度新たに町道支障木伐採業務を組み入れ、実施いたしてまいります。

次に、観光振興についてであります。豊かな自然に育まれた多様な地域資源を活用するとともに、その観光的価値を高めながら、食べる、見る、遊ぶのほかに、体験するを加えた地域性あふれる観光地づくりを観光物産協会など関係機関と連携して取り組んでまいります。

また、シーニックバイウェイなど広域的な連携・協力による観光客誘致活動の支援やPR活動の展開はもとより、点在する観光資源を多角的に連動して観光客の町内への誘導方策をはじめ、夏フェスタ、ナウマン全道そり大会など地域密着型のイベントの拡充や交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、基本目標の第3、笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり、福祉、保健、防災の推進についてであります。

はじめに、少子化対策、子育て支援について申し上げます。

乳幼児医療費助成事業についてであります。本事業につきましては、一定の所得基準以下の世帯に属する3歳未満の児童及び3歳以上就学前までの町民税非課税世帯に属する児童に対し、自己負担分の全額を助成し、無料といたしているところであります。

本年度は、町単独で、助成対象を拡大し、町民税課税世帯であっても、一定の所得基準以下の世帯に属する3歳以上就学前までの児童につきましては、自己負担分が無料となるよう、助成いたしてまいりたいと考えております。

また、北海道が本年10月から、小学生の入院に係る医療費の自己負担分の一部助成の実施を予定しているとお聞きしており、本町におきましても同様に、入院に係る自己負担分の一部を10月から助成すること

を考えております。

次に、妊婦健診についてであります。現在、無料で実施しております健診の助成回数を2回から5回に増やすとともに、10回を限度として助成しております健診費用の一部助成につきましても、引き続き実施し、安心して産むことができる環境の整備に努めてまいります。

次に、へき地保育所における給食の実施についてであります。へき地保育所を設置する5箇所の運営委員会から学校給食配送についての要望があり、教育委員会と協議を進めてまいりましたが、保育の充実を図る観点から、子育て支援対策の一環として、本年度から実施してまいりたいと考えております。

なお、明倫・古舞・途別・糠内の各保育所へは幕別学校給食センターから、駒島保育所へは、忠類学校給食センターから配送を行う予定であります。

次に、高齢者福祉の推進について申し上げます。

本年度は、平成21年度から23年度までを計画期間とした第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定いたします。

策定にあたりましては、住民の皆さんや事業を利用されている皆さんのご意見をお伺いするとともに、介護保険運営等協議会においてご審議をいただくなど、高齢者の皆さんが地域で安心して暮らしていけるような計画となるよう取り組んでまいります。

次に、高齢者の祭典であります第22回全国健康福祉祭北海道・札幌大会、愛称、ねんりんピック北海道・札幌2009についてであります。平成21年9月5日から4日間の日程により、道内16箇所を会場として開催されることが決定し、本町はパークゴルフの会場地として選定されております。

今後、関係団体に協力を呼びかけしたうえで、本年4月中には大会実行委員会を設立いたして参りたいと考えております。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

はじめに、障害福祉計画についてであります。本年度は、平成21年度から平成23年度までを計画期間とした第2期障害福祉計画を策定いたします。

計画の策定にあたりましては、広くご意見を伺いながら、必要な障害福祉サービスが計画的に提供され、障がい者の皆さんが地域で安心して暮らしていけるような計画となるよう進めてまいります。

次に、障害福祉サービス事業者への支援について申し上げます。

本年4月1日付けをもって指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分を受けることとなりましたフリーダム十勝に代わり、NPO法人幕別町手をつなぐ親の会が受け皿となり、幕別町内のサービス事業所を引き継ぐこととなっております。現在サービスを利用されている方々が、継続してサービスを利用することができるよう、今後とも同法人への支援等に努めて参りたいと考えております。

なお、フリーダム十勝の不正利得に対する返還金については、去る2月26日に返還されましたが、加算金につきましては、関係10市町村で協議を行いました結果、フリーダム十勝については、前理事長死亡後、不正の事実を真摯に受け止め、指定取り消しまでの間、障害福祉サービス事業者として責任を持ってサービスの提供を継続する努力をしていることと、役員報酬や人件費の削減を始め経常経費の削減などに努め、返還財源の確保のため役職員一丸となって取り組んでいる姿勢などを考慮し、加算金は徴収しないという方針とさせていただいたところであります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

はじめに、地域福祉計画についてであります。先に申し上げましたように、本年度は、第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画及び第2期幕別町障害福祉計画の策定年度となっておりますことから、これらの計画と理念を共有し、地域における施策の足りない部分を補うための総合的な計画として、地域福祉計画を策定いたして参ります。

計画の策定にあたりましては、地域福祉計画策定委員会を立ち上げるとともに、社会福祉協議会との連携を図り、地域みんなが共に助け合い、支え合う、だれにでもやさしい福祉社会をつくるための計画となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、福祉灯油引換券の交付状況についてであります。2月末時点で、助成の対象となります975

世帯のうち、83.9%にあたる818世帯から申請があり、引換券の交付をいたしたところであります。

次に、幕別町水道事業給水条例の一部改正に伴う上水道使用料の扶助について申し上げます。

昨年12月の第4回町議会定例会におきまして、水道料金の改定を提案させていただき、現在、議会においてご審議をいただいているところでありますが、議決をいただき、料金改定がなされる際には、低所得者等への配慮から、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯、75歳以上の独居老人世帯及び障害者世帯の非課税世帯を対象といたしまして、対象世帯の水道料金を料金改定前に据え置く助成措置を講じてまいりたいと考えているところであります。

次に介護保険についてであります。地方税法の改正に伴い、介護保険料が急激に上昇する者に対し、激変緩和措置を実施して参りましたが、介護保険法施行令の改正により、平成20年度も引き続き実施することが可能となりましたことから、本町におきましても、激変緩和措置を引き続き実施いたしたく、今定例会に所要の条例改正につきまして、提案をさせていただいたところであります。

次に、保健活動についてであります。医療制度改革によりまして、本年4月から、それぞれの医療保険者が、特定健診及び特定保健指導を実施しなければならないこととされました。

従いまして、これまで町が実施しておりました基本健診につきましては、各医療保険者が、特定健診及び特定保健指導として行うこととなります。

なお、婦人科検診や各種がん検診などの検診につきましては、これまでどおり町が実施し、町民の健康維持増進に努めてまいります。

次に、消費者保護についてであります。必要な情報の提供や啓発活動、消費者講座の実施、消費生活相談業務など、今後も消費者が安心して暮すことができるよう、消費者協会をはじめ関係機関と連携を図りながら、被害の防止に努めてまいります。

次に、基本目標の第4、文化の香る心豊かな学びのまちづくり、教育、文化、スポーツの振興についてであります。

町民一人ひとりが新しいまちづくりに主体的に取り組み、自己実現と心豊かな生活を送るために、生涯にわたり様々な分野において学び続けることができる生涯学習社会の構築がますます重要になっていると考えております。

学校や教育機関、家庭、地域がより一層連携を深め、それぞれの役割を果たし、より良い教育環境づくりを進めていくことが大切であると考えております。

教育委員会との連携のもとに、義務教育施設整備をはじめ、学校教育、社会教育を含めた生涯学習の振興について、一層意を配してまいります。

教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

次に基本目標の第5、自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり、道路、公園、上下水道等についてであります。

はじめに、道路、交通環境の整備について申し上げます。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道につきましては、中札内・大樹間の整備着手となり、昨年12月に更別～大樹間の現地説明会が開催され、想定ルートの明示や現地測量を含めた調査設計を進めることなどの説明があったところであります。今後も関係市町村とも連携を図りながら、早期建設に向けた要請活動を続けてまいりたいと考えております。

国道38号東13号線までの4車線拡幅整備につきましては、用地相続等の関係により時間は経過しておりますが、用地買収補償等の進捗に合わせ整備を進めると伺っているところであります。また、忠類地域の国道236号の歩道設置につきましても、整備要請を続けてまいります。

次に、道道整備についてであります。札内南大通の立体交差事業につきましては、平成22年度までの事業であります。アンダー部分については、平成20年度中に開通が予定されております。

幕別地区の立体交差事業につきましては、平成20年度にすべての工事が完了するとお聞きいたしております。新猿別橋につきましては、本日、3月3日より開通をいたしております。

また、昨年より整備が進められております、道道幕別大樹線の五位～中里間の約2.5kmにつきましては、

引き続き工事が進められるとお聞きしており、早期完成に向けて要請活動を続けてまいります。

なお、懸案であります帯広圏域環状線のみずほ以東の整備につきましては、幕別、札内の立体交差事業期間内での事業着手は難しいとお聞きいたしておりますが、都市計画協議を行うなど、早期の事業着手に向けて活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、町道の整備についてであります。

現在、町道延長881.7 kmに対しまして、改良率68.2%、舗装率57.5%という状況にあります。整備にあたりましては、緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら、計画的に進めてまいりたいと考えております。

なお、本年度事業といたしましては、継続事業として11路線、新規路線として6路線の整備を予定いたしております。

街路事業では、北栄大通の整備を進める一方、国道と3線との交差点改良を含めた北栄西通整備のための用地買収、物件補償等を進めてまいりたいと考えております。

なお、町道における除雪、草刈、砂利道の整備など維持管理につきましては、本年度より幕別地域と同様に忠類地域におきましても、年間を通じて維持管理を行う委託業務により管理を行うことといたしており、効率的で効果的な町道管理を進めてまいりたいと考えております。

また、車両センターと土木課並びに忠類総合支所の建設課と経済課の統合により、道路及び公園維持管理は土木課と総合支所経済課で管理することとなります。パトロールなどを強化し、きめ細かく、かつ迅速な対応を心がけ、安全で快適な道路と公園の環境確保に努めてまいります。

次に、公営住宅の整備について申し上げます。

現在策定作業を進めております公共賃貸住宅ストック総合活用計画につきましては、今月末までに策定作業を終了し、平成20年度から新たな計画に基づいて公営住宅の整備を進めていく予定であります。

計画の中では、現在整備を進めております旭町東団地につきましては、旭町南及び北団地の住み替えがすべて終了いたしましたことから、平成19年度建設の3号棟で旭町東団地の建替事業は終了する予定であり、住み替えの終了いたしました同団地の14棟54戸につきましては、本年度解体を行い、解体後の跡地につきましては、宅地分譲いたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、道営あかしや南団地1号棟及び2号棟の全面改善事業につきましては、先日事業着手となり、本年12月の完成に向け整備が進められるとお聞きをしているところであります。

また、道との協議の中では、昨年完成いたしましたシルバーハウジングとかち野団地の建設にあたっては、道営住宅全体戸数の調整を図るため、道営桂町団地5棟30戸について北海道から本町へ事業主体の変更を行うことで協議を行ってまいりましたことから、平成20年度中に事業主体変更の手続きを進める予定であります。

次に、公園、緑地の整備についてであります。

公園事業といたしましては、緑の基本計画に基づき札内西緑化重点地区内に予定しております近隣公園、街区公園の整備を進めてまいります。本年度は西町南公園の完了を予定しております。

また、広域公園十勝エコロジーパーク幕別エリアにつきましては、十勝エコロジーパーク財団により公園整備が進められておりました15.2ヘクタールの工事が完了し、過日、財団より町へ公園施設の寄付を頂いたところであります。

供用開始は4月を予定いたしており、公園に隣接して千代田新水路、管理棟、魚道観察施設を含む堰横魚道、高水敷魚道などの河川施設もありますことから、開発建設部や財団等の協力も頂きながら、自然観察や治水学習などのソフト面にも配慮した活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、水道事業について申し上げます。

上水道整備につきましては、第3次拡張事業が終了いたしましたことから、本年度より十勝中部広域水道企業団からの全量受水により高い安全性と安定した水道水の供給に努め、配水管の新設7路線及び道道幕別大樹線の立体交差事業関連であります配水管布設替工事を予定いたしております。

また、簡易水道事業では、忠類東部地区において、平成18年度より平成23年度を事業期間とした道営

畑総営農用水事業を進めるほか、幕別地区では幕別簡水配水管布設事業の整備を進め、安定的な水道水の供給に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

本年度事業といたしましては、幕別浄化センターの機械・電気設備更新工事のほか、汚水管新設2路線、雨水管新設1路線の整備を進める一方、公共施設2箇所を含め30戸の個別排水の合併浄化槽を整備する予定であります。

次に、土地利用についてであります。

平成15年度より進められております札内北栄土地区画整理事業につきましては、造成工事が平成19年度で完了いたしましたことから、平成20年度には換地処分を行い、その後3年間で清算業務を行うと伺っております。

なお、全体保留地区画数217区画のうち、101区画、率にして46.5%の販売実績と伺っており、今後の販売が促進されることを期待いたしますとともに、町としても地区内の札内西公園など住環境の整備を引続き進めてまいりたいと考えております。

以上、第1回定例町議会の開会にあたりまして、町政執行に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

冒頭にも申し上げましたが、今後益々行政需要が多様化、複雑化していく中、厳しい財政状況ではありますが、少しでも町民の皆さんの期待に応えられるよう、また、ここに住んで良かったと思われるまちづくりに向けて、職員ともども全力を尽くしていく決意であります。

議員の皆様並びに町民の皆様の、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、執行方針を結ばさせていただきます。

○議長（古川 稔） ただいま執行方針の最中ですが、この際11時まで休憩いたします。

（11：45 休憩）

（11：00 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育委員長から教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

林教育委員長。

○教育委員長（林 郁男） 平成20年第1回幕別町議会定例会の開会にあたり、幕別町教育委員会の所管行政に関する執行方針について申し上げます。

世界が、社会が、めまぐるしく変転する中、教育への期待はますます高まり、教育をめぐる議論が広がっています。言うまでもなく、教育の役割は人づくりであり、国づくり・まちづくりの根幹となるものであります。

新年度におきましても、すべての町民が幕別町を誇りに思い、夢と希望にあふれ、主体性と責任感、高い志と向上心を持ち、心豊かにたくましく暮らせることを目指して、学校・家庭・地域社会が持つそれぞれの教育機能を発揮できる環境づくりを目指してまいります。

合併から2年余が経ち、教育施策の再編、関連団体の統合につきましては、順調に進んでまいりました。このことは、関係各位が互いの立場や培ってきた文化を尊重し、真摯に対応していただいた結果であり、あらためて感謝申し上げるところであります。

国では、平成18年12月に公布・施行された改正教育基本法に基づき、中央教育審議会で教育振興基本計画の策定に向けた検討が進められています。

本町におきましても、第5期幕別町総合計画基本構想に基づき、本町教育の目指すべき姿、総合的かつ計画的に取り組むべき施策を明らかにするため、第4次幕別町生涯学習中期計画を平成20年度に策定いたします。

以下、第5期幕別町総合計画の基本目標、(4)文化の香る心豊かな学びのまちづくりの項目に従い、本年度の主な施策について申し上げます。

一つ目は、生涯にわたる学習社会の形成であります。

知識・技術の習得や、ゆとり、生きがいを求める傾向が強くなり、人々の学習意欲が高まる傾向にあります。

地域の活性化に向けた生涯学習の取り組みは、みつける・みがく・いかすを合言葉に、協働のまちづくりを念頭に置き、住民自らが必要と考える地域や生活の課題を中心に学習プログラムを組み立ててまいります。

しらかば大学では、19年度から、学びの成果を地域に還元するため、課外活動として学校への出前授業を行っており、より一層活躍の場が広がるよう、地域や学校に呼びかけてまいります。

こうした町民の自主的・主体的な生涯学習活動を支援するため、図書館、百年記念ホール、まなびや、資料館、各種スポーツ施設等が、より利用しやすく魅力ある場となるよう努めてまいります。

学習の芽、きっかけは、学校教育、社会教育の領域はもとより、福祉、保健医療、産業などあらゆる分野に潜んでいます。多様なニーズに応えられる学習機会の拡充、学習情報の提供、指導者の発見・確保、団体やサークルの支援策を講じてまいります。

二つ目は、健やかな子どもを育てる学校教育の推進であります。

急速な少子化の進行と家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育に対する期待や要請はますます大きくなっています。

幼稚園教育は、楽しく安全な環境のもと、園児一人ひとりの心に寄り添い、豊かな心情や意欲、態度を育むことが大切であります。

本年度は、従来からの異年齢保育、満3歳児就園、預かり保育、保育相談などに加え、望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校給食センターからの給食の配送・提供を実施してまいります。

学校教育につきましては、生きる力を育むという基本理念を堅持し、児童生徒一人ひとりが学ぶ意欲を高め、確かな学力を身につけるとともに、豊かな心と健やかな身体を育む教育活動を展開するよう、努めてまいります。

また、ふるさとの歴史や風土・文化を学び、時代の新しい課題に対応する能力や自ら考えて行動できる児童生徒を育成するため、地域の特性を生かし、創造性に富んだ教育活動の充実に努めてまいります。

以下、学校教育の主な施策について申し上げます。

これまで、学校における教育課程、学習指導など専門的分野の指導につきましては、十勝教育局の指導・協力のもとに実施してまいりましたが、本年度からは、学校教育推進員を設置し、新学習指導要領にかかる学校への対応や特別支援教育の充実はじめ、導入が予定されている学校評価制度、学校職員評価制度など、専門的分野の課題の解決に取り組んでまいります。

平成19年度からスタートいたしました特別支援教育につきましては、教育活動指導助手を配置するゆとりいきいきパートナー事業を発展拡大して、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うため、各学校の事情に応じて特別支援教育支援員を配置いたします。本年度は、小中学校6校に9名を配置し、通常学級に在籍する学習障がい等の児童生徒も含め、校長の裁量の中で柔軟かつ弾力的に活用いただきます。

また、特別支援教育を推進していく上での最大の課題は、関係機関同士の連携にあると言われておりますことから、昨年12月に発足いたしました幕別町子ども支援連絡協議会を中心に、特別支援教育のあり方を協議いただくとともに、相互の連携を深めながら、就学や就労に関し、子どもや保護者が安心して相談が受けられるような体制の整備に努めてまいります。

次に、地域学習校について申し上げます。

本年度から、幕別町から養護学校などに通学する子どもたちを対象に、居住する地域で学習の場を提供して支援する地域学習校制度に取り組んでまいります。

この制度は、学校だよりの配布などを通じて、学級活動や学校行事などへの参加を促し、地域学習校の児童生徒とのふれあいや活動の場を広げていくことを目的に実施するものであります。

学校図書につきましては、幕別町子どもの読書活動推進計画に基づき、公共図書館との連携を図りながら、充実に努めてまいります。

なお、本年度は、子どもたちの豊かな感性や創造力を育む読書活動を一層推進するため、学校図書標準の蔵書達成率の低い小学校に重点的に予算配分を行います。

次に、教育の日と開かれた学校について申し上げます。

幕別町では、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを見守り、育てていくことを目指し、毎月19日をまくべつ教育の日と位置づけ、地域に開かれた学校づくりに取り組んでまいりました。

今後とも、保護者や地域の方々から信頼される学校づくりに向け、積極的な情報提供に努め、さらに地域との強い絆を結ぶものとなるよう、努めてまいります。

学校給食につきましては、食材として安全安心な地元農産物を可能な限り使用する給食の提供に努めるとともに、食の安全や栄養について理解を深めるための給食指導、栄養指導など、学校給食センターと学校の連携を密にし、食育をさらに充実させてまいります。

学校教育施設につきましては、本年度から2ヵ年で札内中学校の校舎の耐震化及び改修工事に着手するほか、白人小学校のガラスブロックの改修など、計画的に整備を進めるとともに、より良い教育環境の整備に努めてまいります。

次に、小中学校の通学区域の見直しと適正配置について申し上げます。

学校あり方検討会の答申に基づき、本年度から、札内北小学校の区域の一部に札内南小学校も選択することができる通学区域の弾力化を実施いたします。

適正配置につきましては、現在、保護者や地域の方々との協議中であります。学校が地域の核となり、地域の発展に大きく貢献してきた歴史的な背景を踏まえ、今後も、保護者をはじめ地域の方々との慎重に検討を重ねてまいります。

三つ目は、青少年の健全育成の推進であります。

子どもを取り巻く世相、環境のもと、大人が子どもの成長にかかわる当事者としての強い自覚と責任のもと、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を活かし、一体となって子どもたちを育てていくことが一層求められております。

学校におきましては、子どもたちが、生命の大切さや物事の善悪などを深く考え、確かに行動する力を身につけることができるよう、各教科や道徳、特別活動での取り組みを通じ、体験活動を重視した教育活動を推進いたします。

家庭教育では、すべての教育の原点であるとの視点で、幼児期から基本的な生活習慣や食習慣の形成、情操の育成などが十分図れるよう、関係機関との連携を図ってまいります。

地域で子どもたちが安全で健やかに過ごせるよう、また、子どもたちが社会の一員としての自覚を高めることができるよう、PTAや青少年団体、スポーツ少年団など、地域の自主的な活動への支援を図るとともに、さまざまな体験活動やふるさと学習など、児童生徒が地域住民と交流する機会を設け、子どもの健やかな成長を促すとともに、いじめや犯罪などの危険から児童生徒を守るため、地域の力を活かした仕組みづくりに努めます。

四つ目は、優れた芸術・文化活動の推進であります。

芸術・文化の振興は、生活に豊かさと潤いを与え、活力ある地域社会を形成していく上で重要であり、特に、子どもたちが心豊かにたくましく成長していくために大切なものであります。

初心者に配慮した講座や教室の充実、地元アーティストの発表の場、文化を愛する人々の交流やネットワークづくりなどを通じ、芸術・文化が広く深く根を下ろすための取り組みを進めます。

文化協会や町民芸術劇場と連携し、文化講演会、芸術鑑賞会など各種芸術活動の充実にも努めるとともに、百年記念ホールや町民会館、忠類コミュニティセンターなどが芸術・文化活動の中心施設となるよう、その活用を進めてまいります。

特に、百年記念ホールは本年4月より、本町では初の公募型指定管理による運営となることから町民の関心も高く、生涯学習施設ネットワークの中核として、これまで以上にその役割を発揮するよう、指定管理者との連携を密にし、町民の期待に応えるよう力を注いでまいります。

五つ目は、歴史的文化の継承であります。

忠類ナウマン象記念館、蝦夷文化考古館、ふるさと館が、3館それぞれの個性と特徴を活かして連携し、ふるさとの自然史、文化史、郷土史を伝える場として活用を進めてまいります。

また、各地域で歴史的文化の継承・保存に努める団体の活動を支援し、地域の歴史や伝統文化を新町全体の財産として共有し、後世に伝承していく取り組みを支援します。

平成20年度は、ナウマン象の化石骨が発見されてから40周年、ナウマン象記念館が開館して20周年の節目の年となりますことから、北海道開拓記念館の協力を得て、ナウマン象に関する記念講演や特別展示などの記念事業を展開してまいります。

歴史の散歩道は、しらかば大学ナウマン校並びにふるさと館事業委員の協力のもと、忠類地区の史跡を調査・選定し、新たに加えてまいります。

次に埋蔵文化財についてですが、幕別町文化財審議委員会から、札内N遺跡から出土した土偶、土器、石器18点を町指定文化財と指定すべき旨の答申があり、教育委員会の議を経て、記念物として町の指定文化財に決定をいたしたいと考えております。指定を機に、私たちの足元に眠り続けていた縄文文化をさまざまな視点から学ぶため、特別展、巡回展を開催いたします。

最後に、健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進であります。

すべての町民が健康で明るい生活を営むため、スポーツへの関心・意欲を高め、世代を超えて地域ぐるみで、その時々に適したスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

社会体育施設の整備では、20年度に、忠類プールの防水シート改修、陸上競技場の4種公認の更新に伴って走路整備を行います。

また、トレーニング指導員による講座や教室の拡充、設立30周年を迎える体育連盟と連携して、各地域に根ざしたスポーツ団体の育成と、団体間の交流を推進してまいります。

以上、平成20年度の教育行政執行に関する概要を申し述べました。

昨年、43年ぶりに実施された全国学力・学習状況調査やOECDによる生徒の学習到達度調査の結果から、今、学校教育では、基礎的な知識とともに、思考力、判断力、表現力などの活用する力を高めていくことが求められています。

また、子どもを取り巻くさまざまな事件・事故が発生する中、大人が子どもの成長にかかわる当事者としての強い自覚と責任のもと、家庭・学校・地域社会が、それぞれの機能を生かしながら一体となって子どもたちを育てていくことも求められているところであります。

このように、さまざまな問題が取りざたされ、教育の課題とされている時だけに、成長発達の適時に身につけさせるべきことを、家庭も地域も学校も、自らの役割を再確認し、連携し、協働して行動することに努めなければならないと、意を新たにします。

議員の皆様、並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、平成20年度の所信といたします。

○議長（古川 稔） これで行政執行方針は、終わりました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第4、議案第67号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題と致します。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 平成20年3月3日。

幕別町議会議長、古川稔様。

産業建設常任委員長、野原恵子。

産業建設常任委員会報告書。

平成19年12月4日本委員会に付託された事件、議案第67号を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成19年12月13日、平成20年1月29日、2月25日、3日間。

2、審査事件。

議案第67号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

3、審査の経過。

審査にあたっては、担当部局より条例改正に至った経緯及び水道事業に係る資料等を当委員会として請求し、その資料に基づき水道事業の経営内容について詳細な説明を受け慎重に審査がなされた。

委員からは経済情勢が厳しい折、これ以上の住民負担が増えることを危惧する意見も出されたが、起立採決にて結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものでありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

増田議員。

○8番（増田武夫） 日本共産党議員団を代表いたしまして、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

水は生命にとって最も大切なものであります。

水道法では、その目的の中で、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するとしています。

また、地方公営企業法第3条では、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定め、公共の福祉の増進が本来の目的であることを明確にしています。

この立場に立って、地方自治体は、安価で安全な水の供給のために努力しなければなりません。

安全で安い生活用水の供給は、その地域に住民が、安心して生活できる最も重要な要件となります。

しかしながら本町の水道事業会計は、現在でも滞納者が多く、年間50から60件もの給水停止に至る家庭が生まれる事態となっており、公共の福祉の増進に寄与しているかどうか疑問な状況にあります。

市街地が二極化し、不採算な条件を抱えていることもあって、現在でも高額の水道料金を徴収しながら、欠損金が年々累積し多額になっておりますけれども、これまで、それへの対策を行政として取ってこなかった責任があるのではないのでしょうか。

すなわち政府でさえ一定の基準を設けて高料金対策として、繰り入れするための助成をしているにもかかわらず、町として一般会計からの繰り入れなどの対策が全くなされてきておらず、事態を深刻にしております。

その為、今回の値上げによっても収支は好転せず、平成22年度の累積欠損金は平成19年度の1.5倍の11億5千5百万円に、流動資産が現在の70%、32,669万円になると試算されています。値上げするにもかかわらず、状況はさらに悪化して再引き上げが避けられない事態となります。我々の再三の要請にもかかわらず、町は公営企業の独立採算制の原則を理由に、一般会計からの繰り入れを実施しようとしていませんが、思い切った繰り入れなしには問題の解決にはならないことは明らかではないのでしょうか。

以上のことから、この議案に反対する理由は次の様なものであります。

第一に、年金収入、2百万円以下の高齢者が80%を超える状況に加え、灯油の高騰、医療費負担の増加等によって町民の生活には困難が増えています。この時に追い討ちをかけるように、命を支える生活用水の値上げを行い、管内でも上位となる料金にすべきではありません。値上げが更なる滞納者を生むこ

とは避けられず、多くの町民を苦しめることとなります。滞納処理のための能力と経費を考えると、値上げによって生まれる財政的効果は半減し、弊害のほうが大きいと考えられます。値上げの取り止めに求めます。

第二に漏水対策の強化、起債の借り換え、繰上償還など企業努力と共に、法的にも認められた多くの自治体で実施している、高料金対策としての一般会計からの繰り入れによって、現在でも滞納者を生んでいる、決して安いとは言えない料金の引き上げは回避すべきと考えます。

その財源には順調に上がっているとする、合併による財政効果を優先的に活用すること。来年度、思わぬ配分となる、地方再生対策費、1億8千5百万円を地方に住み続けられるようにするために、いかす事などによって捻出して繰り入れすることを求めます。

また、十勝中部広域水道企業団では起債の借り換え等によって、約10億円にのぼる支出減が生まれるとの説明がありましたが、更なる企業努力による経費節減を求め、水の従量料金の引き下げを求めるなど、構成市町村の負担軽減を実現すべきであります。

反対の第三の理由は、2年前の合併の目的やその協定に反していると考えからであります。

合併のメリットとしての住民説明された理由の一つに、合併によって公共料金の値上げが抑制され、住民負担の増加を避けることができることが上げられていました。

更に合併協定書によると、水道料金については合併する年度の翌年度に、幕別町の料金を基準に統一する。ただし忠類地区については、合併する年度の翌年度以降、4年度の経過措置によって、より段階的に調整し、統一すると明記されています。

平成22年4月に、幕別町の現在の料金に統一されることになっています。しかし、基準となるはずの料金が、その年度を待たずに引き上げられる今回の改訂は明らかに合併協定に違反しているといわざるを得ないものであります。

合併を進めてきた最高責任者である岡田町長は、約束を守るためにもこの条例案を撤回すべきであると考えます。

以上、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例への反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 他に討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮り致します。

議案第67号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本案は、委員長の報告とおり可決されました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第5、発議第1号、幕別町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 発議第1号、幕別町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案の理由を先に説明させていただきます。

今回の会議規則の改正につきましては、一般質問の方式を、現在、試行で行っております一問一答制を正式に導入するため、所要の会議規則の改正を行うものであります。

現在の会議規則では、一般質問に関し、会議規則の第6章第55条の規定を準用し、発言の回数を制限しておりますが、これを廃止するものであります。

また、発言時間に関しましては、会議規則56条で、議長は必要があると認めたときは予め発言時間を制限することができることになっておりますので、先の試行で実施いたしておりますとおり、質問、答弁を含め60分以内で行うことといたします。

なお、質問時間の制限については、会議規則の運用内規、第2節の先例として規定をいたしますので申し添えます。

それでは、本規則の改正内容について、発議案の朗読をもって提案をいたします。

発議第1号、幕別町議会議長、古川稔様。

提出者、幕別町議会議員、中橋友子。

賛成者、幕別町議会議員、大野和政議員。幕別町議会議員、乾邦廣議員、であります。

幕別町議会議規則の一部を改正する規則。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

お手元に説明資料がございますので、ご参考に見てください。

幕別町議会議規則の一部を改正する規則。

幕別町議会議規則、昭和62年議会議規則第1号の一部を次のように改正する。

第63条中、第55条、質疑の回数及びびを削る。といたします。

附則。

この規則は、公布の日から施行するものとする。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なし認めます。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第6、議案第1号、平成20年度、幕別町一般会計予算から日程第16、議案第11号、平成20年度、幕別町水道事業会計予算までの11議案を一括議題と致します。

お諮り致します。

議案第1号から、議案第11号までの11議案については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く全議員をもって構成する 予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに致したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から、議案第11号までの11議案については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定い

たしました。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮り致します。

日程第17、議案第12号から、日程第25、議案第20号までの9議案については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17、議案第12号から、日程第25、議案第20号までの9議案については、委員会付託を省略することに決定致しました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第17、議案第12号、平成19年度、幕別町一般会計補正予算 第6号を議題と致します。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第12号、平成19年度幕別町一般会計補正予算第6号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億744万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億1,711万4千円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから5ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございます。

6款農林業費、1項農業費、畜産担い手育成総合整備事業1,692万1千円を繰り越すものであります。

本事業につきましては、北海道農業開発公社が事業主体となり実施しております、草地整備につきましては、受益者の粗飼料の確保において、1番牧草の収量不足により、2～3番牧草の収量を期待せざるを得ない状況となりましたことから、当初1番牧草収穫後に予定をしておりました工事に大幅な遅延が生じ、工期の大幅な変更を余儀なくされたことから、今年度予定いたしておりました工事を翌年度に繰越して実施することとなったため、その町負担金等について繰越すものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正でございます。

3件の債務負担行為を新たに追加するものであります。

はじめに、農業経営基盤強化資金に係る利子補給についてであります。期間、平成20年度から平成44年度、限度額948万4千円について債務負担行為を行うものであります。

農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者が、効率的・安定的な経営体の育成を図るため、経営改善計画に即して行う規模拡大、その他の経営展開に必要な資金を借り入れた場合におきまして、その金利の一部を国が2分の1、道と町が4分の1ずつの割合で利子補給するものであります。

次に、生乳生産基盤確保支援資金に係る利子補給についてであります。本事業につきましては、新年度予算において総合的な酪農経営に対する緊急支援対策を実施する予定で、予算を計上したところであります。

その内生乳生産基盤確保支援資金につきましては、生乳の増産のための乳牛の導入及び保留に係る資金について、融資機関が利子を軽減するとともに、町が年1%の利子補給を実施しようとするものであります。

このことから、事業効果を早期に発現させるため、平成19年度から融資機関において資金の貸付を行

うこととなったため、当該事業によって生じます利子について、期間平成20年度から平成23年度、限度額57万円について債務負担行為するものであります。

次に、幕別ダム操作点検委託料についてであります。期間平成20年度限度額524万5千円円について、債務負担行為を行うものであります。

ダムの管理については平成18年度より幕別町に移管されたことによる管理委託であります。

次に、第4表地方債補正でございます。

追加でございますが、忠類小学校線地方特定道路整備事業に対し、限度額150万円を追加するものでございます。

当初予算において、町道歩道段差解消工事の1事業として計画していましたが、忠類小学校線については地方特定道路整備事業として事業採択となりましたことから、本事業として実施し、その地方債についてこの度追加するものでございます。

次に、廃止でございますが当初南町団地道路10号地方特定道路整備事業として実施する予定でしたが、合併特例債の対象事業となりましたことから、本事業の財源として見込んでおりました地方特定道路整備事業債100万円について廃止をするものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思っております。

地方債の変更でございますが、第三次拡張事業ほか44事業につきましては、事業確定に伴う起債の借入額について変更を行なうものでございます。

それでは、最初に、歳出からご説明を申し上げます。

22ページをお開きいただきたいと思っております。

2款総務費、1項総務管理費、5目一般財産管理費、207万4千円の追加補正でございます。

11節需用費、修繕料であります。本年4月1日より原則公共施設においては完全禁煙とすることといたしました。

しかしながら、役場1階、5階、忠類コミュニティーセンター1階及び教育委員会1階につきましては喫煙する町民の方に対して、タバコの煙が外に漏れないよう完全に仕切った形の喫煙スペースを確保するため庁舎の一部を修繕するための所要の補正を行なおうとするものでございます。

23節償還金利子及び割引料でございますが旧忠類村において旧忠類村土地開発公社が平成9年12月に分譲いたしました、せせらぎ団地の一区画699㎡を211万円で販売いたしました。土地売買契約書の第4条に建築義務として、5年以内に建築を行わなければならないとの義務を課せ、その義務を履行しない場合同契約6条により契約を解除する旨、買受者と契約を行なっているものでございます。

その間、旧忠類村において5ヵ年経過後、買受者と契約条項の確認及び建築についての意向を確認し、建築に向けて努力するとの回答を得たことから、建築義務の延長を5ヵ年間延長してきたものであります。

町といたしましては、これまでも買受者と幾度なく話し合いを持ちましたが、この度平成20年1月に土地解約承認申請書が買受者から提出されたことから、土地売買契約書第6条に基づき、土地代金の100分の1の手数料を差引き、土地代金を返還するものであります。

また、7節賃金、13節委託料につきましては、執行残でございます。

次に、6目近隣センター管理費244万8千円の追加補正でございます。

需用費でございますが、昨今の燃料費高騰による灯油及び電気料の追加でございます。

以下12節役務費、15節工事請負費、19節負担金補助交付金につきましては執行残でございます。

次に9目町有林管理費、172万7千円の減額補正でございます。

町有林整備工事にかかります。執行残でございます。

23ページでございます。

10目町有林造成費、793万9千円の減額でございます。

町有林皆伐、造成工事の執行残でございます。

11目企画費、16万8千円の減額補正でございます。

1 節報酬につきましては、幕別町第 5 期総合計画策定審議会委員に係ります報酬の執行残でございます。

15 目交通防災費、180 万 3 千円の追加補正でございます。

11 節需用費でございますが、21 電気料につきましては、北栄町等に対する防犯灯 80 基増設及び燃料費高騰に対する燃料調整料金の加算による増加に対する補正でございます。

また、防犯灯等修繕料につきましては、例年になく電球の交換が多く発生したことから、今後の修繕に支障をきたしますことから追加補正を行なうものでございます。

防災対策消耗品につきましては、執行残でございます。

24 ページをお開きください。

17 目基金管理費 621 万 1 千円の追加補正でございます。

財政調整基金、減債基金、まちづくり基金の利子あるいは寄附金等を財源として積み立てるものでございます。

18 目、電算管理費、113 万 3 千円の減額補正でございます。

13 節委託料につきましては、執行残でございます。

18 節備品購入費につきましては、平成 20 年度より日常の伝票処理について、電子決済により行なうこととしたため、その日常伝票を審査いたします会計課に大型モニターを購入するものでございます。

20 目総合支所費、114 万 4 千円の減額補正でございます。

7 節賃金、11 節需用費ともに執行残でございます。

25 ページになります。

2 項徴税费、2 目賦課徴収費、73 万 7 千円の追加補正でございます。

12 節役務費につきましては、郵便局を利用し町税等の納付を行なう方が増加したことから、その手数料について補正を行なうものでございます。

23 節償還金利子及び割引料につきましては、町税の修正申告等に係ります過誤の還付金の追加でございます。

次に 3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費、11 万 7 千円の減額補正でございます。

13 節委託料につきましては、住基カード作成委託料でございますが、本年度から所得税の申告を住基カードの個人認証機能を使い電子申告務をすることにより、所得税から 5 千円の控除が受けられることとなりましたことから、発行枚数が当初予算時 30 枚を大幅に上回り 150 枚程度となる見込みのことから、その発行に要する委託料を補正するものでございます。

14 節使用料及び賃貸料については執行残でございます。

次に 4 項選挙費、2 目知事道議選挙費、8 万 9 千円を減額補正するものでございます。

執行残でございます。

26 ページをお開きください。

3 目町長町議選挙費、237 万 2 千円の減額補正でございます。

主に町長選が無投票になったことに伴う、執行残でございます。

次に、4 目参議院議員選挙費、35 万 2 千円の減額補正でございます。

ポスター掲示板設置場所見直しに伴う減等による執行残でございます。

27 ページになりますが、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、380 万 8 千円の追加補正でございます。

28 節繰出金でございますが、国民健康保険特別会計に対する繰出金でございます。

1 節報酬及び 9 節旅費につきましては、執行残でございます。

3 目障害者福祉費 804 万 1 千円の追加補正でございます。

13 節委託料の日中一時支援事業につきましては、利用者が当初平均 18 人を見込んでいましたが、平均 30 人利用となり委託料に不足をきたす見込みとなりましたことから、所要の補正を行なうものでございます。

20節扶助費につきましては、障害者居宅支援費の増でございます。

重度障害者が居宅でサービスを受けるための必要な支援費でございますが、今年度特に居宅介護事業いわゆる、ホームヘルプ事業を受ける時間数が当初と比較いたしますと約700時間伸びているとともに、サービスを受ける方の人数も当初70人から90人へと増加したことに伴います、支援費の増でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、委託料減に伴います執行残でございます。

29ページをお開きください。

4目東十勝障害認定審査会費、28万2千円の減額補正でございます。

執行残でございます。

30ページをお開きください。

5目、福祉医療費、1,010万円の減額補正でございます。

扶助費でございますが、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費扶助でございますが、医療費の減に伴います扶助費の減でございます。

6目老人福祉費、136万9千円の減額補正でございます。

8節報償費以下執行残でございますが、31ページ20節扶助費の老人保護措置費につきましては、養護老人ホーム入所者を当初9名を見込んでいましたが、1名増となりましたことから予算に不足をきたす見込みとなりましたことから、追加補正を行なうものでございます。

28節繰出金につきましては、老人保健特別会計及び介護保険特別会計に対する繰出金でございます。

7目老人医療費 340万円の減額補正でございます。

扶助費でございますが、医療費の減に伴うものでございます。

8目介護支援費 117万6千円の減額補正でございます。

委託料でございますが、介護予防プラン計画樹立者の減等に伴うものでございます。

32ページをお開きください。

10目後期高齢者医療制度準備費 46万1千円の減額補正でございます。

13節委託料でございますが、後期高齢者医療システム改修委託料につきましては、平成20年度より本格的に制度が始まりますが、被用者保険の被扶養者の方につきましては制度加入後2年間は、均等割のみの負担となり、均等割額が半額に軽減され、加えて平成20年度4月から9月までは保険料負担を凍結し、10月から翌年21年の3月までは9割軽減となりますことから、それら保険料の激変緩和措置に対応すべく、後期高齢者医療システムの改修を行なうものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、北海道後期高齢者医療広域負担金の減でございますが、広域連合において平成18年度繰越金が発生いたしましたことから、本町における平成19年度負担金が減額となるものでございます。

11目社会福祉施設費、6万3千円の追加補正でございます。

燃料費高騰に伴います、追加補正でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、492万9千円の減額補正でございます。

20節扶助費でございますが、児童手当の被用者区分の変更に伴います減額でございます。

33ページでございます。

2目児童医療費、75万1千円の追加補正でございます。

13節委託料でございますが、平成20年度予算において就学前の乳幼児について乳幼児医療を町単独助成により無料化する予定でありますことから、それら施策に対応すべくシステムの改修を行なうものでございます。

20節扶助費でございますが、乳幼児医療費の増加に伴う扶助費の増でございます。

34ページをお開きください。

3目常設保育所費、430万円の減額補正でございます。

4節共済費、7節賃金につきましては執行残でございます。

11節需用費につきましては、主にさかえ保育所新築に伴い当初見込みが難しかった費用について所要

の補正を行なうものでございます。

また、賄材料につきましても、入所児童数減に伴います減額でございます。

13節委託料につきましても、広域保育の途中退所に伴います減額でございます。

6目児童館費 63万3千円の減額補正でございます。

執行残でございます。

7目子育て支援センター費 46万3千円でございます。

共済費以下執行残でございます。

35ページになりますが、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、191万6千円の減額補正でございます。

共済費以下執行残でございますが、委託料、負担金及び交付金につきましては、妊産婦の減に伴うものでございます。

3目保健特別対策費 335万6千円の減額補正でございます。

受診者数減等に伴います執行残でございます。

4目診療所費 33万5千円の追加補正でございます。

11節需用費につきましては、燃料費高騰に伴います増、また13節委託料でございますが、忠類診療所の委託料につきましては健診委託等を含めた中で総体的な委託金額を定め委託を行なっていますが、この度の補正につきましては、健診等委託が減少したことに伴い、総体的な委託料が減少いたしますことから、診療所委託料につきましてもその不足分を増額補正を行なうものでございます。

5目環境衛生費 292万6千円の減額補正でございます。

11節需用費につきましては、燃料費高騰に伴う増額補正、28節繰出金につきましては、個別排水処理特別会計繰出金の減でございます。

6目水道費 855万4千円の減額補正でございます。

24節投資及び出資金につきましては、第3次拡張事業に伴います事業費減による負担割合に応じた減額でございます。

28節繰出金につきましては、簡易水道特別会計繰出金でございます。

37ページでございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、1,065万2千円の追加補正でございます。

報酬以下執行残でございますが、19節負担金補助及び交付金の十勝環境複合事務組合負担金につきましては、それぞれの構成町村のごみの排出量によりまして、負担金の金額が変わってまいります。幕別町といたしましてはほぼ計画通りの排出量でございましたが、他市町村の排出量が大きく減となりましたことから、その分関係市町村において負担が増となりましたことから、その負担分について補正を行なうものでございます。

次に5款労働費、1項労働諸費、2目雇用対策費、232万9千円の減額補正でございます。

新規学卒者の、緊急雇用対策事業として新規学卒者を臨時職員として雇用するべく予算措置いたしました。今年度につきましては応募がございませんでしたことから、その所要額について減額補正するものでございます。

38ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、29万8千円の減額補正でございます。

執行残でございます。

2目農業振興費、4,211万円の減額補正でございます。

執行残でございますが、21節貸付金であります農業ゆとりみらい総合資金貸付金につきましては、平成18年度より幕別町農協で振興しています玉ねぎ育苗用ビニールハウスにつきましては、これまで他の資金で融資対象となっていなかったことから、町といたしましては農業振興策の一環として特別枠で融資枠を設けていたましたが、本年度から育苗用ビニールハウスにつきましても他の資金で対応できることとなったところであります。

本資金の基本的な貸付の考え方といたしまして、他の資金で対応できる場合については、他の資金の活用をお願いしておりますことから、本年度につきましては、当該融資枠分につきましてこの度減額補正を行なうものでございます。

39ページでございます。

4目農業施設管理費、89万円の減額補正でございます。

執行残でございます。

6目畜産担い手育成総合整備事業費、2,674万2千円の減額補正でございます。

本事業につきましては、繰越明許費でもご説明いたしましたが、北海道農業開発公社が事業主体となり実施しております。

当初計画いたしておりました、ミルキングパーラ及びスラリーストアーにつきまして、規模の減に伴い事業費の減となったことによる委託料の減額でございます。

7目町営牧場費、453万6千円の減額補正でございます。

報償費以下執行残でございます。

40ページをお開きください。

8目農地費、700万9千円の減額補正でございます。

需用費以下事業確定等に伴います執行残でございます。

9目土地改良事業費、3,400万3千円の減額補正でございます。

委託料以下事業確定等に伴います執行残でございますが、19節負担金補助及び交付金の12番糠内農道整備特別対策事業負担金につきましては、平成15年度から事業を実施してまいりました猿別川に架かります巖橋が平成19年11月14日に完成し、供用が開始されたところでございます。

なお、負担金の減につきましては、実施主体であります北海道の設計金額減及び入札減に伴います町負担金の減額でございます。

42ページをお開きください。

2項林業費、1目林業総務費、260万9千円の減額補正でございます。

執行残でございますが、19節負担金補助及び交付金の12番公費造林推進事業補助金につきましては、災害による植樹本数の減及び樹種をトドマツからカラマツへの変更に伴う事業費の減による補助金の減によるものでございます。

43ページでございます。

2目育苗センター管理費、92万2千円の減額補正でございます。

13委託料以下執行残でございます。

次に7款商工費、1項商工費、3目観光費、28万8千円の減額補正でございます。

9節旅費以下執行残でございます。

4目スキー場管理費、17万2千円の減額補正でございます。

スキー場につきましては、明ヶ野スキー場及び白銀台スキー場につきましては3月9日で終了する予定でありますことから、それら不用額につきまして減額するものでございます。

44ページをお開きください。

5目企業誘致対策費、497万7千円の減額補正でございます。

企業開発促進補助金の額確定に伴います減額でございます。

次に、8款土木費、1項土木管理費、2目道路管理費、468万7千円の追加補正でございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、除排雪機械借上料1,500万円の追加でございます。

除排雪機械借上料につきましては、昨年12月14日に最初の降雪があり、その後、2月23日までの間に、幕別地域3回、忠類地域4回の一斉出動をしたところであります。

当初予算におきます除排雪機械借上料につきましては、一斉出動4回のほか、幹線道路等の路面整正費用を計上させていただいておりましたが、特に12月29日の降雪につきましては幕別地域で40cm、忠類地域では1月24日の降雪で50cmを超える大雪となり、かつ12月29日及び1月24日の両日とも、日中の除

雪となりましたことから作業に時間がかかったところであります。

また2月14日及び24日の猛吹雪による吹込み処理などに対応をしてきたところでありして、これらによりまして、現行予算をほぼ執行いたしますことから、今回15,000千円の追加をさせていただくものがありますが、内容といたしましては、今後、一斉出動1回、路面整正及び吹込み処理に係る借上料を見込み、増額補正を行うものであります。

18節備品購入費につきましては、除雪ドーザー購入に係ります執行残でございます。

3目地籍調査費 168万5千円の減額でございます。

執行残でございます。

45ページでございます。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、1,915万3千円の減額補正でございます。

委託料以下、事業確定に伴います執行残でございます。

49ページをお開きください。

3目道路維持費、51万円の減額補正でございます。

執行残でございます。

4目橋梁維持費、353万7千円の減額補正でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、十勝中央大橋管理費負担金につきましては、19年度橋梁の総合点検調査を実施いたしました。が、発注及び調査期間の関係から負担金の支出時期が平成20年度にずれ込みましたことから、減額補正するものでございます。

50ページをお開きください。

3項都市計画費、1目都市計画総務費、957万2千円の追加補正でございます。

28節繰出金でございますが、公共下水道特別会計繰出金でございます。

2目都市環境管理費、23万1千円の減額補正でございます。

13節委託料につきましては、執行残でございます。

4項住宅費、1目住宅総務費88万4千円の減額補正でございます。

7節賃金以下執行残でございます。

51ページでございます。

2目住宅管理費、338万2千円の減額補正でございます。

執行残でございますが、11節需用費、修繕料につきましては、道営あかしや団地の改修工事に伴います修繕箇所の減によるものが主なものでございます。

3目公営住宅建設事業、344万円の減額補正でございます。

事業費確定に伴います減であります。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、132万4千円の減額補正でございます。東十勝消防事務組合に対する分担金の減額でございます。

52ページになりますが、2目非常備消防費、32万9千円の減額でございます。

消防団費に対する東十勝消防事務組合分担金の減額でございます。

10款教育費、1項教育総務費、3項教育財産費、19万1千円の追加補正でございます。

11節需用費でございますが、修繕料につきましては教員住宅等の修繕に係ります追加でございます。

13節委託料以下につきましては、執行残でございますが、18節備品購入費につきましては、途別小学校及び明倫小学校の教室用ストーブが故障し購入するものでございます。

6目学校給食センター管理費、389万3千円の追加補正でございます。

報酬以下執行残でございますが、53ページでございますが18節備品購入費につきましては、平成20年度よりわかば幼稚園及びへき地保育所において、給食を提供することといたしましたことから、それら給食提供を行なう際の食缶、食器、コンテナ、食器保管庫等所要の備品について整備するものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、128万円の減額補正でございます。賃金以下執行残でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、88万6千円の減額補正でございます。賃金以下執行残でございます。54ページをお開きください。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、96万7千円の減額補正でございます。

執行残でございますが、19節負担金補助及び交付金でございますが、小学生道外研修参加補助金につきましては、20名の参加を予定しておりましたが、参加者が17名と減少したことに伴います執行残でございます。

3目保健体育費、57万9千円の減額補正でございます。

報酬以下執行残でございますが、11節需用費につきましては、町営スケートリンク散水車の修繕であります。翌年度に向けて整備等の必要性が生じたことから、所要の補正を行なうものでございます。

4目青少年育成費、13万7千円の減額補正でございます。

11節需用費でございますが、燃料費高騰に伴います燃料費補正でございます。

55ページになりますが、8目スポーツセンター管理費、74万1千円の減額補正でございます。

執行残でございますが、トレーニング指導員が年度途中で1名減となりましたことから、賃金について減額するものでございます。

10目百年記念ホール管理費、30万3千円の追加補正でございます。

11節需用費につきましては、燃料費高騰に伴います補正でございます。

13節委託料でございますが、舞台設備等保守点検委託料につきましては、公演回数増加に伴います当初契約に対します増加負担分でございます。

11目文化財調査費、45万5千円の減額補正でございます。

11節需用費以下執行残でございます。

56ページをお開きください。

11款公債費、1項公債費、1目元金、3億7,236万4千円の追加補正でございます。

公債費の繰上償還を実施するものでございます。

繰上償還につきましては、この度政府系資金であります旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金につきまして、平成19年度から平成21年度に限り繰上償還を行なう際の補償金を免除し、繰上償還ができることとなったところでございます。

このことから、本町といたしましても公債費の負担軽減を図る上で、本年度繰上償還が実施されます7%以上の資金8本2,093万円について実施するものでございます。

また、本町の財政事情を鑑みまして、過去に借入いたしました銀行等縁故資金の内比較的金利の高い資金につきまして、5本3億5,143万4千円につきましても町独自に繰上償還を実施いたしたくこの度補正を行なうものでございます。

なお、公的資金及び独自の銀行等縁故資金の繰上償還を行なうことに伴います、効果額につきましては利子影響額といたしまして2千304万円となりますが、今後の財政運営におきます効果額につきましては元金分も影響いたしますことから、大変大きな効果が見込まれるものでございます。

次に、2目利子、527万5千円の追加補正でございます。

銀行等縁故債の通常償還日は、4月30日と10月31日であるため、今回平成19年度中に繰上償還を実施することから、平成19年11月1日から今回繰上償還するまでの間の利子について補正を行なうものでございます。

次に3目公債諸費、2万6千円の追加補正でございます。

今回実施いたします、銀行等縁故債の繰上償還を実施する際手数料が生じますことから、所要の補正を行なうものでございます。

次に12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費75万3千円の追加補正でございます。

共済費でございますが、特別職、教育長及び一般職の異動に係ります退職手当組合負担金の追加負担でございます。

57ページであります。14款災害復旧費、1項農林業災害復旧費、1目単独災害復旧費、123万4千円

の減額補正でございます。

執行残でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

○議長（古川 稔） 説明の途中でありますが、この際13時まで休憩いたします。

（12：11 休憩）

（13：00 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補正予算の説明をお願いします。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 先ほど説明をいたしました、歳出の中で誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

22ページになります。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目近隣センタ管理費、15 節工事請負費について訂正をお願いしたいと思います。

工事請負費につきましては、札内北コミュニティセンターの利用者から、トイレの洋式化と段差解消の要望が多いことから、男性用 1 基、女性用 2 基の洋式化等の経費として150万円を追加計上するものがあります。

それでは、歳入のご説明申し上げます。

10ページまでお戻りいただきたいと思います。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、4 千941万円の減額であります。

普通交付税確定に伴います減額でございます。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金、329万 5 千円の減額でございます。

道営畑総事業確定等に伴います分担金の減額でございます。

2 項負担金、1 目民生費負担金、656万 6 千円の減額でございます。

東十勝障害者認定審査会費共同設置負担金につきましては、事業費減に伴います、共同事業負担金の減、常設保育所及び子育て支援センター保育料につきましては、保育児童数等の減による減額でございます。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 目民生使用料、18万 6 千円の追加でございます。

へき地保育所保育料の増でございます。

4 目農林業使用料、50万 6 千円の追加でございます。

農業担い手支援センター使用料につきましては研修生入居者数の減、入牧料につきましては、幕別及び忠類の牧場合わせて96頭の増となりましたことから、追加するものでございます。

7 目教育使用料、51万 8 千円の追加でございます。

学童保育所保育料、札内スポーツセンター使用者等の増に伴う追加でございます。

2 項手数料、2 目民生手数料、243万 7 千円の減額でございます。

介護予防サービスの計画作成数の減に伴う減額が主なものでございます。

3 目衛生手数料、509万 6 千円の減額でございます。

ごみ処理手数料の減でございます。

4 目土木手数料、76万 9 千円の追加でございます。

各種手数料等の増でございます。

12ページをお開きください。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金、73万 3 千円の追加でございます。

障害者保護費国庫負担金でございますが、障害者居宅支援費等の増に伴います、国庫負担分の増額でございます。

児童福祉費負担金につきましては、児童手当の被用者区分の変更に伴う、国の負担区分の増減ござ

います。

2項国庫補助金、2目総務費補助金、7万5千円の追加でございます。合併推進体制整備費補助金充当事業費確定に伴います補正でございます。

3目民生費補助金、2,279万7千円の減額でございます。

細節1の障害者ホームヘルプサービス事業国庫補助金以下、細節5、知的障害者施設支援費及び児童福祉費補助金の細節1、障害児居宅支援費国庫補助金につきましては、国の在宅福祉事業費補助金交付要綱が改正され、補助金から自立支援給付費となったところであります。

このことから、当初予算において補助金として計上していましたが各事業につきまして全額減額補正し、先ほどご説明いたしました障害者保護費国庫負担金として歳入するものでございます。

なお、今年度の障害者保護費国庫負担金につきましては各事業について事業費確定後精算によって措置されることから、当該事業に係る国庫負担につきましては額の確定がなされた後、平成20年度に精算され歳入されるものでございます。

3節老人福祉費補助金の後期高齢者医療制度円滑導入事業費国庫補助金につきましては、歳出でご説明いたしました後期高齢者医療制度実施に伴う保険料の激変緩和措置に対するシステム改修に伴います国の補助金でございます。

4目商工費補助金、4万2千円の減額でございます。

合併推進体制整備費補助金充当事業費確定に伴います補正でございます。

5目土木費補助金、547万3千円の減額でございます。

事業費確定に伴います国庫補助金の補正でございます。

3項国庫委託金、1目総務費委託金、6万9千円の追加でございます。

外国人登録事務費国庫委託金でございます。

14ページをお開きください。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、852万円の追加でございます。

障害者保護費道負担金でございますが、国庫負担金同様障害者居宅支援費等の増に伴います、道負担分の増額でございます。

児童福祉費負担金につきましては、国と同様児童手当の被用者区分の変更に伴う、道の負担区分の増減でございます。

3目農林業費負担金、86万5千円の追加でございます。

農業委員会事務費等に対する道負担金の確定額でございます。

4目土木費負担金、108万9千円の減額でございます。

地籍調査事業費確定に伴う道負担金の減でございます。

2項道補助金、1目民生費補助金、1,619万7千円の減額でございます。

細節1、障害者ホームヘルプサービス事業道補助金以下、細節8、知的障害者施設支援費道補助金及び2節児童福祉補助金の細節3、障害児居宅支援費道補助金につきましては、国同様補助金から自立支援給付費となりましたことから、全額減額するものでございます。

なお、自立支援給付費に対する歳入につきましては、先ほどご説明いたしました、障害者保護費道負担金において歳入されているものでございます。

2目農林業費補助金、171万8千円の追加でございます。

各種事業確定等に伴います同補助金の補正でございます。

3目教育費補助金、278万2千円の追加でございます。

学童保育所にかかる道補助金でございます。

16ページをお開きください。

3項道委託金、1目総務費委託金、1,279万9千円の追加でございます。

道民税及び選挙に係ります道委託金の追加でございます。

2目農林業費委託金、10万4千円の追加でございます。

土地改良及び林業に係ります委託金の追加でございます。

3目土木費委託金、34万2千円の追加でございます。

都市計画関連許可等事務費道委託金につきましては、都市計画法に基づきます、開発行為等に対しまず道委託金の追加でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、41万1千円の追加でございます。

土地及び建物の貸付収入でございます。

2目利子及び配当金、1,571千円の追加でございます。

歳計現金等運用を勘案し基金の運用を図っておりますが、財政調整基金の一部につきましては、期日を指定し定期預金で運用を行なっているところであり、その果実としての利子収入であります。

なお、当該利子につきましては、財政調整基金に積立てるものでございます。

また、まちづくり基金については、合併特例債において積立てを行なっています金額につきましては、運用を行なうこととなっておりますことから、その積み立て分につきましては、期日指定定期預金で運用を図っているものでございます。

なお、運用による果実につきましては、財政調整基金同様に当該基金に積み立てるものでございます。

17ページでございます。

2項財産売却収入、1目不動産売却収入、277万6千円の減額でございます。

除間伐及び皆伐材の売り払い収入でございますが、皆伐材の売り払いにつきましては、当初見込んでいました材積より減少したことに伴います減でございます。

2節土地売却収入につきましては、忠類地域における旧国鉄用地2筆3,113平方メートル及び大空団地1筆575平方メートルの土地について売却を行ないましたことから、追加するものでございます。

2目物品売却収入47万7千円の減額でございます。

生産物売却収入の減でございます。

18款寄付金、1項寄付金、2目総務費寄付金、330万円の追加でございます。

まちづくり基金寄付金の歳入でございますが、同基金に積み立てを行なうものでございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金、3億7,750万円の追加でございます。

歳出公債費でご説明いたしました、政府系資金及び銀行縁故債資金の繰上償還の財源として減債基金から繰入を行なうものでございます。

18ページをお開きいただきたいと思います。

21款諸収入、3項貸付金元利収入、6目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入、497万5千円の追加でございます。

農業ゆとりみらい総合資金貸付金の元利収入でございます。

4項受託事業収入、1目農林業費受託事業収入、2,674万2千円の減額でございます。

歳出でもご説明いたしました、ミルキングパーラー等施設整備に対します事業費の減に伴います受託事業収入の減でございます。

5項雑入、4目雑入、208万4千円の減額でございます。

各種事業に対します歳入の増減であります。主なものにつきましては、細節18番高齢者食の自立支援サービス給食費につきましては、当初月2,200食程度と考えておりましたが、実績といたしましては月1,500食程度と700食減少したことに伴います減でございます。

19ページでございます。

6節国保会計負担金、586万8千円につきましては、本来、国保会計でやらなければならない予防業務等を一般会計にお願いをしているというようなことから、一般会計における予防費に係ります国保会計からの負担でございます。

これにつきましては、道の調整交付金を受け際、このような仕組みで行なわなければならないことから、国保会計から一般会計へ負担金として支出し一般会計で歳入するものでございます。

22款町債、1項町債、1目衛生債、290万円の減額でございます。

水道事業における第3次拡張事業の事業費確定に伴います、一般会計負担分の減額でございます。

2目農林業債、3,720万円の減額でございます。

道営負担金事業の事業費確定に伴います減額でございます。

3目土木債、2,440万円の減額でございます。

19ページから21ページの各事業につきましては、事業確定に伴います町債の減額でございます。

21ページの4目教育債、250万円の減額でございます。

事業費確定に伴います減額でございます。

5目臨時財政対策債、270万円の追加でございます。

普通交付税の振替債でございます臨時財政対策の発行額確定に伴います追加でございます。

7目災害復旧債、20万円の追加でございます。

事業確定に伴います追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第18、議案第13号、平成19年度、幕別町国民健康保険特別会計補正予算第3号から、日程第25、議案20号、平成19年度幕別町水道事業会計補正予算第3号までの8議案を一括議題と致します。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第13号、平成19年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ993万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,102万5千円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから3ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、166万5千円の追加でございます。

13節委託料につきましては、国民健康保険システム改修委託料でございますが、国保に加入しております70歳から74歳の高齢受給者につきましては、法の改正により自己負担割合が1割から2割となったところではありますが、急激な負担増加に対する緩和措置といたしまして、従来の負担割合とすべく1年間凍結することとなったところでもあります。

このことから、その負担割合凍結に対応したシステムの改修が必要となりますことから、補正するものでございます。

なお、本システム改修につきましては全額補助対象となるものでございます。

18節備品購入費、国保事業システムの導入でございますが、後期高齢者医療制度施行に伴いまして、

全面的にシステムの入替えを行なうことが必要となったところであります。新たに導入いたしますシステムが現有のパソコンにおいて動作環境が不十分なため、パソコンも含めてシステムを導入するものでございます。

なお、本事業につきましては特別調整交付金の対象となるものでございます。

2項徴税费、1目賦課徴收費、140万6千円の追加でございます。

12節役務費、コンビに収納手数料につきましては、当初4,600件程度を見込んでいましたが、800件ほど増加する見込でありますことから、所要の補正を行なうものでございます。

18節備品購入費、公用車でございますが、税徴収用公用車の購入を行なうものでございます。

なお、公用車購入に際しまして、役務費及び公課費において所要の補正を行なうものでございます。

また、公用車の購入につきましては、北海道特別調整交付金の対象となるものでございます。

7ページでございます。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、15万4千円を追加するものでございます。

拠出金の確定に伴います追加補正でございます。

6款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費、670万8千円の追加でございます。

18節備品購入費、医療費分析用ソフトでございますが、平成20年度から始まります、特定健診等に向け計画策定及び保健指導をする際に必要となります分析ソフトを購入するものでございます。

なお、財源につきましては、北海道特別調整交付金の対象となるものでございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、一般会計歳入雑入の中でご説明いたしました、北海道の特別調整交付金の対象事業とするため、予防事業に係ります負担について、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に歳入をご説明いたします。

4ページにお戻りください。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目高額医療費共同事業負担金、4万1千円の追加でございます。

拠出金確定に伴います国庫負担金でございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、110万円の追加でございます。

国保事業システム導入に係る交付金の追加でございます。

2目高齢者医療制度円滑導入事業費国庫補助金、21万円の追加でございます。

歳出でご説明いたしました、高齢受給者に対する負担増を凍結するための国民健康保険システム改修に係ります、国の補助金の追加でございます。

4款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金、4万1千円の追加でございます。

拠出金確定に伴います道負担金でございます。

5ページでございます。

2項道補助金、1目都道府県財政調整交付金、376万9千円の追加でございます。

北海道特別調整交付金でございますが、歳出でご説明いたしました公用車購入、医療分析ソフト、国保会計から一般会計への負担金等につきまして交付金の対象になりますことから所要額について補正を行なうものでございます。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、453万5千円の追加でございます。

負担割合に応じた一般会計からの繰入金の追加でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、23万7千円の追加でございます。

繰越金でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第14号、平成19年度幕別町老人保健特別会計補正予算第4号について、ご説明申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入のみの補正予算でございます。

歳入予算の補正後の款項等の区分につきましては、9ページに記載しております第1表、歳入予算補正を参照いただきたいと思います。

10ページをお開きいただきたいと思います。

1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目医療費交付金、2,700万円の減額補正でございます。一定以上の所得者につきましては、公費対象外のため全額支払基金により医療費負担を行なっているところではありますが、当初予算見積りより少なくなることから、通常の負担割合により組み替えるものでございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目医療費負担金、1,800万円の追加でございます。

通常に組み替えたことに伴う国12分の4の負担金でございます。

3 款道支出金、1 項道負担金、1 目医療費負担金、450万円の追加でございます。

これにつきましても、通常に組み替えたことに伴う道12分の1の負担金でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、450万円の追加でございます。

同様に、通常に組み替えたことに伴う町負担分でございます。

以上で、老人保健特別会計補正予算第4号の説明を終わらせていただきます。

次に、11ページになりますが、議案第15号、平成19年度幕別町介護保険特別会計補正予算第3号について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,673万9千円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、12ページから13ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

18ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、94万6千を追加するものであります。

平成16年度及び17年度の税制改正に伴います保険料の急激な上昇を緩和するための措置について平成18年度、19年度と講じてきたところではありますが、これを平成20年度も継続して行うためのシステム改修を行なうものでございます。

また、後期高齢者医療制度の導入に伴い市町村の後期高齢者医療番号を付した受給者情報及び給付情報を管理しなければならないことから、介護保険関連システムの改修を行なおうとするものでございます。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費、12万3千円の減額でございます。

3 節職員手当等につきましては、時間外勤務手当の増でございますが、今年度介護施策を含めた保健福祉の概要を作成いたしましたことから、当該業務全般にわたり時間外が増加したものでございます。

その他、報酬及び旅費につきましては執行残でございます。

19ページになりますが、2 目認定調査等費、79万6千円の減額でございます。

執行残でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費、2,000万円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、居宅介護サービス給付費につきましては、当初予算時、要介護1と要支援2の割合を4対6と見込み当初予算を作成したところでございます。

しかしながら、要介護1から要支援2への移行が当初に比べ少く、引き続き居宅介護サービス等を受けるたが多くいたことに加え、平成18年10月の法改正により、有料老人ホーム等特定施設入居者が増加したことに等しい、本目におけるサービス給付費を増額補正するものでございます。

20ページをお開きください。

2 目地域密着型介護サービス等給付費、600万円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、認知症対応型共同生活介護給付費につきましては、グループホーム等入所者を当初80人を見込んでいましたが、現在84名の方が入所しておりますことから、給付費に不足を生じる恐れがありまして、追加補正を行なおうとするものでございます。

3目施設介護サービス給付費、2,000万円の減額でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、施設介護サービス給付費につきましては、現在老健など施設入所者につきましては185名の方が施設介護サービスを受けておりますが、入所者の要介護度が当初予算積算時より低かったため、給付費総体が減額したことに伴う減額補正でございます。

21ページでございます。

4目居宅介護サービス計画給付費、400万円の減額でございます。

19節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス計画給付費でございますが、当初予算時1人1プランを作成することとし計画いたしました。が、計画が不要な有料老人ホームなど特定施設の利用者が増加したことに加え、1人で複数のサービスを利用する方の増加により、計画作成数が減少したことに伴う減額補正でございます。

22ページをお開きください。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費、1千万円の減額でございます。

19節負担金補助及び交付金、介護予防サービス給付費でございますが、介護サービス給付費でご説明いたしましたが、要介護1から要支援2へ移行した方が少なかったことから、予防給付費の給付が減ったものでございます。

2目介護予防サービス計画給付費、400万円の減額でございます。

19節負担金補助及び交付金、介護予防サービス計画給付費でございますが、今ご説明いたしましたとおり要支援2への移行が少なかったため、その計画に対する給付費につきましても減となったものでございます。

23ページとなります。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、670万円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金、高額介護サービス費でございますが、世帯分離等により対象者が増加したことに伴います追加補正でございます。

24ページをお開きください。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費、530万円の追加でございます。

施設利用者で低所得者の方の食費・居住費の自己負担に対する補足給付費でございますが、これにつきましても世帯分離等に伴う対象者の増による給付費の増額補正でございます。

25ページでございます。

5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防高齢者施策事業費、37万7千円の減額でございます。

執行残でございます。

2項包括支援事業費・任意事業費、2目任意事業費、32万円の減額補正でございます。

13節委託料につきましては、執行残でございます。

次に歳入にうつりさせていただきます。

14ページをお開きいただきたいと思っております。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、102万2千円の追加でございます。

保険料の現年分でございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、21万2千円の減額でございます。

東十勝介護認定審査会共同設置負担金の負担区分に応じた減額でございます。

3款使用料及び手数料、1項手数料、2目民生手数料、13万2千円の追加でございます。

シルバーハウジングにかかわります生活援助員の手数料でございますが、利用者の増によるものでございます。

15ページになりますが、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金、73万5千円の追加でございます。

居宅介護、地域密着型、介護予防等保険給付に係ります国の負担分でございます。

2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金、27万7千円の減額でございます。

介護予防事業及び包括的支援事業・任意事業に係ります国の負担割合に応じた減額補正でございます。

4目介護保険料激変緩和措置継続等システム改修補助金、47万2千円の追加でございます。

歳出でご説明いたしました、保険料の激変緩和措置継続システム及び後期高齢者医療制度に伴うシステム改修に対する国2分の1の補助金でございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支払基金交付金、11万7千円の減額補正でございます。

介護予防事業に係ります支払基金の負担割合に応じた減額でございます。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、73万5千円の減額でございます。

居宅介護、地域密着型、介護予防等保険給付に係ります道の負担分でございます。

2項道補助金、1目地域支援事業道交付金、13万8千円の減額でございます。

介護予防事業及び包括的支援事業・任意事業に係ります道の負担割合に応じた補助金の減額補正でございます。

17ページになりますが、8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、29万6千円の減額でございます。

一般会計繰入金でございますが、地域支援事業につきましては、町の負担割合に応じた減額補正でございますが、4節その他一般会計繰入金の介護保険料激変緩和措置継続等システム改修繰入金につきましては、国の補助分を除きまして、一般会計から繰入するものでございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、1,267万4千円の減額でございます。

本来給付費に充当すべく保険料の不足分を補てんするための基金でございますが、年度内の補正予算につきましては、保険料が未確定な点等から、会計内の財源調整を行なうべく基金を持って実施してきたところでありますが、保険料の納入状況及び事業費の決算見込みが立ちましたことから、前年度からの繰越金を充当するとともに各給付費について保険料での負担分を充当し、基金につきましては戻し入れを行なうものでございます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1,141万8千円の追加でございます。

前年度繰越金でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算第3号の説明を終わります。

次に、27ページになりますが、議案第16号、平成19年度幕別町簡易水道特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,849万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,864万3千円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、28ページから29ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

30ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、地方債補正でございます。

変更でございますが、幕別簡水施設整備事業ほか3事業につきまして事業費確定に伴います地方債の増並びに減額でございます。

なお、幕別簡水配水管布設事業につきましては、簡易水道事業に対します国の補助制度が変更となりましたことから、事業変更を行なったことから大幅に減額したものでございます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

34ページをお開きください。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費、1,849万円の減額でございます。

3 節職員手当等から以下執行残でございますが、19節負担金補助及び交付金でございますが、忠類東部地区道営畑事業負担金につきましては、北海道が事業主体として実施していますが、事業精算に伴います町負担金の減額でございます。

23節償還金利子及び割引料でございますが、起債償還元金につきましては、公的資金補償金免除繰上償還に伴います元金の一括償還でございます。なお、繰上償還につきましては借換債を発行して繰上償還を行なおうとするものでございます。

起債償還利子につきましては、当初予算時における算定した金利と実行金利との差額について減額補正するものでございます。

次に歳入でございます。

31ページにお戻りいただきたいと思えます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金、1,395万1千円の減額でございます。

当初予定していました移設箇所の変更に伴い減額となったものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、544万7千円の減額でございます。

各簡易水道における使用料減に伴う減額でございますが、大きな要因といたしまして、国営かんがい排水事業に伴う営農用水としての使用料減によるものでございます。

2 項手数料、1 手数料、10万2千円の追加でございます。

給水装置の新設等にかかる設計手数料の増でございます。

32ページをお開きください。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、570万4千円の減額でございます。

一般会計からの繰入金でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、17万1千円の追加でございます。

6 款諸収入、1 項消費税還付金、1 目消費税還付金、713万9千円の追加でございます。

消費税確定に伴う還付金でございます。

7 款町債、1 項町債、1 目水道事業債、350万円の減額でございます。

事業費確定に伴います減額でございます。

33ページになりますが、2 目借換債、270万円の追加でございます。

今年度から始まりました、公的資金補償金免除の繰上償還制度に伴い、その財源として借換債を発行するものでございます。

今回の繰上償還の対象本数は1 本、利率7.1%の資金について、借換により繰上償還を実施するものでございます。

なお、公的資金繰上償還に伴います借換債の発行につきましては、公営企業金融公庫に対するものと、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金がありますが、その資金によって地方債の発行における扱いが異なります。

この度簡易水道特別会計における繰上償還につきましては旧資金運用部資金でございますが、全額銀行等縁故債資金により借換を行なうものでございます。

その際、対象起債一本毎借り換えを実施いたしますが、その借換債の発行に対します議会における議決につきましては、当時の議会の議決により繰上償還の表中の償還の方法によって議決がなされている範囲内での借り換えとなりますことから、30ページ第2表地方債補正における議決事項となりませんのでご理解いただきたいと思えます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算第3号の説明を終わります。

次に、35ページになりますが、議案第17号、平成19年度幕別町公共下水道特別会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8,341万4千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,149万3千円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、36ページから37ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

38ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、地方債補正でございます。

追加でございますが、公営企業借換債、4億2,840万円でございます。

この度の、公的資金補償金免除制度における、繰上償還を実施するものでございますが、先ほど簡易水道特別会計でご説明いたしました、繰上償還する際、その資金によって地方債の発行に関しまして、扱いが異なるものでございます。

公共下水道特別会計における公的資金繰上償還につきましては、簡水特会でご説明いたしました、旧資金運用部資金の繰上償還につきましては、3億7952万2千円、公営企業金融公庫資金の繰上償還につきましては4億2,947万8千円を行なうものでございますが、その財源として、借換債を発行し実施するものでございます。

その際、旧資金運用部資金につきましては、簡易水道特別会計同様新たな地方債発行という考え方ではなく、あくまで現有資金の借換であるという考え方でございますので、ここで地方債の補正はいたしません、公営企業金融公庫資金については、公営企業金融公庫資金によって借換を行なうものでございます。

その場合については、公営企業金融公庫より新たな起債として扱うことから、市町村において地方債の予算措置を行うよう同公庫から通知がございましたことから、この度、公庫から借換えを行います、4億2,947万8千円の内、限度額4億2,840万円につきまして議決を得ようとするものでございます。

続きまして、39ページでございますが変更でございます。

公共下水道建設事業ほか2起債につきまして、事業費確定及び許可額確定に伴います変更でございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

41ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、29万9千円の減額でございます。

職員の時間外に対します補正及び十勝環境複合事務組合に対する負担金減によります補正でございます。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、2,742万6千円の減額でございます。

14節使用料及び賃借料以下執行残でございますが、15節工事請負費につきましては、工法変更に伴います減額が主なものでございます。

42ページをお開きください。

2項下水道管理費、1目浄化センター管理費、378万8千円の追加でございます。

12節役務費及び13節委託料につきましては、汚泥の発生が当初予算時に比べ多いことから、所要の補正を行なうものでございます。

3目管渠維持管理費、172万1千円の減額でございます。

執行残でございます。

3款公債費、1項公債費、1目元金、8億900万円の追加でございます。

23節償還金利子及び割引料、起債償還元金でございますが、先ほどご説明いたしました、公的資金繰上償還にかかります繰上償還でございます。

内容といたしましては、旧資金運用部資金18本、3億7,952万2千円、公営企業金融公庫資金19本 4億2,947万8千円でございます、金利につきましては、7.5%から5.5%までの起債について借り換えるものでございます。

2目利子、7万2千円の追加でございます。

公的資金繰上償還の内、公営企業金融公庫資金につきましては、通常償還日であります3月20日に繰

上償還するものでございますが、今年度につきましては3月20日が休日のため、金融機関が休みとなりますことから、繰上償還日が3月21日となり、1日分の利息が発生いたしますことから、所要の補正を行なうものでございます。

次に歳入をご説明いたします。

40ページにお戻りください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業補助金、65万円を減額するものでございます。事業費確定に伴います補助金の減額でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、966万4千円の追加でございます。一般会計からの繰入金でございます。

7款町債、1項町債、1目都市計画事業債、3,020万円の減額でございます。事業費確定に伴います減額でございます。

2目資本費平準化債、240万円の減額でございます。

高資本対策として起債額が確定いたしましたことから減額するものでございます。

4目借換債、公的資金繰上償還を行なうにあたり財源として借換債を発行するものでございます。

以上で、公共下水道特別会計補正予算第5号の説明を終わります。

続きまして44ページをお開きいただきたいと思います。

議案第18号、平成19年度個別排水処理特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,963万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,458万1千円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、45ページから46ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

47ページになりますが、第2表、地方債補正でございます。

変更でございますが、事業費確定に伴います減額でございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

50ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、36万円の減額でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、執行残でございます。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理建設費、2,717万9千円の減額でございます。

執行残でございますが、15節工事請負費につきましては、工法変更に伴います工事費の減でございます。

51ページをお開きください。

2項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費、150万4千円の減額でございます。

12節委託料につきましては、発生汚泥の増加に伴います追加補正でございます。

3款公債費、1項公債費、2目利子、59万4千円の減額でございます。

借入実行金利と当初予算金利との差額でございます。

次に歳入をご説明いたします。

48ページにお戻りいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金、109万9千円の減額でございます。設置規模の減等に伴います減額でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、86万7千円の減額でございます。使用料の減でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、339万7千円の減額でございます。一般会計繰入金の減でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、107万1千円の追加でございます。繰越金でございます。

49ページをお開きください。

5 款諸収入、2 項消費税還付金、1 目消費税還付金、205万5千円の追加でございます。消費税確定に伴います補正でございます。

6 款町債、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債、2,740万円の減額でございます。工法の変更に伴う事業費確定による減額でございます。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

次に52ページになりますが、議案第19号、平成19年度農業集落排水特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億673万7千円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、53ページから54ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

55ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 地方債補正でございます。

変更でございますが、事業費確定に伴います減額でございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

57ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、25万円の減額でございます。

27節公課費、消費税でございますが、本会計が合併時新設されたものでございますが、平成18年度決算確定後の基準期間課税売上が1,000万円を超えますことから、平成18年8月24日に消費税課税事業者選択届出書及び消費税簡易課税制度選択届出書を税務署に提出したところであります。

その際、消費税適用開始課税期間につきましては、課税事業者としての届出を行なった翌課税期間である平成19年4月1日から平成20年3月31日となることから、今年度中に消費税の支払が発生しないことから全額減額するものでございます。

なお、納税義務につきましては決算確定後平成20年9月末となるものでございます。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、12万2千の追加でございます。

11節需用費、電気料及び修繕料に対します補正でございますが、修繕費につきましては、排水処理施設内機械の緊急修繕費用として、補正するものでございます。

13節委託料につきましては執行残でございます。

58ページでございます。

2 款事業費、4 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費、2万3千円の減額でございます。

工事の執行残でございます。

次に歳入についてご説明を申し上げます。

56ページにお戻りいただきたいと思います。

2 款繰入金、2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、48万4千円の減額でございます。

一般会計繰入金の減額でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、56万6千円の追加でございます。

繰越金でございます。

4 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目排水処理施設管理費補助金、3万3千円の減額でございます。

事業費確定に伴います、合併推進体制整備費国庫補助金の減額でございます。

5 款町債、1 項町債、1 目農業集落排水整備事業債、20万円の減額でございます。

事業費確定に伴います減額でございます。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算第3号の説明を終わらせていただきます。

次に59ページになりますが、議案第20号、平成19年度幕別町水道事業会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、4条予算に係ります資本的収入及び支出の補正でございます。

資本的収入、既決予定額6億1,428万4千円から補正予定額、8,545万円を減額し、5億2,883万4千円と定めるものでございます。

資本的支出でございますが、既決予定額、7億5,073万1千円から補正予定額9,313万5千円を減額し、6億5,759万6千円と定めるものでございます。

なお、本補正によります当年度分損益勘定留保資金は、1億2,876万2千円となるものでございます。

次に、60ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算第3条でございますが、予算第5条に定めた起債の限度額の変更でございます。

各事業とも事業費確定に伴います減額でございますが、総額で7,410万円の減額となります。

次に、補正予算第4条につきましては、水道事業会計当初予算第6条に定めております、弾力条項の適用ができない経費の額を4,674万3千円に改めるものでございます。

62ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、6,613万8千円の減額でございます。

2節手当以下執行残でございます。

26節工事請負費でございますが、当初予定しておりました工事につきまして事業精査を行い、工事箇所の変更を行ないましたことから、大きく減額をしたものでございます。

2目営業設備費、752万1千円の減額でございます。

8節備消耗品費以下執行残でございます。

20目第3次拡張事業費、2,702万7千円の減額でございます。

執行残でございます。

4項企業債償還金、1目企業債償還金、755万1千円の追加でございます。

公的資金補償金免除制度による繰上償還でございますが、2本の資金について実行するものでございます。

なお、借換前の金利につきましては、年利8.0%と7.1%の資金について実行するものでございます。

次に資本的収入でございます。

61ページにお戻りいただきたいと思います。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、6,670万円の減額でございます。

事業費等確定に伴うものでございますが、細節3、公的資金借換債につきましては、先ほどご説明いたしました、公的資金補償金免除繰上償還の財源として借換債を発行するものでございます。

3項出資金、1目負担区分に基づく出資金、285万円の減額でございます。

第3次拡張事業費確定に伴います、負担区分によります一般会計からの出資金の減額でございます。

4項補助金、1目国庫補助金、285万円の減額でございます。

事業費確定に伴います、減額補正でございます。

6項負担金、1目負担金、1,305万円の減額でございます。

水道管移設工事負担金の減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、8議案について、一括して質疑を許します。

（ないの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

議案第13号、平成19年度、幕別町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

次に、お諮り致します。

議案第14号、平成19年度、幕別町老人保健特別会計補正予算第4号は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案の通り可決されました。

次に、お諮り致します。

議案第15号、平成19年度、幕別町介護保険特別会計補正予算第3号は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案の通り可決されました。

次に、お諮り致します。

議案第16号、平成19年度、幕別町簡易水道特別会計補正予算第3号は原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案の通り可決されました。

次に、お諮り致します。

議案第17号、平成19年度、幕別町公共下水道特別会計補正予算第5号は原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案の通り可決されました。

次に、お諮り致します。

議案第18号、平成19年度、幕別町個別排水処理特別会計補正予算第1号は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） したがって、本案は原案の通り可決されました。

次に、お諮り致します。

議案第19号、平成19年度、幕別町農業集落排水特別会計補正予算第3号は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

次に、お諮り致します。

議案第20号、平成19年度、幕別町水道事業会計補正予算第3号は、原案の通り決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

[議案の委員会付託]

○議長（古川 稔） 日程第26、議案第21号、幕別町後期高齢者医療に関する条例を議題と致します。
説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第21号、幕後期別等高齢者医療に関する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

本年4月から施行されます、後期高齢者医療制度や健康保険法等の一部を改正する法律おきまして、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められたことにより、今までの老人保健制度から、75歳以上の方を対象とした新しい医療制度にかわるものであります。

後期高齢者医療制度は、都道府県を単位として設立されました広域連合が保険者となり、制度を運営するものでありまして、北海道におきましては、平成19年3月1日に設立されました、北海道後期高齢者医療広域連合が制度の運営を行うこととなっております。

しかしながら、法令等におきまして、保険料の徴収や被保険者の減益の推進に寄与するものとして、各種申請、届け出の受付や被保険者証の引渡し等につきましては、町が行う事務として定められておりますことから、本条例におきまして、それら事務に関します事項について規定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第1条は、条例制定の趣旨について規定したものであります。後期高齢者医療の事務につきましては、法令及び北海道後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例で定めるものほかは、この条例によりまして規定するものとしてあります。

第2条は、後期高齢者医療の事務の内、町において行う事務につきまして、規定したものであります。

主なものとしたしましては、保険料の徴収、被保険者の資格、取得、喪失に関する届出の受付等、法令で定められた事務のほか、第1号にあります、葬祭費の支給に係る申請書の受付や、第2号の広域連合で賦課決定いたしました保険料の額に係る通知書の引渡し等、第1号から第8号までの事務となっております。

第3条は後期高齢者医療保険料を、徴収すべき被保険者につきまして規定したものであります。

後期高齢者医療制度におきましては、被保険者全員が保険料を負担する義務を負いますが、第1号で徴収すべき被保険者を幕別町内に住所を有する被保険者と定め、第2号におきまして、第1項のほか、北海道以外の他の都府県にあります、病院や施設等に入所するため本町から転出した被保険者、いわゆる住所地特例者につきましても、幕別町で保険料を徴収すると定めるものであります。

議案書の2ページをご覧ください。

第4条は、普通徴収に係る保険料の納期につきまして規定したものであります。

後期高齢者医療保険料につきましては、原則年金からの天引き、いわゆる特別徴収の方法により保険料を納めることとなりますが、特別徴収の方法による場合を除きましては、普通徴収の方法により納付することとなっておりますことから、第1項で普通徴収の納期を6月から翌年1月まで、毎月徴収することとし、8期に定めるものであります。

なお、特別徴収に係ります規定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に定められておりますことから、条例に規定する必要がないものであります。

第2項は、第1項で定めました納期によりがたいと認められる場合には、別に定めることができる旨を規定するものであります。

第3項は、納期ごとの分割金額につきまして、100円未満の端数が生じる場合の取り扱いについて規定するものであります。

第5条は延滞金につきまして規定したものであります。

延滞金につきましては、広域連合の条例によりまして、市町村が被保険者から徴収し広域連合に納付することとなっております。なお、率につきましては、地方税法に準拠して定めております。

3ページになりますが、第6条は規則への委任につきまして規定したものであります。

第7条、第8条及び第9条は高齢者の医療に関する法律によりまして、条例に定めらることによって課することができるかとされており、過料につきまして規定するものであります。

附則第1条は施行期日を規定したものでありまして、平成20年4月1日とするものであります。

附則第2条は、平成20年度における被用者保険の被扶養者に係る、後期高齢者医療保険料の徴収に関する特例について規定したものでありまして、後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であった方につきましては、平成20年度は、第1期から第4期までは保険料の納付を要せず、第5期から第8期までの納期とするものであります。

附則第3条は、延滞金の割合の特例を定めたものでありまして、地方税法の特例によりまして、延滞金の年7.3%の割合について、当分の間、特例基準割合、これは従来公定歩合と呼ばれていたもので、現在の商業手形の基準割引利率及び、基準貸付利率に4%を加算したものをいいますが、これが年7.3%に満たない場合、この特例基準割合の率とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定致しました。

[委員会付託]

○議長（古川 稔） 議案第21号 幕別町後期高齢者医療に関する条例は民生常任委員会に付託いたします。

[陳情の付託]

○議長（古川 稔） 日程第27、陳情第1号、アイヌ民族に関する総合的施策確立のため国に審議機関設置を求める意見書の提出についてを議題と致します。

只今、議題となっております、陳情第1号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第28、陳情第2号、地域医療の確保に関する意見書の提出を求める陳情を議題と致します。

只今、議題となっております、陳情第2号は、民生常任委員会に付託いたします。

日程第29、陳情第3号、保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外の意見書を求める陳情書を議題と致します。

只今、議題となっております、陳情第3号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮り致します。

議事の都合により明四4日から11日までの、8日間は休会致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、3月4日から、3月11日までの8日間は休会することに決定致しました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会致します。

なお、議会再開は3月12日、午前10時からであります。

14:07 散会

第 1 回 幕別町議会定例会

議 事 日 程

平成20年第 1 回 幕別町議会定例会

(平成20年 3 月12日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条、第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫

(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

会 議 録

平成20年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成20年3月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月12日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 14 永井繁樹 | 15 杉山晴夫 |
| 16 大野和政 | 17 杉坂達男 | 18 助川順一 | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

副 町 長 高橋平明

副 町 長 遠藤清一

教 育 長 金子隆司

教 育 委 員 長 林 郁男

代 表 監 査 委 員 市川富美男

会 計 管 理 者 菅 好弘

総 務 部 長 増子一馬

経 済 部 長 藤内和三

民 生 部 長 新屋敷清志

企 画 室 長 佐藤昌親

建 設 部 長 高橋政雄

忠類総合支所長 川島廣美

札 内 支 所 長 熊谷直則

教 育 部 長 水谷幸雄

総 務 課 長 川瀬俊彦

税 務 課 長 前川満博

糠 内 出 張 所 長 中川輝彦

企 画 室 参 事 羽磨知成

町 民 課 長 田村修一

農 林 課 長 菅野勇次

商 工 観 光 課 長 八代芳雄

経 済 部 参 事 田井啓一

車 両 セ ン タ ー 所 長 森 範康

会 計 課 長 鎌田光洋

地 域 振 興 課 長 姉崎二三男

経 済 課 長 飯田晴義

建 設 課 長 吉田隆一

学 校 教 育 課 長 伊藤博明

学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 仲上雄治

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 |
|--------|--------|--------|

議事の経過

(平成20年3月12日 10:00 開会・開議)

[開議宣言]

○議長(古川 稔) これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番前川雅志議員、7番野原議員、8番増田議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長(古川 稔) 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

議事の都合により、一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

○14番(永井繁樹) 通告に従いまして、幕別町独自の指定管理者評価制度の創設についてをお伺いいたします。

2003年9月の地方自治法の改正に伴い、指定管理者制度が全国的に導入され、新たな公の施設の管理が始まっています。

幕別町においても約2年前から一部導入が開始されました。

多くの自治体では、財政支出の低減とサービス水準の向上を期待して2006年度から本格的に指定管理者制度を導入しており、今後は、その効果を検証し、問題がある場合には改善していくことが重要です。

そのためには、自治体は、指定管理者による管理の状況を常に確認・評価し、指定管理者と協働して適切な管理がなされるよう取り組んでいくことが必要です。

また、指定管理者制度を導入せずに、直接自治体が管理運営を行っている施設や業者に管理を委託している施設についても、財政支出の低減とサービス向上を図っていく上で評価を行い、将来の指定管理者制度等を導入するかどうかについて検討していくことが重要になります。

しかしながら、自治体が公共施設の管理の状況を確認・評価すること、すなわち事業評価(モニタリング)の実施方法は、初めての試みであるため、その適切な方法が確立されておらず、各自治体とも十分な検討がなされていないのが現状です。

指定管理者制度が導入され、従来の管理者に加え、株式会社やNPO法人などのさまざまな主体が管理できるようになった今、事業評価を怠ると、重大な事故・事件の予兆を見逃したり、指定管理者の運営事業、もしくは組織そのものが破綻した時に、施設の運営を継続できないといったリスクが発生する可能性があります。

また、こうした重大なことに至らなくても、コスト削減を重視した結果、公共サービスの水準が低下したり、あるいは管理が不適切であったために結果として行政コストが高くなるなどの可能性も考えられます。

一方、管理の現場を見ると、自治体及び指定管理者が事業評価のために業務を増やしていくことは現実的とはいえません。そのため、各自治体では、その自治体の実情に即した公共施設に対する事業評価全体の仕組みを検討し、実用的に運用していくことが重要です。幕別町が行うべき事業評価のあり方について研究・整理をし、早急に幕別町独自の指定管理者評価制度の創設をすべきと考えます。

以上を踏まえ、以下について町長の考えを伺います。

まず、幕別町独自の指定管理者評価制度の創設を進めていく上で、同制度導入に関する基本方針及び評価基準と各施設に係わる管理基準及びサービス水準との兼ね合いを考え合わせ、総体的な評価制度としていく必要があると思うが、どのように考えているのか。

2点目に、指定管理者制度を導入している施設だけでなく、公共施設全般について管理の状況を確認や評価することの事業評価、いわゆる、公共施設の事業評価システムの構築について伺います。

3点目、評価制度の構図、いわゆる組織をどのように考えているのか。

私が考えるに、(ア)として、指定管理者審査会の設置。

(イ)として、施設を所管する部課を審査会の部会として位置づける。

(ウ)として、評価は部会が施設ごとに行い、その中には、1点目、施設によるサービス提供（利用時間帯の厳守、適正な人員配置、利用者の安全確保、苦情への対応と報告など）。

2点目には、事業（施設の目的に沿ってサービスが提供されているか、自主事業の利用実績など）について。

3点目には、施設の管理（個人情報保護、清掃・警備・衛生管理、省エネ・省資源・環境配慮など）です。

4点目に、歳入歳出（管理経費の削減努力、事業経費見直しによる収支改善努力など）です。

4点目に、評価制度の流れについてであります。これも私が考えるに、(ア)として、幹事会による2次評価の実施と審査会への報告をする。

(イ)としまして、審査会による所管部課へのヒヤリングや施設の視察調査の実施、施設管理の状況と改善の方向性をまとめ、これらを町長に答申する。

(ウ)としまして、町長はその答申をもとに、よりよい施設管理に向けて、必要な改善措置を実施する。

次に、大きな5点目ですが、事業評価にかかわる各実施主体の役割についてですが、一つ目に、事業評価における指定管理者の役割です。これらは、日報作成、事業報告書作成、利用者アンケートの実施、ワークショップ等の開催などがございます。

2点目に、事業評価における自治体の役割です。

事業報告書の確認、評価審査会等の開催、業務改善勧告、立ち入り検査、独自調査などです。

3点目に、事業評価における第3者の役割について。

利用者の立場から見た評価や苦情・要望を伝え、有識者やコンサルタントによって助言や評価などを行う。

このような役割がありますが、現時点、幕別町ではどのように考えられているか。

最後になりますが、事業評価に用いるデータについてです。

一つには、指定管理者が提出する事業報告書について。

二つ目に、自治体の職員が行う現地調査情報について。

3点目に、利用者の施設運営に関する評価について。

これらについてはどのような認識と考え方を持っておられるか、伺うものであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町独自の指定管理者評価制度の創設について」であります。

本町における指定管理者制度の導入及び運用にあたりましては、民間の活力を生かして地域住民の皆さんにより良いサービスの提供を図り、合わせて経費の節減も図れるように、慎重かつ確実に一步一步

進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

平成18年2月に幕別町指定管理者制度導入基本指針を策定し、アルコ236は平成18年4月1日から、そして道の駅・忠類は平成19年4月1日から施設の管理運営を指定管理者に委託しているところでもあり、まもなく制度導入から2年が経過することになります。

この間、町といたしましては、まずは施設の利用面においてサービスの向上が図られるということが最優先課題と考え、指定管理者に対し、両施設の管理運営に係る業務内容、収支状況、利用者状況などについて、必要に応じて報告を求め、現場にて実地の調査・情報交換・意見交換などを行ったうえで、改善等の対応が必要と判断した場合は、迅速かつ適正な対処に努めるよう指示をしてきたところであります。

また、利用者からの苦情・提言、指定管理者からの要望・提案などにつきましても、町としては、指定管理者と意見交換・協議を行うことなどにより、利用者の増、サービスのさらなる向上に寄与すべく取り組んでいるところであります。

指定管理者制度は、平成15年9月に改正地方自治法が施行されたことにより導入が可能となった新しい制度であります。最近、全国的にもより円滑な導入に向けていろいろな工夫がされ始めている状況にありますことから、本町におきましても、次のステップとして、さらに適切な運用を図ることを目指して、指定管理者制度を導入した両施設の実情等に係る分析・検証に取り組んでいく必要があるものと考えているところであります。

ご質問の1点目、幕別町独自に評価制度を創設し総体的な評価制度としていくことについてですが、指定管理者制度を有効に活用し、町が施設設置者として責任をしっかりと果たしていくために、公の施設としての目的を達成しつつサービスの向上と経費の節減という本制度の趣旨を達成しているかどうかを検証し、指定管理者が行う管理運営に対して的確な評価を行う必要があるものと考えているところでありますので、基本的には永井議員と意を同じくするものであります。

ただ、現時点におきましては、事業評価システムを含めた先進事例の研究を始めた段階でありまして、本町においては、どのような手法が適しているのか、今後、資料等を収集するなどして研究してまいりたいというふうに考えております。

ご質問の2点目、「公共施設全般を対象とした事業評価システムの構築について」であります。現時点では、まず指定管理者制度導入施設の評価を確実にやっていくことが肝要であろうと考えておりますので、指定管理者制度の評価が一定程度確立してから、公共施設全般を対象とした評価のあり方についても研究してまいりたいというふうに考えております。

ご質問の3点目、「評価制度の構図(組織)をどのように考えているのかについて」であります。本町におきましては、指定管理者制度の円滑な導入及び効果的な活用を図ることを目的に、平成18年11月に指定管理者制度導入検討委員会を設置し、指定管理者制度導入に関することや公の施設の管理状況の調査に関することなどについて検討することを役割としているところであります。

この検討委員会、部長職、課長職をもって構成しておりますことから、公の施設の管理運営状況の評価を幅広い視点から検討できるものと思っております。

そういった意味では、現時点におきましては、これら検討委員会が評価を行うということも一つの方法であろうかというふうに考えるところであります。

次に、「施設を所管する部局を部会として位置付ける」ことにつきましては、評価を効率的に行うということから、部会の設置の必要性が生じた場合に位置付けるということで考えております。

なお、評価にあたり必要とする資料等が生じた場合やヒアリングの必要性がある場合などは、各施設を所管する担当部局は、当然しかるべき対応をすることになると考えております。

次に、「評価は部会が施設ごとに行う」ことについてであります。各施設の担当部局は、通常と申しますか、日常業務の中で指定管理者の業務の履行の確認や指導を行っておりますことから、基本的には、第一次の評価を行うことが適当というふうに思っております。

評価の項目としては、一例として業務の履行が確実に行われているかどうか、サービスが安定的に提

供されているかどうか、利用者の利便性を高めることなどに努めているか、経営状況は良好なのかどうかといったことなどが考えられるかなというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、前段申しあげましたように、先進事例等を調査し、研究しながら進めてまいりたいというふうに考えております

ご質問の4点目、「評価制度の流れについて」であります。現時点におきましては、第二次評価は、検討委員会が第一次評価の結果及び資料等に基づき、必要に応じて現地視察や指定管理者からのヒアリングなども実施することにより行うというのも一つの方法であろうというふうに考えているところであります。これも、今後、研究を深めてまいりたいというふうに思います。

ご質問の5点目、「事業評価に関わる各実施主体の役割について」であります。まず、指定管理者の役割につきましては、町が評価を客観的に行えるように、業務の実施状況、利用状況及び収支状況などを記載した事業報告書を提出することが基本的な役割であろうと考えられます。

また、自ら利用者等に対してアンケート調査を実施することなどにより、利用者の思いや評価を把握して、自ら評価をするというのも役割の一つになりえるものと考えているところであります。

次に、「自治体の役割」につきましては、事業報告書及びヒアリング等による事業内容の履行確認やサービスの中身の分析などを行ったうえで、利用者等からの苦情・要望などの声の把握にも努めて客観的な評価をし、その結果を管理運営の指導面で生かすとともに制度の改善等にも活用していくことと考えているところであります。

次に、「第三者の役割」につきましては、利用者の立場、町民の立場から指定管理者または町に対して、要望等を伝えるということが考えられるところであります。

ご質問の6点目、「事業評価に用いるデータについて」であります。基本的には、指定管理者から提出される事業報告書ということになると思いますが、必要に応じて事業報告を補完するための資料を求めることもありえるものというふうに思います。

また、町としてアンケート調査を実施し、利用者の声・評価をデータの一つとすることも考えられるところであります。

指定管理者制度は、民間の活力を生かして住民サービスのさらなる向上を目指すものでありますことから、町といたしましても、今後とも、先進事例を研究し、円滑にこの制度の導入を推進していくように努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 今、町長の答弁をお聞きしまして、まず最初に確認したいのですが、我が町は、答弁でもありましたアルコ、そして、道の駅のこの2年間における指定管理者の導入と。

それと、新年度につきましては、幕別町百年記念ホール。

21年度につきましては、常設保育所等。さらに23年度については、コミュニティセンターの予定ということで続いていくわけですが、この幕別町独自の指定管理者評価制度の創設の今の時期かあら考えて、創設の時期がいつごろ想定されているのかが、お答えの中にありませんので、まず、現段階から考え合わせて、その時期がいつごろと考えておられるのか。

そこから伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 一連の答弁の中で、申しあげましたように、今、本町における指定管理者制度に対する評価、あるいは取組みというのは、本当に緒についたところだというふうに思っております。

したがいまして、前段の答弁にも申しあげましたように、いろんな今、資料の収集ですとか、先進地事例をお聞きしながら、あるいは、実は、私も担当の方には、先進地と言われる地域へ実際行って、現状を調査、あるいは視察をしてきたらどうだというようなこともっておりますけども、そういったことを踏まえながら、できれば年度内に一定の方向を出していきたいと。

ただ、その場合に、即できるかどうかは別にしながらも、年度内には検討を進めてまいりたいという

ふうに思っております。

年度内、新年度という意味であります。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） それでは、一番目の考え方については大きなずれがありませんけれども、総体的な考えですね。

それで、一番目の質問から答弁に関して質問していきますが、考え方で結構なのですが、評価制度を総体的に制度としていく場合について、現段階で、これ条例のあり方なのですけれども、個別条例方式と通則条例方式というのがあるのですが、いわゆる公の施設ごとに制定するものを個別方式。それと、そうでなくて、全体を把握されて、通常条例方式でかつ個別については、個別方式を使用していくといういろいろな方法があるやに聞いていますが、我が町ではこれらについての条例方式の方向性はどのように現時点で考えられていますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、お話ありましたこの条例などのいわゆる規則、あるいは規約、要項といった整備について、今の段階でどういった方法がある。

あるいは、どういった方法が本町として一番合っているのかと。これらについても、前段申し上げたとおり、今の段階で、どれがいいというような状況にありませんので、十分調査研究した中で対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） それでは、次の公共施設全体を対象とした事業評価システムの構築なのですけれども、答弁の中では、一定の方向しか述べられておりませんし、今後の研究対象とするということなのですけれども、実際に、もうすでに指定管理者制度がスタートしていますし、新年度からは百年記念ホールという大きな施設の指定管理者制度も始まるという中であって、当然、1年をかけた場合に、もちろんそのぐらいかかるのでしょけれど、その間の体制というか、つなぎ対策というのはかなり重要になってくる。

やはり、1年目、当初からきちっとした評価をしていかなければ、総体的な、例えば、5年契約であれば5年間の総体評価は出ませんので、この辺りが答弁の中でははっきり示されていない。

それで、かつ、指定管理者制度になっていない業者委託をされているもの。直接管理も含めて、これあたりは現実問題、業者委託がかなりの数、実施されていますから、当然、今までのような事業評価のあり方では、問題になってくるだろうと。

なぜならば、それはこれから導入する指定管理者制度に対するきめ細かな資料になっていかないと。現状のやり方ではですね。

そうすると、当然、それらについても充実した体制を整える必要があると思うのですが、私は現状はそうではないと思います。

これらについて、いくら研究の段階とはいえ、スタートしてしまっている制度を抱えている自治体が、これから後ぼっかけて、一生懸命やるといった時間的な差が出ているというのは、確かに私は問題はあると思うのですが、これはいたし方ないとしても、そういった指定管理者制度以外のやはり事業評価の確立も先ほど言ったように大切だと考えますが、これらについてはどう考えますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 指定管理者制度以外で委託をしている業務。これは非常に多くあるわけでありませぬ。

特に施設にかかわる業務も多いわけでありませぬけれども、これら業務のいわゆる日常の評価というのは、先ほども申し上げましたように、それぞれの担当部局、あるいは、利用者の皆さん方のご意見等を伺う中で、それぞれが行政の中に反映されてきているのだろうというふうに私は思っております。

ただ、改めて指定管理者制度に向けての取組みということには、現状はなっていない部分はありますから、これらも先ほど来、同じ答弁になるかもしれませんが、調査研究の中では、今後の方向

性というようなことは、見出していかなければならないものかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 早急な対応を期待するところであります。

それでは、3番目の評価制度の構図、いわゆる組織についてのご答弁の中で、検討委員会の構成メンバー、部長職7名及び課長職1名をもって構成しますということで、これは過日の議会の中でも要望として出ているのだと思うのですが、この中に、やはり、どういったらいいのでしょうか。

実務に長けた専門的な人材という表現がいいのでしょうか。

要するに、利用者の声を適切に代弁できる人材、この登用がここには明記されておりませんから、このあたりをかなり、庁舎内の人材だけでは私は不十分だと思います。

このあたり、検討委員会の充実を考えたときに、複数名やはり登用することが妥当ではないかと思いますが、現段階でどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどのご答弁で申し上げました指定管理者制度導入検討委員会。これはあくまでも内部の組織であって、指定管理者を導入するにあたって、委員会でどういうふうなものかいいかを検討させた委員会であります。

ですから、これが即審査会ということに移行することはないのだろうと思いますし、ただ、今のこの検討委員会の中でも、前にもご答弁させていただきましたけれども、必要に応じて町内外、あるいは、町民の皆さまからのいわゆる有識者の方のご意見を聞くことができるというような制度にはなっておりますけれども、新たに審査会を設置するとなりますと、今、お話ありましたように、いろんな角度からそれなりの有識者の皆さんに参加してもらうことがやはり望ましいのだろうというふうには思っております。

ただ、これもいわゆる審査会があって、幹事会があって、部会あって、いろんなその制度を、いわゆる段階的な組織がどの程度我が町にとって必要かというようなことも含めて、検討させていただきたいというようなことで答弁をさせていただきました。

そういったことで、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 当面、検討委員会が評価を行うことも一つの方法であるという答弁はされていますので、そのあたりが非常に私は不安感がありますので、できるだけそういった利用者の声を適切に代弁できる人材の確保をきちっとされるような方向性で期待をします。

評価の流れについては、私の考えとずれがありませんから、今後の研究を深めるという意味で、理解をいたします。

5番目について、事業評価にかかる各施設の主体の役割についてなのですが、この答弁の中でおっしゃられることはもちろん私も同じ考えですが、ただ、これは内部では検討されていると思うのですが、かなりそれぞれの役割に注意点があると思うのですよね。

これらについて、あえてこの場所で私はどういう注意点があって、これらに向かって検討準備があるのかを確認したいと思いますので、答えられる部署で答えていただきたいと思います、そう思います。

まず、指定管理者の役割なのですが、これは答弁で申されているように、日報の作成、それと事業報告書作成、利用者アンケートの実施、利用者とのワークショップの開催等がもちろんあるのですが、注意すべき点としては、実効的な記録を作成することが前提条件になりますから、日報や報告書を作成することが単なる事務的な目的になってしまうことではだめだと。

この辺がどうしても今までのいろんな管理体制をみていると、つくることが目的で出せばいいみたいなことになりますから、どうしてもこの辺のチェックが甘くなっていく。

ですから、日々の事業実務状況、役場の方に正確に正確に伝えるその問題点の改善につながっていくのだという報告書であればいいのですが、なかなかそれが業者の方から形として出てこない。

また、むだな作業を避けるといった、極力避けたいといったところから、事故、または課題を正確に記録し、問題を明らかにしていく姿勢が重要になってくるにもかかわらず、その辺がどうもうまくいか

ない。

これは現行の中で行われている指定管理者もそうでしょうけども、委託業務にかかわっている業者も、これに私はある程度かかわってくる状況があるのではないかと思います。

ですから、これらについては、本当に実効的な記録を提出させるのだというところで、きちっとした注意力をもってやらなければだめだと私は考えます。

主体的な取り組みということで、単に業務を遂行するときに、指定管理者自らの現場リスク。これの軽減。現場での問題解決につなげることが重要なのですけれども、この辺がやはり都合の悪いことには蓋をしていく。都合のいいことだけを報告していくというところで、紙面上の判断が主にならないような、そういった注意する部分があると思うのですけれども、今のことが全てそうだとやっているわけではないです。

そういう懸念があるということですね。

ですから、その辺の注意に対する考えはどうお持ちでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、指定管理者のみならず、委託業務もそうでありますけども、当然のことながら、施設を利用されるにあたって、いろんな問題点だとか、あるいは事故みたいなものが生じる場合もきつとあるのだらうというふうに思いますが、私どもは今の段階では、それぞれの施設の委託を受けている業者の皆さんが、それぞれの担当部署に的確に報告されているのだらうというふうには思っています。

ただ、決められたこういう様式でこういう報告をしなさいといったものが、現実には整備されていない部分もあるのだらうというふうに思います。

大抵の部分が終わった後でこういうことがありましたというような事後報告的な口頭での報告で終わっている部分が多いのかなというふうなこともありますので、こういったことも、今、指定管理者の皆さんから、いわゆる重要報告をいただくときに、そういったものの様式といいますか、こういう書式の中で報告をしていただくことがいいのではないかと、そういったことも含めながらのこれからの検討事項だらうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 次に、自治体側、役場側の役割についてですが、これには答弁にもありましたように、指定管理者から報告される事業報告書の確認ですね。もちろんですが。

あと、評価審査会など開催してのその結果を報告してもらおうという、報告し意見をもらおうという、そういう役割もあります。

あと、指定管理者に業務改善を求める場合は、その勧告をもらう。勧告の義務ですね。

あと、自治体独自に利用者に対するアンケートを実施する。

あるいは、自治体独自が現場への立ち入り検査を行って、独自の調査を実施する。

この辺はかなり効果のあることなのですが、こういった役割の中で、やはり注意しなければいけない点。現場感覚を持った確認評価をすることということで、これは担当部署にもかなりかかわってくるでしょうけれども、報告書の紙面などを確認評価、そのことに頼ると、どうしても現場感覚を失いやすいという可能性があります。

これは日々の事務の中にもありうることでですから、かなり注意しなければいけないという。

それと、サービスの低下によっての苦情増加ですね。

それと、事故の発生などは、自治体担当者の現場感覚の欠如が原因として起こる場合もある。

クレームがついているのだけど、それをどうやって担当者が受けているかによって、結果が変わるとうことですね。

この辺についても、かなり担当職員の意識レベルというのが問われますから、これも注意すべき点だと思います。

さらに指定管理者の報告では、問題ありませんというもし報告書が出てきたら、それをそのまま鵜呑

みしたのでは、当然だめだということですから、事故を未然に防ぐためにも、そういう能力が必要になると思います。

また、日常的に、答弁で申されていますけど、担当者が現場に顔を出すことはもちろんですが、指定管理者と密にコミュニケーションをとるということになりますと、通常の事務事業をしながら、かつ、これらに関する業務を綿密にコミュニケーションをとりながらやるということになりますから、自治体担当者の現場感覚というのはますます高められることが必要ですし、今までの意識よりも高めなければいけないというところで、かなりこの辺の注意点があろうかと思えます。

さらには、経年的な比較、類似施設との比較など、客観性を持つことということで、これについては、当該施設のみを確認や評価は、客観性が低下することがありますので、例えば、この施設はこういった立地条件だから利用者が少なくて仕方ないとか、いろんな部分で仕方ないという現実認識があるのですよね。

でも、これでは現状、追認するという姿勢にしかありませんから、やはりどんな状況があってもサービス水準の向上ですとか運営の効率化は図っていかなければならないというところで、この辺の意識改革。

さらには、周辺自治体の充実施設の比較をきちっと行って、当該施設の状況を客観的に検証することが私は重要でありますから、当然我が町の施設だけを検証していればいいものではないというところでこのあたりも一つ業務が増えてくることになります。

また、指定期間を終えた指定管理者が、終えて、新しい指定管理者が指定されるケースも想定されますけれども、これは過去の指定管理者の業務状況と比較して、サービスが低下していないか。または利用者からの評価は高まっているかを評価することは大事であろうと。

これもですから、きちんと先の指定管理者の管理が行われていて、かつ、それが新しい指定管理者になったのであれば、当然そのことは活かされる体制にしていかなければならない。

ですから、かなりこの点も重要な業務になっています。

あと、業務基準にかかれていないことはこなしているから問題ないだろう。業務の基準に書かれていることはもうこなしているから、この業者は問題ないだろうというそういった認識も、やはりどこかに生まれる。

これも改めなければいけないだろうと。

私は、こういう注意点があると思いますが、これらについてはどうお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 自治体の役割、私どもの町村の役割、これはおっしゃるとおり、私ども指定管理者におまかせしたのだから、後は関係ない。委託に出したのだから後はおまかせする。そんなことにはもちろんならないわけでありますから。住民のサービス向上というようなことからすれば、当然、行政も一緒になって関係をとりながら進めていかなければならないというものは当然だろうというふうに思います。

ただ、難しいのは、例えば、温泉経営ですとか道の駅の経営なんかに限りますと、はたして職員、言葉悪いかもしれませんが、素人が本当にものを言えるような状況にあるのかという面も現実にはあるのだろうというふうに思います。

そういったことから、いろんな協議を重ね、関係を密にしながら、あるいは、さらに第三者の意見もいただきながら、自治体としての役割を果たしていくことが大事であろうというふうに思いますし、もう一つは、永井議員前段に言われましたように、あまりこのことによって、指定管理者に委託をする。民間に委託をすることによって、職員の業務量が増大にするとということも、ある一面では、押さえていかなければならないものでもあろうというふうなことも思っています。

そういった意味では、内部の体制づくりなども含めながら、役場の担う、行政の担う役割ということのを的確に果たしていくことが大事であろうというふうなことで、また、いろいろなお指導をいただきながら、あるいはご提言をいただきながら、さらには調査研究を進めながら対応してまいりたい、進めて

まいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） それでは、第三者の役割についてですが、これは利用者にとっては、利用者の立場から見た施設面に対する評価や苦情、要望を伝えることと、また、有識者やコンサルタント等にとっては、専門家の立場から見た施設運営に対する評価を行うこと。

これらが第三者の役割として上げられますが、注意すべき点としては、要望や苦情を言われる方。これらをその施設に対する応援者、いわゆるサポーターに変えていく必要があるだろうと。

いわゆる、無理難題を言われても対応できないから、利用者の声を聞くことはできるだけ控えたい。

これはちょっと失礼な表現で申しわけないのですが、要するに、利用者の声を苦情として扱うので、むしろその中で業務改善につながられる意見は、助言として積極的に活かす姿勢が本来は重要なのですが、これは今のホームページの書き込みにありますように、各施設に対してかなりクレームが入っている。

このクレームを、担当者はある程度きちっと対応しようと思うのですが、実際にそこの委託業者のところにおられる係の方が、どうもその辺の対応が不十分であると。これは一番わかりやすい例なのでね。

ですから、この辺がどうも後手にまわっているということが現時点の施設運営の中にもありますから、当然指定管理者等を導入していっても、起こりうる現象ではないか。

また、クレームを言うてくださる方は、もちろん施設に対してはかなり関心を持っている方が概ねだとは思いますが、そういったことが口コミで評価を高めるということは、一番公共施設にはいいことですから、この辺のやっぱり充実感を高める必要があるだろう。

また、また、適切な評価、助言ができる人材ということで、先ほども途中で私要望しましたけれども、やはり審査会等をきちっと立ち上げた中で、各委員に指定管理者の運営に対する意見を求めることはもちろん重要でありますから、これは導入の可能性が答弁の中にありますので、期待をしたいところなのですが、評価をしていくのが指定管理者制度がきちっと確立、制度が確立して、その評価制度が確立してからということでは、やはり、その評価のあり方に私はちょっと弱いというか、どうしてもそういう不安感があるので、つなぎならつなぎで結構ですから、できるだけ内部の職員の評価以外の、要するに先ほど申しあげました町内における実務に長けた専門的な人材の利用をして、できるだけ形式的な会議から、生きた会議にしていく。審査会そのものがですね。

これは何とか私は、早い時期に仮の導入でも結構ですから、やっぱりやるべきだろうと。

やはり内部で1年間検討されるのも結構ですが、やはり外部の意見を聞いて検討された方が、肉付けとしては厚くなりますから、このところを何とか考えられて、先ほど言った注意点も考慮されてやるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 指定管理者制度にかかわっては、先ほど申しあげましたように、今はアルコ236と道の駅、新年度から百年ホールが入ることですので、これらについてのどういう住民サイドから、第三者から見て、いろんな今言ったクレームがあるのだとか、こうしたらいいのではないかなというようなご提言、こういうことはいろいろこれからもまた出てくるのだろうというふうに思います。

特に、アルコ236なんかは、前段階でも、いわゆる受けているのが第3セクターなものですから、これは町もその一員になっているわけでもありますけれども、そうした中ではいろんな第3セクターの運営もかねて、アルコの運営を兼ねた中でいろんな内部、あるいは外部からの意見をいただく経営委員会でしたでしょうか。そういったものをつくりながら、今までもやってきた経緯もあります。

今度はさらにそれを一歩進めて、第3セクターであり、そして、指定管理を受けているそのあれがどういうようなこれからの運営をしていくか。

あるいは、住民サービスをしていくか。

それらに対する意見を、要望を、これから住民の皆さんから吸い上げていくことが、今、お話ありま

したように、審査会の設置なりいろんな角度からそういったことがこれから必要になってくるのだろうというふうに思っております。

それは民間の委託も含めて、早急にそうした声を反映できるような委員会的なもの、組織をつくるべきだというご意見については、十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） それでは、6番目の事業評価に用いるデータについてですが、これを答弁にかかわりまして、私の考えと概ね同じです。

ただ、先ほども町長からご答弁がありましたけれども、やはり自治体そのものが事業評価を行われるにあたっては、データ項目を事前に検討されて、その様式を作成しておくということが、もちろん重要になります。

これは自治体によってさまざまな項目例がございますので、先進地事例を早急に調査されて、報告書のあり方を検討されるべきだろうと。

あと、それ以外には、現地調査情報、それと利用者による施設評価というのがありますので、これらについても今後の研究努力に期待をしております。

それでは、最後になりますけれども、表現の仕方に失礼があったらお許しをいただきたいのですが、今、我が町でもそうですが、どこの自治体でも流行している協働という言葉がございますが、私はこの協働には、よい協働と悪い協働があるのではないかと考えております。

体に悪いコレステロールに名づけて言えば、善玉協働を悪玉協働と私は思っているのですが、善玉協働というのは、自治体がある程度独占でやってきたその公の領域の民間に解放して新たな共の空間をつくり出していくことは現実です。

それと、悪玉協働は、これは悪玉というのは悪い表現ではないのですが、住民との協働、ある程度名目にして、これまでの行政が担ってきた仕事を住民に無償もしくは低料金でやっていただいているという現状があらうかと思えます。

善玉コレステロールといえども、非常に高ければこれは人間の体にもよくないことです。自治体にもよくありませんけれども、悪玉コレステロールが、では、不要化といえ、そうではないだろう。

そういった中で、要は、町長も同じだと思いますが、これはバランスの問題だと思うのです。

それで、町長の一つの方針として、協働というのはもう以前から謳われているところではありますが、これらについては、住民と自治体それぞれ責任と役割分担がありますから、お互いに特性を活かしながら尊重し合って、協力し合っていきましょうという概念ですけれども、協働制は、指定管理者制度、善玉協働との仕組みと位置付けるためには、この協働制というのは不可欠な、私は要素であると。

これを欠いてしまう、少なくなってしまう、指定管理者制度は悪玉の協働でしかなくなると考えています。

そこで、問題になるのが、過去に指定管理者制度で出資法人等が現実問題、指定管理者に指定されているわけですが、例えば、この出資法人等が指定管理者に指定されなかった場合は、その時点で解散せざるを得ないというのが当たり前のことですね。

でも、この場合、法人等の雇用問題など、町長もかなりこれについては考慮されたのだろうと思えます。行政としてはきちっとした対応を迫られる問題もある。

そういった事態を避けるために、公募せず、従前の出資法人等を指定するのは、ある意味では第三者の参入機会を奪う措置であるという考え方もある。

これは何を言っているかということ、出資法人等の準備不足から、例えば、道の駅等がそういった二つありましたけれども、例えば、これ、やったことですから、そういった事実のもとに、やっぱりいろんな出資法人が準備不足から、行政にこれらの措置をとらざるを得ないという、いわば緊急避難的措置の意味合いも含めた中で、私は本来はとどめるべきであろうと。

ですから、これが5年という契約が終るのであれば、当然、通常の新規参入も踏まえた中での入れ替えが想定されることももちろんあるわけですが、私は本来であれば、具体的には2年から3年の猶予期間

の後、原則どおり公募とする競争によるものすべきだという考えは基本的に持っています。

こういった中で、実質、出資法人等については、現況指定管理者を受けている状況ではありますけれども、今後に向けて、これらに対する町長の考え方をお伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 出資法人、忠類地域振興公社のことかというふうに思いますけども、忠類の地域振興公社に指定管理者制度を導入する際をお願いをした。

いわゆるいわば随契的な形でお願いした。

これはやはり、今までに忠類地域で長年培ってきた経験、あるいは、それぞれの地域における歴史的なものがあるのだろうというようなことで、私はあえて競争入札でなくて、お願いをした経緯があります。

このことがいいか悪いかはもちろん別にしまして、一応の年限は5年という年限をきっておりますので、この後、これらの更新に時期に迎えたときに、果たして現状がいいのか。あるいは、新たな入札方法がいいのかと。それらについては今後も検討していかなければならない問題だろうというふうに思っております。後からいい悪いということにはならない問題だろうというふうに思っていますので、一つご理解をいただければと思います。

○議長（古川 稔） 永井議員。

○14番（永井繁樹） 考え方、確認させていただきました。

公と民との協働性による今後のよりよい施設の運営を目指して、早急なる指定管理者に、制度の評価制度を取組んでいただくことを強く要望して終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩いたします。

(10:49 休憩)

(11:05 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、斉藤喜志雄議員の発言を許します。

斉藤喜志雄議員。

○3番（斉藤喜志雄） 私は通告書に基き、学カテストの結果と、学力向上対策について質問をいたします。

昨年4月、文部科学省は賛否両論がある中で、実に43年ぶりに小学校6年生と、中学校3年生を対象にした「全国学力・学習状況調査」、いわゆる学力テストを実施いたしました。

北海道では、対象学年が在籍する国公立のすべての児童生徒約9万5,000人が参加をしたというふうに聞いているところであります。

その分析結果をまとめた報告書が、昨年の10月に文科省から公表され、その後、宿題をよく出す小中学校の方が、正答率が高い傾向が見られるなどといった内容の正答率と学習環境や生活習慣との相関関係を新たに付加して公表いたしました。

一方、道教委が設けた検証改善委員会からは、1月の23日に、平成19年度全国学力・学習状況調査の分析と、課題解決のための具体的な方策などをまとめた「北海道学校改善支援プラン」なるものが発表されたことをご案内のとおりであります。

その内容を見ますと、平均正答率がいずれも全国平均を下回ったことを踏まえて、一つには、主体的に学ぶ習慣を身につけさせる。

二つには、基礎・基本を確実に習得する。

三つには、日常生活を充実させるの三つの柱からなっております。

併せて、学校改善に向けた具体的な方策では、各学校に対して、一つには、学力的な課題と、具体的な改善策を盛り込んだ指導計画の作成。

二つには、計画に基づく取組みの評価の一つに、地域住民の代表を入れた学校評価制度の拡充などを

求めております。

加えて、「宿題」、「補習」、「読書」などの学力向上対策が例示されてもいるところでもあります。

一方、ただでさえいじめや不登校などの生徒指導の充実や、放課後の部活動をはじめ、各種報告書等々の作成に、いわゆる雑務に追われ、多忙を極める学校現場からは、「学校だけでは対応できない」旨の戸惑いや困惑の声が洩れ聞こえてくるところでもあります。

以下、「学カテスト」と「学力向上対策」について、次の点をお伺いをいたします。

1点目、文科省が公表した全国と都道府県別の平均正答率では、道内の小・中学生の成績は、各教科で全国平均を下回り、数字の上では47都道府県中、公立校では、小学校では46位、中学校44位と最低レベルに位置しております。

こうした結果を教育委員会として、どのように受け止め、評価なり分析をしているか、まず、お伺いをいたします。

その2点目は、教育委員会はこうした学カテストの結果を踏まえ、教育現場、これは先生方も含めませんが、あるいは保護者などの意見に耳を傾け、教育環境はじめ、学習環境改善の糸口を探ったり、学校からの改善計画を実効性あるものとするため、道教委が示した学校改善支援プランの具現化はもとよりのことではありますが、独自の施策や学力向上対策立案の責務を負っているものとも考えるところでもあります。

つきましては、新年度スタートに向けて具体的にどのような施策や支援策なり改善策をお持ちか、お尋ねをいたします。

その3点目は、学校改善支援プランでは、各地教員に対して学力向上の取り組みや課題について、地域住民への周知、そして、その情報発信を求めています。具体的にどのように対応されようとお考えか、併せてお伺いをいたします。

4点目は、今年度も引き続き同じ形式で学カテストを実施するとしておりますが、本町の全校、全対象学年が参加するものと理解してよろしいでしょうか。

私は、費用対効果や吸い寄せられる莫大な労力等々を勘案するときに、そして、今年度のように、「傾向と対策」に終始するのであれば、抽出調査でもいいのではと考えるのですが、いかがお考えかお伺いをいたします。

また、教育委員会自らの意思に基き、参加する意義も併せてお伺いをいたします。

以上、4点について、具体的なお答えを求めて私の質問といたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 斉藤議員のご質問にお答えをいたします。

「学カテストの結果と学力向上対策について」であります。

全国学力・学習状況調査は、急速に変化する社会に即応しつつ、国民が一定水準の教育を等しく受けることができるよう、教育の機会均等や水準を確保し、義務教育の質を保証するための取り組みとして、平成19年度から実施されているものであります。

ご質問の1点目、「道内の小中学生の結果に係る評価と分析について」であります。

北海道の小中学校における国語および算数・数学の調査結果の平均正答率が、いずれも全国平均を下回っており、これらの結果につきましては、重く受け止めているところでもあります。

全国的な傾向と同様に、北海道においても、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、学習意欲等の状況は、一定の成果を上げつつある一方で、知識や技能を活用する力が、まだ十分に身につけていないことが明らかとなりました。

特に文章で答える記述式の問題の正答率が低く、書く力、考える力に課題があり、今後は、各教科において、思考力や表現力の育成を重視していくことにより、知識・技能を活用する力を育てていく必要があると認識しております。

なお、本調査は、ランク付けや順位を競うことが本来ではなく、教育委員会や学校が全国的な状況との関係において、自らの教育や教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることなどを目的として

いると考えており、今回の結果を真摯に受け止め、結果の分析を通して、児童生徒に確かな学力を身に付けさせるための学習指導等の改善に生かしていくことが重要であると考えております。

ご質問の2点目、「学力向上へ向けての支援策と改善策について」であります。

北海道教育委員会は、学力・学習状況調査の結果を受け、昨年11月29日に「教育委員会、学校や地域、保護者が一体となった取り組みを展開することにより、子どもたちが自信を持って楽しく学習に取り組めるよう、努めてまいります。」という内容の提言『すべては子どもたちのために～道教委からの5つの提言』を発表いたしました。

また、1月23日には、学力・学習状況調査の結果や課題に基づいて、改善方策やそれらを活用した改善プランの例などを示した「北海道学校改善プラン」を公表いたしました。

幕別町教育委員会は、このプランの中で三つの柱とされました、一つには、主体的に学び、学ぶ意義や価値を理解する。

二つには、基礎基本を確実に習得する。

三つには、日常生活を充実する。を目標に学習指導等の改善に努めてまいります。

本町の取り組みといたしましては、町内の小中学校の学力・学習状況調査の結果を踏まえて、幕別町校長会のご協力をいただき、「全国学力・学習状況調査の結果と改善の取り組みについて」を作成し、過日、各学校長へ周知をいたしました。この中においては、各教科ごとに、調査結果、学力の傾向と課題、そして、指導のポイントを取りまとめ、今後、各学校において、職員会議や校内研修の場において、課題の共通理解を図り、指導方法の工夫などの具体的な改善策等について検討し、取り組んでいただくよう依頼したところであります。

また、各学校におきましては、始業時前の朝読書、計算ドリルや、放課後の時間を活用して希望する児童に国語・算数の基礎・基本の習得指導、また、家庭学習を促すプリント学習などに取り組んでおりますが、授業においても教員の連携の下に積極的にチームティーチングを取り入れているところであります。

次に、新年度からの具体的な取り組みであります。学校の教育課程や学習指導などの専門的事項の指導を担当する学校教育推進員を学校教育課に配置するほか、これまで「ゆとりいきいきパートナー事業」として、小学校1年生の学年で1学級30人を超える場合に1名の教育活動指導助手を配置してまいりましたが、この事業を発展拡大をいたしまして、小学校1年生に限定せず、適切な教育的支援を行うため、各学校の実情に応じて「特別支援教育支援員」を配置してまいります。

また、豊かな感性や想像力を育む読書活動を一層推進するために、学校図書標準の蔵書達成率の低い小学校に対して重点的に予算配分をしております。

ご質問の3点目、「学力向上の取り組みや課題の地域住民への周知について」であります。

学校によっては、参観日の懇談会や「学校だより」におきまして、改善の取り組みについて保護者へ周知されたところもございますが、ただいま申し上げました、校長会のご協力をいただいております「全国学力・学習状況調査の結果と改善の取り組みについて」の概要を4月発行の広報まくべつで特集記事として掲載する準備を進めております。

加えまして、開かれた学校を推進する観点から設置をいたしております学校運営協議会におきましても、機会をとらえて、積極的な情報発信に努めていただくようお願いをしているところであります。

ご質問の4点目、「今年度の学力調査へ参加する意義について」であります。

文部科学省では平成20年度の予算に61億8,400万円を計上し、全国学力・学習状況調査をひきつづき、悉皆調査で実施するとしております。

また、本調査の目的を、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することによって、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。

また、各教育委員会、学校が、全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。

そして、各学校が、各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てることとしております。

本調査は、児童生徒の学力の「測定」だけではなく、むしろ、それらを活用して、全国や都道府県等の状況を参考にしながら、自校の教育の実態と成果を把握し、客観的なデータに基づいて改善に取り組むことこそが真の目的であり、極めて意義深いものと理解しておりますことから、すべての学校が参加していくことが望ましいものと考えております。

以上で、斉藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 順次、1点目からの再質問をさせていただきたいというふうに思いますが、今のお答えの中に、1点目ですが、これらの結果につきましては、重く受け止めているところでありますと、このようにお答えをいただきました。

その重く受け止めているというところで、もう少し具体的にそう受け止めた思いについてあれば、お聞かせいただきたいと思うのです。

なかなか難しいかな。情緒的になられてもまずかとは思いますが。

そこで、もう一つは、端的に答えてもらってもいいのですが、北海道の学力というのは重症だよと。

したがって、重く受け止めているのだと、そういうふうに理解してよろしいかどうか、まず、お聞きをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 確かに、重く受け止めているということでもありますけれども、端的に言いますと、地域間の格差、これが強調された結果ではないかなというところがあります。

思い、それから、学習の意欲等々については、どこの地域も変わるものではないというふうに思いますが、結果的には地域間格差が如実に表れた結果だと。

そのことを極めて重く受け止めているというふうに、第一義的には思っております。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 私は、必ずしも北海道の学力が低いとは思っていないのですよ。

数字の上からいえば、確かに全国の平均値を下回っております。

先ほども言いましたように、小学校46位、あるいは、中学校44位ということですから、数字の上から言えば、そういう得点の順位ランクだけから言えば、北海道の学力、低い。したがって、重く受け止めなければいけないというふうになりがちであります。

しかし、私は、必ずしもそう思っていない。

なぜそう思っていないかというと、実は、この都道府県別の平均正答率の差というのは、5ポイント以内がほとんど。そうですよね。5ポイント以内。

ちょっと私も調べてきたのがあるので、ちょっとあれしますが、例えば、小学校の国語A、これ、全国平均と全道平均との差が2.3です。

それから、国語B、これは4.0。

それから、算数A、ここのところがちょっと小学校の算数Aがちょっと開いておまして5.3。

それから、算数Bが5.0。

中学校になりましたら、国語であろうが数学であろうが、いずれも3点以内ということで、ほとんどこういう統計数字の中で比較するとき、ほとんど優位差はないとみるのが正しいというふうに思っております。

唯一あるとすれば、先ほど、指摘をした5.3の国語のB。ここの分が唯一優位差が認められるかといえ、認められるということになろうかというふうに思います。

しかし、それとても、そんなにあれではない。

したがって、文科省も言っているように、教育長先ほどもおっしゃいましたけれども、地域ごとの成績のばらつきはないと強調しているというふうに強調していますよね。

そういう観点から言うと、私は、北海道が抱える地理的なハンディ、遠隔地で塾のお世話になれない。あるいは、小規模校、あるいは高等学校入試に向けてのほとんど全入という、そういうこの環境下を考えると、私はそんなにあれだと思っていますし、もう一つは、地理的なハンディと加えて、いわゆる間違いなく北海道というのは、所得が全国より低くて、所得格差がある中で、それこそ市街地の子どもでも塾に通える子どもが非常に少ない。

この間、ご案内のように出ていたように、調査によりますと、小学校でも10万、塾に通う費用が10万と。そういう所得格差が教育格差に色濃く影を落としている今日の現状から言えば、私は北海道の教育というのは、優位差がないという観点から言えば、善戦健闘だ。現場の皆さん、少し頑張れば変わりますよと私はむしろ教育長からラブコールを送っていただきたい。

自信を持って、どうぞ教育を進めてくださいと送っていただきたいというふうに思っているのです。

ただし、だからといって、この学力テストを過小評価してもらっては私は困ると思っています。

この中で、OECDでやった研究調査の結果でも明らかになっておりましたが、日本の子どもは基礎基本はほどほどにあるのだけれども、応用力、活用力が劣るということはすでに出ていたわけですよ。

それが改めて、今回の学力テストで検証されたとすれば、現場の教育カリキュラムに何の欠点が、どういった欠点があったのかどうか。

あるいは、そういった視点から教育内容をどう改善すればいいかという、この切り込みは、どうしても必要になってきます。

そういう意味で言うと、決してこれをおろそかにしなさいとか、軽視しようなんていうふうには私も思っておりませんが、思いませんが、しかし、私は、くどいようですけれども、子どもたちも含めて、現場の先生も含めて、北海道の、私の手元には北海道の全体の資料しかないからそれ以上言えませんが、北海道の現場は頑張っているよ。数字の上では46位、44位かもしれないけれども、しかし、先ほど言ったそういう教育課程の見直しを図れば、すぐ手の届くところである。

生意気な言い方ですけども、私の経験値でものを言わせてもらえば、学力テストに向けた対策を、学校での子どもたちの指導と、それに集中した取組みを展開すれば、5ポイントぐらいの差は簡単に私は、私が現場に立っていたとしたら、取り返せるな、できるな。そんなふうにも思っているところです。

そういう意味では、もっと別な視点からしっかり現状の教育について、取組んでいただきたいし、教育の機会均等云々ということであれば、文科省が言うように、そこを考えるのであれば、それこそ習いたくても習えない子どもたちに対して、学びたくても学べない子どもに対して、教育委員会として、道として、手を差し伸べる手立ては、別な方とも含めて、いわゆる周辺整備という形での取組みはできるのかな。そんなことも考えているところです。

いずれにしても、その答弁はいりませんので、勝手に私の思いを言ってしまうかもしれませんが、そういう意味では、ぜひ、教育長、現場が俺たちだめなのだ。俺たちの学校だめなのだ。子どもも親も先生も思わないようしっかりした問いかけ、投げかけをしていただきたい。

こんなふうに思うことであります。

それで、2点目の項目について、再質問をさせていただきたいというように思いますが、お答えの真ん中に、国語、算数の基礎基本の習得指導、希望する児童に国語、算数の基本の習得指導。これ、要するに放課後ですから、補修という意味でしょうか。

それから、家庭学習を促すプリント学習。これはいわゆる宿題ということなのかどうか。

そのところを、まずお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） まさにおっしゃるとおりでありまして、札内中学校等で実施しております補修授業、それから、家庭ガイダンス事業。いわゆる家庭学習にかかわるどのような手法でやるのか。

補修でなくて家庭の予習ですね。

そういうものは札中等で行っております。

そういうことを意味しております。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） そこは、私も先ほど申し上げましたけれども、道教委も示しているし、恐らく教育委員会も現場の校長先生に示されたというふうに私は聞いておりますが、主体的な学びと宿題の整合性についてお尋ねをしたいと。どのようにお考えか、お尋ねをしたいと思っております。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 非常に難しい質問を、専門家にとっては非常に優しいことなのだろうと思えますけれども、私の経験からしますと、宿題として与えられるということと、自らがというところ。この違いは、やっているのは内容は宿題でありましょうけれども、その辺の心理のところ、なんと言いましようか、私ども素人からしますと、なかなか説明しづらいところがあります。

よろしければ、先生の方からこういうものだというので教えていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 齊藤議員。

○3番（齊藤喜志雄） まさに的確にお答えなられたというふうに私は理解しているのですが、心理的な部分というので。

そのとおりなのですね。

実は、主体的な学習を促しながら、一方で宿題というのはこれは強制ですよ。子どもにとっては。

明日までにやってくるさいよと与えられる。

私は道教委が示したこの主体的な学び云々というところは、必ずしも整合性を持っていないというふうに思っているのです。

しかし、あまり専門的な部分になってはあれですから、そういう意味で言うと、主体的な学びを保障するものは何かといたら、実は授業なのです。授業改善だと。

僕は子どもたちの学力を上げるためには、もう三つしかないと思っている。

端的に言うと、一つは、授業改善、二つには、先ほども言いましたけれども、周辺整備、三つには、教師の資質向上。こここのところしかないというふうに私は思っているのです。

端的に言えばですよ。

細かく言えばいろいろあるかというふうに思いますが。

そういう意味で言うと、私は子どもが主体的に、先生、僕に課題ないの。というふうに呼びかけてくる授業づくり。

これが現場に求められる。

もともと子どもたちというのは知的好奇心を持っていると思っている。私は。わかりたい。できるようになりたい。知りたい。

そういう三要素を満たす授業づくり。

そして、自らが先生に、次の発展的な学習を求めてくる。そのところが大事なのだろうなというふうに思っている。

そういう意味では、必ずしも機械的なプリントというのはいかなものかなというふうに思っていますし、ご案内のとおり、次年度から中学校にしる小学校にしる、前倒しで時数増やすの。新しい学習指導要領に先立って。中学校105時間、小学校2百何時間ですね。

しかし、土曜日は学校がありませんから。

そうすると満杯ですよ。そうでないですか。

その中で、さらにこれを求めるということは、これは非常に子どもにとっては負担だということをしっかり踏まえた上で、宿題は子どもの負担にならない範囲の中での配慮が私は非常に必要だと、こんなふうに考えております。

そこでもう一つ、2の項目にかかわってお尋ねをしたいと思うのですが、学校教育推進委員を云々と、こういうふうにありましたけど、今年度から置くようになったと。

極めて予算乏しい中で、このように配当されたということについて、非常に私は大変いいことだなとい

うふうに思います。

については、この人の活用の仕方ではありますが、ぜひ、現場に足を運んで、先ほど、いわゆる校長会の協力を得てということで、これは公式に集められた会議の中でのそれはそれとして否定するものではありませんが、現場で実践を踏まれている先生方の思いや願いをしっかりと取り取ってきて、教育委員会に伝える。そういう、そして、先ほど言ったいわゆるその活用力、応用力という欠けるところの部分を補うトータルとしての町の教育計画。

そういったものに資するそういうあれを担っていただきたいなというふうに思っております。

ややもすると、管理職にあつて、なかなか職員室の中に入って行って、先生方とひざを交えてというのが、ややもすると少ないやにも聞いているところでありまして、しっかり機能させていただくために、授業実践に立たれていらっしゃる先生方の中にも入って行って、ひざを交えてじっくり思いや願いをくみ取ってくる。そういう学校教育推進委員であつてほしいなという願いを込めて、いかがでしょうか。質問いたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 学校教育推進員の関係につきましては、従前、今年は配置しておりませんが、前年まで学校教育推進アドバイザーという形で配置をいたしておりました。

やる内容はほとんど変わりませんが、今、議員がご指摘がありましたように、問われてアドバイスをするというのではなくて、積極的に推進するという立場、そのことの役割を十分認識した上での今回の配置であります。

したがいまして、ご指摘のありますように、現場に赴く。先生方のいろいろな思いをお聞きをし、そして、幕別町の教育計画に反映させる。

そういうような観点で新たな推進については、ご活躍をいただきたいというふうに思っているところでもあります。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） それでは、3点目のところに進めさせていただきたいというふうに思いますが、町の広報等々に特集記事をとってというふう話されたので、これは大変結構なことだなというふうに思います。

特殊というふうにあれしたのですが、できれば、ここ何年間かは学力にかかわってはいろんな周辺整備が必要だと。とりわけ、保護者教育。これはある意味では教育委員会が進めなければいけない責任だというふうにも私は思っているのです。

そういう意味で言うと、ぜひ、シリーズものででも、広報の中に少しのページを割いていただいて、ここしばらくここしばらく展開してみたいはいかがでしょうか。

そして、もちろん地域の方々の意識啓発も大事でありますし、そういったスタンスから、特殊一般主義でなくて、とりわけ先ほど言った学校教育推進員が現場をまわって歩くわけですから、そういう現場からの声だとか、そんなものも含めてものをあれすれば、さらにその役割が、教育委員会の役割が明確になってくるのかなというふうにも思うところでありまして、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） まさにご指摘のとおりだと思います。

参考にさせて、具現化に向けて進んでまいりたいというふうに思いますし、逆に、保護者の方々も、せっかく幕別の教育の日というものがありますから、ぜひ、学校にも赴いていただき、その中で、校長先生や教頭先生ともお話をしあうなど、いろいろな機会を利用して、保護者の方々、地域の方々が学校と関係して進めていくと、こういう姿勢は大事だろうというふうに思っておりますので、今、ご案内がありました保護者への教育という言葉はちょっとあれですが、現状と課題、こうあるべきというようなことでの展開は可能だろうというふうに思っておりますので、今後、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番(斉藤喜志雄) 大変失礼いたしました。

保護者教育なんて生意気なこと言いましたけれども、私の思いは、生活習慣や、それから、学習習慣の形成というのは、これは保護者の協力なくしてはその成果は期待できないというふうに私思っているものですから、そういうスタンスでの何か啓発を取組んでいただければというふうに思ったところでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

最後のところの項目についても、少し質問させていただきたいというふうに思うのですが、確かこの悉皆調査、全数調査をやるときに、文科省はこんなふうに言っていたように記憶をしているのですが、間違いでしょうか、まず質問します。

テストを受けた個々の児童生徒の指導に役立てるということが全数調査の意義だというふうに、先ほど、教育長も少しそんな趣旨のことをおっしゃられたのかもしれませんが、そのとおりでよろしいですか。

○議長(古川 稔) 金子教育長。

○教育長(金子隆司) もともと本調査の目的の中に、各学校が、各児童生徒の学力、学習状況を把握をし、児童生徒への教育指導や学習状況の改善を図ると。それが大きな柱になっております。

まさに、ここに指導に役立てるという意味合いだろうというふうに思います。

○議長(古川 稔) 斉藤議員。

○3番(斉藤喜志雄) そこで、今年度の結果からいえば、個々の児童生徒の指導に役立てるといところで間に合ったでしょうか。

○議長(古川 稔) 金子教育長。

○教育長(金子隆司) 今年度につきましては、非常に集計に手間取ったというようなこともありました、データが遅れました。

結果として、役立ったということにはなっておりません。

私どもの分析結果につきましても、4月の特集号に組むというような時限ですから。

これは次年度以降、スムーズにまわってくるものだろうと、早くにデータをいただけるものだろうというふうには思っております。

○議長(古川 稔) 斉藤議員。

○3番(斉藤喜志雄) 次年度以降とおっしゃられて、昨日か一昨日の新聞でも、文科省も9月にはきちっと集計する。

今年もだけでも、9月に集計して、そしてという順番はそういう手順だったですよ。

ところが、実際にはそれがご案内のような状況にありました。

当然、個々の児童の指導に役立てるといところには間に合わなかった。

なぜなら卒業してしまった。

中学3年生はもう高校生です。

小学6年生は中学校ですから。

事実上間に合わなかった。

私は先ほど言ったように、費用対効果等々を考えれば、今年度も六十数億。前年度77億、膨大な金額を注ぎ込んで、膨大なエネルギーを費やしてやって、結果として個々の子どもの指導に役立たなかったとしたら、間に合わなかったとしたら、これは非常に問題があるのではないかと。

処理能力に一民間受験産業の教育機関にあれば、処理が間に合わなかったとするのであれば、私は今年、今年度はもうすでにあればいいわけですから、したがって、全体的な傾向は把握できたとして、さらにその追跡検証をするというのであれば、悉皆調査でなくてもいいのではないかと。

全数調査でなくても、抽出調査でも可能なのではないかとというふうに考えている。

むしろ、そんなに多くの費用があるのだとすれば、先ほどまわってくださいと言ったのは、現場の先生方、子どもに寄り添いたくても、なかなか放課後子どもに寄り添う時間がないという極めて多忙化が進行している中で、むしろ、幕別町に5,000万くらいも、どうぞ学力向上対策費としてと回してくれた方

が、はるかに本町の教育には寄与するものだろうというふうに私は思っているのです。

そういう視点から、ぜひ、全数調査の意義、必ずしもならず。これは、文科省、去年も9月って言っていたのですけども、結果としては。

しかし、手法が一定程度なったから、今年度は間に合うということなのかもしれませんが、そういった意味も含めて、これも答弁求めませんから。

しかし、言っている趣旨はご理解いただけるのではないかなというふうに思っていますので。

私は必ずしも、全数調査でなくても、この種のものではできると。それは、過去の教育課程を、学修指導要領改正するときにやった経緯からいってもできるのだというふうに思っているのです、もしチャンスがあったら、教育長がそういう思いを道教委なり、あるいは文科省に伝えていただければありがたいなと。いうことであります。

ちょっと細かいことになってしまいましたけれども、いずれにしても、教育における不易と流行、それは一体何なのだという見極めがしっかり幕別町の学校教育、15校の教育を預かる立場としては、見極めた執行をお願いをしたいというご期待を申し上げて、少し長くなりましたけれども、私の質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、斉藤喜志雄議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

(11:50 休憩)

(13:00 杉山議員退場)

(13:00 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 通告に基きまして、2点について質問いたします。

まず、移住・定住促進について。

都市と地方の格差問題が大きな課題となっております。

地域格差の源は、人口減少と高齢化社会にあり、特に地方では急激に人口減少が進んでいるのです。

団魂の世代の退職が始まり、誰もが健康な老後を望んでいます。澄んだ空気、きれいな水、ストレスのない静けさが健康の三大要素になっているのです。

つまり、地方ほど健康に魅力のあるところとされています。

団塊の世代のある調査によりますと、3割が地方に住みたいという希望があるのです。

故郷に戻りたい、今までの生活を変えて農業をしたい、田舎で暮らしをしてみたいという望みを持っているのが多いという結果が出ています。

高齢者も安心して暮らせる仕組みは欠かせません。

近郊に医療体制が整っていることも大きな要件の一つであり、人が移り住めばビジネスチャンスも生まれます。経済活力も高まり、町が活気づくことにもなり、医療費の抑制にもつながっている町もあるのです。

幕別町もパークゴルフの運動効果も伴って、高齢者の医療費も抑制されていると言われていますが、今、北海道が進めている「北の大地への移住促進事業」、北海道全体で移住・定住が増えていると言われています。

幕別町も登録市町村として、また、人口が減少している現状を見ても、新たな行動を起こすべき時と考えます。

幕別町ならではの移住、定住促進に関する施策を講ずるチャンスと捉え、地域性を生かした魅力的な情報や、暮らしに関する情報を積極的に発信すべきと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

次に、農業後継者のパートナー対策についてであります。

今、農業を取り巻く状況は、大変厳しい環境にあるものと思います。

農家人口の減少は依然として続き、一定以上の農薬などが残留する食品の販売を禁止する制度の導入、加えて消費者も食の安全・安心に関する意識の向上、警戒心などが一段と強まっています。

しかし、どんなに厳しい状況になろうとも、国民の安全・安心の食料自給を担っている農業を絶やすわけにはいきません。何としてでも守らねばならない産業であることは周知の通りであります。

そうした国民の命を守る農業を永遠に継承させる最大のポイントは、後継者の問題ではなでしょうか。

幕別町にあって農業者が高齢化し、農家戸数も年々減少しています。この原因には立派な後継者がいても、パートナーがいなかったためにせつかくの健全経営の農業を道半ばにして断念せざるを得ないところもあるのではないのでしょうか。基幹産業である幕別町の農業の継続発展させていくためにも重要な役割と考えます。

そこで次の2点についてお伺いいたします。

1、パートナーを必要な農家の実態と支援状況について。

2、支援組織の実態と活動についてであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「移住・定住促進について」であります。

少子高齢社会の本格的な到来に加えまして、人口減少時代を迎えた中、さまざまな分野での需要縮小や地域活力の低下が懸念されております。

一方、退職を迎えた首都圏等の団塊の世代による「第2のふるさと探し」や自然豊かな地域での健康的で人間らしい生活を求める動きを捉えて、現在、多くの自治体が移住や定住の対策に取り組んでいるところであります。

昭和22年から24年生まれのいわゆる団塊の世代は、全国で約690万人といわれ、北海道が首都圏で約1万人に対して実施したアンケート調査では、全体で約8割の方が北海道への移住について、何らかの関心を持っているという結果が得られているとのことであります。

これらの方々を受け入れることで、人口減少の歯止め、地域の経済やコミュニティの活性化に結びつくとの考えから、北海道においては、「北の大地への移住促進事業」を展開し、重点的に取り組んできているところであり、本町におきましても、道内市町村で構成いたします「北海道移住促進協議会」に設立当初から加盟し、移住の促進に取り組んでいるところであります。

本町の具体的な取り組みといたしましては、これまでのワンストップ相談窓口の設置や移住希望者との個別相談はもとより、北海道や移住促進協議会のホームページを通しての情報の提供に加えまして、平成19年には、首都圏と札幌での移住フェアに職員を派遣し、プロモーション活動を実施したところであります。

「本町ならではの魅力的な情報の発信を」とのご提言ではありますが、移住促進事業は、他地域との競争でもあり、これだけは負けないという本町の特色を全面に打ち出すことが、他地域との差別化につながることを考えており、意を同じくするところであります。

今後も、都市機能や交通の利便性に加えて、競技人口100万人とも言われるパークゴルフ発祥のまちであるという財産、さらには素晴らしい自然環境やバランスのとれた生涯学習環境、医療・福祉環境など、本町での暮らしや生活がイメージできるような情報の提供に意を用いてまいりたいと考えております。

また、希望する移住地で事前に移住体験をし、地域の自然や生活環境などを自分の目で確かめたいというニーズを受けて、職員住宅や教員住宅、ホテルや民間の借家等を利用しての体験移住事業を実施している市町村もありますことから、本町におきましても、このような先進事例を研究するとともに、移住体験事業の実施に向けて検討をいたしてまいりたいと考えております。

なお、ただいま、移住事業は地域間競争と申し上げましたが、移住を希望する方は、最初から特定のまちを念頭におくことは少なく、北海道や十勝といった広い範囲の中で考えていることが多いというふうに言われておりますことから、地域間の連携・協力による取り組みも大切であります。

このようなことから、平成19年度からは、十勝圏複合事務組合におきましても、基金事業の一つとし

て、大都市圏でのプロモーション活動を実施いたしているところでもあります。

今後も、道や協議会、さらには、移住関連団体との連携を図りながら、効果的な情報の提供に努め、移住と定住対策に取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

次に、「農業後継者のパートナー対策について」であります。

基幹産業である幕別町の農業が持続的かつ安定的に発展していくためには、「農業後継者の花嫁対策」は大変重要であると認識いたしているところでもあります。

ご質問の1点目の、「パートナーを必要とする農家の実態と支援状況について」であります。平成20年3月1日現在、50歳未満の町内の独身農業後継者は、134名で、その内訳としましては、幕別地域で116名、忠類地域で18名となっております。

支援状況につきましては、平成14年度に関係農協のご理解をいただき設立いたしました財団法人幕別町農業振興公社が行う事業の一つに「グリーンパートナー対策事業」があり、花嫁対策にかかわります総合的な支援を行っております。具体的には、女性との交流や出逢いの場をつくるため、新聞広告や情報誌により十勝管内の独身の女性を募り、独身農業後継者との交流会を年3回実施いたしております。さらに、十勝農業委員会連合主催のブロック別花嫁対策共同事業でも年1回実施されており、年間合計4回の交流の場を確保いたしております。これらの交流を踏まえ、その後のサポートや相談窓口となる担い手専属アドバイザーを公社に配置し、できるだけ多くの結婚が成立するよう取り組んでいるところでもあります。

また、公社のホームページには「花嫁募集」のコーナーも開設しており、年間4、5件の問い合わせが寄せられている状況にあります。先月には休暇を利用し、本州からお見合いに来られた女性もおりましたことから、情報化時代にあった募集も強化してまいりたいというふうにも考えております。

2点目の、「支援組織の実態と活動について」であります。先程申し上げました女性との交流会実施にあたりましては、独身農業後継者で組織します「幕別町クラブアップル」の役員が企画立案から実施に至るまで中心的に活動しておりますが、この交流会が成婚へのきっかけづくりの手助けになるよう事務局としても尽力いたしているところでもあります。

年間成婚者数につきましては、平均10組前後という状況ではありますが、この内1ないし3組の方が交流会がきっかけになって成婚されたという状況にもなっております。

以上で、中野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 答弁をいただきましたけれども、このアンケート調査の結果をみると、私が調べた以上に意識が高いのだなというふうな気がいたします。

その中において、移住相談、ワンストップ窓口というのが設けられておりますけれども、これにはどれぐらいの、昨年度、どれぐらい移住相談やこういうものがあつたのか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 町のホームページに移住相談窓口、すなわちワンストップサービスを平成18年の10月に窓口を設置させていただいたところでもあります。

そういう意味では、平成18年度は1年間ではありませんでしたけれども、その年には8件の相談がございました。

道外が3件、道内が5件という状況であります。

なお、今年度平成19年度の2月末現在におきましては、13件の相談がございまして、そのうち道外が7件、道内が6件という状況になってございます。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） かなりの数があるようなのですが、この数に対して、幕別町に移住をしてみたいというような方はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） ただいまの2カ年度の相談のお話はさせていただきました。

そのうち、平成18年度に、1件でございますけれども、1世帯3人の方が実際に札幌からこちらの方に移ってきてございます。

ただ、実態にこの方は忠類に身内の方がいらっしゃったものですから、そういうつながりにより深いのかなというふうに思っております。

ただ、いずれにいたしましても、そういう相談があったということで、移住されたということでは1件3人の方が移住されたという状況でございます。

そのほかに、実際にこちらの方に、現実に幕別の町を見てみたいということで、多くの方、相談あるいは実際に来られる方もいらっしゃいまして、私も町の担当者が町内の景観上含め、パークゴルフのことも含め、いろいろと魅力の提供させていただいておりますけれども、まだそのほかの方については、移住に結びついてはいない状況にあります。

今後とも活動してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 相談件数はあっても、体験ができるような形のものが見当たらないのでないかというふうに思うのです。

例えば、住むにしても、ホテルとかそういうところに住んで体験すると、非常に費用もかかると思います。

町として、検討される事項として、先ほど、町長の方から答弁がありましたけれども、体験のできる事業を検討していきたいというようなことであります。

温かい地方ですけれども、団塊の世代の希望者の中では、人生の二毛作なんていうような言い方をし、もうすでに熊本とか九州とか、そういうところへ移住をして、農業体験をされているというようなこともあるわけです。

実際に住むところを提供することによって、そういう方が実際に定住というか、そういう形になっていくのではないかというふうに思うわけです。

そういう施設があれば、幕別町にも希望者がどんどん増えてくるのではないか。

夏場だけでなく、冬もやっぱりそういうものが体験できるように、検討していただきたいというふうに思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） よく上士幌町あたりが新聞等にいろいろ出ているようですけれども、本町も今、これから検討しようとしているのですけれども、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、職員住宅や教員住宅の空いている住宅を利用するのを一つなのですけれども、たまたま本町でいけば、忠類地区にスキー場のロッジが空いているときがある。

あるいは、幕別側でいきますと、新和にあります農業振興公社のところに、いくらか空きがありますと、そこへ何日間か住んでいただいて、議員おっしゃられましたような農業体験等も含めながら、何日間かの体験をして、幕別の実情を知っていただくことも大事なことになるのかなと、そんなようなことも考えております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） ぜひ、そういう情報をどんどん発信をして、進めていただきたいというふうに思います。

北海道では、今年なのですけれども、東京とか大阪とか名古屋とか、そういう方面から、名前はプラスで北海道とうような形で、移住体験のツアーを旅行会社が企画して募集をしているわけです。

7月、8月ごろに、全道を観光を兼ねたこの事業として展開するようになっておりますけれども、町の商工観光課などにも、何かの動きがあるのではないのでしょうか。

いかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 具体的にはちょっと聞いておりませんが、そうしたツアー的なものは、この移住促進、あるいは従前は新規農業者を、就農を目指すかたがたのツアーとか、いわゆる中野議員がおっしゃいましたように、札幌のいわゆる旅行会社あたりがツアーを募集して、事実、幕別で就農されたお一人の方は、私もそのとき、ツアーに乗って来られた方だったというふうにも記憶しておりますけども、そういったツアーにも、ぜひ、コースの中に幕別を入れていただくようなことも、これからお願いしていかなければならないものだというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） いずれにしても、町の良さとか、そういうものはたくさんあるわけですから、どんどん情報を発信して進めていっていただきたいというふうに感じております。

次に、農業後継者のパートナーの問題ですけれども、今農業世帯というのは、依然として減少しているのではないかとこのように思います。

この減少を食い止めるためにも、この、他の町村あたりではもういろいろなことをやっているところもあるわけですね。

結婚推進委員を設置したり、それから、結婚仲人を報奨金などを出している町もございます。

なかなかお金を使っていくというのは大変なことだと思いますけれども、幕別町にもこういう世話好きとか、そういう方もたくさんいると思うのですよね。

アドバイザーなんていう形で設けられておりますけれども、そういうことばかりでなくて、こういう人を募って、この後継者を本格的に進めていく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

特に、忠類地域の畜産農家とか、この後継者は、非常に深刻化になってきているのではないかとこのように感じておりますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、花嫁対策、パートナー事業は、かつては、公社ができる前は、農業委員会が中心になりまして、農業委員の皆さん方にその役というのですか、お願いしている活動してきた経緯もあります。

今、公社にいきましてからは、あそこにはアドバイザー、これは普及所を退職された方が今まで勤められていたのですが、その方に農家をまわっていただいたり、いわゆる先ほどの交友会なんかを通じて、話があったものをなんとかまとめようと、いろいろ努力をいただいた経緯があります。

報償費ですとか、今も公社からは成婚の場合のお祝いなんかは差上げてはおりますけれども、今は仲人さんというのはなかなかというより、あまりいないわけですね。

実際に仲人になってからはいらっしゃるのかもしれませんが、結婚式なんかいくと、仲人さんっていないのですが、そういったことも含めながら、私どもとしては大事な事業でありますから、これからも、何が一番いい方法といってもなかなか特効薬というのはないのしょうけれども、何とか地味な活動ではありますが、引き続きパートナー事業を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 最後でございます。

本当にまちづくりの目標に、農業を核とした競争力のある産業のまちづくりを掲げて、新しい町がスタートして3年目を今迎えているわけです。

その基本というのは、後継者の育成がもっとも重要であるわけです。

もう本当に町としても、今、町長が答弁ありましたように、最優先に取り組む必要があるというふうに思いますので、今後とも、本当に積極的に進めていっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○8番（前川雅志） 通告に従い、2点について、質問いたします。

教員のストと査定昇給制度について、お伺いいたします。

北海道教職員組合が1月30日に道教委が4月から導入を目指す教職員の査定昇給制度に反対し、組合員が所属する各学校で勤務時間の終了前に1時間の時限ストライキを結構しました。

児童生徒に対し、授業や部活動などの影響が懸念されます。

管理職や組合非加盟の職員が対応し、授業や部活動には影響なかったというものと、下校時間を早めたり部活動を中止するなど、児童生徒にも影響が出たという報道がありました。

本町がどのような状況だったのかを把握し、今後の教育行政のあり方を検討していく必要を感じます。教職員については、道教委が処分も含め、厳正に対処するという事などで、深く問いませんが、道教委がコメントしているとおり、違法なストを行い、教育現場を放棄したことは許されないと私も思います。

そこで、幕別町教育委員会の役割と対応について伺います。

今回のストライキに、全道では札幌を除き、約3万7,400人のうち、約34%の約1万2,500人、十勝管内では約3,400人のうち、約45%の1,500人の教職員が参加されたようですが、本町において、参加した小学校・中学校と教職員の参加率、非組合員の参加があったかどうか、お伺いをいたします。

また、何時から何時のストライキをどこで行ったのかを伺いたしたいと思います。

二つ目に、前段申し上げましたように、報道では、児童・生徒に対し、授業や部活動に影響が出たかどうか判断できません。

また、多くのPTAや中学生に聞いてみても、聞いてみても、今回のストライキと結びついておりません。

ストがあったから5時間だったのだとか、そういえば、部会しないで床屋に行っていたなという話を聞きました。

実際のところ、本町は児童生徒に対して影響があったのか、なかったのかをお伺いしたいと思います。

日ごろから業務に追われ、何かと忙しい教員の業務に支障をきたしていないかを伺いたしたいと思います。

4点目といたしまして、教育委員会としてこのたびのストライキをどのように捉えているのかをお伺いいたします。

五つ目に、教員の評価制度と同時に、査定昇給制度が導入されようとしていますが、教育委員会の対応についてをお伺いしたいと思います。

次に、パークゴルフ場の管理と利用について、お伺いをしたいと思います。

もうじきパークゴルファーの熱きシーズンを迎えます。パークゴルフの発祥の地としては、管理やプレーヤーのマナーについても先進的でなくてはならないと思います。

パークゴルフのセントアンドリュースを目指し、パークゴルフ場の管理と利用について、お伺いをいたしたいと思います。

一つ目に、パークゴルフ場管理の入札が、これまでよりも安価な委託料になっております。近年は他町村のパークゴルフ場の管理は特にすばらしくなっております。

そして、本町と比較をされるわけですが、今後の管理についてお伺いをしたいと思います。

二つ目に、利用について、マナーの悪さが近年指摘されております。打ち込み、追い越し、そして、パークゴルフ場にある灰皿などは火事になっていることがあります。

また、成績に夢中になるあまり、本来のパークゴルフというスポーツの趣旨とずれてきているようにも見えます。

みんなが楽しく気持ちよくプレーできるよう、個々のマナーの向上が必要と感じていますが、マナー向上に向けた考え方を伺いたしたいと思います。

3点目に、オープンの日には他市町村からも多数お越しいただき、町民がプレーできないことが例年起こっているようです。

例えば、プレオープン日を設定して、町民限定の日をつくれなどうかをお伺いしたいと思います。

4点目に、ナイタープレーができるパークゴルフ場と、そのパーク場の利用率をお伺いしたいと思います。

五つ目であります、事実かどうかわかりませんが、プレーヤーの高齢化と減少がささやかれてきております。これまでも、一時期のブームで消えていったスポーツがありますが、パークゴルフが消えていかないうちに生涯スポーツとして若年層への普及が必要であると思っております。

どのような対策をお考えか、お伺いをしたいと思います。

最後になりますが、先人の努力によって、パークゴルフの普及とともに幕別町を全国、そして世界に発信していただきました。本町はパークゴルフの聖地であり、ゴルフでいうとセントアンドリュースであります。

これまで、二十数年、町の財政を投じ、整備、運営してきましたが、そろそろこのパークゴルフを利用して、経済効果が上がることを考えていかななくてはならないと思っております。

広めていただいた名前をいかに経済発展につなげていくかが課題だと思います。

今後、町としてのかかわり方をお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、私の方からご質問の2点目、「パークゴルフ場の管理と利用」について答弁をさせていただきます。

昭和58年に本町で考案されたパークゴルフが、3世代にわたるコミュニティスポーツとして多くの愛好者の方々に親しまれ、現在、愛好者の数も100万人と言われており、今なお、国の内外に普及の輪が広がりをを見せております。

また、本町のまちづくりにおいても、パークゴルフは大きな役割を果たしており、幕別町の名を全国に広め、「パークゴルフ発祥の地」といえば、「北海道幕別町」といわれるまでになってきております。

さらに、町民の健康増進、経済への波及効果や観光、コミュニティ、地域間交流や国際交流など、さまざまな分野で大きな効果を挙げているところでもあります。

しかし、一方では、誕生から24年が経過する中で、多額な造成費をかけたグレードの高いコースの出現や愛好者のマナーの問題などが生じていることも事実であります。

今一度、「コミュニティスポーツ」としてのパークゴルフの原点を踏まえた普及、意識の啓発を図ることも、発祥の地としての大きな責務であろうと考えているところであります。

ご質問の1点目、「パークゴルフ場の今後の管理について」であります。昨年11月に、平成20年度から平成24年度までの5カ年間にわたる各種公園の管理業務について、入札を執行したところであります。

この入札にかかわるパークゴルフ場の業務内容につきましては、毎週1回の閉鎖日に行う芝刈りが年25回、清掃事業が年27回のほか、年3回の肥料散布など、今までと同様の内容となっております。

また、作業の効率化と公園の一体的管理の面から、公園内にパークゴルフ場が設置されている公園は、一つの業務区域として設計をしたところではありますが、業務内容と設計額には、前回入札時と大きな差異は無く、今回入札の落札率に比べますと、前回に比べ平均4%ほど低下したことにより、若干委託料は減となったものというふうに思っております。

今後とも、芝の補修及び低木の補植など、良好な環境の確保に努め、プレーヤーの皆さんに楽しんでいただけるよう、日常管理に意を用いてまいりたいと考えております。

次に2点目、「利用マナーの向上について」であります。

近年、一部にパークゴルフのマナーやエチケットが十分に理解されていない状況が見られ、憂慮すべき問題となっております。

誰にでも簡単に楽しめるといったパークゴルフの特性が、愛好者の飛躍的な拡大と同時に、コミュニティスポーツとしてのパークゴルフの原点が伝わりきれないという状況をもたらしているものであります。

特に、「排除的な扱いや嫌がらせを受けた」との苦情が多いとお聞きしており、折角これからパークゴルフを始めようとした方が、ベテランプレーヤーから心無い言葉をかけられたために、取りやめたというような事例もあったとのことでもあります。

これらマナーの悪さが普及の妨げの一因にもなるものと考えており、大変残念なことだと思っております。

一人の社会人として、社会通念上のマナーをしっかりと守ることができない大人が増えているというようなことは新聞等でも報道されているところでありますが、この問題は、パークゴルフ国際協会でも憂慮いたしており、公認指導者やアドバイザー講習会でも特にマナーやエチケットについてのプログラムの充実を図っていくとお聞きをいたしているところであります。

町といたしましても、パークゴルフ発祥の地の責任として、3世代が交流を図り、楽しさを共有できるコミュニティスポーツとしてのパークゴルフの原点をしっかりと伝えてまいりたいと考えているところであります。

次に3点目、「町民限定の日の設定について」であります。

春の訪れとともに、各地のパークゴルフ場がオープンいたしますが、特に、例年、オープン初日はプレーを待ちわびた愛好者の方々で大変混雑をしている状況であります。

こうしたことから、「オープン前に町民限定の日」というご提言をいただきましたが、コミュニティスポーツとしての性格や、発祥の地としてその普及を進めていることを考慮いたしますと、結果的に他市町村の愛好者を排除することは、好ましいことではないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に4点目、「ナイタープレーができる施設と利用の状況について」であります。町内4コースにナイター設備を設置いたしており、昨年の夜間照明点灯期間であります6月16日から8月19日までの65日間のうち、コース閉鎖日及び降雨日を除く利用状況につきましては、本町地区のサーモンコースは合計141人、1日平均3.1人、百年記念ホール横の「ちろっとの森東コース」は330人、1日平均7.5人。

また、昨年、照明を新設いたしました忠類のチャンピオンコースにつきましては740人、1日平均14人となっております。

なお、糠内やまびこコースは、利用者が手動で夜間照明を点灯できるようになっておりますが、期間中は2日間の利用のみで合計36人です。

次に5点目、「若年層への普及」についてであります。

パークゴルフの考案当初から、3世代交流ということに重点をおき、幅広い世代に親しまれるよう普及に努めてまいりましたが、日常的にプレーをする大部分の方は、60歳以上の高齢者というのが現実となっております。

しかしながら、休日には、家族連れや若い方もパークゴルフを楽しんでいる姿も見られ、これらの世代の方がパークゴルフの楽しさを体験し、やがては生活の一部に溶け込んでいくことを願っているところであります。

現在、若い世代、特に子どもたちへの普及につきましては、本町では、サタデースクールでの体験や、国際大会で、小学生と中学生の部を設けるなど、まずは、体験してもらうことを動機付けに重点を置き普及を図っているところであります。

また、幕別高校におきましても、指導員を迎えてパークゴルフの授業を実施いたしております。

さらに、全国的には、大学、あるいは最近では小学校にもコースを設置し、学生たちが楽しんでいるというような話題が出ておりました。

子どもたちを対象とした講習会の開催などのお話もお聞きいたしており、大変心強く思っているところでもあります。

今後も国際協会や関係団体と連携しながら、若い世代、特に子どもたちへの普及に意を用いてまいりたいと考えております。

最後に、「経済発展につなげていくことへの町のかかわり方について」であります。

パークゴルフが地域に与える経済効果につきましては、平成9年の調査では、昭和59年から平成7年までの間で、用具の製造・販売や観光などの収入で、約24億円の経済効果があったとの結果がでております。

しかしながら、現在では、コースは全国各地、あるいは用具の製造販売も大手のスポーツメーカーの参入などにより、本町だけの独占的なものではなくなっている状況にあります。

現状におきましては、特に調査は実施いたしておりませんが、飲食や宿泊などの観光面や用具の製造・販売などにおいて、効果は確実にあるものと考えております。

併せて国際協会が本町に事務所を置いておりますことから、雇用や消費の面でも大きな効果があるものと思っております。

「パークゴルフ発祥のまち幕別町」という認識も全国的に広まってきておりますことから、今後もパークゴルフの一層の振興に努め、企業誘致や移住促進、さらには観光の振興などにおいても、この知名度を前端的にアピールし、まちづくりに取り組んでいきたいというふうにも思っております。

以上で、前川雅志議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私の方から、教員のストライキと査定昇給制度について、お答えをいたします。

ご質問の1点目、「ストライキの参加状況等について」であります。

本年1月30日のストライキは、町内15のすべての小中学校で実施され、校長、教頭を除く非管理職213人のうち156人が参加いたしました。参加率は73.2%、参加者全員が北海道教職員組合に所属している教職員であり、非組合員の参加はありませんでした。

また、ストライキの時間ではありますが、学校によって勤務時間が若干異なりますことから、時間帯は多少異なりますが、15校のうち、8校が午後3時から4時45分まで、4校が2時55分から4時40分まで、2校が3時5分から4時50分まで、1校が3時10分から4時55分まででありまして、いずれも1時間45分ではありますが、そのうち休憩時間45分を含んでおりますことから、終業前1時間のストライキという状況であります。

集会の会場は、いずれも幕別中央会館であります。

ご質問の2点目、「児童生徒への影響について」であります。

授業につきましては、小学校では、水曜日を5時間授業と設定しているところが6校ありましたが、他の4校では、管理職やストライキに参加していない教職員が対応して平常どおり実施されました。

また、中学校におきましては、毎週毎週、前の週にカリキュラムを編成し、生徒に時間割を配布しておりますが、その結果として5時間授業を編成したところもございました。

中学校の部活動につきましては、管理職やストライキに参加していない教職員が対応して通常どおり実施した学校もありましたが、実施していない学校もございました。

ご質問の3点目、「教職員の業務への支障について」であります。ストライキ時間中は、職場を離れておりますことから、その時間は業務に従事していなかったということになりますので、支障はあったものと認識しており、その結果として、2月の給料から1時間相当分の給料の減額が実施されております。

ご質問の4点目、「教育委員会としてストライキをどのように捉えているのか」についてであります。ストライキ等の争議行為は、地方公務員法で禁止されている違法な行為であるにもかかわらず、職員団体の闘争方針に従い、ストライキに参加したことは極めて遺憾であり、北海道教育委員会に対して、厳正な処分を行うよう求めたものであります。

さまざまな背景や理由があつたにしても、このような行動に至ったことは誠に残念であり、町内の教職員には、今後とも次代を担う子どもたちの未来のため、全力を挙げて職務を遂行していただきたいと強く切望するところであります。

ご質問の5点目、「査定昇給制度の導入への対応について」であります。

勤務実績を給与へ反映させる、いわゆる査定昇給制度につきましては、公務員の給与構造改革の一環として、平成17年8月に国の人事院勧告が出され、北海道におきましても同年10月の人事委員会勧告で人事院勧告の内容に準拠した取扱いを行う必要があるとの勧告がなされたものであります。

査定昇給制度は、年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた俸給構造への転換、勤務実績の給与

への反映などを柱として実施しようとするものであり、職員個々の勤務実績等に応じた給与を確保することにより、職員の士気向上を図るとともに、組織の活性化に資するものと理解しておりますので、適正な手続きのもとでとり進めてまいりたいと考えております。

以上で、前川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中でありますけれども、この際、14時まで休憩させていただきたいと思っております。

（13：46 休憩）

（14：00 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前川雅志議員。

○8番（前川雅志） 再質問をさせていただきたいと思っております。

ご答弁いただきました順に聞かせていただきたいと思いますのですが、はじめに、パークゴルフ場の管理と利用について、再度、お伺いをしたいと思います。

非常に厳しい財政の中で、少ない経費で管理をしなければいけないということは、大変なことかなと思っておりますが、全国から来ていただいたプレーヤーががっかりしないよう、整備していただきたいというふうに思っております。

そういった中で、特に芝のはげたところなのでありますが、そういったところはなかなか再生されないということだと思いますが、そういった不十分なコースについては、管理した後、ある程度クローズをとる期間を設けることが必要なのではないかなと思うのですが、そういったところの見解をお伺いしたいと思います。

それと、芝を刈るにあたって、聞くところによりますと、町民の方がスケール持って芝刈る日には、きちんと切っているかどうか見に来る方もいらっしゃるということで、企業、その事業を受けている方も大変だなと思うのですが、そういった企業によっても、能力に非常に大きな差があると思っております。

他の町村では、ゴルフ場を管理しているようなそういった会社がパークゴルフ場を管理しているようなコースもありまして、そういったところとは非常に本町のパークゴルフ場の整備の差が出ているものだと思うのですが、そういったところの能力を改善する方法なんかも考えているかどうかをお伺いしたいと思います。

2番目のマナーについては、協会と協力してということでご答弁いただきまして、そのパークゴルフの原点をしっかりと伝えてまいりたいということではありますが、そういった方法、どういうことか、考えているものがあればお伺いをしたいと思います。

ナイタープレーについてであります。

町の財政が非常に厳しくて、水道料金の値上げなんかも仕方ないのかなというふうに理解をしてくれる町民の方々もいらっしゃいますが、そういった方々は、ある意味、非常に厳しく町の財政を見ている面もあります。

先ほど、利用率をお伺いしましたが、通りかかるところこうと電気がついているのですが、誰もプレーをしていないという日が多くて、やっぱりそれって電気代がものすごく無駄なのでないかなというふうに思っている町民の方々もたくさんいるわけでありまして。

そういった中で、設備投資をして使わないということももったいないのかもしれないのですが、使わないコースに電気をつけているということも非常にもったいないのではないかなというふうに思うところでもあります。

多少の利用があるわけでありまして、全部やめれとは言いませんが、例えば、曜日によってばらつきがあると思っておりますので、曜日によって、電気をつける日を設定するだとか、例えば、今、8時半ぐらいまで電気をつけているということなのですが、少し短くしてみるだとか、それか、できるかどうかわかりませんが、糠内のように、プレーをする人が自分で電気をつけるようにするだとか、そういったようなことを考えられないかなをお伺いをしたいと思います。

次に・・・

○議長（古川 稔） 前川議員。

1問ずつやっていた方が、本来は。

そういうことで、とりあえず四つまでいきましたけども、そこまで答弁お願いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の管理の問題でありますけれども、今の芝の再生を含め、養生期間でクローズの期間を長くとることが芝のためにもいいのではないかなというふうなご提言もいただきました。

これらも今までも十分踏まえながら、何年か前から、毎週1回は休みの日を設けようというふうなことで、今、きているわけでありましてけども、引き続き、これらの必要性について検討しながら、対応をしてみたいというふうに思っております。

それから、業者によって整備の差があるのでないかということがありました。

なかなかゴルフ場の芝を刈るようにきれいに刈るといえるのは、機械的なものも必要になってくるように伺っております。

そうしたところまで、私どもも実は求めているわけでもありませんので、よっぽど雑な整備、草刈の仕方なんかについては、当然、こちらから注意をして、直していただくというふうなことがありますけども、それらも今ありましたように、十分現状をみながら、これからも対応していきたいというふうに思っております。

それから、2番目のマナーに関しては、先ほども言いましたように、何とか技術だけでなく、マナーの部分も十分理解していただけるように、国際協会あたりではいろんな認定者会議ですとか、指導者会議の中でもお願いをしているというふうなことであります。

ただ、こればかりは、一つにはやはり、本人のモラルというものが一番大きいのかなというふうにも思っております。

私どももできる限り、そうした皆さん方のご協力をいただく中で、改善されていくように何とかマナーを守っていただけるようにというふうに思っているところであります。

それから、ナイター設備、これも設置をしている設備を止めておく。消してしまうというのももったいない。でも、つけておいても誰も利用しないのももったいないと、いろんなことは当然住民の皆さんから批判があるやにも聞いております。

できる限り利用してもらうことがいいわけですし、今おっしゃられましたように、曜日の設定ができるのかどうか。

できないことはないのでしょうけど、今、糠内なんかは、あそこは地域が限定されていますから、糠内の方が利用したときには自分でやれるのですけども、例えば、ここで札内のちろっとの森をやりますと、誰ももういないと思って電気消してしまったら、まだ向こうの方で誰かがやっていたなんて後でなってくると、なかなか難しいといった問題ですとか、いろいろあるのだろうというふうに思っております。

これからも十分状況を把握しながら、対応させていただきたいというふうに思っております。

まだ、いろんな方のご意見もお伺いしながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○8番（前川雅志） ご答弁、今のわかりましたので、ちょっと飛ばしてしまったのですが、3番のプレオープンの日が設定できないかというところで、再度お尋ねいたします。

そもそも、パークゴルフ場というのは、誰のために整備して管理しているのかということをお聞きしたいと思うのですが、他町村に対して、これまでパークゴルフを使ってPRできたということは大きな財産になってきているものだと思いますが、そもそもは幕別の町民が使う設備と私は理解をしているところなのであります。そこで、全部の費用、町民限定ということではなくて、1日ぐらい幕別の人ができる日を設定できないかというふうに思っております。

こういった声も毎年、パークゴルフ愛好者の方々から、せっかく行ってもできなかったというお話毎

年間かされるわけでありまして、そういったことで、何とか1日だけでも幕別町に住む特権として、前倒してプレーできることを考えることができないのかどうなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、パークゴルフに限らず、いろんなスポーツというのは、もちろん住民のため、町民のためということが必要なことなのだろうと思いますけども、総体的には町村の枠を超えた中で大勢の愛好者の方々にやっていただくというのは、私は一番いいことなのかなというふうに思っております。

パークゴルフだけ町民限定の日があるというのも、はたしてどうなのかなというふうには正直思いません。ただ、今までの事例でお聞きしたのは、たまたまオープンの日に大きな大会が入ってしまって、大変混雑をして、一般の方々ができなかったというようなことがあったというようなことも聞きました。

もっと単純にいきますと、オープンの日が土曜日か日曜日でなくて、1日金曜日か木曜日だったら、それはまた空くのかなということも、変な意味でなくて、考えられるのでしょうかけども、そういったことで、私はなるべくは多くの町民の皆さんも含めて、愛好者の皆さんに利用していただくことがやはり、パークゴルフ本来のあり方でないかなというふうに思っております。

もちろん、国際協会とも話はさせていただきましても、できれば、現状をご理解いただければというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○8番（前川雅志） 最後の経済発展について、お伺いをしたいと思います。

これまで先人の皆さんによって、本当に全国にパークゴルフは幕別からのスポーツだということで、全国に広めていただきました。

こういった知名度を、やはりこの町における経済的発展につなげていくことを強く感じておりまして、先ほど、町長からこれまでの効果については、ご答弁をいただきました。

将来に向かって、これから行政としてどんなお手伝いができるかということも一つの課題になってくるのではないかとこのように考えております。

このたびの予算におかれましては、工業団地に企業が進出するにあたって、補助金がつくような予算が出てきているわけでありまして。

そういったところとは別のところになってくるのかなと思うのですが、パークゴルフにかかわって、例えば、商品開発をしていくだとか、例えば、新しく起業をするだとか、そういったところに対して、その町として支援するお考えがあるのかどうなのか、お伺いをしたいと思います。

それと、常日ごろから思っているわけでありまして、町外の温泉なんかに宿泊されて、バスでウワーッと来て、パークゴルフやって、ウワーッと帰って、その温泉でお風呂入ると。

ジュース1本買わない。そんなようなプレーヤーの方々がたくさんいまして、こういった人たちが金を使えといったって使わないわけでありまして、その仕組みの中で、お金を使いたくなるような仕組みづくりをしていくことが必要なのかなというふうに思っております。

そういった中で、道の駅の議論なんかもありますけど、そういったところにパークやったらちょっと寄ってねだとか、今はそういう施設自体がこの町にないわけでありまして、そういったことを何か考えられないかなというふうに思っております。

その現状でいいますと、温泉からプレーしに来る皆さんから、何らかの方法でお金をいただけるようなことが考えられないのかどうなのか。お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） パークゴルフにかかわって、いわゆる新たな企業を、そういう方がいらっしゃいましたら、当然、その相談の過程の中で、町のやれることはしていきたいというふうに思いますけども、なかなか具体的なものというのは、今の状況では難しいのかなというふうに思います。

後段のそのよく私たちも聞かされますのは、よその町村からバスでドッと来て、町民がそれこそせっかく楽しみにして来たのに、コースがいっぱいでできない。

そういう人たちは無料で使っているのではないかというような批判を受けます。

これは有料化にも結びつくような話ではあるわけですが、今までも何回か国際協会なんかでも、これは具体的にどの程度まで進んだのかわかりませんが、名称をあげると、十勝川温泉の観光協会で、そういう団体で使うときには、何とか幕別町のコースを使うわけですから、それなりの配慮をいただきたいというようなことをお願いしてきた経緯もあるやには聞いております。

ただ、具体的に、いや何十人来ているのだから、いくらお金を置いていけというようなことまでは現実にはなっていませんので、これは今後の私どもの課題であろうというふうにも思っておりますし、当然のことながら、まずは先ほども言いましたように、住民の方々がそうした、いわば、営利を目的とするような方々に占用されてしまうというのは、大変問題はあるのだろうと、十分これから検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○8番（前川雅志） 次に、教員のストと査定昇給制度について、再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、他市町村と比較して、非常に高い参加率が本町ではあったということでありました。

組合加入の教員が悪いというふうには思いませんが、中にはそういった活動に熱心になって、嫌々な組合員もいると思うのですが、そういった嫌々な組合員まで引き連れて、そういったストに参加するというのが事実なのではないかなというふうに思っております。

仕方なく参加した教員には思ってもいなかった処分が下されて、それが生涯給与にまで影響する厳しい処分だったということは、それと併せて、査定昇給制度も導入されるということで、同情するところではありますが、これまでも、国歌と国旗の問題、それと、去年は、道教委が進めようとしたいじめに対する調査を、北教組が協力しないよう指示を出した。

本当に児童生徒のことを思って教壇に立っているのか不安になるところであります。

このような組織に加入する割合の高い本町を、教育長はどういうふうに思っているのか、お伺いしたいと思えます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 組合加入率が低いとか高いとかという議論については、私ども、この議会において、あるいは、教育委員会がとやかく言うような問題ではありません。

少なくとも、それぞれの考え方において、組合員であったり、そうでなかったりということでありまから、まず、そのことが前提にあるとすれば、加入率が高い、低い。それから、諸般の行事に対する云々というようなことについては、議論にはならないということを申し上げておきます。

したがって、割合が高い低いについては、私の方からそのことについてとやかく言うことではありません。ということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○8番（前川雅志） そういったところは理解しているわけではありますが、人事においては教育委員会がある程度人事を握っているといっても過言でないと思えます。

組合活動に熱心な先生だったり、例えば、組合員でなくても、自分のことしか考えていないような先生もいらっしゃるかと思います。

そういうことではなくて、児童や生徒のことだけ考えて、一生懸命この教育に打ち込みたいという先生も山ほどいるというふうに思っております。

そういったわけで、今後の人事において、教育委員会として考慮していくべきでないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 少なくとも、憲法に、保障されている思想信条の自由、これが原点にございます。

したがって、差別化することは許されないというふうに基本的に考えております。

したがって、人事において、これまた差別化することは、これは到底許されることではありません。そのように思っております。

なお、授業に関しても同じような趣旨の回答になろうかというふうに思います。

授業を行うにあたって、人事との関係でもおっしゃっておりますので、そのことによって差が出る。そういうことにはならない。私はそういうふうに認識をいたしております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○8番（前川雅志） わかりませんが、次行きます。

他の町村では、5時間授業に設定した中学校はなかったように聞いておりますが、なぜ本町だけ、5時間授業に設定しながらストを決行したのか理解できないところであります。

この5時間授業、あらかじめストが予想されていたので、5時間授業にするよう教育的配慮を行ったのは誰なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 前段答弁をいたしましたように、カリキュラムにつきましては、前の週の金曜日にお渡しするということであります。

これは校長がいろいろな状況を勘案して、権限を持っておられます。

その5時間授業にしたということについては、いろいろな状況があつて変えたということもあろうかと思ひます。

そのことは、即違法であるというようなことにはなりません。

こういうことは、よくある話であります。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○8番（前川雅志） 日ごろ、よくある話ということではありますが、生徒やPTAに対しては、その都度説明するのかなというふうに思うのですが、生徒に聞いてもPTAに聞いても、大体ストをやっていたことすらわかっていないのですよね。この日に。そういったことで、生徒もPTAもストやっているなんて知らないから混乱もしなかったというふうに思うのですが、こういったところは、学校なり教育委員会なり説明する責任というのはないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 教育委員会がストをやる。その影響について事前という、今回は暇もありません。

それから、そのようなことをやる必要があるのかどうか。

これは非常に難しい問題だと思います。

ケースバイケースだろうと思います。

私どもといたしましては、今回の1時間、これも急に決まったことでありますけれども、通常の授業時数の確保からいきまして、水曜日は5時間授業が多かった。そのことは幸いしていたのだろうというふうに思いますし、事前に学校側もその両方を押さえて一定の配慮をしたというふうなことは、あつてもおかしくはないというふうに思います。

基本的には子どもたちに、あるいは、保護者にご迷惑をかけないということで、結果として終つていくというふうに認識をいたしております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○8番（前川雅志） ストが理由で、子どもたちに迷惑をかけないために、その5時間授業にしたのであれば、大きな問題になるのではないかなというふうに思うのですが、そういったこと、学校の責任者である校長が止めることができなかつたのかという質問と、教育委員会は学校に対する指導機関として、どういった指導を行ってきたのか。

また、この再発を防ぐためにどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 授業時数の確保という観点からみますと、週に2日程度は、中学校におきまし

ても、2日間ほど5時間授業。これをどこかに入れなければなりません。

そういう仕組みになっております。

その水曜日が、たまたま5時間授業になっているというような学校もあります。

それは6時間授業になっているところもあります。

でも、1週間でみますと、2日間は5時間授業くらいの授業時数確保で十分であるということですから、それらの状況の中で、その前の週に校長がいろいろなことを配慮して、6時間授業を5時間授業に切り替えるということはあってもおかしくはないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○8番（前川雅志） この項目最後にしたいと思うのですが、5時間授業に設定することによって、教育長は児童生徒には影響なかったとお考えでしょうか。

それと、先ほどもあったのですが、公務、雑務に追われ、多忙を極める学校現場の中で、1時間、休憩時間があるので1時間ですね、職場を離れた。そういった教職員の方々も、お金、1時間分返せばこれまでの業務に影響がなかったと教育長はお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 業務への支障につきましては、冒頭に申し上げたとおりでありまして、職場を離れておりますことから、影響があったものと認識をいたしております。ということはお答えしました。

ただ、6時間授業を5時間授業に変えること。

これは何も違法なことではありません。

少なくとも、その影響を少なくしたという配慮については、当然学校の長として、責任ある立場として、選択をしたというふうに思っておりますし、当然とるべき措置ということではありませんけれども、私としてはそういう配慮が必要であるというふうに思っております。

時間割につきましては、このように書いてあります。

地域や学校の実態、発達段階、特性等各学校においての事情、これら総合的に校長の責任のもとで、適切に編成し、実施しなければならないというふうになっております。

まさにこういう観点から、6時間授業を5時間授業に切り替えたところもありましたし、そのことがただちに違法だということにはならないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○8番（前川雅志） 最後の項目を聞きたいと思うのですが、査定昇給制度の中身について、論議するつもりはなくて、今回の制度において、教育委員会がやらなければならない業務というのが出てきていると思います。

校長、教頭についての評価は教育長もしくは教育長が指名するものが評価していくことでありますから、今の教育委員会の体制の中では、現場を知らない教育長をはじめとして、現場を知らない方々がいらっしゃるわけですが、今の体制の中で、校長と教頭を正当に評価することができるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 校長と教育委員会として適正に評価できるのかと、大変失礼なという感じはいたしますけれども、私ども、教育委員会、私がということばかりではなくて、推進員の方もいらっしゃいます。

そういった総合的なトータルベースで判断していくことでありまして、責任は私にありますけれども、当然として私一人でやるものではありませんので、適正な評価につながっていくのではないかとこのふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○8番（前川雅志） 先ほどの一般質問の中でも、学校指導推進員というお話がありましたので、これまで止めていたやつを、また、今年の春からお願いしているということでもありますから、そういったこの方が学校などの経験者になるのか、どういった方になるのかわかりませんが、あと、道教委からな

んかも出向して、職員として、来ていただいている教育委員会なんかもあるわけではありますが、そういったお考えなんかがあるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 道教委が派遣しております指導主事につきましては、ただいまは恐らく鹿追町のみかと思っております。

町村単独では、東部方面は一人もおりませんでした。

今回、幕別町が復活しましたので幸いなのですが、あと、芽室方面、音更方面については、それぞれ単費でそういった指導員とかあるいはアドバイザーという形で設置をしております。

南部もおりませんね。

そういう状況になっております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○8番（前川雅志） 最後にどうしてもお伺いしたいのですが、今日のこの論議をさせていただいた中で、最後に教育長にどうしてもお聞きしたいのは、学校に対する指導機関である教育委員会として、これからどういった役割を果たしていくのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 学校に対する指導ということで、査定昇給制度にかかわりましては、これから示されてくるものだというふうに思っておりますけども、人事院で作成しました成績主義の指針、あるいは、評価記録の作成要領、これらに基いて行われていくこととなります。

その結果として、勤務実績の給与等の反映に活かされてくるなというふうに思います。

なお、ストがあった場合、どのような教育委員会としての指導をしていくのかということでしょうか。

そういう観点であれば、もともと違法行為でありますので、指導するなんていう次元ではなからうと。前もって指導するということは全く考えておりません。

違法行為であると。やるやらないということよりも、議論にならないと思うのですね。違法行為なのですから。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 通告に従いまして、質問いたします。

2カ所のシーニックバイウェイ構想を進めて観光振興を。

幕別町の新しい観光ルートとして、すでに実施されている南十勝夢街道と、これから申請される十勝中央トカプチ雄大空間の2本のシーニックバイウェイ構想があります。

これは、国の方針として、疲弊した地方の活性化の一つに、観光振興が目玉にできると捉えたことであり、地方の自然や文化などを発信し、国内や外国からの観光客を呼び込む取組みであります。

当然ながら、今までのように、既存の観光場所の紹介だけでは、体験型を望む来べき観光ビッグバンを迎えることはできないし、観光経済の活性化のカンフル剤にもなりません。

とりわけ北海道観光の中でも知名度の低い十勝観光、そして取組み姿勢が弱い本町の現状では、国の進める施策からますます取り残されるだけであります。

しかし、幸いにして、日本のシーニックバイウェイルートが一つの町に存在することになれば、本町の観光経済にとって貴重な資源となります。

観光目玉の少ない地域の目的を交流人口を増やすということで始めるとするならば、まず、会員事業者の成果報酬の意識を使って、収益を確保しながら取組む集団をつくること。

それと、身近な例であります、南十勝夢街道忠類カフェのように、民間の知恵と汗を結集して運営していく集団をつくること。

それと、幕別の二つの団体が参加している歴史・文化・緑をキーワードとした今月立ち上がる十勝中

央ルート、トカプチ雄大空間の集団のように、従来の枠を超えて、幅広い連係を行い、来る人と迎える人の価値観の違いのある現状の中で、情報整理や発信力のある人材の育成をして、将来どうなっていくかを提案し続ける集団をつくること。

当然これらのことは、北海道開発局の提案が後ろ盾にあります。

推進役の中心は、民間力であり、官と民との融合の形です。

本町における観光の推進の熱意は、官の民も低いのが現状ですが、シーニックバイウェイ構想を進める方々は、点在する観光地点を結びつけ、名称づくりという未来の夢づくりにかける情熱が高まっており、今、このようなときに、観光経済活性の大きなうねりを起こさせ、また、民間ボランティアが部分ごとに行政からの緒施策を構わずべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「2カ所のシーニックバイウェイ構想を進めた観光振興について」であります。

ご質問の、「行政からの諸施策について」であります。シーニックバイウェイにつきましては、その土地固有の景観や自然、文化、歴史などの地域資源を活用し、地域の人達の発案する運営計画に基づき、美しい景観、活力ある地域、魅力ある観光空間を創設するものであります。

幕別町においては、お話ありましたように、「南十勝夢街道」が候補ルートとして指定を受け、南十勝5町村内の38団体が連携協力し、本ルート指定に向けて事業展開をしているところであり、町といたしましては、代表者会議忠類地域部会が展開しております「シーニックカフェ」の周辺整備について取り組んできているところであります。

平成19年度の「シーニックカフェ」の開催実績は、昨年7月から9月までの土日開催で、日数が28日、入場者数が5,000人を越え、平成18年度の2.2倍の入込み数となっており、周辺整備が進み広く周知されたことで、観光スポットとして定着しつつあるものと考えているところであります。

また、十勝には「十勝平野・山麓ルート」が、同じく候補ルートとして認定を受けており、毎年、フォーラムなどを開催しながら両ルートの連携や参加団体の協力、課題の整理などが協議されているところです。

これらのルートに加え、新たに計画されております「トカプチ雄大空間」ルートにつきましては、本町を含め、帯広市、音更町、芽室町、池田町、浦幌町、豊頃町に渡る十勝中央エリアで、去る3月9日に運営代表者会議が開催されました。この会議において活動計画などが了承され、同日付けで事業主体である北海道開発局に候補ルートとして正式に申請されたとお聞きをいたしております。本町から参加された団体のお話によりますと、本ルートの目指す姿としましては、十勝川河口から帯広市までのエリアにおける農耕、馬文化などの歴史を見ていただくことをコンセプトとされているようであります。

今後、新ルートの運営団体として本町から参加されている団体とも充分協議しながら、「南十勝夢街道」「十勝平野・山麓ルート」との連携なども含め、活動団体の発案や運営の自主性を尊重しながら、行政としての役割を果たしてまいりたいというふうに考えております。

地域住民を巻き込んだ魅力ある観光空間づくりを進めるため、素晴らしい地域資源を活かし、商業展開にも結びつけるなど、幕別町の観光を「造り出す」という視点で捕らえて、ご提言いただきましたことを踏まえ、今後、幕別町観光物産協会、商工会など、多くの皆さんのご意見をお聞きしながら、取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上で藤原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 答弁で、幕別町の観光をつくり出すという力強い言葉を受けましたので、質問をさせていただきます。

我が町の疲弊しだした商工会の活性化の一つとして、体験、観光成果報酬型の集団を早々につくることが急務であると考えております。

今は、忠類から札内には、国道236号線の南十勝夢街道。また、札内から幕別には、国道38号線沿線に

おけるトカブチ雄大空間がつくられようとしております。

しからは、幕別から忠類に向けて、つまり、道道幕別大樹線の沿線に、町独自のバイウェイ構想を設定することで、3点の忠類、札内、幕別市街を結ぶ環状型のいわゆるトライアングルバイウェイ構想が考えられると思います。

特に、道道幕別大樹線の沿道には、現在運営されている女性初の南勢懇談会による小学生との農村交流会や駒島には、手打ちそば道場があり、農村生活体験型を交流して実践している集団があります。

その集団と糠内中里地区に眠る500万年前、十勝平野の形成を学べる地質学上非常に貴重なタカハシホタテ化石を発掘し、約12年前のナウマンへとつながる忠類の太古の里を結びつければ、500万年前から今日の農村生活を知ることのできるいわゆる時間軸を加えた四次元的時空を楽しむ新しい成果報酬の高い体験型の観光を町として推薦することができるのではないかと考え、町長にこの考え方を進めるか、気持ちがあるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 236から38を経て、幕大線をつないで三角、トライアングルに結ぶ観光資源。ご提言をいただきました。

なかなか発想的にはユニークなものはあるのかなという気もします。

ただ、今、お話聞きましたように、何百年前の何々と言われましても、実際のところ、私も始めて聞く言葉でありまして、なかなかそれに答えようがないのですけども、ただ、私は今、シーニックカフェもなんかもうそうですけども、やはりこうしたシーニックバイウェイを進める上の中では、どうしても民間の力が必要になってくるのだろうというふうに思います。

今のご提言ありましたこと、あるいは、南勢地区や駒島地区のこと、お話もいただきました。

そういった方々との意見効果などもする中で、これから、今のご提言に沿って、どのようなことが行政としてできるのかと、あるいは、住民の方がどのようなことを望んでいるのかというようなことなどを、十分聞かせていただいて、さらに検討を重ねながら、今のトライアングル構想ですか。これらに向けて、内部でも協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 次ですが、いわゆる今はやりの忠類カフェ、これの交流人口は、当初、2,278人、去年は5,153人今年はそれ以上の見込みと聞いております。

当然ながら、交流人口が増えれば、施設各所に不都合が生じるものであります。

民間の知恵と汗を結集して成功した忠類地域のボランティア集団が、これからもほこりを持って、続けて受け入れ、協力しやすい態勢をより充実させるのが、行政の役割と考え、現状の問題点の整備について、お伺いいたします。

一つは、いつまでも危険な坂道に駐車を続けてよいのでしょうか。

二つ目は、高齢者来客に、簡易式おがくずトイレを設置してやることで、より多くの人たちがまた見にくることができるのではないかと。

まず、この2点について、お尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 忠類地域におけますシーニックカフェの運営につきましては、基本的にはまず南十勝夢街道の協議会で活動計画を定めまして、さらにその下に、下部の部会としまして、各町村に地域部会があって、その地域部会が実際の実働部隊として、各地の活動を行っているというのが現状であります。

そういう中で、私どもとしましては、忠類の地域部会から出てまいります要望、これをお聞きしまして、互いに意見交換をしながら、どういうものが必要なのか、町としてどういうことができるのかということ話し合っ、今やってくる段階であります。

20年度に向けては、まだ活動計画が定まっております。

ですから、具体的なお話はまだいただいております。

ただ、今、藤原さんおっしゃいましたように、駐車場については、日によってはかなり混雑しているという状況も把握しておりますし、トイレについてはないのが現状であります。

一部にはといたしますか、代表などの話を聞きますと、トイレについては、確かに必要性はないわけではないけれども、仮にトイレを設置したときには、まず清潔さを保たなければならない。

それと、臭いのことも考えなければならない。

そういうことからすると、逆にそこにトイレを置かれることは、滞在時間が非常に1時間未満と短いことも考えまして、現状では、かえって面倒みきれないなというお話もお聞きしているところでもあります。

実際には、トイレはという話が聞かれることもあるのですが、その場合については、すぐ下に道の駅があって、きれいなトイレがありますと、そういう案内もしているということで、地域部会にしても、正式なお話ではありませんけれども、トイレにつきましては、今のところの、必要がないというようなお話は、今、伺っているところでもあります。

駐車場は、まだ正式な話がありませんので、混雑している状況は、確かに私ども認識しておりますけれども、これからの話し合いの中で、どの程度必要なのかということを含めさせていただき、仮に通達するならば、牧場整備の一環として、対応させていただくことになろうかというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 3番目なのですが、商店街の冬枯れ対策になると思いますが、写真マニアに十勝の青空、いわゆる冬期間の青空を最高のシャッターチャンスと捉えて、進入路の除雪体制、これを、いわゆる雪が降ったからすぐ開けるということではないのですが、時間的、時期的に遅らせてでも、ぜひ、開けることで、また、冬のお客さまも増えるのではないかと思います、そのような体制はとれることはできないでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 冬期間の牧場線の除雪についてでありますけれども、やはり必要性がどれだけあるのかということ、やはり問題になるのかなというふうに思っております。

現状は、イベントというものは全く行われておりませんし、今後のことを聞きますと、そういう予定は今のところないと。

そのお話の写真マニアにとって、絶好のスポットといたしますか、そういうものになるのでなからうかという、そういう必要性からはどうなのかということなのですが、実はあそこ、冬に上ってみたとしても、景色が非常によろしくないわけでありまして、景色がいい時期というのは5月の連休に何日かしかないのですね。

くっきりと晴れて山脈が見えるというのは、5月の連休が一番、マニアにとってはいい時期と。そういう関係もありますので、今のところはその必要性からすると、極めて低いのかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 孟） 最後ですが、今、団塊の世代といたしますか、官庁からの退職者が非常に増えており、その中で、長年お世話になった町や地域に宝探し、つまり、名所づくり、名物づくりのため、社会貢献を果たしたいという声が集まっております。

トカプチ雄大空間のように、大規模な構想には、経験豊かな60歳代に知恵を発揮してもらい、官と民の融和への大きなうねりを起こして、小さくてもよいから経済効果をもたらしてもらおう。このために、行政の施策で彼らの背中を一押し押ししてもらい、体験型観光のため、その道に精通したシニア集団をガイドやリーダーとして人材育成を進める考えはないか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、団塊の世代の退職時期を迎えて、そういう方の持っているいろんなノウハウをこれからのまちづくりや、あるいは、今お話ありましたような観光なんかを活用することがよろしいのではないかとご提言でありました。

なかなか言葉ではそう言いながらも、なかなか一つの組織として立ち上げていくとなると、難しい面もたくさんあるのだろうというふうに思っておりますし、先ほども言いましたように、行政が後押しすることもちろん必要なことだというふうに思いますし、まずは何よりも、民間の皆さん方がどういう意向でどのような活動をしたいかというような意識の調査といたしますか、意識を持っていただいている方を把握することも必要なことだというふうに思っております。

まさに観光協会や商工会の皆さん方のご意見などもいただく中で、そうしたことについても、どのような取り組みができるか、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

この際、15時10分まで休憩します。

（14：50 休憩）

（15：10 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧野茂敏議員の発言を許します。

牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 通告に従いまして、次の2点について、質問をいたします。

まず、ごみ減量化について。

本年7月、洞爺湖において主要国首脳会議、G8と言われますけれども、いわゆる「洞爺湖サミット」が開催され、地球温暖化問題を中心に議論がなされる予定であります。

ごみ処理に要するエネルギーは莫大であり、リサイクルの推進は省資源、省エネにもつながるものであり、家庭や個人におけるリサイクルなどの取り組みは、地球温暖化対策においても大きな役割をはたすものと考えられます。

そこで、ごみ収集有料化の検証の意味も含めて本町におけるごみ減量化と資源のリサイクルに関して、ご質問をいたします。

一つ目ですが、ごみ処理の有料化とごみの減量について。

幕別地域において、平成16年10月にごみ収集処理が有料化されて3年を経過したところであります。

有料化によりごみ排出量が減少したといわれるが、次の点について、どのような状況であるかお伺いいたします。

1番目に、有料化前後でのごみ排出量の変化。

二つ目、町民一人当りの排出量。

三つ目、財政効果。

次に、2番目で、資源回収実践地区協力交付金についてであります。

昭和60年から始められた資源回収実践地区協力交付金は、資源のリサイクルとごみ減量化に効果があるうえ、公区の活動費の一部となり、コミュニティ活動の活性化の一助となる制度であり、町では平均18年度に交付金の単価を1キロ当たり4円から5円へ引き上げたところであるが、本制度の効果についてお伺いしたい。

一つに、交付金の平成18年度決算額は、457万4,600円であったが、交付団体数及び回収量の推移はどのようなのか。

二つ目、財政効果についてはどうなのか。

三つ目、帯広市など近隣市町の交付金の単価はいくらか。

3番目に、マイバッグの推進についてであります。

スーパーやコンビニで買い物をすると、商品を入れるポリのレジ袋を渡されますが、このレジ袋1枚当たり、ネットなどで調べますと、小さなおちょこ1杯分の石油を必要とし、日本全国で1年間にレジ袋が153億枚が使われ、石油約30万キロリットルが消費されているといわれています。

また、使い終わったレジ袋の大半は、ごみとして捨てられることが多いのではないかと思います。

このため、環境問題を考えてレジ袋の有料化やマイバッグ運動が各地で進められています。

道内におきましても、ジャスコ苫小牧店がレジ袋有料化を打ち出しております。管内のスーパーにおきましては、マイバッグ運動を進めている段階で、マイバッグの持参率が1割程度であり、レジ袋の有料化までは至らない状況であると言われております。行政の協力を期待しているところだそうでございます。

ごみ減量化や省資源を進める観点から、まずは行政が主導してマイバッグ運動を推進していく必要があるのではないかと考えますが、町長の所信を伺いたいと思います。

次に、安全な給食の提供についてでございます。

中国製ギョーザの中毒事件から1カ月が経ち、中国産食品への懸念が強まっています。

道内でも健康被害がすでに100件を超え、新たな被害報告もされています。

また、この事件はもっとも安全でなければならぬ学校給食へも影響がでており、十勝管内でも事件後、JTフーズが自主回収した業務用食品を、3町が学校給食に使用されていたことが報道されております。

成長期の子どもたちへの給食については、特に安全・安心なものが提供されなければならないと思います。

本町の給食の現状や問題点について伺います。

一つ目には、本年1月、2月に自主回収の対象になった冷凍加工食品の使用実績について。

また、その周知について。

2番、中国産等、外国産品の使用はどのようなものが使われているか。

また、国産品が主に使用されているものはどのようなものか。

3、野菜について、町内産・道内産の使用割合、または使用割合を高める方策について。

4、中国産品の今後の使用方針について。

5番目に、給食費の納入率、徴収方法。

6つ目には、給食費の改定について。

7番目には、栄養教諭の配置についてであります。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 牧野議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「ごみ減量化について」であります。

1点目の、「ごみ処理の有料化とごみの減量について」であります。ご質問の要旨にありますように、合併前の旧幕別町におきましては、平成16年10月に家庭系ごみ処理を有料化させていただきました。また、合併前の旧忠類村におきましても、平成16年4月に有料化させていただいたところでもあります。有料化以後、ごみ袋の強化、ごみ袋の色分け及び不燃ごみの収集回数変更などを経て、大きな混乱もなく概ね順調に経過してきたところであり、これもひとえに町民の皆さん方のご理解、ご協力によるものと、感謝いたしているところであります。

「ごみ有料化前後でのごみ排出量の変化について」であります。幕別地域分の家庭系ごみについて比較いたしますと、平成16年度につきましては、上期が有料化前のかげこみによる排出増があり、下期は、その反動による減少が大きく比較が難しいために、有料化前の平成15年度の上期と、有料化後の平成19年度の上期で比較をさせていただきたいというふうに思います。

可燃ごみにつきましては、平成15年度上期には、排出量が2,477トンであったものが、平成19年度上期は1,621トンとなり、856トンの減、率で34.6%の減となっております。

不燃ごみにつきましては、670トンであったものが、369トンとなり、301トン、44.9%の減となっております。

逆に資源ごみにつきましては、585トンであったものが、711トンとなり、126トン、21.5%の増となっております。

これらの総量では、3,732トンが2,701トンとなり、1,031トン、27.6%の減となっております。

有料化を機に、生ごみの堆肥化への取組みが進められたことと、不燃ごみと資源ごみの分別が徹底された結果であろうというふうに考えているところであります。

次に、「町民一人当りのごみ排出量について」であります。

町民一人1日当りのごみの排出量を「排出量原単位」といっておりますが、平成15年度上期には、916グラムであったものが、平成19年度上期には、581グラムとなり、335グラムの減、率で36.5%の減であります。

なお、忠類地域におきましては、960グラムであったものが、686グラムとなり、274グラム、28.5%の減という状況であります。

全国及び全道における平均排出量原単位は、平成17年度の数値であります。全国が1,131グラムで、全道が1,221グラムという状況でありますから、これらと比べましても、町民の皆さんが真剣にごみ減量化に取り組んでいただいていることを示しているものと思っております。

次に、ごみ有料化に伴い減量化が進んだことによる「財政効果について」であります。

平成15年度におけるごみ処理に関する費用は、およそ2億6,700万円で、主なものといたしましては、収集運搬委託料が1億3,400万円、十勝環境複合事務組合負担金が1億2,700万円となっております。

平成19年度の決算見込みにおきましては、歳出はおよそ2億9,000万円で、収集運搬委託料が1億3,700万円、十勝環境複合事務組合負担金が1億3,500万円となっており、2,300万円の増となっております。

このように、ごみ排出量が減ってはおりますが、処理に要する費用においては燃料費の高騰などの影響により、逆に8.6%の増となっている状況であります。

なお、歳入につきましては、平成15年度はありませんでしたが、平成19年度につきましては、ごみ処理手数料としてごみ袋売払代金が約5,000万円の見込みであります。ですから、通常、財政効果といえますと、この5,000万円新たな歳入となり、このごみ袋をつくるために800万円ほどの原材料費がかかっていますから、その差引きが財政効果ということにもなるのですが、ただ、年度で比べますと、先ほど言ったように、ごみの減量にかかわらず、委託料や負担金が増えておりますので、年度の比較でいくと、2,700万円が減っている、効果があったというような言い方もできるのかもしれませんが。

2点目の、「資源回収実践地区協力交付金について」であります。

はじめに、「交付団体数及び回収量の推移」であります。有料化前の平成15年度は、62団体が取り組んでいただき、回収量は788トン、交付金は314万7,000円交付いたしております。

平成18年度には、忠類地域においても2団体が取り組んでいただき、合計65団体となって、回収量は915トンという状況であります。平成15年度に比べますと、3団体増え、回収量では16.1%増加いたしております。

次に、これも「財政効果について」であります。ご質問の要旨にありますように、本制度は、資源のリサイクルを促すことにより、町が収集処理すべきごみの減量化が図られるとともに、収集活動及び交付金により地域のコミュニティを活性化する効果があるものと考えております。

なお、資源ごみ処理に係る十勝環境複合事務組合への負担金は、これは大まかでありまして、1トン当たり約2万1,000円。これを公区の皆さんに回収していただいた資源ごみ915トンに当てはめると、これを環境複合事務組合へ搬入した場合、負担金としては約1,900万円必要とすることからしますと、交付金と差し引きいたしまして、1,440万円程度の財政効果があるのかなというふうにも思っております。

続いて、「近隣市町の交付金の単価について」であります。近隣では帯広市がキロ当たり4.2円、音更町が5円、芽室町が4円、池田町が3円という状況であります。

次に3点目の、「マイバッグ運動の推進について」であります。

これもご質問の要旨にありますように、「レジ袋」は石油を消費するうえ、ほとんどがごみとして処分されますことから、地球温暖化対策の一つとして、削減への取組みが全国的に今始まっているところであります。

レジ袋削減の取組みにつきましては、特定の事業者が単独で実施する場合と地域全体で取り組む場合とがあります。

本年度よりレジ袋の有料化について、地域全体で取り組んでいる自治体はいくつかあり、小売店に協力を要請して、事業者、市民及び行政がレジ袋の削減に向けた取組みに関する協定及び事業者が自主的に有料化を実施しているというふうに伺っております。

また、レジ袋削減に向け、一部小売店の協力を得て有料化モデル事業を実施し、有料化に対する住民の反発や客離れによる売上低下もなかったとの結果を受け、レジ袋の有料化を実施する。ため、一定基準以上のレジ袋を使用する事業者に対し、使用削減を義務付ける条例を議会に提案し、4月から施行する予定の自治体もあるやに伺っております。

道内におきましても、4月からのレジ袋有料化に向けて、小売店への協力要請を行っている自治体もあると伺っております。

有料化した自治体におきましては、レジ袋の有料化の前段に、事業者、住民及び行政が協力してマイバッグ持参を進め、レジ袋の辞退率を高める運動を行っており、有料化前にはレジ袋辞退率が3割から5割程度であったものが、有料化後は9割程度となっているというふうにも伺っております。

現在、十勝管内のスーパーにおけるマイバッグ持参率は、1割程度といわれておまして、スーパー各社は、環境問題の重要性は認識されているのですが、5割程度にならないとなかなか取り組みにくいというような判断をされているようであります。

マイバッグ運動につきましては、住民の理解と協力が最も重要であり、本町では、幕別町消費者協会において、5年程前からマイバッグ持参の普及運動に取り組んでいただいております、レジ袋の使用枚数調査や店頭での啓蒙活動を行っていただいております。

町といたしましては、今後も消費者協会などの住民組織や商工会などの関係団体と連携をしながら、住民啓発などについて取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、牧野議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 牧野議員のご質問にお答えをいたします。

「安全な給食の提供について」であります。

ミートホープ社などによる一連の食品偽装事件、メタミドボスの混入経路等が未だに判明しない中国ギョウザ事件など、食の安全を問われる事件が相次ぎ、食に対する「安全・安心」の関心が高まる中、特に学校給食については、その安全性を十分に確認し、児童・生徒の健康面はもちろん、保護者に対しての安心感を高める必要があるものと考えております。

ご質問の1点目、「今年1月、2月に自主回収の対象になった冷凍加工食品の使用実績とその周知について」であります。

今回、問題となっております中国製ギョウザ等の自主回収食品につきましては、幕別と忠類の学校給食センターでは、過去も含めてその使用はございませんでした。

周知であります、新聞等で報道されました直後の1月31日に町内各小・中学校の校長に使用していない旨を連絡し、その後、回収品が追加されましたことから、2月の6日に、再度追加されたものにつきましても、使用していない旨の連絡をして安心をしていただいたところであります。

その後、各学校では、子どもたちに連絡をした学校、子どもを通じて保護者にまで連絡をした学校などがあり、何らかの形で保護者には伝わっていただいたものと思っておりますが、後日の調査では、一部問題の冷凍加工食品を使用していないという安心感からか、子どもたちや保護者に連絡していなかった学校も一部にありました。今後は、周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「給食で使用している食材のうち、中国産など外国産品の使用はどんなものがあるのか、また、国産品では主にどのようなものが使用されているのかということについて」であります。

今年1月に使用した材料では、きくらげ、きぬさや、たけのこ缶、えび等が中国産、スイートコーン缶、パイン缶、スパゲッティ等が外国産、あるいは、ほぼ外国産の原料を使用しております。加工食品につきましても、調味料として、外国産の小麦や大豆等が何らかの形で使われております。

国産品では、米が道産米、牛乳が十勝産、パンに使用されている小麦が十勝産で、いずれも100%であ

ります。生鮮野菜につきましては、国産品が出回らないときのみ外国産を使用しますが99%以上が国内産となっています。

ご質問の3点目、「野菜について」であります。

町内産・道内産の使用であります。平成18年度では、生鮮野菜を幕別・忠類合わせて4万8,300キログラム使用いたしました。うち町内産は7,000キログラムで15%、道内産は2万1,800キログラムで45%、外国産などは1万9,500キログラムで40%になっております。

野菜の購入につきましては、町内業者の見積もり合わせによって行っており、帯広市の市場で仕入れの際、時期によって多少差異はありますが、可能な限り、幕別産表示のある野菜を仕入れるようお願いしているところであります。今後も、さらに町内産の使用を増やすよう努めていきたいと考えております。

次にご質問の4点目、「中国産品の今後の使用方針について」であります。

調味料をはじめとして、何らかの形で多くの製品に中国産のものが含まれているという現状がありますが、給食センターでは、これらの製品を含め、新たな商品を使用する場合は、必ず食品メーカーの品質検査証により安全を確認したうえで購入することにしております。

もとより、これらの製品につきましては、これまで以上の安全確認は、一給食センターとして大変困難なものがあります。

政府では、今回の問題を受けて「消費者庁」の創設の検討、検疫所の食品衛生監視員の増員、残留農薬の検査対象拡大などの対策を打ち出しており、これらに大きな効果を期待しているところであります。

日本国内に広がっている中国産の製品すべてを使用しないことは、大変困難なことでありますが、今後は、少しでも国産品の使用割合を高めるよう努力していきたいと考えております。

また、給食センターには、冷凍加工食品の安全が確認されるまでの当分の間、中国産の素材で、中国の会社によって製造された製品については使用しないよう、私から指示をし、各学校にもその旨をお伝えしているところであります。

ご質問の5点目、「給食費の納入率、徴収方法について」であります。平成18年度の現年度分の徴収率は98.58%でした。ここ数年98%台を維持しており、本年度につきましても、18年度と同じぐらいの数字に落ち着くものと思っております。

徴収方法につきましては、各納期終了後、督促状の発布、電話督促、臨戸徴収を行っており、特に18年度の臨戸徴収につきましては、少ない月で5件、多い月で63件と、ばらつきはありますが、効果をあげているものと思っております。

また、報道によりますと、義務教育は無料という考えのもと、支払い能力があるにもかかわらず支払わない保護者がいるということがありましたが、幕別町におきましては、このような理由からではないと判断しておりますので、今後も粘り強い徴収活動に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「給食費の改定について」であります。

外国での大規模な干ばつ、バイオエタノールへの穀物の流入、原油の高騰等を要因として、さまざまな給食資材が大きく値上りすることが予想されております。

また、給食資材の高騰に加え、先ほど外国産の食材をできるだけ使用しないということになりますと、さらに厳しい状況になってまいります。

ちなみに、主食類が平均して1食あたり5円程度の値上げ、副食につきましては平均して5%程度の値上を見込んでおりましたが、最近の事前見積もりでは10%、20%と値上がりするものも多く、大変苦慮しているところであります。

平成20年度に関しましては、児童・生徒の食べるカロリーを落とさないようにしながら、食材を変える、デザート回数や量を減らす、パン食の回数を減らす、ふるさと給食の回数を減らすなど、さまざまな内部努力をしながら乗り切ることとし、20年度中には、給食運営委員会の方々と給食費の改定について協議し、値上げが決定した場合には、早い時期に保護者に周知していかなければならないと考えております。

ご質問の7点目、「栄養教諭の配置について」であります。

栄養教諭制度は、「食育」の重要性が増大する中、学校教育法の一部改正により平成17年度より施行された制度で、現在の給食センターに配置されています栄養士を学校に配置した上で「食育」の強化を目指すものであります。

現在は、幕別給食センターに2名、忠類給食センターが1名、合わせて3名の栄養士がおりますが、3名ともすでに研修を受け、栄養教諭の資格を取得しております。

しかしながら、幕別町のように小学校10校、中学校5校の共同調理場での学校籍の栄養教諭を配置することは、栄養士としての負担が大変重くなるものと考えておりますことから、道に対して栄養士の定数増を求めています。定数増は大変困難な状況であることを踏まえ、栄養士の学校訪問、栄養士と教職員の連携などの強化を図り、食育の充実を目指していきたいと考えております。

以上で、牧野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 答弁が大変丁寧に詳しく、私の再質問もちょっと的外れになるかもしれませんが、お許しをいただいて、質問をしたいと思っております。

まず最初に、ごみの減量化なのですが、最初に数字だけちょっとお知らせいただきたいのですが、町民の負担額というのは、今現在幾らぐらい。結局はごみの袋代なのですが、一人当たり一月幾らぐらいかおわかりになりますか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 町民の負担額という、一人当たりということでございますが、平成19年度の決算見込みで申し上げますと、月およそ163円ということになっております。なる見込みでございます。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 今、なぜこういう話をお聞きしたかといいますと、有料化前に、平成16年に有料化導入説明資料というのが平成16年に出されて、たまたま私も当時民生常任委員会にいました。

その資料をもとにして、有料化されるとこういうようになりますよというのを、計画がなされておりました。

それによりますと、有料化導入後には、家庭系のごみの総排出量は、20%減というような予定になっております。

すなわち、年間6,574トンがごみの量、さらに、一人当たりの1日当たりの量が708グラムと想定されております。

先ほど、町長からの答弁ありましたように、先ほど、上半期でだけ出てはいますが、調べたところ、現在では年間5,200トンぐらいのごみの量、家庭系のごみの量になっていると思います。

先ほどお話のように、1日一人当たりの量は581グラム、計画からみると相当な減になっていると思います。

これは有料化による大変な効果であったかと思えます。

当初の町民の負担額、これは先ほど一人163円でしたけれども、1世帯当たりの平均負担額で出されております。

このときは、2名以上の世帯で580円、単身世帯で月290円と、こういう数字なのですが、この163円多分掛けますと、450円ぐらいになるのかな。

これも計画よりは相当効果が出ているような気がいたします。

総じてごみ有料化によって減量化されたというのは、私もそのとおりでございます。

さらに、財政効果については、当初からあまり財政効果は見込まれないだろうというお話もあったわけなのですが、今回も燃料費の高騰とか、環境事務組合の処理費の負担象などで、めまぐるしく効果が上がっていないという現状ではあると思います。

しかしながら、ごみを減らしていけば自ずとごみ処理費も減るといような観点から、今後も減量化は進めていかなければならないと思います。

これから減量化に関して、町民への啓蒙活動、あるいは、減量化に向けたいろいろな考え方を町民に周知していかなければならないと思いますけども、この3年間のごみ有料化の検証を含めて、ぜひ、町長に今後の方針も含めて、検証をしていただいて、感想をいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、ごみ有料化にして減量化が進む。

これは本当に町民の皆さん方のご理解、ご協力があるとのことだろうというふうに思っております。特に不燃ごみが資源化で段々減っていくと。

これはもうまさに意識が高揚されていく中で、こういった傾向になっていくのだろうというふうに思っております。

今回、忠類地区も、今、そういったことでこれからいろんな面で進めていくわけでありまして、ただ、私ども、今つらいのは、ご存知のように、音更の鎮練がいっぱいなので、池田に新たな最終処分場を設ける。

あるいは、ごみ焼却施設もある程度の年数くると、また、更新というようなことが出てくる。少なくとも、今、忠類地区は南部のごみ処理場を利用しているわけですが、これは平成28年度は十勝全部一本化して、くりりんセンター、十勝環境複合事務組合に入る。こういったときに、なかなか、せっかく皆さんに協力していただいて、減量化が進んでいくわけですが、負担の部分でいくと、なかなか減らない部分が出てくるのかなというふうには思っております。

ごみが減量化するから、収集委託料だとか負担金が減ればいいのですが、そうはやっぱりいかない。逆に札内地区のように、収集する地区が増えていけば、ごみが減量化しても逆に委託料が増えていく。

あるいは、人件費ですとか光熱水費が上がると、複合組合の負担金も増えていくというようなことで、こういった面が若干、せっかく町民の皆さんにご協力いただく中で、そういった面での財政効果がちょっと寂しいのかなというふうには思っております。

ただ、私どもは、引き続き、皆さんの協力をお願いする中で、町としても減量化に向けての取組みは進めていかなければならない大事な課題であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） それでは、当時、家庭系のごみの有料化というようなことで、有料化をすると、ポイ捨てや不法投棄が非常に増えるのではないかというような議論が行われたなのですが、この点についても、有料化前、有料化後でどのような推移になっているか、おわかりでしたらお願いをいたします。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 有料化前と有料化後の不法投棄の状況ということでございますが、平成15年と17年度を比べてみますと、不法投棄の状況については、さほど変わっていないという状況でございます。

ただ、平成17年度以降、町で職員が総出で不法投棄の回収を始めたということと、もう1点は、平成18年度から町民の皆さんに参加していただいて、全町クリーン作成というのをしております。

そういう結果、ごみが道路脇ですとか谷ですとかに、非常に少なくなってきたということの影響もありまして、平成18年度、平成19年度は、以前に比べまして、半分ぐらいの回収する不法投棄のごみの量は半分ぐらいに減っていると。およそ、両方合わせまして、20トンぐらいの量になっているという状況でございます。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 子ども議会なんかでは、よく、大人はごみをよく投げるとかそういったことが話題になるのですが、私も幕別本町に来るときには、広域農道をずっと走ってくるわけなのですが、スピードの出せるところにはあまりないわけでありまして、ちょっと、例えば、70キロで走っていて、40キロぐらいになるとごみが増える。

スピードを落とすところになると、缶が増えているとか。

あと、広域農道ずっと来ますと、山があるのですが、あそこに相当なものがかかなりあるというようなことで、これ、監視体制の問題なのですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 監視体制でございますが、職員が不定期にパトロールに歩いているということ。もう一つは、帯広警察署の協力を得まして、警察署の刑事さんと職員と一緒に、これもまた、不定期にパトロールさせていただいております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） もう一つ、そういった監視の面もよろしくお話をしたいと思います。

次に、マイバッグの推進であります。

最近、地球温暖化防止、あるいは、環境を配慮しているレジ袋の削減が十勝管内でも相当行われております。

よく買い物を最近しますと、袋いりますかとか、あるいは、マイバッグ持っていますかとかよく聞かれることがあるわけなのですが、レジ袋については、やはり先ほどもお話のように、最後はごみになるものであります。

昨年、私ども、民生常任委員会では、三重県の伊勢市で現状を見てまいりました。

伊勢市の場合は、スーパー全店がレジ袋を有料化にしておりましてし、マイバッグも自治体が無償で配っていたような、そんな気もいたします。

始まったばかりですから、マイバッグの持参率を50%ぐらいまで上げようというような運動をされておりました。

ほとんどの方がマイバッグを持って、市内で買い物をしている。そんな状態も見てまいりました。

その伊勢市でも、やはり先ほどお話のように、市民や事業者や行政が検討委員会を立ち上げ、それから始まったように聞いております。

本町の場合も、やはり本町が先ほど消費者協会も一生懸命やられているというようなこともありますので、行政も含めて、検討委員会や何かをつくりながら進めていったらいかかかなと思うのが1点と、あとは、幕別の場合、単独でやるというのはかなり厳しいかなと。そういうのは、帯広に本店があったり、そういったことあるものですから、やはり少なくとも1市3町ぐらいでそういう運動に向けて検討していただければいいのかなと思います。

一番有効なのは、やはりポイントをつけたりするだけでなく、やはりレジ袋を有料化にするのが一番てっとり早い。そういうお話もございました。

その点について、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたレジバッグを推進していく。大変これからの環境問題の中では、我々にとっても大きな課題になってくるのだろうというふうに思っております。

お話ありました検討委員会、あるいは、1市3町にいて、歩調を合わせた中でこうした運動に取り組むと。大切なことだろうというふうに思っております。

今までも、先ほど言いましたように、消費者協会の皆さんにも大変お世話になってまいりました。

そして、スーパーなんかも独自ではありますけれども、マイバッグの方には何かポイントを与えて、それをティッシュに交換するというようなやり方もやっているようでもありますけれども、何かマイバッグの持ってくる率が1割から5割まで上がらなければなかなかそれ以上が進まないというような、そういうところがちょっと我々からすると残念な気もする。

先日新聞に出ていました浜中町ですか。あそこが小売店43店舗に有料化をするようにというようなことで要請をしたというようなことであります。

ただ、本町の場合は、小売店舗もさることながら、スーパーが結構入っていますので、今、おっしゃられたように、なかなか幕別だけということでは進まない部分もあるのかと思いますけれども、いずれに

しても、先ほども申し上げましたように、十分この検討委員会を含めながら、消費者協会や商工会なんかとも協議をさせていただいて、取組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） ちょっと飛ばしてしましまして、2点目の資源の回収地区交付金について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

先ほど、財政効果では1,440万円というお話でありましたけども、これはごみ収集するよりはかなり財政効果としては大変大きいと思います。

この制度は財政のため、あるいは、公区とか団体の活動のために非常に有効であると考えられております。

しかし、団体が65団体ということで、まだまだ取組んでいただける団体が増えるのではないかと思います。

こういった制度も町民の全てが知っているわけではなくて、やはり知らない方もまだまだいると思いますので、この辺はぜひとも周知徹底させていただいて、皆さんにお知らせをすべきではないかと思います。

単価につきましては、音更町と幕別町が一番高い5円ということでございますので、この辺については、致し方ないのかなと思いますけども、町民に周知していただけると、なおありがたいと思います。

なお、帯広市では、主体が老人クラブの方が多くのように聞いております。

老人の方がやる方がやはり資源ごみなど多く集めれるというようなお話もございますので、この辺についてもお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） ただいまの資源改修実践地区でございますが、平成18年度は先ほど申し上げましたように65団体となりまして、さらに19年度につきましては、今、見込みで出しておりますところ、72団体ということで、さらに7団体ぐらい増えているところであります。

これにつきましては、今後も周知徹底図りたいと思いますけれども、毎年、公区長会議の際にも、この分につきましては説明をさせていただいているところでありまして、本年度も5月か6月の公区長会議の際には、また、さらにやっていただきたい旨を徹底していきたいと思っておりますし、また、そんな中で、老人クラブの方の活動もしていただいている方の活動もしていただいている公区もありますので、合わせてその際に、そういう活動もしていただきたいということで、周知をしていきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） そういう周知徹底をしていただいて、特に町の財政に寄与できる内容でございますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

以上、ごみの減量化について質問いたしましたけども、有料化にするときは、町民の理解を得るために、いろんな資料を用いながら、有料化に踏み切ったわけでありまして、3年経った今、議論しているような、ごみ処理の有料化によって、こういう効果があったとか、あるいは、ごみはこれだけ減ったとか、そういったことは町民に知らせる必要は私はあると思います。

それがごみを少しでも減らしていただける協働のまちづくりの推進にもなると考えるわけですが、この辺のことについては、広報誌などを通して、周知できないものでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 有料化になりましてから、3年数箇月経っておりますので、有料化前の状況と有料化後の状況なども含めて、どのような推移になっているのかにつきまして、広報等を通じて進めて周知させていただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） そういったことでよろしくお伺いをしたいと思います。

次に、安全な学校給食の提供について、時間があまりありませんので、質問させていただきたいと思っております。

1番目の自主回収の件でありますけども、これは正直言って使われていなかったということで、私も

ほっとしております。

2番目の中国産、外国産の使用については、国産は米、牛乳、パンでありますけども、冷凍加工食品については、1月仕入れでは中国、あるいは外国産が入っている報告がされておりますけども、これは2月以降、2月はまだちょっとわからないかと思っておりますけども、2月以降もこのような傾向で進んでいるのでしょうか。

また、惣菜に占める冷凍食品の割合というのはどれぐらい、何パーセントぐらいになるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 給食センター所長。

○給食センター所長（仲上雄治） 1月と2月以降の関係ということでございます。

2月以降につきましては、中国でつくった中国産の冷凍食品については使用しないということにしておりますので、そういう意味では、若干率は下がっていると思えます。中国産を使ったという意味で。

ただ、それが今何パーセントになっているかという数字は、ちょっと今ここでは持っておりません。

あと、副食に占める冷凍加工食品の割合ということです。

これは1月の数字で、月によって大分違うかと思うのですが、50%から60%ぐらいが副食に占める割合になっております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） この冷凍食品というのは、やはり瞬時に数多くつくるものですから、これを減らすというようなことにはならないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 給食センター所長。

○給食センター所長（仲上雄治） 幕別の給食センターの場合、ご存知のように、約2,700食つくっております。

4月からは、さらに、約2,800食になるというふうに考えております。

それで、給食センターで一番遅い車で、学校に配送される時間が大体11時ぐらいにスタート。早い車で10時半ぐらいにスタートというような中で、その限られた時間の中で食数をつくるということですので、冷凍加工食品等につきましても、ある程度使用していかなければ、実際の業務に支障をきたす。そういう現状になっております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） よくわかりました。

物理的にはかなり不可能だというような話でございます。

それから、3番目の野菜の町内産、道内産の使用割合なのですが、先ほど、幕別町は、15%というお話なのですが、幕別町は大野菜地帯であるというのも皆さんご存知のとおりであります。

これが15%と、幕別産が15%ということは、いかにも少ないような気がするのですが、これは納入業者が買ってくる関係上、こうなっているわけですか。

○議長（古川 稔） 給食センター所長。

○給食センター所長（仲上雄治） 納入業者の見積もり合わせの打ち合わせの中では、できる限り幕別産の食品を使っていたきたいというお願いをしているところでございます。

ただし、帯広の市場でほとんど仕入れてくるわけなのですが、例えば、幕別産、芽室産とか、芽室でなくても結構なのですが、道内産等があった場合に、例えば、値段の開きがあったときに、同じ道内産のものであれば、多少、仮に幕別産の方が高いというようなときには、多少ほかの町内産が入ってくるというようなこともありまして、町内産、道内産と合わせていくとかなり入っているのですが、幕別産がちょっと低いということは確かにあると思えます。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） これ、帯広の市場で仕入れるということになっているわけなのですが、これが例えば、農協であるとか、あと、個人の生産者であるとか、そういった方法をとればかなり幕別町からも入ると思うのですが、この辺に関しては、どうですか。それが地産池消になるわけなのですが、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（古川 稔） 給食センター所長。

○給食センター所長（仲上雄治） 個人からの納入ということになりますと、例えば、じゃがいもなんかに関して言いますと、町内には何百件もじゃがいもつくっている農家がございます。

そのどの農家から購入したらよいかとか、あるいは、特定の時期に、例えば、幕別町の場合、給食センターでいくと、朝の7時から7時15分の間は何キロ届けてくださいというようなことがありまして、それが仮に、たまたまその日、遅くなったりすると、その日の給食をつくるのに大きな問題があるとかいうことがございます。

あと、新鮮な野菜が入るときというのは、農家の方からですね。

そのころというのは、割と市場にも多くのものであるのではないかとというようなことで、個人の農家の方からの納入はなかなか難しいというふうに考えております。

農協さんからの購入ということにつきましては、以前にもちょっと打ち合わせしたことがあるのですが、農協さんの規模と給食センターの規模の違いとか、小回りのきくきかないとかいうような問題があるのですけれども、今後も引き続き、協議等を通じて、納入に向けての検討は続けていきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 個人の農家だと大変らしいですが、例えば、法人なんかでやっている農家だと、結構そういう面は対応が、それはもうすでに帯広市もやっていますし、そういったことが可能だと思いますので、ひとついろんな面から考えてほしいと思います。

もう時間がなくなってまいりましたので、最後に、学校給食センターと学校の連携を密にするようなことで、今回の教育方針の中で、学校給食と食育の両一ということで、食の安全や栄養について理解を深めるための給食指導、栄養指導など、学校給食センターと学校の連携を密にして、食育をさらに充実させてまいりますというような、こういったことが言われていますけども、食育と給食、学校、これはどのようにリンクして食育って進められるのでしょうか。

口で言うのは、食育というのは簡単なのですが、具体的にはどのような事例や、あるいは、具体的な施策があるのでしょうか。

それと併せて、食育の中で、私ども団塊の世代では、いつも言われていた小さいころから、もったいないというような言葉がございます。

これは食べ物をうんと粗末にするなというような小さいときからの教えがそういう言葉になっていて、日本語の中でも大変すばらしい言葉だと言われています。

教育長も同じ団塊の世代で苦労して、物を食べてきた間でございますので、こういうことについて、一つ食育と併せて、食物を大切にするというようなことのお答えをいただいて、終りたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 時間があまりありませんので、食育にかかわって、こういうものだと、具体的な例をあげながら、ご説明をしたかったのですが、そうもなりません。

用は、食生活の乱れ、これが心や体に及ぼす影響が大変騒がれました。

平成17年ごろ。

そこで食育というような概念が出てきたわけでありまして。

そのころから、栄養士ですね。学校に年に何回もまわれないのですが、いわゆる食べることについてのいろいろな教育にかかわるような部分、実は、これは北海道の農政部会でもって出しているパンフがあります。

これを後で見ただければわかるかというふうに思います。

時間がございません。

お渡しいたしますので、これをお読みになっていただきたい。

本当にもったいないと、そういうことがベースにあるのだらうと。

大事にしていきたいなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、牧野茂敏議員の質問を終わります。

この際、16時20分まで休憩いたします。

（16：11 休憩）

（16：20 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[時間の延長]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

本日の会議は、芳滝議員の質問が終了するまで時間を延長したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は芳滝議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○13番（芳滝 仁） 通告に従いまして、自主財源の確保について、質問をさせていただきます。

幕別町は現在大変な財政難に直面しております。

きちっとした地方分権は進まず、国や道からの交付税や補助金も削減が続いております。

また、報告があったように、本町は財政力が弱い上に、平成18年度の実質公債比率が23.5%、また、平成18年度単年度においては、経常収支比率89.7%のうち、公債費の割合が29.5%であったと報告がありました。

ことに苦しい財政状況にあります。

町においては、今、多くの事業の見直しを含め、行財政改革が進められていますが、自主財源の確保が今大きな課題となっていると考えております。

以下、この点につきまして、4点について質問をいたします。

一つ、企業誘致と定住促進について。

2、昨年度より始まった滞納整理機構の実績と効果について。

3、第3次行政改革大綱推進計画の中、各種手数料、使用料、負担金の見直しの進捗状況と方向性について。

4、新たな自主財源としての寄付条例の制定について。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「自主財源の確保について」であります。

ご承知のように、昨今の地方財政は、地方分権や行政需要の拡大、長引く景気の低迷に加えて、地方交付税の削減などにより、これまで経験したことのない厳しい状況が続いております。

とりわけ、地方交付税への依存度が高い本町にとりましては、その増減が大きく町財政に影響を与えますことから、自主財源の比率を高めることが、大きな行政課題となっているところであります。

ご質問の1点目、「企業誘致と定住促進について」であります。

はじめに、「企業誘致対策」についてであります。これまでも議会において論議いただくなど、企業誘致対策が本町の大きな行政課題でありますことから、これまで以上に積極的に取り組んでいかなければならない施策の一つと考えております。

このため、新年度に向けまして、執行方針でも申し上げましたように、体制面では、商工観光課の開発振興係を企業誘致係に改称いたしますとともに、制度面では、新たな施策といたしまして、「雇用促進補助金」及び「工業用地取得促進補助金」を創設したいと考えているところであります。

また、帯広市と本町を含め、1市6町による「帯広十勝地域産業活性化協議会」を設立し、企業立地

促進法に基づく国の支援などを活用しながら、地域の特性を活かした産業の集積と活性化を図るため、地域が一体となって取り組む体制を整備してまいります。

次に、「定住の促進」についてであります。本町の人口は、これまで順調に増加を続けてまいりましたが、ご承知のとおり、近年は増減を繰り返しながら、現状維持、もしくは緩やかな右肩下がり推移をいたしております。

国全体として、人口減少時代が到来する中で、本町におきましても、少子化の影響で自然減に転じたことや、かつて、年間で400人ほどありました社会増も平成18年には減に転じたことにより、これまでとは違った状況が生じてまいりました。

このようなことから、第5期総合計画におきましても、新たに「定住施策の推進」の項目を設け、定住人口の拡大を本町の新たな行政課題として位置付けるとともに、施策の方向を明らかにいたしたところであります。

施策の方向性といたしましては、安全・安心なまちづくり、子育て支援の充実、住宅環境の整備、雇用の場の確保などありますが、これらに結びつくさまざまな施策の充実を図っていくことが、今後の定住人口の維持、拡大につながるものと考えているところであります。

企業の進出や定住人口の拡大は、固定資産税や住民税など自主財源の増収が図られ、さらには、雇用の創出など地域の経済や活力の活性化につながるものであります。

今後、益々自治体間の競争が激しくなる分野ではありますが、私も含めて、職員一人ひとりが共通認識と危機感を持って、課題解決に向け、最大限の努力を傾注いたしてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の2点目、「十勝市町村税滞納整理機構の実績と効果について」であります。ご承知のとおり近年各自治体においては収入未済額が年々増加し、その縮減が緊急の課題となっております。このため管内19市町村が一丸となって滞納額の縮減を図るべく「十勝税滞納整理機構」設立し、平成19年4月1日より活動を開始いたしているところであります。

ご質問の徴収実績についてであります。1月末現在での徴収額においては引継額2,295万6,278円に対し、374万1,747円の徴収額、率にしますと16.3%の徴収率となっております。

次に、効果についてであります。幕別町は本年度「滞納整理機構」に17件の滞納事案を引継ぎし、均等割額10万円と引継件数割額、1件13万円でありますけれども、これの17件分、221万円の合計231万円の負担をいたしておりますことから、負担額の1.61倍の徴収実績というふうになっております。

ご質問の3点目、「第3次行政改革大綱推進計画の中、各種手数料、使用料、負担金の見直しの進捗状況と方向性について」であります。本町におきましては、平成18年10月に第3次行政改革大綱及び推進計画を策定し、自立可能な財政構造の構築を具現化する一つの方策として、使用料・負担金等受益者負担の見直しに取り組んでいるところであります。

この見直しにあたりましては、提供する公共サービスに要する経費と受益の程度を勘案し、適正な受益者負担となるように検討を進めているところでありまして、平成22年度までに完了する計画であります。

現時点における進捗状況につきましては、へき地保育所保育料、幼稚園保育料及び水道料に関しては、平成19年度末までに見直しを行い、平成20年度から新たな使用料金について議案を提案中ではありますが、これら以外の使用料等に関しましては、今後も引き続き検討をいたしていく段階であります。

なお、今後におきましても受益と負担の公平性の確保を図ることを基本とし、減免基準の見直しを含めた使用料等の見直しに取り組んでまいりたいというふうと考えております。

次に、ご質問の4点目、「寄付条例の制定について」であります。

寄付条例につきましては、自治体が生じた複数の政策の中から、寄付をされる方が、政策を選んで寄付をし、自治体は受け皿となる基金をつくって寄付金を積み立て、必要額に達した段階で事業化をするという制度であります。

平成16年に長野県泰阜村で制定されて以来、現在は全国では32市町村、道内では夕張市など8市町、

管内では新得町、本別町で制定がなされております。

寄付がまちづくりへの大きな支援となっていることを背景に、寄付の使い道の透明性が高まること、住民のまちづくりへの参加意識が高まることなどの効果もありますことから、新たな自主財源確保の制度として注目されておりまして、現在、いくつかの県でも導入の検討がなされているところであります。

具体例で申し上げますと、福祉の充実などの施策や、町立病院の改修事業・自然遺産の調査事業など幾つかの施策、事業を明示し、5,000円を1口として全国から寄付を募り、寄付の状況、使い道の状況などを公開することなどを、条例や施行規則で規定されているというのが一般的なものであります。

また、もう一つの寄付の手法として、「ふるさと納税制度」があります。

自分が住んでいる以外の自治体に寄付をした場合、一定額を住民税などから控除できる制度でありまして、現在、国会で税制関連法案として審議されており、成立いたしますと、4月から実施が予定されているところであります。

このふるさと納税制度導入を見込みまして、すでに寄付の受け皿づくりや、全国へのPR強化を図るなどの施策の実施や検討をしている自治体が出現している状況であります。

本町におきましても、本年1月に、東京幕別会会員の皆さん全員に、ふるさと納税制度が施行された場合の協力をお願いいたしましたところであります。

このふるさと納税については、一説には「自治体同士の分捕り合戦になるのでは」という危惧もあり、実際に、寄付をいただいた方に5,000円相当の品物を贈呈するという自治体も出現しているというような状況であります。

いずれにいたしましても、ご提言いただきました寄付条例の制定につきましては、自主財源の確保という観点から有効な手立てと考えられていますので、先進自治体の事例を調査いたしますとともに、ふるさと納税制度への対応、あるいは、本町に現在あります「まちづくり基金条例」との整合性などを勘案しながら、今後、検討をいたしてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 最初の企業誘致と定住促進ということにつきまして、再質問させていただきます。

ご答弁の中に、今回、執行方針の中にもありました開発振興係を企業誘致係に改称をするということがございました。

名前は変わるのでありますけれども、その具体的にどういう中身と申しますか、名前が変わって同じことではありましたが、何も問題が変わらないわけでありまして、力を入れて取組むというその姿勢は評価できるのであります。その内容について、どのように方向付けていくのか。聞かせていただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 企業誘致に名前が変えたから特別違ったことをやるということでは当然ありません。今までもそれなりの企業誘致の活用は続けてきたわけでありまして、さらに、名前を企業誘致係とすることによって、町の力を入れている。そういったことのPRも含めて、名称を改称させていただきました。

当然、今まで以上に、いろんな面での企業誘致に向けての活用は進めていきたいというふうに思いますが、特別、名前変わって新たにこういうことをやるということではなくて、制度も一部改正をさせていただきました。こういった制度を有効に活用する中で、さらに企業誘致活動を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） このご答弁の一つ目の最後のところに、ますます自治体間の競争が激しくなる分野であります。どうぞ答弁いただいております。

この企業誘致と定住促進は、自主財源のことにつきまして離せない問題ではありますから、頭に持ってきて議論させていただくのでありますけれども、その企業誘致係だけにまかすということではな

いのだろうと思いますけれども、やはり大きな枠で理事者等が座長になりまして、ある意味のプロジェクトのようなものをつくられてまして、今、やっぱり戦略を持って大変激しい中でありまして、戦略をもってかかっていかないとならないのではないかと思います。

一番私は勉強させていただいておりますのは、やはり、常々言われておりますこの産学官の一つの協力であります。

民間と、そして、研究者と、そして行政が力を合わせて地域のその産業を起こし、企業を誘致し、そして、育てていくと。

この間いろいろな自治体の部長さんのお話を聞く機会がありました。

ちょうど足寄町でペレットなされました。

あれがまさに産学官で成功した事例だという方向がありまして、廃校を利用して、その工場をつくって、今はどんどん町内の施設について、ペレットの方のストーブも普及をしておるといふようなことが報告されてありました。

そういう意味で、具体的なその方向性を持った、戦略を持って、そして、いわゆる産学官の一つのシステムというものを町内で立ち上げて、真剣に取り組む必要があるのではなかろうかと思っておりますけれども、その辺のそのご認識はどうでございますでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 産学官の取組みというお話があったわけですが、今の段階で、私ども、具体的にどういうものに取り組んでいくというような考えは持っておりません。

プロジェクト自体も持っていないわけでありまして、今後、そういうような事案なり、あるいは、それに向けての可能性、あるいは何らかの企業誘致に向けた示唆的なものができた場合には、これは当然そういったことも必要になってくるのだらうと思っておりますけれども、今、私ども独自にそれを立ち上げて、それを即企業誘致に結びつけるための機構、あるいは組織と言われるものと確立ということ事態は、今の段階では考えてはおりません。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 大変激しい競争の中で、企業誘致を進めていく、産業起こしていくというところで、やはりそういう姿勢では、少し立ち遅れていくことになるのではなかろうか。やっぱり戦略を持っていく必要があるのではなかろうかと思うことであります。

その次に、今度、4月から雇用促進補助金と工業用地取得促進補助金を創設をされて、企業誘致がしやすくなるその方向性をとられたということは、大変評価をしておりますが、その内容につきまして、新聞等で報道されたのでありますけれども、お示しいただけたらと思っております。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） まずはじめに、雇用促進補助金でございますけれども、本町の工業団地内に、事業所の新增設があった場合に伴いまして、新たに雇用された町民の方に対して、引き続き1年以上の雇用が確認された時点で、1名に対し、20万の補助金を交付するものであります。

それから、工業用地取得促進補助金でございますけれども、これにつきましては、工業団地内の土地を土地開発公社から取得した場合、土地価格の10%、2,000万円を上限として補助金を起こすものであります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 活用を勧めていただきたいと思いますけれども、聞くところによりますと、例えば、旭川方面の話でありますけれども、ただでも入ってこないというふうなところで非常に困っている自治体がたくさんあると聞いております。

例えば、その入ってくる企業につきまして、具体的なことでありますけれども、障害者を雇用するというふうなその一つの企業の一つの形、スタイルであれば、そういうところで何らかの優遇措置をとっていく。そういうその事案事案に対して、多少、企業誘致につけて、優位性をもたせたその折衝を、進めていけるような方向がとれないものだらうかと。その辺のことを聞かせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられる企業が町内進出する。当然それに対して、先ほど申し上げましたような補助金、あるいは助成、さらには従前から進めております固定資産税相当額に対する補助金など、それらが我が町がとっている優遇制度であります。

ただ、例えば、障害者の方、使われる。それに対する補助金。これはまた別の制度の中で出てくる問題だろうというふうに思っておりますし、私どもも厳しい情勢の中で、町村とまさに戦いの中でか、企業誘致を進めるわけですから、もちろん、優遇制度はたくさんあって、それを理解していただいて来ていただくのは大変ありがたいわけですが、ただ、そうかといって先ほど言われたように、無償でやるから来いということには、現実にはならない問題もあるわけですので、これらについては、なかなか言葉で言う以上に現実には厳しいものがあるのだろうという認識はしておりますけども、何とか一つでも二つでも、それが企業誘致に結びつけばというような、そんな思いで、今回のいろんな制度の新設をさせていただいたところであります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 企業誘致につきまして、これも先日、その講演会で勉強させていただいたのでありますけども、まずその企業が入ってくるときには、学校がどこにあるのか。

病院のアクセスはどうか。利便性はどうか。あと、コンビニはどこにあるのか。

そして、マンションなりアパートなり工場なり、どういう状況になっているのか。

あとその水道のことであったり、いわゆる町民税のことであったり、そういうことが大変調査をして、企業が入ってこられるのだというそういうそのお話を聞かせていただいて、そういうことをきちっと説明しながら、対応しながら、企業誘致を進めているのだと。そういうことが一つの前提としてなっているのだというそういう話を聞かせていただきました。

先ほどのどなたかのご答弁でありましたが、都市機能の利便性というふうなことを、町長の答弁でおっしゃっていらっしゃったのでありますけれども、そういうひとつの企業を誘致していくところでのそういう踏まえと申しますか、方向性と申しますか、そういうことについて、どのようにお考えをなさっていらっしゃるか、お伺いさせていただきたいと。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これはおっしゃられるように、企業が進出するにあたっては、当然のことながら、相手町村といいますか、これから進出する、あるいは誘致に向けて、誘致をされている自分たちがどういようなことがあるのかというのを現地調査というのは、相当詳しく調査をするということは、私もお聞きをしました。

例えば、広尾町なんかは新たなコンビナートが出る。これにあつては高校がどこにあつて、町の状況はどうだとかっていろんなことがあつて、あそこの進出が決まったというような話もお聞きをしました。

これは当然企業側とすれば、当たり前といえば当たり前のことなのかもしれませんし、私どもも交通の利便性が高い。あるいは、まちづくりが帯広市、あるいは、音更、芽室、1市3町を中心とした都市計画の中でこのまちづくりが進められるとか、いろんなことがあるのだろうと思っておりますけども、これはなかなか私どもがアピールすることと、相手方が調査をして、どういう判断をするか。

この辺のハンディキャップがあるのだろうと思っておりますけども、私は先ほども言いましたように、定住もそうですし、企業誘致もそうですけども、交通の利便性ですとか、あるいは、福祉対策ですとか、あるいは環境問題ですとか、いろんなものが総合的に判断されてそうした企業誘致や新たな定住促進に結びついていくのだろうというふうに思っておりますので、こうしたことも含めた中で、総合的な中で対応をしていきたい。そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 企業誘致の定住の促進でありますけれども、これは両輪と申しますか、企業誘致をし、栄えていくということが、定住を促進をしていくのだろうというふうに思うところであります。

中野議員の質問にもありました、団塊の世代ということもあるのでありますけども、やはり一番は企

業誘致が最大の一つの効果になるのではなからうかと。

私も住んでおります近くの北栄町のそれこそ団地でありますけれども、なかなか住宅が埋まらないという現状があります。

具体的な数値はわからないのでありますけれども、保留地がまだまだ半分近く残っていると。組合自体が清算をできない状態でずっと続いているというふうなことも聞かせていただいております。

非常にある意味では、大変な現実の問題をかかえながら、今、幕別町があるのでなからうかという現状があらうかと思えます。

そういう意味で、やはり本腰を入れて、企業誘致につきまして、対策を打っていかないとならないと実感をするところであります。

企業誘致の問題で、その具体的な事例を語っておったことがありますものですから、お尋ねを申し上げますのでありますが、昨日の勝毎に報道されましたように、稲田、下川西地区の商業施設の進出ということで、合計にしましたら2万平米の、いわゆる大きな商業施設が出されるということを砂川市長が、その計画を容認したというそういうその新聞の報道がありまして、もう本年度内にそれを進めるのだということになっております。

北栄町のすぐ近くでありますけれども、依田地区のいわゆる札内新道の沿線の開発につきまして、さまざまな行政も民間も努力をし、そして、進めてきておったところでありましたけれども、はじめのその計画が、開発業者の頓挫ということがありまして、しばらくその計画がなくなったということになっておるわけでありまして、引き続き、町長の方では、それはマスタープランの中にも明記されておることから、開発については進めていくのだというそういうお話を常々お伺いしておることであります。

このいろんな問題があるのでありますけれども、郊外には大きな商業施設はつくらせないのだというふうな、そういう道の方針だとか、例えば、帯広市自体がそういうその条例を出している中で、その帯広がその郊外に2万平米の商業施設をつくっていく。その前に、私どもの方から計画をしておったときには、それは1市2町の了解をとれど。帯広が反対をしているというふうなことで、大変それが大きな壁となっておったことがありました。

今、こういう計画が出されまして、4車線の道路が、ますます帯広に買い物に行く人方のその買い物道路になっていく。

あそこで買い物に行く人々を止めることができないのか。

そういう今、一つのその帯広が計画出されまして、幕別の現状を考えますときに、どういう一つの思いでいらっしゃるか、町長の思いを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 依田地区の開発については、今までも議会でも経過をお話をさせていただいたわけですけども、今、帯広市のお話がありましたけど、帯広市は全然市街化区域の中に商店街が新たに設置される。依田地区に商店街が設置されるというか、全然条件が違うわけでありまして、私どもがやりたい。あるいは、進出したいという事業者がいたとしても、現実には難しいのが実情でありまして、これは今言うように、まったく市街化調整区域に新たな飛び地のところに誘導するといいますか、開発をしたいというのと、帯広市の事例とは一緒にはならない問題だろうというふうに思っていますので、その辺はその点をご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 問題が別だということは重々わかっておるつもりであります。

結局、この問題でも帯広の商工会は、市長の方に反対の文書を出して、出さずなとっておるにもかかわらず、帯広の方では、それは恐らく開発事業者と協力をして進めていった経緯があらうかと思うのであります。

今後につきましても、町長のお考えとしまして、大変な困難な一つの問題があらうかと思うのでありますけれども、以前と、いわゆる依田地区の開発につきまして、思いは変わっていらっしゃるのか

どうかということ、私はあの地域の方々から、芳滝さんどうなのだと。こういう、そういう思いを聞かされておりまして、その方針について、お変わりがないのかどうか、ひとつお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ちょっと質問の趣旨がずれてしまったのでないかと思うのですが、依田地区の開発については、当初依田の地権者の皆さんが集まって、我々でこういうふうの開発をしたいのでどうだというお話があったので、それは私は、あそこは総合計画でも、当時の総合計画、それから、マスタープランでも、流通系の開発をする地域ですから、それについて町も開発するのなら協力はしますよということで進めてきた。

しかし、現実、芳滝議員が言われたように、いろいろな困難な状況があって、北海道からは、あそこに商業地域をつけることは難しい、あるいは飛び地でなんでそこへつくらなければならない。いろいろな条件があったので、それをクリアしなければ、いくら私がやるとかやらないとかと言っても、これは現実に進まない話ですから。私はあの地域を開発していかなければならない。やがては橋とリバーサイドがつながるような開発をしていくことは、これは当然臨んでいかなければならない。

しかし、現実にはできないものはできないと。そして、それをクリアするためにはどうしたらいいかを協議しましょうということは何回も繰り返してきたことであって、企業誘致とどうのこうのという結びつきには私はならないのだろうというふうに思っておりますので、その点は先ほど来申し上げますように、帯広市の例であり、あるいは、本町と相手の違いとか、いろんな問題がありますので、今この場であそこがどういうふうになったらいいのかというような段階の答弁申し上げることではありません。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 商業施設も私は企業だと思って、それでその一つの企業には変わらないわけですから、質問が許されるのでないかなと思って質問させていただいたところであります。

この問題はこれぐらいにさせていただきます。

次に、滞納整理機構の実績と効果につきましてであります。ご答弁にありましたが、2,295万6,278円、これが引き継ぎ額でありまして、徴収額が374万1,737円ということで、16.3%であったと、こうご答弁がありました。

この、恐らく町の方で徴収がしばらく大変な滞納税につきまして、恐らく整理機構に出していらっしゃるのだろうと、こう判断をしておりますが、その徴収率が町の方で、いわゆる評価ですね。その評価としてどうなのだろうかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今申し上げましたように、初年度としてはまずまずの成果が出たのではないかとこのように思います。

ただ、厳しいのはこれからだというふうには、これは当然だと思います。

1年目はそれなりの成果が上がったとしても、これが2年、3年続く中で、本当にこれらに引き続いて成果を上げられていくかどうかと。まさにこれからが大変なのだろうというふうに思っておりますので、何とかこれからもいい結果が出るような、そういうようなことで、期待もしていますし、また、町としての努力もしていかなければならないものというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 費用対効果といってもおかしいのありますけれども、負担額の1.61倍の徴収実績となっておるということで、評価をされていらっしゃるということであります。

実際は負担金の恐らく90万ぐらいが出ておるのでなかろうかと思うのであります。

滞納機構の方にですね。

予算であろうかと思うので。今年も予算で74万幾らが組まれてありましたので、その分引けば、大体その分少なくなるのでありますけれども、それでも徴収実績という形に上がっております。

町長がおっしゃるように、この滞納機構につきまして、よりその機能が充実になされるように、町か

の方からの一つの取組みもしていただきたいと、こう思うところであります。

次に、その業務大綱の各種の手数料、使用料、負担金の見直しにつきましては、一応ご答弁にありましたように、提供する公共サービスに要する経費と受益の程度を勘案し、適正な受益者負担となるように、検討を進めているところであります。平成22年度までに完了する計画であります。

まさにこのように進めていただければならないとこう思うところでありますが、今のところ、ほとんど手付かずの状態でなかろうかなと思うのであります。

使用料につきましても、もう40近く使用料がありますから。

有料のものもあれば、無料のものもあれば、いろいろ、それぞれによって条例があるわけでありまして、あと、手数料につきましても、住宅関係から開発関係から、窓口の手数料から、さまざまなその手数料があろうかと思えます。

やはり、膨大な作業になろうかと思うのでありますが、やはり、早く取り掛かって、やはり、議会の中でも十分に論議ができるような形で、このことにつきましては進めていただきたいと、こう思うわけでありまして、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 行革で言われております使用料、手数料の見直し、適正な受益の中で負担をしていただきたいということでありまして。

ただ、適正な受益ということでありまして、ある使用料、手数料を全て改正するとか、全て見直しをするとかということだけはありませぬ。見直しは見直しですけども、全て改正するというのではなくて、現業でもそれが適正であると判断すれば、当然そうなるわけですけども、先ほど来言いましたように、一つには減免基準と言いまして、使用料でもかなり減免されている部分があるわけですけども、これらが本当に今の時代でいいのか、マッチしているのかどうかといったことなども、含めながら見直しをしたいということでありまして、もちろん、これはほとんどが条例事項ですから、改正ということになれば、議会にご審議をいただくということになるわけでありまして、頭からもう改訂ありきということだけではなくて、そういう見直し、あるいは、今一度精査をする、そういう対応をしていきたいと思えます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 町長おご答弁のとおりでありまして、意を同じくするところでありまして、いわゆる施策として、特色のある一つの見直しの仕方、ここは無料でありますよ。ここにつきましては、減免については継続しますよ、しませんよ。その一つのまちづくりの方法として、どういう、やはり優しいまちづくり、人に優しい、そしてまた、その方針に力を入れてまちづくりのところ置きながら、あとはやはり公平性、受益者負担の形というものを定めていかないとならないのだろうと、こう思うところであります。

一定、お考えの中にあるのかどうかお伺いしたいのでありますけれども、指定管理に移っていく皆さんの、例えば、コミセンが平成23年度でありますか。その後には近隣センターというふうな形になっております。

私はその指定管理に行こうしていくそういう施設があるので、やはり、その前に22年度までにきちっと見直しをしていくということが進められているのだろうと思うわけでありまして、その指定管理に向けた形での、その勘案と申しますか、考えながら進めていってほしいと思うのでありますが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 指定管理者に委託をしても、あるいは、民間に委託をしても、使用料そのものは町が決めるわけでありまして、議会にお諮りして、使用料決めていくわけですから、そのことはそう大きく変わるものではないというふうに思いますが、これは指定管理に出す、あるいは委託に出すから云々ということではなくて、全体的な使用料の見直しを22年度までに進めたいということでありまして、指定管理者、それから、それまでに改正して料金を上げなければだめだとか、それまでに下げな

ければだめだとかって、そういうような感じではなくて、あくまでも今の使用料が適正かどうかについての検討をしていくというのが、ここで言っている、行政改革で言っている見直しという意味だというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 指定管理についても、やっぱりある程度財政効果なり運営の形なりを検証をした上で、その、例えば、お金を出すならお金を出すという形に決めていくのだろうと思うのですね。

そのところに、やはりその使用料等のことも勘案をされていくのだろうと思いますので。

私の考えではあまり切り離して、そのことも念頭に置きながら、その見直しというものをしていかなければならないのではないかと。

やはり、指定管理者に選定されたところが、ある意味ではそれが運営が、難しいながらも可能な形の一つの世界もあるのでなかろうかと思うのでありますけれども、私の方ではそのように思うところでありまして、質問をさせていただいたところでありまして。

最後であります、寄付条例の制定につきまして、最後少し夢のある話をさせていただきたいと、こう思うのでありますけれども、この件につきまして、ご答弁では、早急に検討いたしまして、考えているところでありましてというご答弁をいただいて、前向きなご答弁と了解をさせていただいたところであります。

ご答弁の中に、寄付条例のいわゆる寄付条例とふるさと納税の制度ということがあります。

私の方では、寄付条例の方はできるだけ提唱したいと。ふるさと納税の方は、いわゆる目的税というふうな形にならないと申しますか、税収として収納されて、その使い道につきまして、どのように明記されていくのか。

その辺のその制度につきまして、きちんと受け皿が持たれてそれがされていくのかと。その辺が私の方では確認できないものでありますから、この寄付条例につきましては、やっぱり基金として積み立てていく。それはきちっと使い道が定められて寄付を募っていくという形でありますから、非常に透明性がある、そちらの方が寄付をする方にも、非常に寄付がしやすい形でなかろうかなと僕は思うところがあります。

道内で一番成功しておる事例でありますけれども、これは知床・羅臼まちづくり基金というのがありまして、17年、18年で2カ年で、3,900万の寄付金が集まっております。

これは三つの事業につきまして、寄付が全国に募られております。

一つは、知床自然保護保全のその事業と。一つは、ご答弁にもありました病院の改修事業と。もう一つは、北方領土返還運動の事業という形の三つの柱で、その知床自然保護は町内もそうですけれども、道内全国から寄せられてあります。

一番多いのが、やはり地域間格差のその医療の問題で、病院をなくしたくないということで、このところに3,900万のうちに3,100万の基金が寄せられてあります。

ある意味では、一つの成功事例としましてあるわけでありまして、目的のその金額に達するまでは処分をしないというふうなことで、運用されるそうでありまして、さまざまなメッセージも寄せられてありまして、豊かな自然が後に受け継がれるように、頑張ってくださいとか、いろんなメッセージが寄せられてあります。

多いところでは、一人で100万の寄付をされていらっしゃるという方もあります。

私は、この基金につきましては、方向性として、またこれから検討し、協議を重ねていただかないとならないと思うのでありますけれども、やはり幕別町の特色、全国的にひとつの幕別町の特色としての事業、そして、幕別町で今も必要であると、こう考えられてあるところの事業、そういう形で二つなり三つなり、事業を特定をしていくというふうな立ち上げ方がいいのではないかと考えるわけでありまして、先ほど、前川議員の質問にありましたパークゴルフの振興であります。

これは、発祥の地、先ほど、セントアンドリュースというそういう言葉がありました。

まさにこの発祥の地の幕別町のそのパークゴルフのセントアンドリュースの事業というふうな形で、

町内、道内、全国に、いわゆる呼びかけていって、そして、そのパークゴルフの振興と、そして、交流と、そして、健康増進につなげていく。そして、それがまた、幕別町のその活性化につながっていくというふうな形で、一番取り入れやすい事業としてあるのでなかろうかと。先ほど、観光バスで来られた方が、どうやってお金をいただいたらいいのだろうかというふうなことがあったと思うのでありますが、こういう寄付条例を制定して、そのパークゴルフの事業ということにしたときに、恐らくは幕別町のパークゴルフを楽しんでいただいた方々が、多くの方々から、私は、その振興について寄付が寄せられるのでなかろうかと、こう思うわけでありませう。

そういう意味で、具体的な私の思いを申し上げましたけれども、取組んでいただきたいと思うことではあります、その一つの方向性として、寄付条例がいいのか、ふるさと納税がいいのか、その辺のことも鑑みながら検討していただきたいと思っておりますけれども、ご答弁の、再度ひとつ、その辺の方向性なり思いなり聞かせていただければと思うところであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 寄付条例ですけれども、先ほども申し上げましたように、今、全国でわずかなうち、北海道が多くて、そして十勝に二つもあるというようなことで、私もちょっとびっくりしたわけでありませうけれども、これに本別町の条例を見せていただきましたけれども、この事業の種類が福祉でまちづくり推進事業ですとか、消費者と生産者を結ぶ元気な農業推進事業、いろいろ四つ五つあるのですけれども、これらの事業が特定の寄付条例で受ける。うちは別に寄付条例はないのですけれども、大体まちづくり推進基金に条例の中で寄付金を受けているということで、そう多くはない、開きはないのだろうと思っておりますけれども、ただ、知床みたく特色があって、世界遺産を守ろうとかということになってくると、また、ちょっとニュアンスが違ってくるのかなというふうに思います。

ただ、先ほど言いましたように、私ども、今言うように、いろんな図書を整備、あるいは福祉推進、いろいろな基金を、今一つにして、まちづくり推進基金に今持ってきたわけでありませうから、こうしたことも踏まえた中で、そして、そうした中で毎年5、600万でしょうか、本町の場合も寄付をいただいているわけでありませう。

これはご提言いただきましたように、パークゴルフなんかは確かに一番わかりやすいなど。寄付条例を設けるとすれば、一番わかりやすいのかなというふうにも思っておりますけれども、ふるさと納税もさっき言ったように、まだ4月以降のことですから、具体的にはなっておりませうけれども、そういったことも含めながら、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終ります。

[延会]

○議長（古川 稔） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めませう。

したがって、本日の会議はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

（17：12 延会）

第 1 回 幕別町議会定例会

議 事 日 程

平成20年第 1 回 幕別町議会定例会

(平成20年 3 月 13 日 10 時 00 分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条、第 11 条)

議事日程の報告 (会議規則第 21 条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

9 牧野茂敏 10 前川敏春 11 中野敏勝

(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

会 議 録

平成20年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成20年3月13日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月13日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子 | 2 谷口和弥 | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟 | 5 堀川貴庸 |
| 6 前川雅志 | 7 野原恵子 | 8 増田武夫 | 9 牧野茂敏 | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 13 芳滝 仁 | 14 永井繁樹 | 15 杉山晴夫 | |
| 16 大野和政 | 17 杉坂達男 | 18 助川順一 | | |

- 6 欠席議員 12 乾 邦廣
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

副 町 長 高橋平明

副 町 長 遠藤清一

教 育 長 金子隆司

教育委員長 林 郁男

代表監査委員 市川富美男

会計管理者 菅 好弘

総 務 部 長 増子一馬

経 済 部 長 藤内和三

民 生 部 長 新屋敷清志

企 画 室 長 佐藤昌親

建 設 部 長 高橋政雄

忠類総合支所長 川島廣美

札 内 支 所 長 熊谷直則

教 育 部 長 水谷幸雄

総 務 課 長 川瀬俊彦

糠内出張所長 中川輝彦

企 画 室 参 事 羽磨知成

福 祉 課 長 米川伸宜

保 健 課 長 久保雅昭

農 林 課 長 菅野勇次

商工観光課長 八代芳雄

経 済 部 参 事 田井啓一

都 市 計 画 課 長 田中光夫

水 道 課 長 橋本孝男

地 域 振 興 課 長 姉崎二三男

保 健 福 祉 課 長 野坂正美

経 済 課 長 飯田晴義

学校教育課長 伊藤博明

学校給食センター所長 仲上雄治

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 9 牧野茂敏 10 前川敏春 11 中野敏勝

議事の経過

(平成20年3月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番牧野議員、10番前川敏春議員、11番中野議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長(古川 稔) この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○局長(堂前芳昭) 12番乾議員より、本日欠席する旨。17番杉坂議員より遅参する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

[一般質問]

○議長(古川 稔) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

次に、発言時間について申し上げます。

議事の都合により、一般質問の各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

○5番(堀川貴庸) 通告のとおり、2点について質問をいたします。

まず、在宅介護についてでございます。

平成12年に介護保険制度がスタートいたしました。

それ以来、平成18年には、従来型から介護予防型へ方向転換されてきましたが、抱える問題も多く、中には早急な解決を望むものもあります。

在宅サービスにおいては、被保険者の自立を支えるため、ヘルパーさんはじめ、ご家族縁者の方々の協力は決して欠くことができず、将来の高齢化の高まりを鑑みると不安を感じざるを得ません。

今ある介護保険制度のもとで、在宅介護を含む地域支接事業の進め方について、今後どのように考えていくのか、町の見解を伺うものでございます。

次に、委託事業についてであります。

本年度で契約期間が満了を迎える委託事業について、このほど入札が執行されました。

施設等の維持管理業務が主体ではありますが、町内の事業者、特に本店を構える事業者にとっては、3年から5年に一度の機会として注目を集めておりました。

また、期待も寄せられていたところでもあります。

残念ながら、実際には相当数の業務につき、地元事業者ではなく、近隣町村の事業者が落札をしたというふうにお聞きしております。

地元の事業者にとってもますます経営環境に厳しさが増す時代にあって、地元の事業者等に配慮した指名選定がなされるべきではなかったかなとの声も聞かれますけれども、町の見解を伺うものでござい

ます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答え致します。

はじめに「在宅介護について」であります。ご質問にありますように、介護保険制度は、平成12年度にスタートし約8年が経過しております。社会的にも着実に定着してまいりました。

しかし、一方では、要支援者及び要介護者は増加の一途をたどり、平成12年度では、認定者512人、介護給付費が6億5,700万円であったものが平成18年度では、認定者については、1.91倍の978人、介護給付費については、1.85倍の12億1,700万円と介護保険に係る費用も大きく伸びております。

また、国においては、平成27年には、高齢化率が約30%となる、いわゆる超高齢社会の到来により、今後高齢者を取りまく社会状況は大きく様変わりし、新たな課題が出てくるものと想定されております。

このような課題に対応するため、国は平成18年度に介護予防を重視したシステムへの転換、制度維持の確立などを目的とした大幅な制度改正を行ったところであります。

この制度改正の中で、新たに創設されました地域包括支援センターにつきましては、本町におきましても保健福祉センター内に設置したところであります。事業内容としましては、高齢者の方々の相談窓口となるとともに、要支援1及び要支援2の方々のケアプランの作成や、介護認定には至らない虚弱な高齢者、いわゆる「特定高齢者」に対する介護予防事業などにも取り組んでおります。この制度改正から2年が経過いたしました。今後この事業により成果が現れてくるものと期待をしており、その状況を見極めてまいりたいというふうに考えております。

また、現在、在宅サービスといたしましては、通所介護いわゆるデイサービスや訪問介護、福祉用具の貸与や購入、手すりの設置や段差解消を行う住宅改修費の支給などがあり、さまざまなサービスをご利用いただいております。

さらに、本町で実施いたしております食の自立支援サービスや外出支援サービス、緊急通報システムなどの介護保険を補完する事業とも組み合わせ、要支援や要介護の方が在宅において安心して暮らせるようなサービスの提供に努めているところであります。今後も介護サービス等の質の向上をはかることにより、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で自立した暮らしができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、平成20年度には、平成21年度から平成23年度までを計画期間といたします「第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定することになりますので、町民の皆さんやサービスを利用されている方々のご意見をお伺いするとともに、介護保険運営等協議会においてご審議をいただくなど、高齢者の皆さんが地域で安心して暮らせる計画となるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ご質問の2点目、「委託事業について」であります。平成15年度からの長期契約による委託業務につきましては、平成19年度で契約期間の満了を迎えますことから、昨年9月及び12月の町議会定例会におきまして、平成20年度以降の委託業務に関わる期間及び限度額を定める債務負担行為の議決をいただいたところであります。

これを受けまして、昨年11月と本年1月の2回に分けて合計69件の入札を行ったところ、3件が不落札となりましたが、最低価格入札者と協議が整いましたことから、新年度からの受託業者は全て決定いたしましたところであります。

この結果、幕別町内に本社または営業所などを有し、同種の業務の受注実績があるいわゆる地元事業者が受注した業務は、69件中64件となり、割合にいたしますと92.8%でありまして、大半の業務が地元事業者に落札したものと認識をいたしているところであります。

本町における入札につきましては、現在、指名競争入札により行っているところでありますが、指名の選定にあたりましては、「指名競争入札参加者に関する指名基準」に基づき、共通の基準及び事業別基準を満たしている者の中から、契約の適正な履行の確保を図れる事業者をもって入札執行を行っているところであります。

今後におきましても、町内事業者の育成、町内在住者の雇用の確保はもとより、地元経済の活性化にも配慮することに意を用いながら、適切な入札執行に心掛けてまいりたいと考えております。

以上で、堀川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 2点に渡り、今、答弁いただきました。

まず、在宅介護について、お尋ねをしたいと思います。

答弁にもありましたように、今後、平成27年には高齢化率が約30%。少子化と同時に高齢化の進展に本当に歯止めがかからない。そういう中において、こういった社会保障の一角である介護保険制度によって、介護を必要とする方が必要なサービスを受けていただける。

広い意味で本当に福祉の増進に取り組んでこられましたまず職員の方々には敬意を表したいというふうに思います。

ただ、高齢者人口の増加に加えまして、特に独居老人世帯の増加。それから、認知症高齢者の増加がやはり見込まれるということから、先ほど、お伝えしましたように、抱える諸問題、たくさんありまして、これも可能な限り、本当に解決策を早めに見出していく必要があるのではないかなというふうに思います。

先の質問にも触れましたけれども、従来型から予防型介護への転換に伴い、自立した生活、支援、それから、ADLの向上といった観点から支援体制の充実が常に求められているというふうに思いますけれども、まず、今後の取組みについて、町側の見解を伺いたいというふうふうに思います。

それから、高齢者保健福祉ビジョン2006において、この基本的な考え方の中で、介護予防事業については、前計画時のそれぞれの事業を再編し、より効果的な対象者の選定、事業評価を実施することとするという旨の記載がなされておりました。

実情はどのようになっていて、どう評価されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） まず、予防型に介護保険制度が大きく転換をされたというようなことで、その支援体制の充実についてというようなことでありますけれども、介護予防型に変わりました、特定高齢者と言われる方たち、介護保険の認定になるちょっと前の方といいますか、そういう方に対する取組みを充実させないさいというようなこともありまして、そういう方に対する介護予防事業に取り組んでおります。

特定高齢者と言われる方については、なかなか条件が厳しいということもあって、それほど大きなニーズにはなっておりませんが、平成18年度の状況といたしましては、幕別、札内、忠類において、それぞれ3カ所で、その事業を3カ月を1回の単位といたしまして、毎週やっているわけなのですが、そういうふうな事業を実施をいたしまして、各会場、人数的には約10人ぐらいずつということで、合わせて30名というような感じでやってきているわけですが、その方たちについては、やった結果、おおむね状態が維持をされている。あるいは、体がすごく楽になってきたとか、そういうようなこともありましたので、今後もそういったことを充実をさせていって、お年の方がいつまでもそういう機能を維持されながら、できるだけ介護保険のお世話にならないのが一番であると思いますので、そういう形でまた今後努めていきたいなというふうに思っております。

それから後、そのビジョン2006の中にありますその介護のより効果的なのという部分でありますけれども、なかなかどのことをやるのが非常に効果的なのかというのは非常に難しいことなのだろうと思っておりますけれども、今、言ったようなことも含めまして、やはりお年寄りの方が元気になっていただく。元気になる人もそれなりの年齢ですから、大変難しいことでもありますけれども、やはり、状態を維持していただいて、やはり在宅で暮らしているということは、やっぱりお年寄りの中で一番望んでいるというふうに思いますので、さまざまなそのサービスを組み合わせながら、安心して暮らせるように、また、努めていきたいなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） わかりました。

同様に、このビジョンの中で、健康な65歳から活動的な85歳を目指す。そういった介護予防事業を展開するというふうにあります。

文書を読むだけで、私も元気が出そうになるのですけれども、現実には、やはりご家族の皆さんを中心にして、居宅介護が支えられているのだろうというふうに思います。

また、要支援、要介護1の方を対象にしたこのアンケートの中で、どこで介護を受けたいかと。今、先ほど保健課長の方からも触れられていましたように、約46.4%という約半数の方が自宅での介護を希望されているように見受けました。

恐らく居宅介護サービス計画を策定していくことになろうかと思えますけれども、その際、福祉用具の利用を促すことで、スムーズに介護を実施できる旨の説明があるかと思えます。

より自立した生活を支援する上で、福祉用具を貸与したり、それから、購入助成をしたりというようなニーズは非常に高いのではないかなというふうに思えますけれども、これから策定予定の第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画においては、これまで以上の取組みを期待したいというふうに思えますけれども、アンケート等の手段を通じて、町民の声を計画に反映していただきたいというふうに思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） ただいま、福祉用具の関係でございますけれども、先ほどのご質問にありましたように、地域支援事業の中で、その他の事業の中で、福祉用具あるいは住宅改修支援事業などが入っております。これからの、今現在もかなりの需要があるのですけれども、今後も利用者の希望等を把握しながら、新たな計画の中でも拡大していけるように、計画に反映させていきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） もう少し福祉用具についてちょっとお尋ねしたいのですけれども、そもそもこの介護保険における福祉用具に関するサービス。これは専門者の方では、やはり世界でも注目されるべき画期的な社会保障システムというふうに言っているようです。

そのようなシステムのもとで、福祉用具は本当に今まで多くのもの。これは障害者の方も含まれますけれども、いろんな種類のものが開発されて、そして販売されている。

そして、利用されていると。

もちろん、福祉用具だけでなく、住環境の整備ももちろんなのですけれども、それらとの相乗効果は大きいものがあります。

ぜひ、今後の検討課題として、本当に前向きに取り組んでいただきたいなというふうに考えています。

ただ、残念ながら、福祉用具にかかわって申し上げますけれども、つい先月にも、介護ベッドの一部で、事故による死亡者が出たというふうに経済産業省から発表されました。

子どもがベッドにはさまった事例もありまして、お家で介護を受けたいという方、なんと申しまししょう、皆さんの協力があって、支度で介護を受けたいということを強く希望されたとしても、こういったちょっとマイナスのニュースがあると、やはり引け目を感じてしまうところもあるのでないかと思えます。

やはり、介護をする側、そして、される側、受ける側にとって、安全に使用してもらうように、注意喚起していくということも必要なのではないかなというふうに考えます。

町内では、そういった事故防止に向けて、情報公開、そして、担当部署等を通して、注意喚起について、取組みがなされているのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 福祉用具につきましては、当初、平成12年当時は貸与サービスだけでございましたけれども、その後、購入できるということもなりまして、拡大されてきております。

まあ、先ほど、安全性というか、死亡事故だとか重大事故が発生してまいりますけれども、介護ベッ

ドの手すりによって、重大事故で、平成19年度には5件ほど発生しておるということを聞いています。

幕別町ではそのような事故はないということで把握をしております。

あと、福祉用具の貸与、販売に付きまして、適切な利用が図れるように、関係団体だとか事業者等への情報提供をするとともに、あるいは利用者に対する注意喚起については、こちらの方は行っている状況にあります。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 本当にいろんな分野で安全安心という言葉がキーワードとなって施策が進められていると思いますので、こういった重大な事故だとか、本当に死亡例まで見られているような事故だけではないと思うので、今後、大小さまざまな情報収集を適宜努めていただいて、加えて施策の着実な遂行に努力していただきたい。そこに期待をしたいというふうに思います。

続いてですけれども、委託事業について、お尋ねをします。

先般、入札が執行されました委託業務の中には、施設等によって、いずれ指定管理者制度へ移行していく計画のものもあろうかと思えますけれども、まず、ちょっと確認させていただきたいというふうに思うのは、委託事業をまず実施してきたメリット、デメリットについて、現状、どのようなものがあるのか、まずちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） まず、メリット、デメリットということでありましょうか。

町が直営で業務をやる以外の部分でまず触れさせていただきますと、先ほど堀川議員もおっしゃられましたように、指定管理者制度というのもございます。

それから、業務委託、それから、さらに言いますと、PFIといいましょうか、民間の活力を活用させていただく上で、民間が事業主体になって、そして、施設建設などをやっていただいて、それを町が借上げするなど、いろんな民間活力を活用する手法があるということでもありますけれども、これはどうかと申し上げますと、一つには、経費の節減、これは大きいこととしてあるのだろうと思います。

それから、後、民間事業者にやっていただくということで、より民間のノウハウ、経営手法、あるいは、サービスの内容の柔軟性といいましょうか、そういった民間活力を導入するというのも一つの大きなメリットになるのだろうというふうに思っております。

あと、デメリットと申しましょうか、これは直接町が業務を行わないということについて、ワンクッション民間の方がそこに入られるということで、住民の方々が利用する際に、行政なりに利用の状況ですとか、利便性だとか、そういったことがワンクッション置かれるようなことが場合によってはあるのかなというようなことも心配されている面があると、このような感じで受け止めております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 昨日の永井議員の質問でも若干触れられていましたけれども、こういった委託事業についても、例えば、日報ですとか月報ですとか週報ですとか。後日、事業評価できるような帳票類のやりとりもなく、やはりそこは改善していくべきなのではないかなと考えます。

評価システムがやはり構築されていなかったことについて、驚きを感じる町民もいるのでないかなというふうに思いますが、これまで何も感じてこられなかったのか、お尋ねしたいと思います。

これが、例えば工事関係でいくと、成果品の納入でいけば、いろんな標準仕様書等に則り、いろんな書類や帳票類作成して各発注機関へ提出することになっています。

ただ、委託事業においては、私、どのようなことになっているのか、ちょっとわかりかねるのですが、評価できる体制づくりがなされていないということは、業務の内容見直すこともなかなかやりにくいのではないかなというふうに考えると、お尋ねをしたいと思います。

本当にこれまで何も感じてこられなかったのかなというところがちょっと疑問に思うものですから、お尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 評価をしてこなかったのかというお話ではありますけれども、今まで指定管理

者にしろ、それから、業務委託にしろ、各担当部局では当然その業務の執行状況等については、形は日報とか月報とかいろいろな形があるかと思いますが、当然、業務の内容についての報告はしていただいているというふうに認識しております。

当然、業務については、その業務仕様書というのものも、業務の契約書以外に細かい内容を記載した仕様書も提示をさせていただきまして、その仕様書どおりに業務を遂行していただくということでありますので、それについて、もし、何か不都合なことなどございましたら、当然、その第一義的には担当部局がその受けていただいている業者の方々に、指導ですとか、助言ですとか勧告ですとか、いろんなことをさせていただいていると。

そんな中で、その業務の適正な遂行が図られているというふうに思っております。

○5番(堀川貴庸) そこでこのたび、69件委託事業の競争入札があったというふうに答弁があります。

現在の多種多様な入札方式がある中で、さらに公募による入札形式が増えている。そういう現状にあつて、この指名競争入札がとられてきたということについては、ある程度町内事業者にも配慮がなされたのではないかなというふうには思います。

また、最低制限価格を設定するなどして、過度な競争を防いでいたというふうにも思われることについても評価したいというふうに思いますけれども、昨日の、先ほど永井議員の答弁の中で、先ほどの評価に例えば関しては、職員だというふうに言っても半ば素人だというような、町長から答弁のフレーズがありました。

もし、ではそういうことであるならば、そもそも費用を積算するといった時点でも、その積算根拠があいまいなものになり得ないのかなというふうにも思いますけれども、そのところが、答弁の中でも69件中3件が落札になったという事実もありましたので、どういうふうにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 私、昨日の答弁で素人といいますか、十分中身がわからないものがと言ったのは、アルコ236、あるいは道の駅の運営等に対しては、なかなか我々ではわかりづらい部分があつて、現にそこで今まで経験を積んできた方が、より詳しい事情にあるのだということを申し上げたわけでありまして、こういった委託業務の積算にあたっては、当然のことながら、過去からのルールがありますから、人件費は何を適用して、人件費を積算するとか、労働時間はどの程度がこの施設にはマッチするか。そういったことの積算は、決して素人だとかわからないとかということにはならないわけでありませんが、私どもとしては、そうしたルールに基いて、適正な積算がなされたものというふうには思っております。

○議長(古川 稔) 堀川議員。

○5番(堀川貴庸) おおむね了解しました。

そもそも入札の執行に関してなのですけれども、これはやはり適切に執行されたのではないかなというふうに思いますし、これはもう終わってしまったことですから、私の方からどうこう申し上げることはないのですけれども、ただ、言うまでもなく、これは、感情論とはやはり切り離して議論すべきでしょうけれども、仕事のパイが小さくなっていく。そういう現状にあつて、町内事業者からは、やはりもう少し町内に本店を構える事業者にとって、幾分の配慮があつてもよかつたのでは。そういう声が聞こえてきました。

町長をはじめ、担当部局の方にも恐らくこういう声が届いているのではないかな。これはもう不満を言えばきりがないのですけれども、そういう声が届いているのではないかなというふうに思いますので、その辺、どのようお感じになったか、お尋ねしたいと思います。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 指名競争入札で、まず、今回の入札をやらせていただきました。

実は先般も私、たまたま町村会の役員で、開発建設部、あるいは土木現業所、あるいは森林管理局へ、地域限定の指名で入札をやってほしい。要するに、地元の業者が地元の事業できるようにお願いをした

いというようなことで要請に行ったのですが、今、国は逆なわけでありまして、開発なんかは、これからどんどん一般競争入札が入っていくのだから、その地域だけの業者を指定するようなことでは、いわゆる競争の原理も働かないのだというのだというようなことをかなり言うておりました。

我々はそうでなくて、何とか地元の仕事は地元の業者にやっていただけるようなことをお願いしてきたという経緯もあるのですが、これはまさに今、私どもがこの入札をやるときも、地元には本社がある業者が3社、あるいは、地元には営業所を持っている業者が3社、それでは、6社で指名競争入札をやろうと。これで30本なら30本の入札をやる。

それでは、これ、3社ずつに分けて15本ずつやるのが、本当にその競争の原理からいっていいのかどうかという問題もあるわけでありまして、多くとった業者も当然あります。

しかし、分けたら1本も取れない業者もひょっとしたら出てくる可能性もあるというようなことで、いろいろ難しい問題はあるなというふうにも思いました。

それと、今、新聞なんかも出ていますが、今までの入札と違って、これからは金額の安いところだけで落札してはだめでないかと。

もっといわゆる社会貢献だとかいろんなことを勘案した中で、落札者を決めていくべきでないかというようなことも、今、盛んに出ております。

ということは、いわゆる地域のボランティア活動なんかに参加してくれるような業者、企業については、それなりの持ち点という言い方はわかりませんが、そういった貢献度を見ていくことが必要でないかというようにことごとく、いろいろなことがこれからの入札の中では出てくるのだろうというふうに思っておりますので、これは別に委託管理業務だけでなく、これからの土木建設業の中の入札でも、そういったことが出てくる可能性があるわけですので、そういったことも踏まえながら、今後の入札に適正に当たっていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 堀川議員。

○5番（堀川貴庸） いずれにしても、いろいろな、今の委託状況についてですけれども、こうやって公共施設がたくさんあって、委託を受けてこられた経営者、そして、そこで働く労働者を通じて、それを維持補修管理していくというふうにするのも、これもまちづくりの一環なのだろうというふうに思います。

できれば先ほど申し上げました評価できるような、もっとわかりやすいような形で仕組みづくりをした上で、次回の入札執行に備えて、いい意味で適切な積算、そして、業者選定のような経過と入札執行がなされることを私は期待したいと思いますし、それによって町民参加型のまちづくりがなされることを強く強く、本当に願うばかりであります。

最後に、その実現に向けて、これまで以上に町民の期待に答えられるような業務の充実に心血を注いでいただきたいというふうに思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来、申し上げておりますように、私どもとしては、何とか地元の業者の方に仕事をしていただき、そして、地元の方を雇用していただく。そのことが地元の経済等に波及効果をもたらしてもらうことが何よりだというふうに思っておりますので、引き続き、そうした面に配慮をしながら、これからの入札執行に当たっていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○8番（増田武夫） それでは、通告に基きまして、2点について、町長のお考えを伺いたいと思います。

まず、一つは、道路特定財源の問題点と地方自治体の責任についてという問題であります。

今開かれております通常国会では、道路特定財源のあり方でありまして、ガソリン税等の暫定税率延長問題についての議論が行われているところであります。

国民の関心も非常に高く、日本の将来にとっても重要な選択が迫られていると思うわけであります。

道路特定財源は、50年も前の道路舗装率が5%にも満たない時代につくられて、舗装率が97%となった現在でも「道路をつくるためにだけしか使えない」財源として、無駄な道路建設を続ける「自動装置」となっているところであります。

暫定税率が上乘せされるようになって30年以上が経過いたしましたけれども、59兆円の道路財源確保のため10年間もこの暫定税率が延長されようとしていることは、納税者として、また、地方自治体に携わるものとして、看過できない問題だと思えます。

十勝でも高規格幹線道路帯広広尾自動車道の工事が進みまして、中札内・大樹間の環境影響調査結果も公表されました。

このような高速道路は、地元の要望が強いことが最大の根拠に建設が進められておりますけれども、費用対効果は根拠に乏しく説得力に欠けるものといわざるを得ません。

近い将来、立派な道路はできたけれども、公立病院の診療所化の動きに見られますように、地域の救急対応病院がなくなったり、地域の基幹産業農業も非常に困難となって、成り立たなくなり、運ぶべき農産物もないという事態にならないように、見直しが迫られているのではないのでしょうか。

国民生活も農業や地域経済も、大きな困難に直面し、待ったなしの常態に置かれています。

地域社会、住民の本当の願いを国・道に届けていかなければなりません。

町長は、町民がこの地域に安心して生活し、営農・営業していくことができるように、次の事柄を政府・道に強く働きかけ、地方自治体としての責任を果たすべきと考え、以下について、伺うものであります。

一つは、東京湾口道路など6本の巨大横断道路計画をはじめとして、バブル時代に計画した無駄な道路をつくり続けるために延長されようとしている道路特定財源の一般財源化と、ガソリン税などの暫定税率の廃止を働きかけること。

2番目は、高規格幹線道路帯広広尾自動車道の建設を中止して、国道38号線の拡幅や生活関連道路の整備促進に力を入れるよう働きかけること。

三つ目、一般財源化した財源を地方の裁量で有効に活用できるものとして、一定割合を地方に配分するよう求めること。

2番目の質問。畑作・酪農畜産農家に対する支援について、伺います。

本町の基幹産業である農業は、品目横断的経営安定対策の実施、家畜用濃厚飼料の高騰、石油製品の高騰による諸経費の増加などによって、大きな困難に直面しています。

トウモロコシ等のバイオ燃料化は、世界的な食料不足・飼料不足に拍車をかけるものとなり、中国製の冷凍ギョウザ事件も起きるなど、今日ほど食料問題の重要さを教えているときはありません。

国民の安心安全な食料を守っていくためには、日本の農業を一層大切にして自給率の向上を目指さなければならぬことを、改めて考えさせるものとなっています。

今年度から始まった品目横断的経営安定対策は、我々も指摘してきたとおり畑作農家を苦しめる結果を引き起こし、自給率の向上を目指しておりましたけれども、それどころか、さらなる低下を引き起こしています。

農民や農業団体の切実な声に押されて、政府は実施して1年も経たないうちに、名称を「水田・畑作経営所得安定対策」と変えざるを得ないような内容であり、対象農家や集落農家の要件緩和、助成金の早期支払いなどの手直しを行いました。制度の基本は維持されたままで、問題の解決にはなっておりません。

こうした農業を取り巻く厳しい情勢とめまぐるしく変わる政府の対応に対処するためにも、町として本町農業の実態をしっかりと把握し、どんな支援ができるか対策を練る必要があると思えます。

次の所見について伺います。

1点目、品目横断対策の影響は、12月議会の町長答弁よりも厳しいものだったと考えますが、現時点で掴んでいる実態ははどうなっているのでしょうか。

農家の収入への影響について。

交付金の支払い状況について。

政府が補正予算で行った対策の本町への波及はどうなっているか。努力した人が報われないものと聞くが、どうか。

2点目、飼料等の高騰対策として乳価の引き上げが行われましたが、酪農経営維持のためには十分ではありません。さらに営農可能な乳価となるよう補給金の引き上げを働きかけるべきと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、政府に配合飼料価格安定資金造成事業の異常補てん金の増額等の要請を行ってまいりましたが、来年度予算ではどう組み込まれたのでしょうか。

4点目、来年度予算では、町営牧場入牧料の軽減、デントコーン種子に対する助成など、新たに実施され評価するものでありますけれども、町としての農業支援をさらに強化してほしいと考えます。

前にもお話申し上げましたけれども、直接町ができる経費節減の支援として、酪農・畜産農家の水道使用料を引き下げ、負担を軽減すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 質問の途中であります。この際11時まで休憩させていただきたいと思えます。

（10：43 休憩）

（11：00 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

増田武夫議員の質問に対する答弁を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「道路特定財源の問題点と地方自治体の責任について」であります。

ご質問の1点目、「道路特定財源の一般財源化とガソリン税などの暫定税率の廃止を働きかけることについて」であります。478平方キロメートルという広大な面積を有する本町にとりましては、公共交通機関が少ない現状の中で、人の移動、物資の輸送の大半を自動車に依存している状況にあります。

このため道路は、地域住民の日常生活や経済活動に欠かすことのできない最も基礎的な社会資本であり、利便性の向上や災害等緊急時における交通路確保などの観点からも地域住民の皆さんが安全・安心して暮らせるように、生活基盤の整備として取り組んでいかなければならない重要課題だろうと認識いたしております。

また、地域住民の皆さんの行動範囲や企業等の経済活動などが、今後ますます広域化していくことが想定されますことから、他市町村間を結ぶ広域的な幹線道路の整備についても必要なものと考えているところであります。

以上のことから、道路網の整備は今後も必要不可欠な事業と認識いたしておりますので、その財源の確保については、町村会など関係機関を通して国に対し要請しているところでありまして、現時点におきましては、道路特定財源の一般財源化及びガソリン税などの暫定税率廃止の働きかけということについては、考えておりませんのでご理解を賜りたいというふうに思います。

2点目の、「高規格幹線道路帯広広尾自動車道の建設を中止し、国道38号の拡幅や生活関連道路の整備促進に力をいれるよう働きかけること」とのご質問であります。

国土交通省は、昨年11月に2008年度から向こう10年間の道路整備に向けた指針となる「道路整備の中期計画」素案を公表いたしました。この中では、高規格幹線道路帯広広尾自動車道の整備につきまして、現行2車線の中札内～大樹間は現行計画どおり整備を進め、大樹～広尾間につきましては、現行計画4車線から完成2車線に変更して整備する方針が示されております。

ご質問では建設中止とのことですが、この路線は重要港湾十勝港、十勝帯広空港、帯広市、横断自動車道に接続することにより、陸・海・空を結ぶ高速ネットワークが形成され、十勝の農業をはじめ、観光、物流などさまざまな産業に多大な効果があるものと期待されております。

また、救急搬送など重要な役割を担う路線でもありますことから、今後とも、建設促進期成会・関係

市町村とも連携を図りながら、早期建設に向けた要請活動を続けてまいりたいと考えております。

また、ご質問にあります国道38号の拡幅を始めとして、道道幕別大樹線の拡幅、あるいは帯広圏域環状線のみずほ以東の整備などにつきましても、大変重要な路線と位置付けをしておりますことから、国あるいは北海道などの関係機関に対しまして、早期改修に向けた要請活動を続けてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「一般財源化した財源を地方の裁量で有効に活用できるものとして、一定割合を地方に配分するよう求めることについて」であります。暫定税率のあり方も含めた道路特定財源の問題につきましては、今まさに国会で争点となっているところでありまして、現時点におきましては、先行き不透明な状況でありますことから、今後とも国会での審議を見守りつつ関係機関等との情報交換や意見交換も行いながら、適切な対応を続けてまいりたいというふうと考えているところであります。

次に、「畑作・酪農畜産農家に対する支援について」であります。

昨今の農業を取り巻く情勢は、配合飼料価格、生産資材の価格の高騰による生産コストの上昇や品目横断的経営安定対策により農家の手取り水準の低下など非常に厳しい状況にあるものと認識いたしております。

特に、酪農・畜産経営における影響は大きなものがあり、いまだかつてない深刻な状況にあるものと考えております。

そうしたことから、本定例会において、畜産緊急支援対策として、生乳生産基盤確保支援資金利子補給事業、自給飼料基盤強化対策事業及び町営牧場入牧料の軽減措置について、関係する条例改正案及び予算案を提案させていただいたところであります。

ご質問の1点目、「品目横断的経営安定対策の影響について」であります。はじめに「農家の収入への影響」につきましては、昨年の第4回定例会でもお答えしましたとおり、個々の対象品目によって変動にばらつきがあること、あるいは個々の農家の経営形態によって影響が異なることなどから、一概に比較することは難しいものと考えております。

しかしながら、対象4品目だけ、特に増収となります大豆を除いた3品目を中心に作付けをしていた農家の場合、約1割程度の減収になるものとお聞きしておりますが、本町においては対象品目以外にも野菜など他の作物を複合的に栽培している経営がほとんどでもありますことから、農業経営全体における影響率は十勝農業試験場が試算した5.7%を若干下回るのではないかとというふうにお聞きをしているところであります。

次に、「交付金の支払い状況」といたしましては、生産条件不利補正交付金、いわゆるゲタ対策のうち、過去の生産実績に基づく交付金、緑ゲタの部分は昨年の11月に農業者に交付されております。

また、毎年の生産量・品質に基づく交付金、黄ゲタの部分につきましては、小麦だけの場合など一部は昨年の12月に、その他の場合はこれから3月中に交付される見込みであります。

続いて、「国の補正予算の本町への波及」についてであります。2月に成立した国の平成19年度補正予算において、先進的小麦生産等支援事業が予算化されております。北海道に対しましては、平成19年度分の交付金として70億7,000万円が交付される予定となっておりますが、そのうち小麦主産地緊急支援分として64億円、てん菜主産地緊急支援分として6億7,000万円が交付される予定であります。この交付金の基本的な考え方といたしましては、各農業協同組合単位における緑ゲタの不足を補うことを基本とし、品目横断的経営安定対策下においても、将来に向けて品質向上やコスト低減に取り組むことを目的に交付されるものであります。

すでに、各農協に仮配分額が示されているところであり、3月中には農家に交付される見込みであります。この支援につきましては、平成19年度から21年度までの3年間措置される予定でありまして、農家の手取り水準の底上げにつながるものと考えております。

また、「農家の努力が報われない」ということについてであります。平成19年産の本町の農作物については、総体的に豊作基調でありましたが、品目横断的経営安定対策下においては、農家の手取り水準が思うように伸びないことが現実化したものと考えております。これは、当該年の生産量や品質が反映

する黄ゲタ部分が全体のゲタ対策の3割しかないことに起因するものと推測されますが、農家の生産意欲等に与える影響もありますことから、生産者にとってより良い制度になるよう関係機関と連携を図りながら対応をしてみたいと考えております。

ご質問の2点目、「乳価に係る補給金の引き上げについて」であります。

乳価につきましては、ホクレンが昨年11月から乳業メーカーとの交渉を開始し、本年1月に合意を見たところであります。内容的には、平均で7%となる、約30年ぶりの大幅な引き上げとなったものであります。この引き上げによる生産者の手取りベースへの影響額は、1キログラム当たり5円10銭の増で、酪農を取り巻く厳しい環境の中にあつて、明るい材料になるものと考えております。

また、乳価に係る補給金の単価につきましては、2月に政府・与党が決定いたしました平成20年度の畜産・酪農緊急対策において、加工乳生産者関連対策として、加工原料乳補給金単価を現行の1キログラム当たり10円55銭から11円55銭に1円上積みすることが盛り込まれたところであります。

この補給金の引き上げにより、生産者の手取りベースでは40銭の増加が見込まれ、若干ではありますが、酪農家の経営の一助になるものと考えております。

しかしながら、飼料価格や生産資材の高騰が続く中にあつて、これら乳価や補給金単価の引き上げが、現状の厳しい酪農経営を改善するためには十分なものではないということについては認識をいたしており、今後においても、農協等関係機関と連携を図りながら、補給金の引き上げ等について、国に働きかけてみたいというふうに考えております。

ご質問の3点目、「配合飼料価格安定資金造成事業について」であります。

配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するための措置でありまして、生産者と配合飼料メーカーの積立てによる通常補てん基金と、国と配合飼料メーカーの積立てによる異常補てん基金の2段階の仕組みになっております。そのうち異常補てん基金については、配合飼料価格が輸入原料価格や輸送運賃の影響により変動しやすいため、輸入原料価格が直前1年間の平均価格の115%を上回った場合に、その上回った額を補てんするものであります。

先般、衆議院を通過した国の平成20年度予算においては、配合飼料価格安定資金造成事業として、異常補てん基金に対する60億円の積立てが計上されたところであり、今後も計画的な積立てを期待しているところであります。

さらに、先ほど申し上げました平成20年度の畜産・酪農緊急対策においても、追加対策として、配合飼料価格安定制度の抜本的かつ具体的な対策の検討・実施について盛り込まれたところであり、この制度がより時代に即応し、充実したものになるよう検討がなされるものと考えております。

ご質問の4点目、「酪農・畜産農家の水道使用料の引き下げについて」であります。

水道水の供給というサービスは、すべての住民が同量の恩恵を受けるものではなく、そのサービスの度合いに応じて、これに要する費用を負担することが原則であると考えております。

現在の、酪農・畜産農家への給水は一部の地域を除きまして、大部分が簡易水道事業での供給であり、上水道料金が口径別の料金体系であるのに対しまして、簡易水道料金は用途別料金を採用しております。このことにより、簡易水道料金の営農用で21トン以上使用する場合は、トン当たりの従量料金につきましては、一般世帯の204円から122円に、率にして40.1%減額いたしまして、負担の軽減を図っているところであります。

現状の簡易水道事業の経営では、平成18年度決算で一般会計から1億1,400万円もの多額の繰入をしている状況にありますことから、簡易水道料金の引き下げは、現時点で取り組むことは難しいものと考えております。

また、酪農・畜産農家に対する支援策として、前段申し上げました畜産緊急支援対策を講じる予定でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、増田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） それでは、1点目から再質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど、質問の中で舗装率97%と申し上げましたけれども、国道の舗装率であります。

答弁の中でも町長も申されていますように、道路が地域の住民の生活にとって非常に重要なものであるというのは、私たちも同じ認識なわけであります。

伺いますと、2月8日の日には、全国町村会ほか6団体で緊急な集会が開かれまして、道路特定財源確保緊急大会というものが開かれたようでありますけれども、そこでは道路特定財源を守ってくれという、こういうことでもあります。

しかしながら、世論調査などを見ますと、例えば、朝日新聞の3月4日の世論調査では、一般財源化に賛成とするものが59%、反対が30%、これは2月5日、2月に調査よりも賛成が5%増えている。

福田首相のガソリン税もこれから暫定税率で維持していくのだというものを評価するというのが18%、評価しないが66%。毎日新聞の世論調査では、先ほど、町長が道路整備中期計画の素案が昨年決められたということを言われていましたけれども、この中期計画に沿った道路整備に賛成するというのが19%、反対が75%であります。

全国の知事会なども道路特定財源を維持すれというような要望をあげているようでもありますけれども、こうしたその市町村長などの、それから、市長などの団体が、国民の意思とは別なところでこの道路特定財源とガソリン税などの暫定税率の維持を政府に働きかけていると。

これは、やはり、世論との乖離だというふうに思うわけなのです。

なぜそういうことになるか。やはり、ここで考えなければならないのが、道路特定財源というものがどういう役割を果たしてきたかということをしかりと認識しなければならないのではないかとこのように思うわけなのです。

昨日の国会答弁では、国土交通大臣が追及されておりました6本の巨大横断道といたしまして、今、東京にアクアラインというものが1兆4,000億円の予算をつぎ込んでつくられました。

これが計画の4割ぐらしか交通量がないために、今、赤字でその資金を返済する計画を次々と年数を延ばしたりしているわけなのですけれども、こういう状況であるにもかかわらず、その東京湾のさらに湾の入り口に、東京湾口道路というものをつくると。

それから、伊勢湾の入り口に伊勢湾口道路というものもつくると。

これは、計画では2兆円の道路だということです。

それから、和歌山県と淡路島の間にもつけると。

それから、四国と九州の大分の豊後水道のあそこにもかけると。

それから、関門海峡にももう1本つけると。

それから、長崎から福岡を結ぶ道路もつくる。

この6本の巨大計画。あまりにもひどいということで、見直しを言っております。

しかし、見直しを言っておりますけれども、3月にその閣議決定しようとしております計画の中、これを削除するというには同意していないのですよね。

このそのひどい計画、あまりにもひどい計画に、これまで77億円の調査費をつけてやっているのですよね。

こういうものが中期計画の中にどんと座って、そしているわけなのですよね。

こういうものを、地方の道路も必要だからということで、特定財源を維持し、暫定税率を維持しなさいということで、市町村長なんか政府に要望するというのが、結局こういうむだな道路をつくっていく地方の要望だからという最大の理由になってしまうわけなのですよね。

そういうことを考えますと、今、それこそ日本の国は困難だらけであります。

国民の生活もしかり、医療体制も今のような状況で、昨日のテレビでもやっていたけれども、保険証ももらえなくて、その命を縮めなければならないような人たちがどんどん増えていると。そういう状況の中で、こうしたむだな道路をどんどんつくっていくという道路特定財源をやっぱり一般財源化して、そして、そのお金を町長の言うような生活道路にもつくり、そういう福祉や教育なんかにもまわしていくことをしなければ、今、病んでいる日本の建て直しはならないのではないかと。

こういう病んでいる日本をそのままにして、道路財源だけを確保していくということにはならないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私もむだな道路をつくれとか、あるいは、貴重な財源を今言われているように、目的外に使っているいろいろな批判を受けている。そういったことに使うということについて、もちろん許されるものではない。

そのことは同じだったと思います。

ただ、私どもが言っているのは、道路財源を確保することによって、今、我々が必要な道路整備がより進めることが、何よりも望ましいことだと。

これは先ほどお話ありましたように、もう大都市では、四国に橋が何本もかかったとか、今言った大きな道路がどんどんできて、本州方面の周辺の方の道路整備は終わったのだ。

だから、もう道路財源はなくてもいいのだ。

後は、北海道の方や九州の方の道路はこれからぼちぼちやっていけばいいのだというような状況では、我々はなかなか納得はできない。

何とか今言う生活道路も中心もそうですし、道路の場合はこれ1回できたらもう永久に終りということにはならないわけでありまして、除雪も含めて維持管理もそうですし、最近問題になっているのは、アメリカで永久橋が落ちたというようなことから、今、私どもの町でもそうですけども、全道一斉に橋の体力度というのですか、その調査なんかも行われているというようなことで、まずは我々は必要な道路や橋梁といった、そうした身近な住民の利便性、あるいは生活を守る道路の整備も含めて、何とか道路整備を促進していただきたいと。そのために、道路財源を維持していただきたいというのが、都道府県を含めた6団体の要請活動だというふうに思っておりますので、私どもも、そうした町村会の1構成員として、そういった活動に、要請行動に参加をさせていただいている状況でありますので、何とかご理解をいただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） こういう地方の議会で、こういう議論しなければならないというのは非常に悲しいことなのですが、残念ながら、町村長の団体などもこういうものを推進するというので、協力的な働きかけをしているので、ここでも議論せざるを得ないのですよね。

例えば、今、道路特定財源を確保して、そして、地方の道路もきちっとしてもらうのだと、こうおっしゃいましたけれども、高速道路などの国直轄の道路整備事業がどんどん増加している一方で、今の特定財源なんかをあれして。一方で、生活道路の予算はどんどん切り詰められているのですよね。

それは地方の業者に聞いても、一般国道の工事が減ったとか、今、建設業界が非常に困難状態になっているのをみれば、現象的にわかるのですけれども、数字的にも2000年度から2006年度、この6年間の間に、補助事業予算が44%減っている。

それから、一般国道の整備事業が30%減っている。それから、地方道の整備事業、これが64%減っているのですよね。

これでは、やはり道路特定財源を確保して、そして、道路をやってくれやってくれといっても、先ほど言ったようなむだな道路の建設はしっかりと行われているけれども、実際に現在がそうなのです。これだけ減ってしまっているのですからそういうことにはならないのですよね。

だから、一般財源化して、その財源を地方にしっかりと渡して、その地方の町村長が、この道路が大事だということでそれをつくっていくという、そういう方向にしない限り、限られているわけですから。その税収というのは。

本当に有効な政治にはなっていないとこれが現実だというふうに思うのですよね。

そのアクアラインの建設なんかも、そのとき担当したその道路公団の当時の総裁は、調査は長いことをやって、採算がとれないことはわかっていたと。政治決定が出た以上、交通量など虚偽の数字を出すために、鉛筆をなめざるを得なかった。こういうことを後で言っているのですよね。

だから、今、言うようなその道路特定財源を確保して、道路をつくってくれという声をあげるだけでは、地方の望むような道路行政はできていかないということをやっぱり肝に銘じてほしいと思うのですよね。

そういう立場から、やはり要望したように、一般財源化と暫定税率の廃止をもう一度考え直す気持ちはございませんか。

これは大事なことなのですよ。地方がきちっとそういう主張をしていかなければならない。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いわゆる道路整備の10カ年計画の素案が示された。その中身、一つひとつ私どもが承知しているわけではもちろんありませんけども、おっしゃるとおり、そのむだな道路をつくってくれなんていう要望はもちろんしているわけではございませんし、ただ、どの道路がむだで、どれが必要なのかという論議は、なかなか我々の段階ではでき得ない部分があるのだろうというふうに思います。

ですから、我々は、先ほども申し上げましたように、今、国会の場でそうした論議がなされているわけですから、私どもは町村長の立場で、あるいは、町村会の立場の中で、何とか自分たちの住んでいる道路がよくするために、よくなるために、道路財源の活用をしていただき、そして、いわゆる住民の皆さんの期待に応えられるような道路整備を促進してほしいというのが、我々の願いであります。

ですから、おっしゃられるように、一般財源化して、道路財源が確保されれば同じでないかという面もそれはあるのかもしれませんが。確かにそういう考え方も。

ただ、私どもが今言っているのは、既存の道路財源の中で、さらに地方の道路も含めて、道路整備を進めることが今の道路財源が在りきの中で進められているのかなというふうにも思っていますけども、1町村が、今、申し上げましたように、町村会や6団体が動いている中で、私どもの町だけがそれを出す、やめるといふようなことには、私はなり得ないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 本当にこの地域の住民のことを、しっかり生活を守り、営業営農を守っていくという立場に立てば、やはり道路特定財源というものがどういう形で使われているのだと。それが地方の声だということで、行われていっているということをやっぱりもう一度考えていただきたい。

だから、道路特定財源はどういうものかという研究もよくされて、やはりこれからもやっていくことが、地方自治体の長としての責任でないかと、私は思うのですよね。

2番目の問題のその高規格道路の、帯広広尾自動車道の問題でありますけれども、これも非常に、今、国会なんかでは、国土交通大臣は費用対効果が意地でも建設していかれるのだというようなことを言って、非常に批判を買っていました。

今、現在は1.2以上のものをやるということになっているのですよね。

そして、この帯広広尾自動車道についても、平成18年に帯広川西間の事後評価結果というものを発表しているのですよね。

これはその一部を僕がとったものですが、これはこんな、このぐらい厚いものになるのです。そういうものなのですが、これを見ますと、例えば、1年間の交通量、今、この18年度は1日2,898台ということなのですよ。これが通ったことで、この中にも費用対効果の計算をしているのですが、この年間、単年便益、初年の便益で走行時間短縮便益。これが一番大きいのですけれども、これが28億円あったと、こういうふうに言っているのですよね。

1日2千8百何台の台数が通って、1年間で28億円の時間短縮便益があった。こういうふうに言っているのですよね。

常識的に考えて、これだけの時間短縮便益がある。考えられない。

これ、2千8百何台、年間通して発したので、これを割り返してみますと、1台通るごとに2,700円ずつ利益が上がった。こういう計算になります。

こういう形で、これでも、今、費用対便益は1.2だと、こう言っているのですよね。

それで、かかったお金、これから40年間その整備費も含め、整備というか、除雪なんかも含めて734

億円、工事費いろいろなものが734億円それに投じられるわけなのですからけれども、これだけのもので17キロの道路をつくりました。

それから、これからも広尾の方につくっていくわけなのですが、中札内大樹間のこの予定の交通量、幾らにみているかという、1日7,100台みえています。

そして、平成17年の中札内付近の236号線の交通量、これは何台かという実績ですけれども、これを見ますと、7,697台、1日通っている。

17年度に調査したのでは。

そしたら、ほとんどの車が上を通らないと、7,100台にはなりませんよね。

こういう数字をあれて、便益を計算して、これからつくっていくのですよね。

我々考えるのには、やはり先ほども、町長、広尾の港のこともおっしゃられましたけれども、しかしながら、今、十勝中で渋滞で困っている道路は一つもありません。

やはり必要であれば、必要なところを、国道の片側2車線化をするなど、手当てをすれば、十分な交通量確保できるわけです。

私、その建設の理由の1番に挙がるのが、いつも救急の問題です。

しかしながら、救急の問題を言うのであれば、今、道や国が進めているように、広尾や大樹の町立病院を診療所化して、そして、救急対応病院に、今、それをやめようとしているのですよね。

今、脳卒中なんかで倒れたりしたら、10分、15分が勝負なのですよね。

そしたら、地元で救急対応病院があることの方がずっと大事なのですよね。

高規格道路があることよりも。

だから、そういうことを考えれば、それこそ広尾までつくっていったら、中札内大樹間も2百数十億の予算を組んでおりますけれども、そういうことを考えれば、やはりお金の使い方が違うのでないか。

そう言わざるを得ないわけなのですよね。

だから、今、地方の道路の整備が遅れているといいますけれども、しかし、生活道路をしっかりと整備すること。これがもっとも重要なことであって、やはり、優先順位が相当くるっているのではないかと、そう思うわけなのですよね。

私、業者の方ともお話をしました。業者の方は、高規格道路にも幸いジョイントを組んだりして、地元の業者も参入しているということで、これがなくなることで仕事がなくなることを心配されておりました。

しかしながら、やはり、そうした業者の方々も、生活道路や地元の国道38号線のその工事などに参入することによって、喜ばれる工事をしたいと願っているのではないかというふうに思うのですよね。

今のように、道路特定財源が確保されても、そうした地方道の整備事業は6年間で64%も減っていると。こういう状況を考えたときに、やはり、そういう莫大なお金を投じてつくっていく道路をつくるよりも、それを一般財源化して、地方の道路、地元の業者がしっかりとやる道路を整備しなさいという声を、地方から挙げていかなければ、これは、地方の要望だということで、道路特定財源を維持しようとしているわけですから、やはり、そこで地方の自治体の長の役割が非常に大きい。

先ほども言ったように、国民の意識と町村長が要望しているその内容とは乖離があるわけですから、そこで、やはり町長としては考え直してその先頭に立つべきでないかというふうに思うのですよね。

だから、地元の建設業者の話なんかも聞いても、非常に深刻です。仕事が減って。

そうした意味では、何とかその高規格道路をという気持ちもわからないではないわけなのですけれども、しかし、そのお金をどういうところに使っていくかということ、もう一度考えて対処していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 生活道路の整備、これは私どもにとっても最優先すべき問題であると。そのことについては変わらないわけですが、増田議員おっしゃいますように、ここ数年、補助事業等がずっと道路整備にかかわっては減ってきている。

いわば道路整備するお金は一般財源で賄いなさいというのが現状であります。

そういったことも含めて、私どもは地方道路の整備を、今の体制の中でさらに進めてほしい。財源を確保してほしいということが、そういったことにつながっているのだろうというふうに思います。

先ほども言いましたように、特に広尾高規格道路はもうすでに着手されて相当になるのだろうというふうに思いますけども、それらが、工事が認定されたというのでしょうか。認められて直轄で工事が始まった。

そして、今、中札内まで来た。さらにこれから広尾までの工事を進める。これも先ほどのお話ではないのですけども、我が町のみならず、南部5町村、あるいは帯広市を含めて十勝全体でこの高規格道路の完成を願う。促進を進めているという段階でありまして、何とか我々もその一員としては、当然行動を起こしていく必要があるのだろうなというふうに思っております。

まさか道路ですから、我が町だけとばしていけということにもこれはならないのだろうというふうに思っておりますので、これはいろいろなご意見も確かにあるとは思いますが、今、もう決められた中で進めているこの事業を、今の立場からすれば、円滑に進めていくことが、今、私たちに望まれているのかなというふうにも思っておりますし、もちろん、増田議員言われるように、生活道路を整備していく。そのことが最大限の私どもに与えられた役割であることだけは、これは十分承知はしているつもりですので、それらも踏まえた中で、これからも対応していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） そういう大型の公共事業もやりながら、この生活道路もやっていかれるような財政状況でないということをしかりと認識しないとだめだと思うのですよね。

あれもやれ、これもやれ、やっぱり積極的に道路特定財源を確保すれということになれば、さっき言ったようなむだなところにもどんどん行かざるを得ないのですよね。

だから、そういうことを考えれば、やはり、この少ない財源をいかに有効に使っていくか。

もうそうしていかないと、農業にしても住民生活にしても、困難が増すばかりだということ、やはり自治体の長としてしっかりと認識すべきだというふうに思います。

もう1点言えば、次の問題とも関連するのですが、特にこの南十勝のこの広尾までの道路は、優良な農地をぶったぎっていく、そういう道路なのですよね。

片側2車線で来たときは、大体100メートルの幅で用地買収をしてきました。

これは一つ格下げして、片側1車線に、今、やるようになってはいるのですが、それでも80メートルからの農地をつぶしていくことになるのですよね。

これが80キロからいきますと、やっぱりつぶれるこの用地は、単純計算すると640町になるのですよね。

それすべてが農地ではないのですけれども、しかしながら、これから、この世界中で食料危機が訪れ、アメリカのとうもろこしのバイオ燃料化などの影響もあって、今、世界の穀物の備蓄は最低になっているのですよね。

そういう中で、やはり日本の農政の悪いところで、そういう中でも減反その他をやって、遊ばせている農地をついけているのですけれども、しかし、近い将来、土地のそのこうした形で農地をつぶすことに、本当に悔いを残す時代が必ず来ると思うのですよね。

そういう意味でも、やはり、こうしたあれば便利だ程度のものには使うべきでないということを再度申し上げておきたいというふうに思います。

次に、2点目、ちょっと時間が少なくなってしまったので、2点目に移りたいと思いますけれども、町長のその答弁にもありましたように、この4品目をつくっていた農家は、大体10%ぐらい所得が落ちたのではないかと。

10%収入が落ちるということは、やはり儲けの部分がそれだけ減るわけですから、これは相当な打撃であることは間違いのないわけなのですよね。

この品目横断の政策というのは、北海道にとって最も有効な施策だと、こういうことで進められてきたわけでありまして。

しかしながら、その北海道にとっても、非常にこの品目横断対策がとんでもないものであったということが、多くの人たちに認識された結果、そのままの名前では続けられなくなってさまざまな手直しをしたわけでありますけれども、そうした中で、19年度予算でも、小麦の対策として、70億とかいろいろ付けられたわけなのですけれども、しかしながら、手直しをされて、例えば、認定農家の要件なども緩和されるようなのですけれども、例えば、町村長に認定の権限が移されるというようなこともお聞きしているのですが、そうした変化で、町長はどうしたことができるのか。

今まで対象にならなかった人たちの認定もされていくことになるのかどうかをお聞きします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありました。私も何かの記事で読んだのですが、まだ具体的に町村長にどのような権限があってというような段階まではきていませんけれども、担当の方で何かわかるかな。

○議長（古川 稔） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 今回の品目横断的経営安定対策の見直しの関係で、新たに市町村の特認制度が設けられたということでございますけれども、まだ詳細については、国の方からガイドライン等は下ろされてきていない状況でありますけれども、面積要件、10ヘクタールという面積要件がございまして、それが足りなくて、面積が狭くて該当にならなかった方についても、市町村が認める場合については対象にしていくというような内容でありまして、それら詳細が降りてきましたら、それについて検討してまいりますというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 1件でも多くの農家が、そういうもので救われるように努力していただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、最後の3番目の水道料金をぜひ引下げてほしいと。これは前にもお話した件でありますけれども、ご承知のように、牛飲馬食と言いまして、牛はすごく水を飲みます。

牛乳もほとんど水分なものですから、そういうことにもなるのですが、そのために、酪農家や畜産農家、水の使用料がものすごく多いというのが一つの特徴だと思うのですよね。

町がこの経営に直接援助できるといったら、入牧料でありますとか、そういうとうもろこしの、デントコーンの種子の助成だとか、こういうものも大いに役立つというふうに思いますけれども、経営のその経費に直接響いてまいりますのが、水道料金なのですよね。

やはりちょっとした農家ではもう400トンとか500トンという月の水を使います。

最近、乳質の問題もありますので、そういうものを洗浄するだとかそういうことにもたくさん水を使うので。

例えば、400トン使えば、現在の水道料金で月5万円からの水道料金なのですよね。

年間60万からのその水道料金になると。こういうことを考えますと、確かに、町長の言われますように、水道料金、営農用はトン122円という、そういうものになっておりますので、その点では当然な処置だと思うのですが、さらにやはりこの困難なときに、やはり、そういうものをもう少し軽減をすべきではないかと。

そして、もうどうしてもそういうものが大変なものですから、自分で湧き水を利用したり、管を打ったりして、自分で手当をする人が多くなってきているのですよね。

そうすると、町の簡易水道なんかからはずれていくわけですから。その水量が。そうすると、町の料金収入も減ってしまうと思うのですよね。

だから、そういうことを考えると、安くして、そして、使ってもらいながら、収入を確保すると、こういうことにもなると思うのですけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 水道料の引き下げについては、今回のいわゆる畜産酪農家の皆さんが大変ご苦労されているというようなことについては、もちろん畜産農家の皆さんからのご意見、合わせて農業協同組合がいろいろなご意見を集約した中で、農協でもこれだけ負担するから町でもこれだけの

負担を。受益者もこれだけ負担するのだから、農協と町でこれだけ持とう。いろんな話し合いの中で、施策を構築してきました。

ただ、入牧料は残念ながら、3農協の足が揃わなかったもので、忠類農協と幕別町でやる部分が多かったわけですが、それ以外のこの水道料なんかについても、農家の皆さん、もちろん安くすることで反対する人はいないわけですから、できれば一番いいわけですが、なかなか厳しい財政状況にあることも、一面ではあるわけであります。

こういったことも十分、今後、相談をさせていただき、検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 品目横断対策その他でも、自給率が下がり続けているのですけれども、先ほども言いましたように、今、穀物の備蓄も最低のラインにきまして、金を出して食料は買ってくればいいのかというような財界などの議論は、やはりとんでもない議論だということが、ますますはっきりしてきたのではないかとこのように思うのですよね。

だから、今、世界中では、食料主権ということが言われています。

その国の国民の食料は、やはりその国の国民が決めていくのだと。輸入、自分の国は自分の国で食料をつくって、そして、関税処置などをしっかりととって、やはり自分の国の食料を自分の国で守っていくのだということをしっかりと国の予算をそういうことにも使っていかなければならないというふうに思うのです。

そうした点では、やはり、やりたい農家がしっかりとやっけていけるように、品目横断のような対策ではなくて、個々の作物をしっかりと価格保障をして、そして、営農が不利なところには、所得保障もつけるというような形で、安心して家族経営で農業をしていけるような、そういう農政に転換しなければ、日本の農業は守れないのではないかと。

今、オーストラリアとのFTA交渉やっていますけれども、しかし、これは食料主権からいえば、とんでもない選択だということなのではないかと。

今、オーストラリアから鉄鉱石や石炭は入ってきますけれども、関税なしで入ってくるのですけれども、こっちからいく自動車その他は関税があるものですから、FTA交渉で、その関税をはずすことと、日本も農業農産物の関税をはずすことが、この取引で決められようとしています。

しかし、これが決められると大変なことになるわけです。

時間が来たのでやめたいと思いますけれども、そういうことで、そういう方向で国の農政が進むように、町としても努力を願いたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

(11:52 休憩)

(13:00 杉坂議員入場)

(13:00 杉山議員退場)

(13:00 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2番（谷口和弥） それでは、通告に従いまして、2点について質問させていただきたいというふうに思います。

1つ目、福祉灯油についてであります。

北海道では、原油高騰を理由とした灯油、ガソリン、軽油、漁船用重油など、価格引上げが相次ぎ、道民生活と地域経済、農漁業、中小企業に重大な影響を与えています。

幕別町では、平成18年度は、社会福祉協議会の事業として福祉灯油が実施されましたが、今年度は道からの地域政策総合補助金を原資の一部に充てて、福祉灯油の対象の拡大が行なわれました。この制度は支給された多くの町民から喜ばれ、評価されるものであります。

しかし一方で、他町との比較を含め、拡充を求める声もあります。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1つ目に、助成対象の区分、4種ありましたが、それぞれの支給対象者数。

2つ目に、「幕別町福祉灯油支給要項」における「町長が指定する事業所」の事業所数と大まかに所在地域について。

3つ目に、支給対象者への制度の周知の方法について。

4番目に、生活保護受給者へ支給拡大、これをすべきと思うのですが、どうであったか。

5つ目に、来年度も実施すべきと思うがどうでしょうか。

2つ目になります。

中小業者の支援強化について。

地域経済の担い手である中小業者の営業は大変厳しい状況が続いています。地域経済を守り、活性化に全力をあげることは行政の重要な役割でもあります。中小業者にとって自治体は最大の事業発注者です。町内に事業所を置く中小業者に対して、積極的に発注を拡大することが、町内経済の活性化を図るためにも有効であると思います。

特に、小規模な業者への対応策、支援策強化、まちづくりの観点からも必要なのではないのでしょうか。

また、幕別町中小企業融資に関する条例による融資制度は、金利の安い制度として、中小業者から利用されています。

しかし、より利用しやすくするために条例改正を求める声もあります。

そこで以下の点についてお伺いします。

1つ目に、近年の資金の種類ごとの融資数・融資金額。

2つ目に、指定金融機関の拡大をすべきと考えるわけですが、そのことについて。

3つ目に、運転資金の限度額を増額すると考えますが、そのことについて。

4つ目に、近年の町の発注する事業のうち、130万円以下の随意契約の金額と件数をお聞かせいただきたいと思ひます。

5つ目に、契約行為のない小規模工事・修繕の発注状況、それから、方法についてお伺いします。

6つ目に、帯広市などで実施されている「小規模修繕契約希望者登録制度」を実施すべきと思うのですが、そのことについてお尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

最初に、「福祉灯油について」であります。

今般、原油価格の急激な高騰により、本年度の灯油価格は過去に例を見ないほど急騰し、本町をはじめ寒冷地域にお住まいの方々の家計に及ぼす影響は、極めて大きいものと承知をいたしております。

幕別町社会福祉協議会が実施しております100リットル相当分の福祉灯油につきましては、平成18年度の7,000円から平成19年度は9,600円に改定され、昨年12月に生活困窮世帯に支給されたところであります。

このため、本町におきましても独自の福祉灯油支給を決定し、昨年同期との灯油価格の差額を1リットルあたり26円として設定し、1世帯につき100リットルとして2,600円相当の福祉灯油引換券を交付いたしましたところであります。

ご質問の1点目、「助成対象の区分ごとの支給対象者数について」であります。

町が実施する福祉灯油の支給対象者につきましては、平成19年度市町村民税非課税世帯の方で、平成19年12月1日現在幕別町に住所を有し、申請日まで引き続き居住している場合に限ることとしておりま

す。

助成対象区分ごとの支給対象者数について申し上げますと、昭和7年12月2日以前に生まれた者のみで構成する世帯、いわゆる75歳以上の高齢者世帯は596世帯、障害者世帯は210世帯、児童扶養手当受給世帯は163世帯、特別児童扶養手当受給世帯は6世帯となっておりまして、合計いたしますと支給対象者は975世帯であります。

2点目、「幕別町福祉灯油支給要綱における町長が指定する事業所の事業所数と大まかな所在地について」であります。

福祉灯油引換券を利用できる事業所につきましては、町内の灯油小売業者に限定してご協力をお願いしておりますので、幕別地区が5カ所、札内地区が4カ所、糠内地区が1カ所、忠類地区が3カ所で、計13カ所となっております。

3点目、「支給対象者への制度の周知の方法について」であります。

昨年、第4回幕別町議会定例会において補正予算の議決をいただいた後、12月25日に支給対象世帯宛てに申請書類を郵送するとともに、町ホームページあるいは広報1月号において実施内容についてお知らせをいたしたところであります。

4点目、「生活保護受給者へ支給拡大について」であります。生活保護受給世帯につきましては、対象世帯の光熱水費等に当たる生活扶助の基準額のほかに、二人世帯では月額2万5,850円、3人世帯では月額3万860円などの冬季加算が5カ月間に渡り支給されますことや管内の状況を勘案し、助成の対象外といたしたところでありますので、ご理解をいただきたいと思いますというふうに思います。

5点目、「来年度の実施について」であります。

道内における近年の福祉灯油の実施状況を見てみますと、10年前の平成9年度には72市町村で実施されていたものが、平成19年9月1日の調査時点では34市町村、9社会福祉協議会と約4割が減少し、十勝管内におきましては、わずか3町のみの実施予定となっております。

しかしながら、その後の灯油価格の高騰により、さらには道が地域政策総合補助金の補助要件を緩和し、申請の受付期間を延長したことなどから、平成19年度におきましては、当初予定の4倍を超える176市町村で実施されたところであります。

ご承知のように本町におきましては、昭和43年当時から福祉灯油を実施してまいりましたが、平成18年度からは社会福祉協議会が実施主体となり、生活に困窮している世帯を民生委員の皆さんが訪問したうえで、歳末見舞金とともに灯油券をお渡ししておりますことから、本年度の福祉灯油につきましては、あくまでも平成19年度の特例措置として実施いたしましたものであります。来年度の実施については、今後の灯油価格の推移と国あるいは道による支援対策の動向などを勘案したうえで、実施の必要性について検討させていただきたいと考えております。

次に、「中小企業の支援強化について」であります。

国内経済は拡大基調を保っている状況ですが、北海道経済は、依然、好転の兆しも見えない厳しい状況が続いており、一刻も早い景気の回復が望まれるところであります。

ご質問の1点目、「中小企業融資の近年の融資実績について」であります。資金の種類ごとに近年の実績を申し上げます。

「運転資金」は、平成17年度で融資件数31件、融資額1億90万、平成18年度は23件、9,070万、平成19年度、これは1月末現在でありますけれども、26件、1億470万円であります。

また、「設備資金」は、平成17年度で融資件数14件、融資額5,192万、平成18年度は16件、9,467万円、平成19年度は、これも1月末現在であります。14件、8,363万円となっております。

ご質問の2点目、「指定金融機関の拡大について」であります。現在、中小企業融資の取り扱い金融機関は、町内に支店がある3金融機関を窓口としており、それぞれの取り扱い実績に基づき預託金額を調整し融資を実施しているところです。

また、忠類地区につきましても、合併時に、主に取引のある大樹の支店の取り扱いを、町内にある支店の取り扱いとして融資することが可能となっております。このように、町内に支店がある3金融機関

の本支店からの融資要望につきましては、各金融機関の内部調整によりまして、融資が可能な状況になっております。

したがいまして、前段申し上げましたとおり、ここ数年の実績を見ましても、事業者の融資要望には充足できている状況にありますことから、取り扱い金融機関を拡大することは現在のところ考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

ご質問の3点目、「運転資金の融資限度額の増額について」であります。現行の制度では運転資金が500万円を限度として融資を実施しており、設備資金につきましては3,000万円を上限としております。この限度額の設定につきましては、過去に二度の変更が実施されました。

運転資金につきましては、それぞれの時点で十分に検討され、企業経営規模や要望調査を踏まえた上で、現行の500万円に据え置いたという経緯がございます。

本年度における金融機関との協議におきましても、現状の額が事業者にとって不十分だという声は、そう大きいものとは思っておりません。

しかしながら、事業者の要望を適正に把握していかなければならないと考えておりますので、今後も引き続き、金融機関や商工会との協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

ご質問の4点目、「近年の町の発注する事業のうち、130万円以下の随意契約の金額と件数について」であります。本町における平成18年度の実績で申し上げますと、契約金額が30万円を超え130万円以下の工事あるいは修繕の発注については、118件で9,654万1,000円の発注額となっております。

ご質問の5点目、「契約行為のない小規模工事・修繕の発注状況・方法について」であります。はじめに発注状況につきましては、平成18年度の実績で申し上げますと、金額が30万円以下の工事及び修繕の発注については、2,191件で1億4,801万8,000円の発注額となっております。

次に、発注方法につきましては、指名願いを提出している登録業者、過去に発注実績のある業者及び町で把握している業者の中から適切な業者を選定して発注しているところであります。

ご質問の6点目、「帯広市などで実施されている「小規模修繕契約希望者登録制度」の実施について」であります。現在、本町では、小規模修繕に係る事業者の選定にあたっては、発注する事業内容を的確かつ迅速に実施していただくことが最も重要と考えておりますことから、各公共施設を管理している担当部局ごとに、過去の実績等を勘案しながら必要に応じて随時、事業者を選択し、発注している状況にあります。

なお、帯広市で実施されている「小規模修繕契約希望者登録制度」については、現時点において先進事例として資料等を収集し、運用面などについても担当部局からお話を伺うなどして研究しているところでありますが、制度導入に向けて引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 再質問の前に、もう少し情勢について、お話をさせていただきますと、この福祉灯油の実施主体ですけれども、実施している自治体ですけれども、1月15日の時点で、12道県、189市町村に広がっていると、そういうことであります。

答弁にもいただきましたように、北海道では180自治体ありますけれども、176自治体が、そして、東北地方の多くの県で実施されたことは、もちろんそうでありまして、鳥取県、島根県、徳島県、福岡県、そういった南の方にある地域でも実施されています。

鳥取県、島根県、徳島県では、県内の自治体ですべての自治体でこの制度が実施されたということも紹介されています。

この原油高騰に対する政府の緊急対策として、市町村が住民税非課税世帯に対して灯油購入費を助成したわけですけれども、世帯あたりの助成額は、自治体によって随分な違いがありますけれども、調査の中では2,000円から1万円が主になるということが明らかになっています。

それで、一つ目についてなのですけれども、幕別町のその4つの区分ごとの人数についてはわかりました。

それで、975世帯のうち、83.9%の対象者が審査を行い、引換券を受け取ったということですが、この83.9%という数字は、新聞報道で知る限りで言いますと、多分、全道的にも高い方の数字になるのではないかなというふうに思います。

なぜ、そういう数字になったか、さまざまな理由があるのだと思うのですが、対象者がそれだけ厳しい生活状況にあるということが背景にあるでしょうし、それから、ご答弁にありましたように、対象者や対象となる可能性のある人などに、案内を郵送したということもあるのだと思います。

このことは、大変評価ができるのではないかなというふうに思います。ただ、やはり、より100%に近づける。そういったことは実際の役目として重要なのではないかなというふうに思うわけです。

案内を送ったから来ない方が悪いと、そういうようなことではないのだというふうに思うわけです。

支給対象が高齢者世帯だったり身体障害者世帯だったり母子家庭でありますから、申請をしに役場や支所に出向くということが結構な労力となったのではないかなというふうに思います。

例えば、高齢者世帯には、民生委員といったような立場の方が申請書を持って訪問するですとか、一人親世帯には、郵送の後期限ぎりぎりまで役場職員が電話で引き換えを訴えるなど、町全体あげて、この引換券をより多くの人に交付する。そういう努力をされている自治体もあるというふうに聞いています。

申請をしやすくする。手助けするという点で、案内を送った後、どのような町民サービスを実施したのか、このことをお尋ねしたいというふうに思います。

また、補正予算では、12月議会の対象者の見込み数が1,066世帯ということになっておりましたけれども、975世帯が最終的な世帯数ということなわけですが、どういう理由でこのような見込みの違いが出たのか、2点についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、交付率が83.9%というふうになっております。

逆算しますと、引き換えに来なかった方が157世帯あるということになるわけでありまして、この来れなかった理由というのはそれぞれあるのだろうというふうに思いますけれども、これは一律機械的に対象者を拾いますので、中にはグループホームですとかそういったところに入所されていて、必要がないというか来れなかったというか、いわば自分が燃料を購入しないような方、あるいは、そう多くはないのかもしれませんが、要するに、電化になって、灯油は必要としない家庭というのが最近増えてきているようなこともあるやに聞いています。

そういったことなど。

それから、それから、後段にも続きますけれども、要するに、このぐらいの世帯がいるだろうという中で、課税状況の調査した中で、いわゆる非課税世帯、これらについて若干の見積もり段階との差があったというふうに思っております。

したがいまして、ご案内を差し上げた後、特にフォロー的に電話をかけて確認するというような作業は実は行っておりません。

それともう一つは、灯油引換券ですから、お店を出して、今度はお店が町へ来て、初めてカウントされていくというようなことになるものですから、1件1件電話かければ、確認はできるのでしょうか、実際に出たものがどれだけ小売店に行っているのかということは、ちょっと最後の請求がくるまで実態が掴めないというような状況もあって、そういった意味では、先ほどお話ありましたように、83.9%が率として高いのかどうか、いろいろの意見はあるのだろうと思いますけれども、私どもとしては、まずまずの成果かなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） その支給を受ける対象にはなっているのだけれども、条件がグループホームなど、そういったことの中では、そういった必要がなかった人がいたということの中で、見込み違いがあったということは理解することができました。

あと、そうですね。今のお話の中で、結局これは引換券が発行された数ということでは、今の町長の

ご答弁にもありましたけども、実際に使われたかどうかということは、この後、また出てくるのでしょ
うけども、ちょっと気になる場所ですね。

今のところ、もし、どれぐらい実際に灯油引換券を使って灯油を入れた人がいるのか、掴んでいる数
字がありましたご紹介いただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 2月末時点での引換券の利用状況について申し上げますと、818世帯のうち、
542世帯、率にして66.3%となりますが、この方がご利用されているところでございます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） まだ300近いそういった世帯の方が、引換券を使ったかどうか分からない状況な
わけなのですが、この使い方については、何か決まりごとがありましたでしょうか。

引換券の期限は1月31日ということになっておりましたけども、いつまでに使うのかということにつ
いては、どうだったでしょうか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 引換券の引き換え期間につきましては、3月いっぱいとなっております、
引き換える状況を見てみますと、1月に約3分の1の方、2月にも約3分の1の方が引き換えしており
まして、この66%という数字になっておりますので、残りの約34%の方についても、3月中に利用され
るのではないかと考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 私も引き換えた方全員が使っていただけるように、3月末までにそのように思う
わけですが、遅れて使う方もいらっしゃるかもしれません。そのときにはまた、しかるべく便宜を
図っていただけるような、そういったことを行っていただけますよう、お願いいたしまして、二つめの
質問に移りたいというふうに思います。

その引換券を使える事業所数、事業所のことですね。なぜこういった質問をさせていただいたかとい
いますと、町長が指定する事業所ということで限定されたこと。結局、幕別町内の事業所だとい
うことなわけですが、なるべく幕別町内の事業所を使うということについては、その意味は理解はできる
のですが、使う人にとっては、この限定されたことがいろいろと不便だった。そういったような声
が聞こえてくるのです。

このいったことの必要性がどれぐらい重要だったのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ちょっと後半の方聞こえなかったのですが、すみません。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） こういう事業所を限定する。その意味がどれぐらい重要であったのか、見解をお
聞かせください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 札内地区なんかは特に帯広の近隣ですから、帯広の業者の方から灯油を入れてい
る方、確かにいらっしゃるのだろうというふうに思います。

ただ、私どもの町が進める施策としては、やはり町内の業者を利用していただくということが、やは
り本来であろうというふうに思っております。

確かにそういう面では、普段帯広から入れているのに何で福祉灯油だけ地元からというような面があ
るのかもしれませんが、その点は何とかご理解をいただく中で、ご協力をしていただければという
ふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） その件につきましては、理解をしたいところなのですが、やはり、利
用された方の声をちょっと紹介しますと、やはり、2,600円の利用だけでは、入れにきてもらって、これ
だけ入れてくださいということにはなりづらいと。そういう中では、少し割高な料金で、一杯にしても

らうような、そういったこともあったし、それから、結局、この2,600円という、大体ポリタンク一つ半ぐらいなのですね。

それだけを買って行って、そして、これだけかというようなちょっと業者の方からの雰囲気を感じながら帰ってきたとか、そういったような声も寄せられているところです。

ですから、理解したいのですが、また一方で、利用者の側に立つと、限定についてはなくてもよかったのではないかなというのは、私の思いとしては残るわけです。

このことをずっと言っていていましてあれですから、三つ目の方の質問にいきたいと思うのですが、

この制度の周知の方法については、1番目の質問の中でもちょっとお話させていただきましたけども、対象者全員に申請書を、そして、中途移住者にも案内を、可能性がある場合は申請書を送ったということでお話を聞いております。

大きな、かなりいい成果を上げたのではないかというふうに、先ほども申し上げたとおり、思っているのですが、この点で一つ言いますと、ホームページ、それから、広報の1月号で紹介されたということがありましたけれども、実はこの掲載のことが、結構誤解を招く。そういったことも含んでいる。そのことはお話ししておかなければならないなというふうに思うわけです。

結局、その条件に近い人が読んで、私はこれ該当するのではないかなということでもって、支所に行ってみたと。

そしたら、その職員に、窓口を臨時で実施されたと思うのですが、案内来ていますかと。いや、それは知りませんと。対象外なのですということの説明を受けて帰ってこられたと。随分そのときの職員さんの対応が、その方が言うにはよろしくなかったと。憤慨して帰ってこられたということがあったりしました。

大きな分量では、それほど大きい分量とは思いませんけども、やはり高齢者の方からしたら、少し細かいのですね。文字がね。

住民税非課税が対象だと、まずは前提にあって、四つの区分があるわけですが、その一番最初の入り口のところが伝わりきらなかったということがあるのですね。

ですから、この点についても、なかなか集中した作業できっと広報もつくられたと思うのですが、住民の目線でもってつくっていただけるようお願いしたいなというふうに思います。

この中では、1月31日の申請期限があったわけですが、このこともうっかりされた方がいるということがあったのだと思うのですが、そういった方の申請や問い合わせにどのように対応されたか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 実は1月いっぱい引き換え期間としておりましたが、申請に必要な書類をなくされたという方が10名ほどいらっしゃいまして、その方たちには、3カ所の引き換え場所で重複して引き換えていないかどうか確認した上で、2月1日に交付することをいたしまして、自宅までお届けいたしました。

そのほかにも、何名かの方が、交付に見えられましたが、事業の趣旨を考えまして、2月に入ってから数名の方に交付いたしております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） そうしましたら、期限を切れた後の方にも全員引換券の交付は行われたということではよろしかったでしょうか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） そのとおりでございます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） その件については了解いたしました。

四つ目の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

生活保護者世帯への拡充についてであります。

先ほどのご答弁ですと、冬季加算ということの中で、支給については対象外ということのお話でありましたけれども、厚労省のところですね。福祉灯油の助成については、生活保護受給者の収入として認定しないというふうにしているわけです。

さらに、生活保護法による保護の実施要領の中で、収入認定をされてない助成額の限度は8,000円ということになってはいますが、この福祉灯油についても、8,000円を越えて支給になったとしても、収入とはしないと、収入認定しないで、柔軟に扱うというふうに通達が出されているところかというふうに思うわけです。

残念ながら、多くの自治体がこの生活保護世帯に対して、今、幕別町と同じになるということになりますけれども、冬季加算があるこのことを理由に、支給対象から除外してしまったということがあるのですが、このことはとても残念に思っているわけです。

冬季加算のことなのですが、結局はこの金額については、今年、灯油が高いからと、高騰しているからといって、こういった金額になったわけではなくて、平成17年も平成18年も、そして、今年もこの金額だったわけで、灯油の高騰分については、何も応えていないわけなのですね。

結局どういうことかという、去年に比べて灯油をたかないでいないさいよと。もしくは、ほかのところで切り詰めて生活してくださいよというふうになってくるわけです。

冬の期間、1日中在宅の機会が多い。そして、住宅のことになりますけれども、機密性が低い住宅に住んでいるというケースが少ない生活保護、受給者の方の冬季加算。ですから、冬季加算があるからいいということにはならないのだというふうに思うわけです。

なるべく灯油を使わないように、日中から布団にくるまって過ごしている。そういった方が何人もいらっしゃる。そのことは直接聞いてわかっているところです。

今年、北海道は、1家庭の一冬の灯油代が昨年よりも約4万円上がったと。いろいろ出てはいますが、3万5,000円から4万5,000円ぐらいの間で資料が出されています。

ですから、冬季加算分だけでは、値上げ分にしかならない。切り詰めようがないのだというふうに思うわけです。

ですから、福祉灯油を生活保護受給者にも拡大すべきであったと思うのですが、改めてご見解をお尋ねしたいなというふうに思うわけです。

お願いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、この生活扶助の基準でいわゆる冬季加算は、5年間ということで、灯油の変動に対応できるような制度にはなっていないということでもあります。

そういったこと。それから、先ほどもご答弁の中で、管内の状況も見ながらというようなことを申し上げました。また、担当の方に聞きますと、管内では6カ所の町村がこの生活保護世帯の福祉灯油を実施したというようなことで、非常に数も少なかったというようなことで、恐らく、今、谷口議員が言われたようないわゆる冬季加算なんかの捉え方で、いろいろそれぞれの町村によって、違いがあったのかなというふうに思います。

これらも含めまして、先ほど、この後に出てくるのでしようけれども、来年度に向けての問題もありますから、それらも含めながら検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） どうか積極的に実施に向けて検討をいただきたいというふうに思うわけです。

今回、今、管内では6カ所やったということのご答弁ありましたが、例えば、本別町では、この3月の議会の中で、生活保護世帯へ5,000円の助成を決めたということが紹介されていました。

申請者数が見込み違いが結構あって、補正を組んだのだけでも、結構余ったお金があって、それを原資に使ったということなわけです。

その結果、対象者は63世帯あったのだけでも、圧倒的にその日のうちに申請に来てと、59世帯が引換券を受け取って帰ったと。これがまさに生活保護者の方の、生活保護受給者の方の生活を反映して、

そういった行動でなかったかというふうに思うわけです。

ですから、繰り返しになりますけれども、本当に前向きにこの件については検討していただくことが重要ではないかというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

五つ目のことになりますけれども、今も実施の必要性について、生活保護の方への受給も含めて検討するということのご答弁でありましたけれども、一番最初にご紹介しましたことにはなりますが、徳島県のような南国でも、24自治体全部で実施している。

福岡県も1自治体の実施している。全然冬の条件が違うわけです。

この厳寒の幕別町ならば、引き続き、来年度も実施しなくてはならないそういった制度であると思うのです。

今年度の幕別町は1世帯2,600円という金額でありましたけど、厳寒の地ということでは十分ということにはほど遠い金額ではなかったかというふうに思うわけです。

十勝管内では、たくさん、差異はいろいろとありますけれども、芽室町が1万円の支給を同じ要件でしていたり、それから、何回も言いますが、南国徳島でも1世帯2,000円補助がされたと、そんなことなわけで、さまざまな改善点も必要なのではないかなと思うわけです。

そして、今回、幕別町は灯油だけというふうに認識しておりますけれども、石炭や薪と引き換えられることができる自治体も、実際十勝管内にありました。

これによって、石油ストーブでない対象者も助かったということになりますし、父子家庭にも、母子家庭だけではなく、父子家庭にも支給した。

そういったこともあった。

こういったことも参考にすべき重要な点ではないかというふうに思うわけです。

町として国に補助金を強く求めるということになってきますけれども、このこともしていただくと同時に、国や道の動向にかかわらずに、町として実施の必要について、前向きに検討していただきたいと。今年度よりも対象を拡充して、支給額も増額して、来年度の実施期を検討すべきというように思うわけですけれども、その点について、何かご見解がありましたら、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、本町は非常に歴史が古くて、昭和43年、当時は町が単独で福祉灯油を実施をしました。

その後、社会福祉協議会にお願いして、管内ではわずか3町になったときでも幕別町はずっと実施してきた。

お金の話もありましたけれども、社会福祉協議会では、9,600円の額を見舞金として一緒に福祉灯油を実施する。

恐らく原資としては80万から90万ぐらいがいわゆる社会福祉協議会としては、歳末募金や何かの原資として福祉灯油を実施しているのだろうと。

このことは、恐らく、来年度に向けても引き続き実施していただけるものだろうというふうには思っております。

それに加えて、今回のように、町が単独で新たな対象者の皆さんに、どの程度の福祉灯油を実施できるか。

これはいろいろなご意見もあるのだろうと思いますし、これからの状況も見ながら、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、状況をみながら対応をしていきたいというふうに思っておりますので、金額も含めてですけれども、あるいは、対象者のことも含めて、これからというよりは、新しい年度、その時期に向けて、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 一つ目については、最後にしたいと思うのですが、やはり、どこの町に住んでみたいかというふうに思ったときに、こういったことで差異がある、金額の低いか多いかということ

も、一つのその町の特徴として、条件として出てくるのだと思うのですよ。

ですから、競い合う必要は、そんな意識はなくてもいいのだと思うのだけど、でも、住民サービスについては、本当に私の言葉で言うと、他の自治体に負けないぐらいいっぱいそんな町になってもらいたいなというふうに思っているわけです。

それでは、二つめの中小業者支援について、質問させていただきたいというふうに思います。

ご答弁の中でもありましたように、中小業者の経営が本当に大変であると。業種によっては、これは商業ということになりますけども、仕入れの価格が3割程度ぐらいは平均して上がっていると。それにもかかわらず、消費低迷の中で、値上げができないで苦しんでいる。そんな実態があるわけです。

幕別町にとっても、幕別町の経済を支えている農林業と合わせて、中小企業の経営危機を打開する金融面の対策づくりが求められているのではないかとこのように思うわけです。

一つ目について。

近年の融資実績についてなのですけども、数字についてはご答弁でわかりました。

近年、この3年間、31件、23件、26件と、増加しているとか、また、減少しているというような傾向がちょっと読みづらい数字ですけども、そういった企業数で使われているということがわかりました。

ここでお尋ねしたいことは、この制度を申請して、融資を受けられなかったケースというのはあるのでしょうか。

その辺、もし、わかっていたら、お答えいただきたいなというふうに思います。

併せて、理由もわかっていたら、お話いただけないかなと、お答えいただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 私どもの方には、商工会から書類とともに、申請書が上がってきますけども、その後において、その融資ができないという案件はございません。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 受けられないケースがなかったということで、安心もしましたし、そのことは理解しました。

2番目について質問したいというふうに思います。

指定金融機関の拡大についてでありますけども、三つの金融機関を指定しておりと。事業所の融資要望には充足できているというふうな先ほどのご答弁でありましたけども、実際に多くないケースなのだと推察しますが、融資を受けている事業所が、それまで取引がなく、この融資を受けるために、その金融機関との取引を開始するケースというのは実際あったわけです。そのことは、私自身にそんなお話がありまして、わかっているわけです。

やはり取引の実績がないということでもありますと、改めてさまざまな申請書類を提出しなくてはならない。そういったことが発生するわけで、大変労力を要したということなわけなのです。

それで、現在、帯広市にある金融機関、ざっと調べましたところ、この三つの金融機関のほかに、銀行で四つ、信金で三つありました。

せめて、この帯広市内にある金融機関まで広げてみてはどうかなというふうに思うわけです。

中小企業にとって、その方が利用しやすいということがありますし、そして、これから町内の組織改革もして、企業誘致を進めていこうという折でもあります。

間口を広げておくことが、その上でも事業と考えるわけですけども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 指定金融機関の拡大ということでもあります。

お話ありましたように、確かに取引がない金融機関から、新たに融資をいただくとなれば、それなりの手続きも必要だろうというふうに思います。

ただ、私どもとしましては、これも先ほどの欄にちょっと戻るのかもしれませんが、できる限りはやはり町内に支店を持っていच्छる金融機関をまず活用していただくのが、町の行政としてはあ

りがたいことだし、そういう指導を進めていくべきでないかなというふうに思います。

それともう一つ、銀行が四つ、新たに信金が三つ。これを増やす。これは利便性は確かによくなるのかもしれませんが、当然、そこには原資を預けていかなければならないわけであります。

今は何とか三つの金融機関がお互いやりくりしながらうまく調整をとっていただき、既定の原資の中で貸付をしていただいている。

ここまで増やして、それに今の七つという今との倍以上になるわけですから、それだけのものを新たに原資を融資して、それだけに、逆にどのぐらいお客さんいらっしゃるのかわかりませんが、かえって我々に、町の仕事を進める上ではやりづらい面、逆になるのではないかなというふうなことで、確かにご不便かけている方も、そう多くはないとは思いますが、何とかご理解をいただく中で、お願いしたいなと、そんなふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 三つを七つ増やして10にすることですから、今、私が申し上げたことはなかなか大変なことかなというふうに思うわけですが、その融資を受けたいというふうに申請に来た企業ですとか、これから幕別町で工場を携えたとか、例えば。そういったようなところの取引銀行が、幕別町の三つから、今の三つから外れているということであれば、そのときにはまた、このことについて、前向きに増やすことを検討していただくということになるのではないかなというふうに思いますので、これからの議論についていただきたいというふうに思います。

三つ目の運転資金の融資限度額の増額についてですけども、今、2回の変更が実際の中で現行の500万円に据え置いたという経過があるということのご答弁いただきましたけども、この500万円という金額も、多いのか少ないのか。もっと少しでも安い金利のところから融資を受けたいということの中では、500万円では実際に500万円では足りないというふうな地元企業がありまして、そのことを代弁させていって、発言させていただいているわけです。

満額借りるかどうかはまた別にして、限度額の上限を広げておくということが、中小企業のその規模、事業内容によっては大変重要なのではないかなというふうに思うわけです。

企業誘致のことも絡んで、限度額を上げて間口を広げておくこと。

重要だと思うんですけども、改めて、ご検討いただくことについて、見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもご答弁で申し上げましたように

全く検討しないとか、考えていないということではありませんで、引き続き金融機関や商工会などとの協議は進めたいというふうに思っております。

ただ、今までの例でいくと、大体500万というところで、そう大きな問題もなく、逆を言うと、商工業者の皆さん方にもご理解をいただく中で、この数値で今日にきているというのが状況であります。

管内的に見ましても、ちょっと資料見ますと、帯広、音更、広尾が1,000万という数字があります。

ところが、残りは全て500万という状況でありまして、この1市2町についてはちょっと我々のやっている形態、保障料だとか補給金率がちょっと変わっているものですから、一概に有利かどうかとかは別にしましても、三つを除いたところは、500万のところで大体収まっていると申しますか、大体充足しているのかなというふうな状況もあるものから、今までも本町の場合もそういう傾向で来たのだと思います。

お話ありましたことについては、十分検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 今の点、理解しました。

4番目、5番目合わせて質問させていただきたいというふうに思います。

小規模工事修繕の発注の状況ということで質問させていただいたわけなのですが、130万円以下の随意契約ということでお聞きしたのは、契約行為のある小規模工事、修繕が30万円から130万円の範囲で

あるということで間違いなかったですよ。

この金額の範囲にあると、町でどこに依頼するか、采配ができると、そういうことになってくるのだというふうに思うわけです。

最大の発注主となる自治体として、地域の中小企業の経営を守るために、特定の業者に偏らない。このことに配慮はすべきなのだというふうに思います。

随意契約をする上で、昨年は118件、発注があったということでご答弁いただきましたけども、この発注のバランスというか、隔たりをなくすのにどのような配慮されているのか。

そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるとおり、こうした随意契約にかかわっては、いわゆる均衡を逸しないように発注することが大変必要なのだろうというふうに思っております。

ただ、30万以下になりますと、それこそ随意発注なわけですけども、30万から130万の間というのは、見積書をとって、その調整の中で、見積もり合わせとよく言いますけども、その中で発注をしているというようなことであります。

引き続き、これ、先ほども言いましたように、それぞれの担当課で発注する部分が多いわけでありますことから、十分そういった私どもの意向を担当の部署にも通じるようにしながら、均衡があるという、偏りすぎないように発注に意を用いてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 了解しました。

六つ目なのですが、小規模修繕契約希望者登録制度の実施についてということですが、調べますと、帯広では30万以下で、北見市では50万以下の小規模工事修繕に対して、この登録制度実施して、登録のあった中小業者に発注を行っているということでありました。

帯広市では、この制度を2003年10月から実施しているわけですが、全ての小規模工事や修繕にこの制度が使われて発注が行われているわけではないということも承知してはいますけども、中小業者の方からは、より公平に、また、実施機会も拡大されるということで喜ばれているというふうに聞いています。

その受注を受けた業者の方も、地域の業者として責任を持った仕事をしたいということで、頑張ると。発注先からも、例えば、公営住宅の工事であれば、居住者からも喜ばれているというふうに聞いています。

この登録制度が、それと相乗効果もあって、地域で役立っているというふうに言えるのだと思うのです。

この制度については、ご答弁でも先進的な事例をということの中で検討課題になってはいますが、そういったこともありますので、ぜひ、実現について検討していただきたいと思っております。

このことでは、ホームページの議事録で見ますと、平成15年の議会でもやっているのですが、その後、その中で、どのような議論がされているか、もし、特徴的なことがあれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、以前も議会の中で、ご質問をいただき、その後、先ほども言いましたように、帯広市の方に担当者や何かいろいろ話を伺って、今、今日、さらに検討をという段階にあります。

ただ、いろいろ聞きますと、帯広市あたり、あるいは大きな市へ行きますと、なかなか業者の数も非常に多いものですから、そういった数字が登録して、その中から随時発注していくような方法をとられているのかもしれませんが、本町の場合はそう多くはないのだろうというふうに思います。

それと、もう一つは先ほども言いましたように、公営住宅は施設課で。学校は教育委員会で。それぞれが発注して、今までの長年の培ってきたそれぞれの経験している業者の皆さんがいらっしゃるという

ようなことで、ともかく偏らないようにということが一つはあるのですが、それがなかなか今言うように、偏ってしまう傾向がある。

この辺を何とかクリアしていくために、この制度をぜひ導入することも必要なのかなというふうに思っています。

ただ、帯広市の状況を聞きますと、この制度であっても、帯広市でもやっぱり同じような偏りがあつたり、本当かどうかは知らないですけど、全く1回も発注がなかったとこともあるやにも聞いておりますけども。

そういうことは別にして、私どもも引き続き検討しながら対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、14時15分まで休憩いたします。

（13：58 休憩）

（14：15 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 通告に従いまして、2点について伺います。

一つは、町内雇用の実態と障害者が自立できる対策を。

国民の暮らしをめぐって、とくに雇用問題は極めて深刻です。

今、正規、非正規雇用にかかわらず、青年労働者の置かれている状況は本当に深刻です。

低賃金・リストラなど雇用の不安定化が進み、さらには社会保障や医療の改悪などで、将来にも不安を抱えております。

働いても働いてもまともに生活できないワーキングプアや、低賃金の日雇い派遣労働で働き、知識や技能を身に付けることができず、医療保険にも年金にも入れず、結婚も子育てにも不安を抱えています。そして、女性や中高年の方々も、派遣、請負、パートなどで低賃金と無権利に苦しみ、大きな社会問題になっています。

このまま放置したら、日本社会に未来はないと、国会でも大企業の偽装請負や労働者派遣問題が取り上げられ、労働者を守るため、雇用の改善に向けて取組まれています。

格差が広がる中、町民の収入減は平成18年度の決算でも明らかにされておりますが、その後の実態を把握し、対策が必要です。

また、2006年4月に障害者自立支援法が施行され、障害者の就労支援を抜本的に強化するとしておりますが、障害のある人の雇用は、今の雇用状況に加えまして、障害者への理解や職場環境の遅れもあり、進んでいません。

障害者、家族、町内企業と関係を取り対策を講じ、就業支援と生活上の支援が自立を支えることとなります。

地域社会で安定して、働き自立して暮らしたいと願っている障害者のために、次の対策が必要です。

したがって、次の点について伺います。

1、町内の雇用形態の実態、正規、非正規率は。その点について伺います。

二つ目、障害者の雇用状況は。その中で、町の雇用状況、そして、町内企業の雇用状況は。

三つ目は、障害者のグループホームなどの設置についてです。

二つ目は、学校給食と食の安全についてです。

学校給食は子どもの心の体の健全な発達を保障することを目的にしています。

それは、単に食べること、食べさせることだけでなく、望ましい食事のあり方を身につけ、食べる指導を含めて教育的学習活動であり、子どもが学校での食体験を通じて生きる力の原点を学びとることです。

そして、「おいしくて豊かで安全な学校給食」を実現していかなければなりません。

今、輸入冷凍食品による農薬混入事件が消費者の不安を広げております。食品衛生法に基く国の輸入食品の検査率がわずか1割という輸入食品検査体制の貧弱さがあり、輸入加工食品についても、大腸菌と添加物だけで、残留農薬検査については全く検査をされていなかったことが明らかにされています。

輸入される加工食品の中には、本来、工業製品に使われる薬品が使われているという事例も相次いでいます。

安全な食を提供しなければならない学校食品にも輸入加工食品が使われていたと報道されております。したがって、次の点について伺います。

一つ、輸入食品の使用実態とチェックについて。

二つ目は、地場産品の更なる活用を。

3点目は、米飯食の回数増を。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「町内雇用の実態と障害者が自立できる対策について」であります。

障害者自立支援法のもと、地域の社会資源を最大限に活用し、障害のある方々の自立した生活を支えていくためには、地域生活への支援とともに、就労機会の確保や就労場所の拡大が喫緊の課題となっております。

こうした中、障害のある方々が地域で安心して働くことができるよう、各関係機関が課題の共有や検討を行う場を設けることを目的として、平成17年9月に「十勝圏域障害者地域生活支援連絡会議」が設置されました。

この連絡会議には、平成19年6月に「就労支援部会」が設けられ、構成機関は十勝保健福祉事務所をはじめ、各市町村、ハローワーク、就労移行支援事業所、十勝障害者就業・生活支援センターだいち、高等養護学校、各障害者団体など多方面にわたり、就労支援に係る現状と課題についての意見交換を行うとともに、就労を考えている障害者や家族からの相談を受け、要望の把握や就労と生活面を一体化した支援などが行われているところであります。

ご質問の1点目、「町内の雇用形態について」であります。

雇用の問題につきましては、景気の実質的な回復が見られない中、十勝管内の有効求人倍率は0.53倍と低い率に留まっておりますことから、若年層や高齢者、季節雇用の労働者などを取り巻く雇用環境は、大変に厳しい状況が続いております。

また、雇用する企業側も厳しい経営状況のもとで、雇用の改善も望めない状態にあり、正規職員の採用ではなく、臨時的雇用などに移行していることが指摘されているところであります。

本町における雇用の形態につきましては、平成18年度に実施した事業所雇用実態調査によりますと、回答された171事業所の雇用職員3,032人のうち、常雇用職員は51.12%にあたる1,550人、臨時職員285人、嘱託職員51人、パート職員1,146人となっており、約半数が臨時的職員という状況であります。

ご質問の2点目、「障害者の雇用状況について」であります。町で任用している障害者の雇用状況につきましては、平成19年度の実績として正職員及び臨時職員合わせて7名であります。

次に、「町内企業の雇用状況について」であります。同じく実態調査で回答された171事業所のうち、12事業所が22人の障害者の方々を雇用され、常雇用職員14人、臨時パート職員が8人で、業務としては、事務職、製造技能職、販売職などに従事いたしております。

3点目の「障害者のグループホームなどの設置について」であります。

障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するためには、入院者や入所者の地域移行の受け皿となるグループホームなど住まいの場の確保が重要であります。

平成18年10月の障害者自立支援法の全面施行から1年半が経過し、制度改正によるさまざまな状況が明らかになったことから、厚生労働省では、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置として、グループホーム等の施設整備に対する助成事業を新たに創設する方針を打ち出し、平成20年度予算案に国費30億円が計上されたところであります。

また、北海道におきましても、国から特例交付金として配分された総額66億円を活用した基金事業が、平成19年度に創設され、グループホーム等を実施する家屋の改修経費に対する助成事業をはじめ、アパートや一般住宅等をグループホーム等として借り上げた際の初度経費の助成事業などが実施されているところであります。

このような状況の中、本町といたしましては、グループホーム・ケアホームの指定を受ける社会福祉法人等への情報提供などを積極的に行ない、多様な事業者の参入によって障害者福祉施設の整備促進を図るとともに、地域住民に対して障害のある方への理解と支援を求め、障害のある方々が地域で自立して暮らしていける体制づくりに努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私の方から、野原議員のご質問にお答えいたします。

安全な給食を提供することは、学校給食センターの責務であり、相次いだ食品偽装事件、中国ギョーザ事件等は、大変心を痛めているところであります。

ご質問の1点目、「輸入食品の実態とチェックについて」であります。輸入食品につきましては、1月の幕別学校給食センターの使用でみますと、概ね10%程度であり、他の月もさほど変わらないと考えております。

輸入食品のチェックにつきましては、昨日、牧野議員のご質問でもお答えいたしましたとおり、一給食センターでの力では及ばないところがあり、メーカーからの品質検査証をとって安全を確認しているところであります。

ご質問の2点目、「地場産品の活用」であります。身近なところで生産されたものほど、安全・安心、そして高品質、利点が多いところは十分承知をしているところであります。

また、今回の事件により国内のメーカーも地元のメーカーも、国内・地元産の食材を使った製品の提供に力を入れてきております。

反面、価格という大きな問題がありますが、今後も地場の安くて良質な食材を求めながら、地場産品の使用を増やすように努めていく所存であります。

ご質問の3点目、「米飯食について」であります。

現在、幕別学校給食センターでは、米飯食を週2.5回、忠類学校給食センターでは週3回実施をしております。米飯食の回数増につきましては、国産農作物の消費拡大、自給率向上の面からも求められているところであります。

パン食につきましては、平成18年度から十勝産小麦100%で提供しており、安全な食材の提供という点では米飯食と同じことが言えますが、外国産小麦の価格の上昇に伴い、国産小麦の価格も上昇しており、以上のようなことから、新年度から、幕別学校給食センターでは、試行的に米飯食の回数増を行いたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁といたします。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） まずは町内の雇用状況のことについて、お伺いしたいと思います。

今回は障害者の雇用状況のことを主な質問なのですが、町内の雇用状況ということでは、町内の雇用形態をお聞かせ願ったことがあります。

そのときには、平成15年の3月では、正規の方が70.85%でした。

そして、平成17年度では、それが56.12%、今回18年度では51.12%まで正規雇用が減っております。

それは、3年前から比べますと、約20%正規雇用が減っているという状況が、この調査からも明らかになっております。

そして、町民の収入の状況はどうかといいますと、平成18年の7月の時点では、200万未満の収入が45.6%という報告を受けております。

そして、19年の9月には、53.15%の方が200万以下の収入で暮らしている。

これが幕別町の町民の暮らしの実態ということが明らかになりまして、こういうことから、今、ここは大きな原因は国の雇用政策というか、そういうところにあるのですが、幕別町の住民の暮らしの中でもそういうことが明らかになってきていると思います。

それで、町としては、やはりこういう状況を踏まえながらも、町で事業を発注している事業所、そういうところに対しまして、労働者の収入の状況ですとか社会保障がどうなっているのだとか、そういうこともしっかり把握いたしまして、きちっと正規雇用を増やしていくような、そういう対策を講じていくということが、今、必要ではないかというふうに考えます。

それと、今、社会的に問題になっているのが、若年層の雇用状況です。

そういうところも非常に労働条件が悪くて、なかなか暮らしていけない。親元から通って、生活していかなければならないとか、結婚もできない、子どももつくることもできない。そういう状況が明らかにされてきているのですけれども、幕別町の青年の雇用状態もしっかりと掴む必要があるのではないかとこのように思います。

といいますのは、やはり高齢化社会を迎えまして、青年がこの幕別町の定住していく。そういうところでは、しっかりと対策を講じていくことも必要ではないかと思えます。

町として手立てを打つということは、なかなか限られた範囲ではあると思うのですが、そういうところからもしっかりと手立てを打っていくことが必要ではないかと思ひまして、青年の実態調査も明らかに調べていくことも必要ではないかと思ひますが、その点について、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、厳しい雇用情勢にあることだけは間違いないわけでありまして、先ほども申し上げましたように、十勝の求人倍率が0.5という状況であります。

そうした中で、特に本町の場合、そう大きな企業があるというわけでもなくて、なかなか現実的には厳しいものがあるのだらうというふうに思っております。

ただ、町としてどんな対策がとれるのか。

先ほど来、あるいは昨日来企業誘致の問題をはじめ、いろんな話が出されておりますけれども、私どもも、そうしたこと。あるいは、現在ある既存の企業が全くどういうことを町行政に求めて、あるいは、地域社会の中で何らかの役割を果たしていくための必要性、求めているものと、あるいは、商工会などのニーズ、あるいは、建設業界あたりがどういったことを求めるのかと。

特に建設業界からなんかすれば、町のいわゆる公共工事の発注をより多くというようなこともあるのだらうかと思ひますが、なかなかこれとて現状の中ではそう期待に応えられるような状況にはないというようなことになりまして、なかなか今この雇用情勢を好転させるというのは難しい条件ばかりでなかろうか。

逆に、明るい見通しというのが非常に少ないのかなというふうには大変残念な思ひもしているわけでありまして、今申し上げましたようなことで、いろんな方々との連係を密にする中で取扱っていききたい、対応していきたいというふうに思っております。

それから、青年の皆さん方、いわゆる青年の方々の雇用の実態を調査。これもどういう手法がいいのか。既存の企業にお願いして雇用の実態を調査する。

あるいは、それ以外に、何らかの手法があつて、若年の方、いわゆる青年と言われる方々が実際どのような状況で働いているのか。

この調査の方法等については、若干研究していかなければすぐこの場でどうかと言えないかと思ひますが、そういったことも踏まえて、いわゆるこれらの厳しい情勢の中で、町の担う役割を果たしていくことが大事であらうという想ひではあります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 雇用の形態、どういうふうには調査していったらいいかということも、今、町長お答えになったのですけれども、今、町の雇用状態って今、調査報告されましたけれども、まずそういうところから実態調査をしていくという、できるところからしていくということも大事かなと思うのです。

けれども、それと同時に、やはり建設業界だとか商工会ですとか、そういうところと懇談を密にしてい
く。そういうことによって、町内の実態状況が明らかにされると思うのですが、そういうことを積み重
ねながら、それではこの幕別町としては、どのような手立てを行っていくことができるのか。

そういうことが必要だと思うのですよね。

その町その町によって、町の形態が違ふと思います。

幕別は農業が中心の町ですから、農業を中核にして、どういう雇用状態をつくれるのか。

そういうことが必要だと思うのですよね。

おしなべて、どの自治体も同じような対策で、その道を打開していくということではできないと思うの
です。

商業都市であれば、商業都市に見合ったそういう雇用状況を拡大していく。

そういう手立てが必要であって、幕別町は幕別町の町の特性を活かしたまちづくりを踏まえまして、
雇用状況、そういうものをどういうふうに拡大していくかということ、やはり研究しながら、職員と
町側と、それと、町の企業家たちと懇談をしていく。研究していく。

そういう姿勢をもっと強めていくことが必要ではないかと思いますが、その点について、お伺いた
いと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども数値を申し上げましたのは、平成18年度に実施した事業所、雇用実態調
査であります。

これは町が独自で毎年実態調査をやっておりますから、そういった中で、さらに項目等を加える中で
実態を把握していくということは可能だと思います。

商工会や建設業協会の皆さんとの懇談をする中で、また、いろんなご意見やご提言をいただくことも
可能だと思います。

ただ、もう一つは、町内にお住まいの方々でも、町外へお勤めなさる、勤務されていらっしゃる。こ
ういった方々、特に若い方々の実態を掴むというのが、なかなか難しいのかなど実は思っているわけで
ありまして、そういったことを踏まえて、内部で何らかのいい方法がないかというようなことを、ちょ
っと検討させていただければというようなことでありまして、町内で、今、野原議員が言われましたよ
うに、町内外で、町として行政としてやれることについては、十分そういった関係を密にしながら対応
していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 次に、障害者の雇用状況について、お伺いいたします。

お答えの中では、幕別町の町職員の中では、正職員及び臨時職員合わせまして7名というお答えでし
た。

この中で、正職員は何名なのか、一つお伺いしたいと思います。

それと、17事業所のうち12事業所が22人の障害者を雇用しているというお答えでした。

この中で、今、56人以上の事業所では、その中で1.8%の方を雇用するということの定めもありますが、
そののところをもうちょっと細かく知らせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 正職員につきましては2名ということであります。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 障害者の状況でございますけれども、お答えいただいた事業所の中の1
事業所が170名弱という企業でありまして、そこでは4名の方が雇用されていると。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） これは1.8%の枠の中に入って、町の雇用も、それから民間も1.8%の中に入っ
ている。

それで、こういう中で、雇用を広げていくというところで、今、障害者団体たちが進めているという

ところでは、公共施設ですとか福祉施設ですとか、そういうところで試験的に障害のある方を実習、そういう形で実習して、職場、働くことはどういうことかということを経験を踏まえて、そして、企業に働くことができるように、そういう試験的な方法もあるのではないかということ、障害者団体からの提起もあるのですが、役場としてそういう方を試験的に雇用というか、実習していくという、そういう方向性はないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 当然のことながら、町職員の採用試験なんかについても、別に障害者の方を差別して募集をしているわけではないわけですから、当然応募していただいて、試験を受けていただいた、採用ということになるわけです。

さらに、今おっしゃいましたように、先ほどの答弁にもあったように、7人のうち5人は臨時職員の方が現在も任用しているわけでありますから、そういった方が役場の仕事に慣れて、来年、再来年に向けての町村試験を受けるということはもちろん可能だというふうに思っています。

ただ、私は、今までの経験からいいますと、なかなか障害者の方が健常者の方と一緒にあって試験を受けて合格する確立というのはちょっと低いわけでありまして、それで、私どもも過去、障害者のみの方を対象に採用試験を実施した事例もあるわけですが、本来的にいけば、それぞれの企業がそれぞれの1.8%だとか、町でいえば2.1%だかというそういうものをクリアするために、障害者のために広く門戸を開いて試験をやっていくということが一番障害者の方の雇用につながる部分かなという思いもしていますけども、そういったことも含めながら、門を開いて、ぜひ、こういうような面で役場の仕事の経験もしていただければというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 帯広とか、それから、音更町などでは、そういう実習を積極的に受け入れて、そして、民間企業に門戸を開く。そういうこともされているんですね。

ですから、例えば、障害者にそれぞれの特徴があると思うのですが、繰り返し仕事をするという非常に得意な障害者ですとか、そういう方を部門別に職場の中で見極めて、そういうところで実習してもらって、そういうところを紹介するとか、そういう形も実際にされているわけで、そういう点で試験とかする以前の受け入れ、実習して受ける、慣れさせる。そういう意味での体験ですよ。積極的に庁舎ですとか、それから、福祉センターですとか、そういうようなところで実習させることはできないのかという、そういうところもお聞きしたいと。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 言葉として、今、実習ということになってきますと、何日間か来ていただいて、そこで一緒に仕事をしてもらおう。

今、おっしゃいましたように、自分にどういう仕事があるかというようなことの中での実習、これはご提言いただきましたことについては、ちょっと内部で検討させていただきたいというふうに思いますが、事実今まではそういうことは正直言ってやっていなかったわけでありまして、あくまでも一般の臨時職員の中で、障害者の方も一緒に、大体うちの場合ですと、10カ月の雇用ですから、その中で、お仕事をさせていただいているということで、障害者の方のための実習というような制度は今まで特に設けておりませんでしたので、そういったことがどの程度可能なかは検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 実は、今度、障害者の雇用支援ということで、だいちというところが発足いたしました。

そういう中で、どういうふうにして障害者が地域に出て、働いて自立していけるようになるのかという、そういう支援の機関が設けられまして、そういうところが今率先いたしまして、自治体ですとかそういうところに働きかけていく。

そういうことが今は行われておりますので、ぜひ、そういうところとも関係をとって、その幕別町の

障害者への雇用を広げて行っていただきたいと思います。

それと、町の障害福祉計画、これが出されております。

この中で、平成19年度、20年度に向けまして、障害者の雇用をどういうふうに進めていくかということが計画が出されておりますが、この中で、就労移行支援ですとか、それから、就労継続支援。この点のその計画が平成19年度、数値目標が出されておりますけれども、これがどのようになっているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） ご質問にありました障害福祉計画の中の就労移行支援で、23年度までの一般就労移行者数2名を目標としておりますが、今のところ、まだ0でございます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） それでは、この2名の目標を実際に実施していくために、どのような手立てをとっていくのか。その具体的な対策をお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 先ほど、野原議員の方からもお話ありましたいちでございますが、障害者地域生活支援連絡会議、この中に、冒頭申し上げておりました就労支援部会というのがございまして、現在、町内の障害者5名について、ハローワークに登録してこの就労支援部会の活用につなげております。

ただ、残念ながら、まだ一般就労にはつながっておりませんが、今後とも継続して就労に向けた支援活動を行いますとともに、今後、就労希望者の把握等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 問題はその支援活動なのですが、その支援活動を具体的にどう進めていくかというところが大事だと思います。

ですから、今、提起いたしましたように、まず一般の企業の中では、まだまだ障害者に対する設備の整理ですとか、そういうところがまだまだ不十分なところがあります。

ですから、まずそこを町が率先して、そういうところを経験してもらって、そして、それを企業にも広げていく。

そういう具体的な手立てが必要なのですが、ただ、その実現のために努力していくということだけでは、具体策が見えてこないのですよね。

実際にこのようなことで、今、努力しているだとか、計画を立てているだとか、そこが見えてこなければ、ただ、こういう表現は悪いのですが、計画だけで終わってしまうのではないかって考えてしまいます。

その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 障害者福祉計画の中で謳われていること。それと同じように、今言うように、障害者の方が即仕事に就く前段として、いわゆる試行雇用制度、いわゆる一旦試行的に勤めて、そこで自分の技術が、これからの仕事に合うかどうかといったことを見極めながら、その次に進んでいく。

ただ、こういう制度が現実にあるわけでありまして、それに対して国はその企業に対して、何らかの助成金を出す。

あるいは、自らが職場の、先ほど言いましたように、実習、言葉で言いますと適用訓練というような言い方してはいますが、それに自分がやっていく場合には、その個人にも国から支援金が出る。

そういうような制度が実はあるわけでありまして。

そういったものは、これは町がやってはだめですけども、そういう民間企業がやる場合もある。

ですから、そういった面を我々は今度行政の立場からもっと企業なんかにも周知をしていく役割というのはあるのかなというふうなふうに思いますし、ぜひ、そういったことを、積極的に活用していただければと。

別にその今言うように、持ち出しでなくても、国から、あるいは本人に対しても国からの助成があるというような制度もありますから、こういった制度の活用なんかも含めて周知をしていくということが我々にとっても大事なことなのかなと、そういうふうにも思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） わかりました。

それでは、その周知をしっかりと手立てを打って、雇用を進めていく。そういう手立てをしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

それと、あと、障害者の方が地域で本当に家族の方と近くに住みながら、自立して暮らしていきたい。これは本当に障害のある方の家族と、障害者の切実な願いでもあります。

そういう点では、親はいつまでも子どもより年齢的に言えば先に逝くということなのですが、そうなった場合、自立して暮らしていくというところでは、自分の家がある方はいいですけども、それだけではなくて、そうでない方々には、やはり今、そういう住むところは、やはり必要だと思います。

そういう手立てでは、いろんなお答えの中では、社会福祉法人など、そういうところにこういういろいろな制度を提供して、多様な事業者の参入に障害者福祉施設の整備促進を図る。このようにお答えいただいております。

これではちょっと、幅が狭いのかなというふうに思います。

こういう福祉関係のところでは、福祉法人のほかに、NPO法人ですとか、幕別町でそういう施設を設けているところ、そして、町に税を納めている事業所、そういう多様な福祉の事業所があります。

そういうところにも積極的に呼びかけて、この算入を促進する。

そういう手立ても必要だと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） グループホームのほか、いろんなこの制度があるようでありまして、おかげさまで、本町の場合は高齢者にかかる、認知症にかかるグループホームは順調に進んだのですが、いまだに障害者にかかわるグループホームというのはありません。

そういったことで、高齢者の部分はある程度満杯だということで規制をしたのですが、障害者の部分については、もちろん規制もしていないわけですから、NPO法人、あるいは、もちろん株式会社でも算入できるわけでありまして、そういったことの周知に気をつけていきたいと、心がけていきたいというふうに思いますし、これは先日の新聞なのですが、本別町とか鹿追が今取組もうとしていますけれども、高齢者と障害者が一緒に生活をできる共生施設も、新年度から新たな制度として発足するというようなことも出ております。

こういったことも含めながら、本町にとってもこういう施設の必要性というようなことは十分あるのだろうというふうに思っておりますので、十分意を用いてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 福祉は人なりと言いまして、福祉施策によって、そういうグループホーム、または生活支援ハウスですとか、そういうものができると、雇用を広げていく。

そういう場にもなると思います。

若い方の雇用ですとか軽度の障害のある方でしたら、こういう施設で働くことも可能だという、そういうことも聞いております。

ですので、ぜひ、促進の方向で進めていただきたいと思います。

次に、学校給食の件について。

学校給食の点では、昨日、牧野議員が同じような質問をしておりますので、それ以外のことについてお聞きしたいと思います。

一つは、学校給食の輸入品の使用実態とチェックということなのですが、今、副食の中の50%から60%が冷凍加工食品ということが昨日お答えになってまいりました。

このチェックはされているというふうに私は受け止めております。

ですが、国内のその冷凍食品のチェックというところでは、されていないのかなというふうに思ったのですが、その点が一つお聞きしたいのですが、ミートホープの問題もありましたので、国内の製造分についてもチェックが必要ではないかなと思います。

それで、昨日の教育長のお答えでは、幕別町だけではちょっとそのチェックは難しいのではないかと回答でしたが、この十勝の学校給食会というのでしょうか。そういうところで係をとりまして、チェックをしていく。検査をしていく。そういうことでも必要ではないかというふうに思います。

それから、調理時間が短くて、加工食品をどうしても多くなっていく傾向があるというお答えでした。こういう中で、調理時間の問題であれば、調理員に負担かけるのかなと思うのですが、時間差というのですか。早出とか遅出とか。

そういう体制をとって、調理時間の工夫はできないのかどうか。

その点について、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 昨日、お答えいたしました国内産、あるいは外国産にかかわらず、新しい加工食品を導入する場合については、その製造業者の品質検査証というものをいただいて確認をして、導入をしていると。

ただ、そこでその検査証で把握できる範囲というのが、非常に狭いわけです。

それを1給食センターでチェックをしていく。

例えば、残留農薬等々についてチェックをするって非常に難しい話です。

そんな経過から、今、お話がありましたような道と学校給食会、これらが連携して、そのシステムをということで検討し、近々、その改案が出されるのだろうというふうに思っておりますが、それとても恐らく限界があるのだろうと。

そんなことから、いわゆる消費者協、そして、検種の増員等々、国においても考えられている。

そういう大きな仕組みの中でチェックをしていかなければ、これは1町村、1センターでは追いつかないというようなことだろうと思います。

それから、加工食品をなぜ多く使うのかといいますと、今、ご案内のとおりだと思います。

生ものから手をつけて、原材料が安く入りましても、それを加工し、供給に値するものにもっていくということになりますと、それなりの人件費がかかるというようなことから、どうしても食数の多いセンターにおいては、加工食品が多くなっていると、こういう実態だろうと思います。

それを早出、遅出によって調整できるのか、できないかということでもありますけども、もともと食材が、当日の食材が入ってくるのは7時です。

7時に入ってくる。

そういうことですから、それを5時までに入れなさいと。これは市場との関係が出てきますね。

そういうことですから、現在のところ、7時。これが限界だろうと。それ以前に持ってきて、二交代制にやるというようなことは不可能に近いというふうな感じは持っております。

早出にかかわっての加工を含めて、供給できる体制をつくるのは7時という時間的な制限があって、物理的に不可能と、こういうことだろうと思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） その検査体制というところでは、非常にまだ国内のものでも私は不安を感じておりますので、私もどういったふうにしていったらいいのか、ちょっと自分でももっと研究、勉強してみたいなと思います。

あと、地場製品の活用ということですが、これは何回も質問しているところですが、業者が市場で買入をしてという、そういうところでちょっと限界があるというお答えもありました。

それで、提起もしているところですが、JA農協ですね。それとか農協婦人部ですとか、そういうところと率直に提案をいたしまして、子どもたちに安全な野菜を提供していただけないか。そういうところをもっと具体的にお話して、懇談を進めていく。まずそこからスタートしていくことが大事ではないか

と思います。

実際に、そうして農家の方の協力を得て、負担をかけるかもしれないけど、そういう努力をしてほしいということで、実際に実現しているところもあります。

その中で問題になるのが、業者の問題なのですが、その業者に対しては経済的な負担をかけないように、その手立ても講じながら進めて、そして、地域の野菜、地場産品を学校給食に取り入れている。そういうところもありますので、ぜひ、検討課題として限界だということではなくて、何かいい方法はないか。そういう手立てをこれからとっていくことが必要ではないかと思います。

これだけ食の問題がクローズアップされているときに、食べるものを生産している農家の方、絶対協力はしていただけないかと思うので、その点をもっと詰めて、こちらからも問題点を提起しながら進めていくことが必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私も過去にそのような担当は違いましたけれども、質問を受けたのを聞いておりました。

なかなか難しいのだろうなということでありましたけれども、早速農協さんの方にお話をしました。

その思いは、JAさんも同じであります。

物理的なもの、あるいは値段的なものをどう解決するかというところがネックになっているということでもあります。

幕別農協さん、これは5月におそらく総会があるかと思いますが、いわゆる企業イメージ、それから、地域に対する貢献度等々を意識した中で、ぜひ、品数は少ないけれども、最初どうだろうと。じゃがいもぐらいで始めてみたらどうかというご提案をいただきました。

なお結構と。

しかし、実際のその流通価格と、それから、農協さんにおける手間隙、これを労働時間単価に直していくと、恐らく10%程度の価格差が出るのではないかというふうに思います。

町村によっては、いわゆるふるさと給食支援として、町単でその原材料を補てんしているという町村も数多くあります。

私ども、じゃがいもで計算したらどういうことになるのだろうか。年間7トン程度使用されます。

値段からいきますと、およそ80万、90万ぐらいの年間経費になるだろうと。

仮に10%でも、8万、9万のいわゆる市場購入よりも負担が多くなる。なったとしても、農政サイドも進めておりますけれども、お互いに折半をすとか、保護者も負担をすとか、そういうような方法をとれば、わずかな負担でじゃがいもは解決できるのではないかと。それが解決できれば、幕別農協特産であるたまねぎ等々に拡大していこうと。そういうようなことを、農協の幹部の意向として、意思決定がなされているということを確認しましたので、ぜひ、その方向に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 期待いたしております。

あと、米飯食なのですが、この米飯食を試験的に増やしていくということが、この答弁の中でされておりますが、具体的にどのように実施していきたいと考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 給食センター所長。

○給食センター所長（仲上雄治） 今、パンの食数については、週1.5回行っております。

それで、1.5回の5回というのは、隔週で金曜日にパンの日とご飯の日があります。

それで、何回できるというのは、具体的な詰めまでは行っておりませんが、その2週に1回のうちの何回かをご飯に置き換えて、パンを減らしてご飯を何回か増やすと。そういう形で、数回はご飯を増やすと、そういう形で考えております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 今、日本の主食はお米ですので、ぜひ、回数を増やしていく。そういうことの検

討を進めていくということでしたので、それを広げて行っていただきたいと思います。

それと、ちょっとここには質問の中に入っていなかったのですが、こういういろんなことを切り替えていくときに、子どもたちにしっかりと、これはどうだったのか。ご飯にしてどうだったのか。それから、献立の中身がどうだったのか。そして、じゃがいもとか、それから、いちごは幕別産のものが入っていると思うのですが、そういうものを食べたりだとか、それから、うどんや何かも幕別産のうどんを試験的に提供しているということも聞いております。

そういうときには、アンケートをとりまして、その結果がどうだったのか。

改善点はないのか。

そういうところもしっかりとこれから把握して行っていただきたいと思いますが、その点について、いかがでしょうか。

もしお答えいただけるのであれば。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 食事内容、いろいろと検討、過去にもしてまいりました。パンでありましても、あるいは、その副食等についても、うちの学校栄養士さんが学校まわりをして、いろいろアンケートをとったとか、直接聞いたとかということがあります。

現地もまわっておりまして、今、特に米飯給食にかかわるウエイトが高いものですから、そのことでお答えしまして、米飯を増やしてほしいという要望があまりないのですね。

パン食を好む子どもの傾向が強い。

しかしながら、腹持ちしませんので、部活をやっている方はパン食の方がいいのだけれども、副食を増やしてほしいと。お金のかかる方に、どうもその要望どおりにしますとそういうことになります。

今回、小麦がいろんな干ばつ、あるいは麦価が引き上がりになります。

そのことと、今まで北海道単独で学校給食会を通じて、道産奨励品の負担、補助金を出していました。これがなくなります。

その原材料だけでパン1個に置き換えますと、5円年程度値上がります。

そのほかに、何といいましょうか。バターとかあるいは砂糖だとか、それらが加わって、なお、労賃が3円ほど上がります。

パン1個当たり10円アップすることになる。これを米飯で考えますとわずか84銭であります。

1食ですよ。

そこで大きな差が出てくるわけですが、だからといって、米飯に切り替えるというのもあまりにも不純であります。不純であります、何せ給食費を上げられないという現状を控えております。

したがって、試行といいながらも、その現実問題として米飯給食を増やしていかなければならない。そんなような状況に追い込まれているということでもあります。

米飯が少しでも増えますと、またそれなりにご要望があろうかと思えます。

アンケート等を通して、子どもたちの意見を聞きながら、全部が全部聞けませんけれども、米飯にしますと1人増えますので。いわゆる加工の範疇が増えるわけですね。

これは150万ぐらいかかります。

それは相殺して行って負担が少なくなればいいわけですから。

十分に検討しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 子どもたちがパンを好むということでしたが、やはり、ご飯のおいしさ、それがわかれば、ご飯を好む。それは経験上ですけれども、ぜひ、そのおいしいお米を食べていく。

そういう食育の一つとして進めていくということが今大事でないかなというふうに思います。

それから、アンケートですが、学校栄養士さんがアンケートなどってきているということでしたが、その結果を、せっかくとっているのであれば、結果を公表する。そこがまた、保護者に知らせるという意味でも大事ではないかなと思いますので、今後、その方向で進めて行っていただきたいと思います。

お答えいただいて、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） アンケートの結果についての公表、これは説明責任ということがありますので、当然として、そういう配慮をしながら進めていきたいというふうに思います。

最初のご飯の、ご飯はおいしいものだというのでありますが、これは道産米で給食会を通して、一律的なお米であります。

道産米です。

道産米ですが、自宅であまりいいご飯を食べていますと、なかなかおいしく感じないというようなこともありますので、食育の観点からも、玄米好みの含みですね、お米を食べさせていただければ、うちの方も完食できるのではないかとこのように思っております。

ひとつ皆さんのご協力もいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、15時25分まで休憩いたします。

(15:10 休憩)

(15:25 再開)

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を始めます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 通告に従いまして、2点について質問を行わせていただきます。

はじめに、産業振興政策についてお伺いするものであります。

地域経済の疲弊が深刻化する中で、地域経済の再生を進める取り組みが重要となっております。

幕別町のこの10年間の経済状況は、農業産出額が、平成8年、158億1,000万円から、平成16年に199億5,000万円と、1.26倍と増額でありました。

しかし、そのほかは、工業出荷額は177億円台で横ばい、商業販売額も42億円から37億円の減少と、この10年間に生まれています。

農業においては、品目横断政策や飼料価格の高騰により、今後、このままでは農業産出額も減少となることが予想され、地域経済のさらなる疲弊は必至と考えます。

町政執行方針におきまして、第5期総合計画に基づき農業を核にした産業の振興を図るとされておりますが、また、その具体策の一つとして、企業誘致対策の促進に力を注ぐことも示され、新年度の予算においては、企業誘致に対する経済支援や専門系の配置などが盛り込まれてきているところであります。

そこで、この企業誘致に対する基本的な考え方について求めるものでありますが、幕別町の基幹産業は、もとより農業でありますから、企業誘致においては、地場産品や地域資源が活かされて、地域経済が拡大再生産され、雇用の規模や所得循環が持続的に拡大されていくことが非常に大事だと思っております。

特に、輸入冷凍食品の安全性などが大問題になっている今日、食品加工など、豊富な幕別の農畜産物や、あるいは、地域の資源を活かすことが大事だと考えます。

既存の企業も含めて、情報の提供や、環境の整備なども必要であり、次の点をお伺いするものです。

一つ、地域資源を活かす循環型の企業誘致に力点を。

二つ目、企画提案など人材の育成。

三つ目、関係団体と連携した指導体制。

四つ目、工業団地の環境の整備。

最後は、新たな大型開発は行わず、既存の開発地の提供であります。

2点目、学習指導要領の改定案について、お伺いいたします。

文部科学省は2月15日「学習指導要領案」を10年ぶりに改定し公表いたしました。

これは一昨年、多くの関係者の反対を押し切って改定された教育基本法、学校教育法に基づくもので、

学校教育や青少年にかかわった数々の社会問題を背景に、生きる力の育成を基本的な教育のあり方として取り入れられたゆとり教育根本から見直し、学習内容を、教科によっては3割も増やす。

小学校1年生では、毎日5時間授業にするなど過密な内容にもなっています。

さらに各教科の指導法を細かく規定し、教師の自主性や創造性を奪いかねない内容にもなっています。

また、基本的人権や子どもの権利の見地が外される一方で、形式的な道徳が取り入れられ、小学校から英語、また、中学校体育では武道が必修化とされています。

これまでも多忙を極める学校の現場や教師の状況において、条件整備が整わないまま、過密な教育内容を義務づけるようなことは、本来の教育においては、あってはならないことだと考えます。

人権の尊重と基礎的な学力を身に付けることから離れ、学力格差をさらに広げる不安を禁じ得ません。

子どもたちすべてに行き届いた教育と、教師の自主性を保障するため、このような改定案の撤回を求め、国民的な議論を求めていくべきではないでしょうか。

また、昨年4月から実施されました全国一斉学力テストにつきましては、昨日も質問があったところではありますが、学校間格差や競争主義をもたらすものと考え、実施すべきではない。中止を求めるべきものであると考えます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「地域産業振興政策について」であります。

1990年代の「バブルの崩壊」に始まる日本経済の衰退は底を打ち上昇に転じたと、ここ数年言われておりますが、なかなか実感できないでいるのは、私だけではないと思います。

この間、国の各種経済政策や構造改革が行われるとともに、地域再生本部による「地域再生プログラム」なども示されておりますが、特に北海道では地域経済の回復に至っていないのも現実であります。

町といたしましては、先の行政執行方針の中でも述べさせていただきましたように、企業誘致対策の施策を新たにスタートさせるべく予算を計上させていただいたところでもありますが、我が町の基幹産業である「農業」を核にした産業の振興を積極的に推進していくことにつきましては意を同じくするものと考えているところです。

ご質問の1点目、「地域資源を生かす循環型の企業誘致について」であります。

今、申し上げましたように、本町は基幹産業である農業を資源として産業おこしができ、その可能性が高い地域であろうと思っております。農産物、家畜排泄物、木材などの生物由来の資源、バイオマスに関わる企業はもとより、食品加工や農業機材分野の企業誘致に努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目、「企画提案ができる人材の育成について」であります。幅広い業種の専門的な知識と豊富な情報をもとに、企業に対して企画提案をしていくということは、既存企業の育成や企業進出への足がかりとして重要な要素であろうと認識いたしておりますが、なかなか町独自で確保育成していくことは、現実においては大変難しい面があるものというふうに考えております。

関係団体の協力を得ながら連携して、調査研究、あるいは企画提案することが最善であるというふうに考えているところであります。

3点目、「関係団体と連携した指導体制について」であります。北海道や北海道中小企業総合支援センターはもとより、十勝圏振興機構が食品加工技術センターと産業振興センターを核施設として運営しており、技術開発支援や地域産業支援、物産振興支援などを実施していることから、施設の利活用や調査研究イベントなどについて、企業に対しPRしてまいりたいと考えております。

さらには、新たに、1市6町による「帯広十勝地域産業活性化協議会」が本年2月に設立されましたが、企業立地促進法に基づく国の支援などを活用しながら、地域の特性を活かした産業の集積と活性化を図るため、地域が一体となって取り組む体制を整備してまいります。

4点目、「工業団地の環境整備について」であります。年に数回の草刈を実施いたしており、今後とも引き続き適切な維持管理をしていただくよう要請をしまいたいというふうに思います。

終わりに、「新たな大型開発は行なわず、既存の開発地の提供について」であります。現在、土地開発公社が保有している工業団地の面積は「リバーサイド幕別」が7ヘクタール、「東工業団地」が2ヘクタールありますことから、既存開発地への誘致を優先することとなります。

ただ、一団の面積では、最大で約7,000坪、2万5,000平方メートルとなっているため、これ以上の大規模な敷地が必要な企業が進出することが見込めることとなった場合は、公社とも協議をしながら、新たな団地として開発を進めていかなければならないものというふうにも考えているところでもあります。

以上で、中橋議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私の方から、学習指導要領改定について、お答えをいたします。

各学校において編成される「教育課程」の基準となります学習指導要領は、教育基本法に定める「教育の目的」の実現を図るため、社会や子どもたちの変化を踏まえて、概ね10年に一度改訂されてまいりました。

現行の学習指導要領は、変化の激しい次代を担う子どもたちに必要な力を「生きる力」であるとした上で、主に総合的な学習の時間の創設や中学校における選択教科の増加などを盛り込み、平成10年から11年にかけて改訂され、学校週5日制の完全実施と併せて平成14年度から実施されているものであります。

現在、学校におきましては、現行の学習指導要領改訂前よりも授業時数が少なくなった中で、創意工夫ある教育活動に取り組んでいただいているところでありますが、じっくり学習をする、繰り返し学習をするといったことや学習習慣を確立することへの取り組みについては、必ずしも十分ではなかった点もあるのではないかとこのように考えております。

こういった学校現場の状況を踏まえ、国では平成18年12月に教育基本法を改正し、その後、改正教育基本法の理念と教育改革を一層推進するために、学校教育法をはじめとする関連法を改正するとともに、学習指導要領の改訂について、文部科学大臣の諮問機関であります中央教育審議会において、検討が進められてきたものと承知をいたしております。

このたびの改訂案では、確かな学力を確立するための必要な授業時数の確保、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立などについて改善のポイントを示すなど、具体的な手立てを確立し、「生きる力」の理念の実現を図ろうとしているものであると受け止めております。

したがいまして、今回の改訂にあつては、まず、社会の変化や子どもたちの現状を見据え、学校、教師、子どもたちが持っている大きな力をより一層十分に発揮できるように、そして、いかに教育の普遍的な目的の実現を図るのかとの観点から検討が加えられたものと理解をしており、改訂案の撤回を求めていく考えは持ち合わせてはおりません。

次に、「全国一斉学力テストの中止について」であります。本調査は、児童生徒の学力の測定だけではなく、むしろ、それらを活用して、全国や都道府県等の状況を参考にしながら、自校の教育の実態と成果を把握し、改善に取り組むことこそが真の目的であり、極めて意義深いものと理解しております。

したがいまして、その公表や活用にあたりましては、学校間格差や競争主義を助長することのないように努めながら、すべての学校が参加することによって、目的を効果的に達成できるものと考えておりますことから、中止を求める考えはありませんことをご理解いただきたいと思います。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それでは、再質問を行わせていただきます。

はじめに申し上げましたように、企業誘致にかかわりまして、我が町として力を入れて取り組んで行くこと。

特に新年度予算からやっていくということがありましたので、これまでこの分野においては、既存の企業の発展ももちろんなのですが、近隣から見て、あるいはうちの町独自の判断からしても、やはりあまり進んでいなかった分野というふうに思います。

その点で今回力を入れられるということについては、意義があるというふうに思うわけですが、その取組む政策がこの町全体の真の経済の活性化といいますか、全体に循環型としてそこに住む人々にも大きな支えになる中身になっていくのが、公共の期間として誘致をする上で最も大事なことではないかというふうに思うわけです。

そこで、町長も農業を基幹産業として、核として、企業誘致を進めることについては、同じような考えでおっしゃられておりますので、改めて私はうちの町をこの企業誘致の提言があった後に、再度見つめ直すといえますか、大事なところを活かして発展させることが必要だなというふうにわけです。

一番最初にも申し上げましたように、うちの町全体の中では、これまでも議会でたびたび話題になってきておりますが、工業の出荷額が非常に音更や芽室に比べて少ないと。帯広が1,000億、芽室が600億、音更がそれをちょっと切って、3番手について、実に幕別はその次かと思えば、その次は本別町の350億で、うちの町は200億というような状況で、十勝管内でも5番目の状況なわけですね。

ですから、こういう点では、このこと事態は、雇用の問題ですとか、事業者の数とか、そういうこともトータルで考え合わせなければならないので、そのことだけですべて遅れているという判断には立つてはならないと思いますが、歴然として出荷額が違うということはそうでありました。

その中で、その工業出荷も、工業の停滞によって下がってきている。

だから、上げていかなければならない。どこで上げるかということになろうかと思うのですけれども、やはり、このところずっと給食の問題でも、あるいは、産業の振興の中で、農業対策でも、この二日間の議論の中でも随分出されておりますけれども、食に対するその国民の関心事というのは、今、不幸な出来事ではありましたが、中国の冷凍食品問題なども含めて、富に安全に対する、それから、国内産に対する自給率も含めて見直す風潮というのが出てきているのだというふうに思うのです。

農業を最大の基幹産業としている町にとっては、こういった時期を逃すことなく、それを本当に受け止めて活かして、産業に結びつけるという方向が大事ではないかと思うのですね。

それで、今は農畜産物については、先に申し上げましたように、ずっと出荷が伸びておりまして、その中でも、実態はどうかと見ますと、どこで伸びているのかみると、大変農業も困難な状況にありながら、うちの町は野菜の出荷のウエイトが非常に大きくなってきてまして、それが全体の農業の出荷額を引き上げてきているというのが実態だと思います。

数字で見ますと、平成17年度の数字であります、全体の生産額、これはまだ合併前ではありますが、177億の中、実に野菜は52億8,800万という位置を占めています。

その前の年も、全体で180億のところ、野菜は57億、その前は63億というようなことで、非常に大きいと。

しかし、一方、生産分野ではどうかというふうに見ますと、必ずしもこれに比例していない。

工業の出荷の種目の中の野菜加工製品というところを見ますと、全体の中ではやはり落ちてきているというのが実態であります。

ですから、ここを押さえまして、農業のその野菜の出荷が上がっているということを押さえた上で、この食品の出荷額も上げていくということになっていって、初めて活かされることではないかと思いません。

ちなみにこの野菜の出荷額というのは、十勝の中でもどのぐらいのウエイトにあるのかというふうに見ますと、本当に頑張って高く、今は十勝で一番なのですものね、幕別が。

これも今始まったのではなくて、平成2年から、それまでは畜産分野が多かったのですけれども、平成2年から野菜の分野が力を発揮してきているということでもあります。

それで、もちろんこれは地元でも消費されますが、そのまま生の野菜として全国に出荷している。レタスなどは沖縄に売っているということも理解しているところですが、こと加工品に至っては、どのぐらいのウエイトになっているのかというのがなかなか見えてこないのですね。

私たちは、まずは消費者の立場としてみたときに、地元のスーパーや小売店でどのぐらい幕別町の加工品に出会うかというところから始まるのですけれども、これがもう大変残念なことに、生のものでは

見かけても、加工品で見かけるというのはもう本当に至難の業、乾麺ですとか、そういうものについては目にするのですけれども、今問題になった冷凍食品については、地元の札内にありますスーパーなど回ってみてみましても、幕別産というものは皆無で、それで、地元であるのは芽室町と中札内の枝豆なんかが多いのですけれどもそれだけ。

あとは、本当に残念なのですけど、うちの町でどんとどんとれているほうれん草、ブロッコリー、ごぼうやインゲン、かぼちゃ、ポテト、枝豆、全部中国なのです。

とうもろこしだとグリーンピースがアメリカ、あとは一部ニュージーランド。

なぜうちの畑でとれているのに、アメリカから海を渡って、中国からというのはもう素朴な、前々から思っていたのですけれども、そのことも経済性というようなことが優先されてきて、のんできたところもあるわけですね。

でも、結果として安全が脅かされ、自給率が下がって、将来の食の保障、食料そのものの保障にも影響を及ぼすということを考えれば、今、ここで奮起をして、我が町から加工品を出していく。我が町から地元の人たちにもそのものが提供できるというような、そういうその展開になっていかないかというふうなことを思うわけです。

そのためには、町がいろいろ研究して、いろんな情報提供もしていかなければならないということで、2点、3点というふうな次の質問にも続いていくわけですが、まずは町長は、このような実態をどのように押さえられていて、工業誘致に当たっては、企業誘致に当たっては、どんな戦略を持ってやろうとされているのか、伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろお話をいただきました。

お話ありましたように、特に本町の場合は、工業出荷額が少ないというのは昔からでありました。

特に町の施策としては、どちらかという住宅施策を推進してきたと。あるいは、農業を守ろうというようなことで、あまり、いわゆる国道沿線の開発も進められ、農業を守ってきた。

それと、工業で多かったのは、水と空気がいいというようなことで、いわゆるコンクリート関係がほとんど工業出荷額の大半を占めているのが現状であります。これらもご案内のように、公共事業が減り、段々コンクリート製品なんかの使用も少なくなってきたというようなことで、なかなか工業出荷額を押し上げるというのは至難の業でなかるかというふうには実は思っております。

ただ、そんな中で、いろんな面での企業誘致、あるいは工業団体の造成などによって、工業の集約なんかをやってきたわけですが、いかんせんそれなりの成果というのは、今、お話あったような状況であります。

ただ、私どももやはり、機関産業が農業でありますから、農業を中心にした工業誘致、あるいは工業が立地していただくことが一番望ましいわけでありまして、その一つが実はホクレンの缶詰工場であったわけでありまして、当時は無償で用地を提供する中、来ていただいて、何年か続いた。

しかし、残念ながら、時代的なこともあったのでしょうけれども、それでもおかげさまであれが今、十勝食品のところで利用していただいて、何人かの雇用もいただいている。

そういう面ではありがたいのですけども、そういった意味で、なかなか私どもにすると、農業に関連する工業企業が立地していただけない部分は、私どもの力不足もあるのかもしれないけれども、何とか何とかそれらを実現することが、まずは私たちにとって大きな課題であろうということは今でも思っております。

それから、今、お話ありましたように、私も農業で、幕別の野菜ではレタスなんかは全道一だというようなこともよく聞きますけども、なかなか市場といいますか、スーパーでも見られない。今、にらが旬だというのですけど、みたら知内産のにらで幕別産のにらはないのだということも聞かされるのですけども、これは私自信もよくわかりませんし、ただ、私は一昨年、沖縄へレタスと一緒に沖縄まで行ってきたのですけれども、すばらしい人気で、沖縄の那覇市の皆さんが、幕別産のレタスだけではだめだというぐらいの大人気でありました。

そういった意味では、地元にないものが、いわゆる東京とか大阪とか、あるいは、大都市への流れというのが現状なのかなというふうにも見ておりますけれども、ただ、私どもが今言ったそういったものが、この地で加工されて、あれから発送していく、発信していくというのが何より望まれることだろうということは、意を同じくするところでありまして、何とかそういったことから、まずは基幹産業である農業にかかわる加工食品、あるいは、工場、あるいは、企業の立地を一番大きく望むわけでありまして、なかなかこれとてそう簡単にはいかないのが現実でありますし、今は企業誘致となると、それだけではこだわってられない、何でもいからというところとちょっと語弊があるかもしれませんが、ぜひ、進出していただけるような企業があれば、我が町へと、そんな気持ちでこれからの企業誘致にも当たっていかねばならないのだろうというふうに思っておりますけれども、そういった十勝として幕別が基幹産業農業であるということは、十分念頭に置きながら、これからの施策を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） もう1点、幕別の農畜産物の加工について思うことは、なかなか、生で出荷してももちろんそれは大事なことです、付加価値をつけていくという、そこで雇用を生み出し、経済を潤わすという、そこから始まるわけですが、だから頑張ってもらいたいということと、もう一つは、なかなか、今、ブランドってよく言われるのですけれども、幕別ブランドというのが、例えば、地元の人たちがたまたま沖縄に行って出会うという、これもまた、それはそれで誇るべきことなのですが、よく加工食品の特産品なんか、それぞれイベントなども含めて十勝管内で展示されることが機会としてはかなりあるのですけれども、そこでもやっぱり幕別産のものをいろいろ贈答品に使うとか、いろんな意味で求められてもその種類が限られていて、活かされないと。結局は他町のものにとこのようなことにもよく住民の方から届けられる意見なのですよね。

そういうことも含めて、付加価値をつけていくことを、地元のブランド、もちろん相手の企業があることですから、それが、例えば相手のブランドになってしまうこともあるかもしれない。しかし、うちの町のものをつくってもらうというようなことが、大事ではないかと思うのですね。

そこで、2番目の質問になっていくのですが、そうなりますと、やはり企画をしていただくか、そういうその昨日もありましたけれども、企業誘致に対する一つ戦略を持って、こういうこういうものやっていくというような一定のその方向性というのを持ちながら、一定のというのは企業を狭めるという意味ではなくて、熱意を持って我が町に来ていただく戦略というのを持たないと、なかなか計画倒れになってしまうという思うわけですね。

新しく企業誘致係がつくられて、そこが窓口になってやっていかれると思うのですが、昨日の芳滝議員のご答弁の中では、新しい係はできるけれども、名前を変わるというようなことであって、実質的にはやることは変わらないのだというような町長のお答えであったと思うのですね。

それは、私はやはり、それだけでは熱意というのは伝わってこないと。

やっぱり専門の係をつくる以上は、そのことに本当に精通するといいますか、うちの町の企業誘致にかかわっては、この係が、この課が本当にやっていくのだというふうなものを見せていかないと、それぞれしのぎを削ってやっている中で、なかなかうちには来てもらえないということに、つまり、今までとあまり変わらない、あわよくば条件合えば、土地は1割安いし、雇用すればちょっと就くかなというふうな思いになってもらえるか方もいるかもしれませんが、それだけではいかないというふうに思うのですね。

だから、ホクレンのお話もありましたけれども、やはりそこでは人材の育成、そして、その熱意、それから、誘致した企業を、誘致してもらうまでの努力と、それから、誘致して幕別に来られた後からのその一般的なケアと言いますけれども、そういったことも含めて、窓口が頑張るというふうになっていかなければならないと思うのです。

その点でのお考えはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 昨日お話して、企業誘致に係に変わったから全く今までと同じだという意味で私はなくて、何か新たなことを進めるのかということですから、今、具体的に企業誘致係ができたから、今までと違ってどんなことをやるのだという具体論は今の段階ではない。

もちろん、今まで以上のことを、係ですからやっていかなければならないのは当然でありますし、それと、もう一つは、企業誘致の係があったとしても、いつも言うことなのですけども、一人だけではなかなかできない。

これは課を横断する。あるいは、極端なことを言えば、プロジェクトでも組んででも、やっぱりそうした大きな企業誘致に当たっていくということは、これは今までもやってきましたし、そういった意味では、先頭になって頑張っていたのが企業誘致の係だろうというふうに思っておりますけども、まずは、企業誘致を進めるに当たっての一番大事なことは、やっぱりきっかけみたいな、出会いみたいな、何かがなかったらなかなか進めないというのが現実にあるわけですけども、そういった意味では、いろんな方々との出会い、あるいは、金融機関なんかもそうなのですけども、紹介をしていただく部分ですとか、農協関係のいろんな団体の皆さんからの紹介をいただくとか、あるいは、昨日もお話しましたが、東京幕別会の皆さんに、今、幕別町も何とか企業誘致に力を入れるので、何か情報あったらお願いしたいというようなことは、1月にもお願いの文書を出したのですけども、そういったきっかけの中で、まず、担当が行って、共同訪問を築くというようなことで、そして、具体的に進めていくというようなことが大事なだろうというふうに思っております。

そしてまた、先ほどお話をしましたように、専門的な分野、どの程度専門的なこの人材育成ができるのかどうか。難しいことは難しいと思っておりますけども、できることはできることで、あって、さらには専門的な知識や民間の方との連携を進める中で、企業誘致を進めていけばよろしいのではないかとこのように思っております。

先ほどの加工の問題で、ちょっとどういうものがあると言われたのですけども、今、十勝大福なんかはかなり都会へ行きますと、人気商品だというようなことを聞いておまして、大変ありがたいなというようなことであります。

これらについても、地場産品を活用していただける。

それと、もう一つこれもちょっとあれなのですけども、インカの目覚めといういものがあるのですけども、これを今、焼酎化をしようというような動きが実はありまして、これは2、3日中に新聞に出るかもしれませんが、そんな動きがあるようでもありますけども、そういったもの。

あるいは、今、話題になっているのが、けなし長いと言われる和稔じょというのが、これがこれからどのように進んでいくのか。まだまだ先行き不透明な部分もありますけども、こういったものが特産的なことになっていくのかどうか。こういったものも含めながら、私どもは何とか先ほどのお話にありましたように、農業を核としながら、さらに企業誘致、さらに付加価値を高めるための施策を進めていければというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） インカの目覚めは幕別のブランドで、そのままいただいてもものすごくおいしいもので、これは、大いにアピールする一つの食材ではないかというふうに思いますが。

私はやはり、企業誘致係として何をするかということになるかと思うのですけれども、徹底した情報収集と、それから、こちら側からの売り込みももう、まずは入り口はここだと思うのです。

だから、それをやっていく中で、例えば、大掛かりにしようとするときには、プロジェクトなり必要でしょうから、そういうふうに発展させていかなければならないと思っておりますが、専門係になった以上は、もうそこに徹底して取り組むというようなものがなかったらいけないのだと思うのですよね。

そういう昨日のお答えではそんなふうにとれなかったのですから、ぜひ、力入れていただきたいというふうに思って、あえて申し上げました。

それと、3点目の質問になりますが、関係団体、ここに今お答えの中で、十勝圏振興機構や食品加工技術センター、いろいろ出されておりました。

私はこういうところと併せまして、産官学とか、あまり自分で全て理解してお話するわけではありませぬけれども、やはりここにはそういった研究機関と合わせて、畜産大学や大谷短期大学の食品関係のところも、それぞれ研究を進めてやるというような学ぶ場所もあるわけですから、やっぱりいろんな有効となる情報をいただきながら連携するという、ここが大事なのではないかというふうに思うのですよね。

ですから、そういう、こういったところに今、町長がお答えいただいたさまざまな団体の中のその中で、そういう仕組みができていのかどうか、ちょっと見えませぬけれども、もしそういう仕組みがないのであれば、そういった地元の大学などの知恵も大いにお借りしながら、商品開発に結び付けていく。誘致に結び付けていくということが大事だと思いますが、どうですか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（藤内和三） 今、十勝圏振興機構のことも含めて、ご質問がございました。

十勝圏振興、平成5年に立ち上がりまして、いわゆる人をつくる、ものをつくる、産業をつくる、流れをつくると、こういった観点で、まさに産官学が協調して研究開発をさせていただいております。

本町内の事業所からもですね、年間10件程度、そういったところに問題を持ちかけまして、いろいろ研究、討論や何かもさせていただいているというお話は聞いております。

それと、特に産官学という関係では、私ども町といたしましても、これからは、これは大きな視点として捉えなければいけないと思っております。

本町には新和に味覚工房がございますけれども、あそこに2名の栄養士を配置いたしておりますけれども、そういった栄養士、これは十勝的にも非常にいろいろな面で活動されている方でございます。

その中では、特に帯広畜産大学との関係で、人脈も含めてかなり構築されている部分がございますし、実際に味覚工房を拠点として、十勝の皆さんがそこに集まっておいて、いろいろ研究討議をさせていただいております。

これが実際、企業誘致につながっていくかどうかということのことでは、まだ将来的なことまで申し上げられませぬけれども、そういった小さな輪が大きくなって、幕別町全体の産業起こしができれば、私どもとしては大変ありがたいなと思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） ぜひ、十勝のなかで、いろいろな総合的な力をお借りしながら、力を入れてやっていただきたいというふうに思います。

それで、私はもう一つは、その係のあり方の中で、他町村などもお邪魔してみますと、それがいいか悪いか、固定的に言うわけではないのですが、そういった専門といいますか、特に帯広などは商業圏大きいということもありますから、専門のスタッフが職員として、専門というのは、うちの町はある程度年数くると、その人事異動という形でどんどん人変わってきますよね。

しかし、あそこの町は、中小企業の経営診断を持っていらっしゃる方なども、職員としていらっしゃるということもあって、かなり固定した職員が系統的にその事業所の状況掌握しながら、いろいろ新しい手立てを打っていくというようなことをやられているように思うのですね。

ですから、うちの町も、やはり今回こういうことでスタートしますが、そういうことも描きながら、単に係だから、その配属された期間だけこなすというような流れではなくて、人材育成も含めて、長期的な考えを持ってやっていくことが大事だと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、やはり専門的な職員を配置する。

これはできれば一番いいのかもしれませんが、今言うように、町村の規模からいくと、なかなか我が町程度では難しいのかなというふうに思っております。

私、これは皆さんからのお話もありますように、いつも、これは職員は企業誘致係の係でなくても、幕別町の職員である限りは、どこへ行っても同じように企業誘致をやるのだ、そういう気持ちが必要でないかということをお願いしているわけでありませぬ。

確かに係としては、3年、5年で人事異動で変わりますけども、そういった気持ちは皆さんが持って、先ほども言いましたように、一つでもきっかけを掴んでもいいから、それをつなぐような役割でも果たしてもらおうことが、職員として私は大事でないかというようなことで、専門性のことも十分検討させていただきますけども、なかなか現実には難しいのではないかなというふうに思っております。

先ほども言いましたように、それこそ私を筆頭に、職員一丸となって、取組む姿勢がより必要でないかなという、そんな思いでもおります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） ぜひ、有効な配置のあり方を考えていただきたいと思います。

次、4点目の工業団地の整備について書きましたけれども、今回、予算の中では工業団体に既存の整備したところに、誘致された企業については、それなりの優遇措置をとというようなことでありますが、このうちの町の工業団地は、歴史的な経過もあって、一つの町の中に、何か所かに分かれていて、なかなかその団地としての形態というふうには見えづらいかなというような、小規模な工業団地が数箇所あるという形ですね。3カ所ですか。

忠類の方にもあるのでしょうか。

ですけども、そこで、やはりどうしても音更や芽室の方見てしまうのですけれども、団地としてのその姿というのが、非常にあかぬけしているといいますか、整備されているというふうに、特に芽室なんかは思うわけですね。それで、一つは公共の部分、道路の。公共の部分の整備、それから、もう一つは、張り付いていらっしゃる企業そのものの整備、これ、両面きちっとしなかったら、環境整備は整わないのですけれども、そこで、うちの町を見たときに、一つには、町が管理しなければならない部分、まだ売れていないところなどの整備などについては、やはり草刈などされているということはありますが、多くの機関が雑草が生えていたり、あるいは、道路の縁石のところに草が生えている。

結局、張り付いていないから、車が通らないのでどうしてもそういうものが出てきていますというような、そういうことで、あまりちょっと見劣りするような状況なのですね。

それともう一つは、張り付かれている企業も、本来であれば、こちら側が指導するのかどうか、自治組織のようなものができまして、そこできちっと管理する仕組みができていけばいいと思うのですけれども、中古自動車の販売だったら、その車が、動かない車が山積みになれたり、あるいは、そのいろいろな機材なども、その会社は置いているのですけど、放置されているように見えたりというようなところもありまして、やはり、来て、ここを買ってくださいというふうになったときには、少しでもきちっと整っている方が、相手に対する印象もよくなると思うのですよね。そういった努力もやはり必要でないかと思えます。

どうですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 工業団地の環境整備、先ほど、年に数回、草刈を実施している。その後は、今後引き続き、適切な維持管理をしていただくよう要請してまいりますということで、実は土地開発公社の方が所有者といいますか、管理をするというようなことなものですから、私が答弁するのもしょうかなとは思いますが、町の立場からすると、何とか公社にお願いして、見苦しくないような環境整備を進めていただきたいということ。

併せて、明野地区に工業団地が最初できたころは、明野地区工業団地懇話会というようなものがあって、いわゆる張り付いた企業の皆さんがそういう親睦を兼ねた懇話会があって、いろいろな話し合い、仕事の話し合いなんかもできたのですけども、残念ながら、千住にしろりバーサイドにしろ、そういったものがないものですから、なかなか皆さんと公社なり町が話すという機会はないのですけども、何とかそういう見苦しくないようないわゆる環境整備に配慮していただくようなこと。

公社とも協議しながら、対応を進めていければというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 最後になりますけれども、やはり、今まで投資をしてきて、開発をしてきました

工業団地、もちろん工業団地に企業が張り付くことによりまして、人口増、そうすると、その住宅地への張り付きというようなことも描きますと、環境整備も非常に大事だなと思うことと併せまして、その5点目の質問になりますけれども、今まで手掛けてきた用地に、優先的に、町長も優先的にここを紹介していくということでもありますから、それを、ぜひ、力を入れていただきたい。

あえて大型開発行わずというふうにしめたのは、今の経済状況の中で、投資対効果というのはいつも考えられていることではありますが、今、私は企業誘致に当たって、大きな大手のそのどんなところが来てくれるかわかりませんから、別に大型を拒むということではありませんけれども、本当にさっきお話ししましたように、地場産品が活かされて力をつけていくということになれば、規模そのものはそんなに問題ではないだろうと。むしろ小さい規模であっても、今でもうちの町は雇用自体は音更や芽室よりも高いのですよね。

企業の数も少なくない。

しかし、全体としては出荷額が少ないということでもありますから、そういうことを考えると、地元の今の開発した土地を有効に活用していただくと。

そのことを最優先にすることが大事だと思って、お尋ねをしたところです。

町長もそういう意向であるということでもありますので、その点は十分に考えていただきたいというふうに思います。

この質問の最後になりますけれども、そういうことを考えると、地元の資源を活かして、そして、積極的に町が誘致に取組んで、しかも、既存の企業にもその経済波及があるという、その流れがつけられることが大事だと思うのですよね。

欲張ったような言い方なのですけれども、やっぱりうちの町として、その経済が全体に流れていくのだということを常に描いてやっていかなかったら、大手の企業が来ましたと。しかし、本社はうちの町ではなくて、法人税は落ちませんと。雇用もなかなか厳しい状況で、なかなかつながらないというようなことになっていくと、誘致の意味合いも薄くなる。

だから、そうではなくて、本当の意味の循環型に展開することが基本だと思ひまして、その点ではどんなふうにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げておりますように、農業を核とする幕別の産業が振興していく。

そのためのそれに見合う企業が誘致されると。これは一番我々も望むところでありまして、そのために努力をしていくことはもちろんでありますけれども、ただ、こういう時勢でありますから、そう大規模でなくても、まずは幕別へ来てくれるというような企業がありましたら、私は積極的に誘致には取組んでいくべきだというふうにも思っております。

たった一人でも、たった二人でもそれが雇用に結びつけば、私はそれはそれなりのものがあつたのだろうというふうに思っておりますので、ぜひ、皆さんのご協力もいただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） それでは、学習指導要領の方に入ります。

10年ぶりに改訂された指導要領につきまして、教育長のお答えでは、教育として有効な手法であるから撤回する考えはないというようなことで、お答えでありました。

それで、まず、私、この学習指導要領の改訂に当たりまして、今回、問題だなと思う点を幾つか始めに申し上げました。

その中で、まずは、この学習指導要領は、10年ぶりに改訂された。

では、今のその学習指導要領の内容がどうであったのかということから、その改訂されたものの良し悪しを評価していくということになるのですけれども、ここのその教育長のお答えにもありましたように、これまでの学習指導要領は、ゆとりを機軸にして、提示されたものでありましたよね。

これはどうしてかといいますと、そのこれまでの受験競争だとか、あるいは、偏差値教育の問題だとか、そういうさまざまな問題がある。詰め込みというふうに言われてきたのですけれども、そういう中

で、子どもの非行の問題ですとか、落ちこぼれもそうですし、いじめもそうですし、さまざまなその問題が生じてきたと。これを解決していくその手法として、ゆとり教育というのが出されまして、そして、2002年からでしたか、週五日制度などというの導入されて、今日まできたのですね。

ところが、それが成就したかどうか思えば、教育長の答弁の中にもあるのですけれども、じっくり学習をする。あるいは、繰り返し学習をするといった学習習慣確立などの取り組みは必ずしも十分でなかったと。ゆとり教育というのは、きちっと完成しなかったのですよね。

これは教育委員会が悪いとかというのではなくて、現実にはできなかったわけですよ。

ところが、今回提案された新しい学習指導要領の案は、さらに今まで以上に、そのゆとりが失われる中身になっているわけです。

一例でその教育時間の問題を申し上げますと、これは全学年で、小学校1年生から中学校3年生まで、全学年で1週間の授業時間数というのが、増えてまして、それで、年間を通しますと、小学校1年生で63時間、2年生で70時間というような形で、中学校は比較的少なくても35時間とかというような形で、授業数がどんどん増えていっていますよね。

週休二日制でありますから、五日間の中で、今までも達成できなかったのだけれども、さらに授業時数を増やして、教育内容を増やして、そして、これから10年進めていくのだというふうになると、これまでの10年間の問題になったところが、克服されるどころか、さらにまた拡大されて、一層の落ちこぼれだとか、学習意欲を失うだとか、そういったことに直面するのではないかとというふうに懸念されるわけですが、どうですか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 確におっしゃっていることのほとんど意味はよくわかります。

ゆとり教育そのものが、完全に検証されたのかということもありますけれども、ゆとり教育の中での生きる力というものについては、継続的に行っていくということでもあります。

私、素人ですけれども、これらのことがきちっとできなかったという部分も実は少しあるのではないかなと思っています。

その原因は一体何なのかなと考えますときに、幕別町の大家でありますどなたかがおっしゃっておりますが、事業改善、周辺環境の整備、それから、教職員の資質向上、これが十分ではなかったのではないかと。

これらを集約していきますと、やっぱり人材を確保する。教職員の数をきちっと揃えると。そういうことが十分に行われていなかったがために、いろんな意味での成果がうやむやになったのではないかなとしたがって、この学習指導要領が、確かに授業時数の増もあります。

それから、授業内容の増、これもありますが、それらを越える人材の確保について、これからそういう意味で充足されていけば、より高い質のいいものが求められるのではないかなと、そんな期待もしております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 学校現場でのそういったその教職員を増やすこと、そして、そのことが子どもたちにしっかりとした教育力を見につけさせること。有効なことであるというふうには思います。

しかし、それは指導のあり方の問題の中で、問われることでありまして、現実のその子どもたちの、例えば、小学校1年生で5時間だとか、教育時間が増えると。しかし、5日間でやらなければならない。

こういうようなそのベースになるところが改善されない限り、その今教育長のおっしゃられることも本当の意味で生きてはこないのではないのでしょうか。

だから、私は、そういうことを思うと、それにさらに時間がないので続けて言いますがけれども、今度は英語の教育ですとか、あるいは、道徳、それから、武道とか、新しいものがどんどん入ってきます。

この授業時数のほかの入ってきます。

そういうふうになってくると、単に教職員の増加だけでは、解消、解決できない。

ですから、私はその学習指導要領は、今回、その案として出されまして、今、パブリックコメントに

入っているのですか。

実際に活用されるのは2年後ですよ。

小学校で2年後、中学校で3年度、そうすると、それだけの期間があるわけですから、大いにその点で現場からの、委員会からの意見をきちっと上げていって、これが本当に教育に役立つのだということにしていかなければ、やはり、私は撤回を求めるわけですが、そういう大事なものだと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） おっしゃるとおりだと思います。

これからすぐ始まるということではありません。

段階を踏んで進んでいくわけですが、その中で、私どもの協議会組織でございます。協議会の会議もありますし、教育長会もございます。

いろんな意見があろうかと思えます。

その中で、集約された、こうあるべしというようなものについては、当然、その組織的な上の段階に上げていきたいと、その思いはあります。ありますというよりも、当然のことですが。いろんな意見をお伝えをしたいというふうに思えます。

それと小学校なんかは、確かに低学年、2駒増えます。週ですね。

非常にきつい部分もあるのではないかなど。体力的にどうなのかなというようなこともありますが、一番授業時数の多かった43年ころ、私ども卒業したころですが、これらからすれば、まだ授業時数はほんの少しというふうにも取れるわけがあります。

ただ、今、やっぱり先ほど申し上げましたようなことを人材確保するという観点から、いわゆる国の事業で職員数の配置を受けられるもの、道の事業、加配を受けられるもの、それから、今回、ご提案させていただいておりますけれども、いわゆる特別支援教育の支援員、これは町単であります。

そういうもろもろの配慮をしながら、求められるところに、私どもとしては一歩でも二歩でも努力していきたいと、そういう思いであります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 時間ですので、最後に考え方を申し上げて終りたいと思いますが、この学習指導要領の改訂、あるいは、中止を求めました学力テストの問題。いずれにスタートのところには、その日本の教育力、学力がどうであるか。

OECDで行いました調査の結果などで、低かったと。昨日もありましたけれども、低かったと。そういうようなことを受けて、あるいは、学力テストの結果であれば、北海道は47都道府県中、44位、46位ですか。そういう状況があると。

そこからやはりまた詰め込みに戻るといえるようなことが見えるわけです。

だから、本当の意味の解決はそうでないだろうと。真の子どもの生きる力やその教育力をつけようとするのであれば、その満たされなかった詰め込みのところを、もうちょっときちっと分析し、考えて、その順番だけでことを進めるというやり方はすべきではないということをお願いして終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

[延会]

○議長（古川 稔） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（意義なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午後 2 時から開会いたします。
(15 : 25 延会)

第1回幕別町議会定例会

議事日程

平成20年第1回幕別町議会定例会

(平成20年3月14日 14時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 14 永井繁樹

(諸般の報告)

日程第2 議案第22号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第23号 幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第26号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第24号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第25号 幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第27号 幕別町特別会計条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第28号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第29号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第30号 幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第31号 幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第32号 幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第33号 幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第34号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第35号 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第36号 幕別町立へき地診療所条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第37号 幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第38号 幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例

日程第19 議案第39号 幕別町営牧場条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第40号 幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例

日程第21 議案第41号 町道の路線変更について

日程第22 議案第42号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

会 議 録

平成20年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成20年3月14日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月14日 14時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
 - 1 中橋友子
 - 2 谷口和弥
 - 3 斉藤喜志雄
 - 4 藤原 孟
 - 5 堀川貴庸
 - 6 前川雅志
 - 7 野原恵子
 - 8 増田武夫
 - 9 牧野茂敏
 - 10 前川敏春
 - 11 中野敏勝
 - 12 乾 邦廣
 - 13 芳滝 仁
 - 14 永井繁樹
 - 16 大野和政
 - 18 助川順一
- 6 欠席議員 (2名)
 - 15 杉山晴夫
 - 17 杉坂達男
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
 - 町 長 岡田和夫
 - 副町長 遠藤清一
 - 教育委員長 林 郁男
 - 会計管理者 菅 好弘
 - 経済部長 藤内和三
 - 企画室長 佐藤昌親
 - 忠類総合支所長 川島廣美
 - 教育部長 水谷幸雄
 - 税務課長 前川満博
 - 企画室参事 羽磨知成
 - 保健課長 久保雅昭
 - 農林課長 菅野勇次
 - 土木課長 佐藤和良
 - 車両センター所長 森 範康
 - 保健福祉課長 野坂正美
 - 学校教育課長 伊藤博明
 - 総務課主幹 細澤正典
 - 副町長 高橋平明
 - 教育長 金子隆司
 - 代表監査委員 市川富美男
 - 総務部長 増子一馬
 - 民生部長 新屋敷清志
 - 建設部長 高橋政雄
 - 札内支所長 熊谷直則
 - 総務課長 川瀬俊彦
 - 糠内出張所長 中川輝彦
 - 福祉課長 米川伸宜
 - 町民課長 田村修一
 - 商工観光課長 八代芳雄
 - 都市計画課長 田中光夫
 - 地域振興課長 姉崎二三男
 - 経済課長 飯田晴義
 - 学校給食センター所長 仲上雄治
 - 国保医療係長 白坂博司
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
 - 12 乾 邦廣
 - 13 芳滝 仁
 - 14 永井繁樹

議事の経過

(平成20年3月14日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長(古川 稔) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番、乾議員、13番、芳滝議員、14番、永井議員を指名致します。

[諸般の報告]

○議長(古川 稔) この際、諸般の報告を事務局から致させます。

○事務局長(堂前芳昭) 15番、杉山議員並びに、17番、杉坂議員より本日欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

[付託省略]

○議長(古川 稔) お諮り致します。

日程第2、議案第22号から、日程22、議案第42号までの21議案については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって日程第2、議案第22号から、日程第22、議案第42号までの21議案については、委員会付託を省略することに決定致しました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第2、議案第22号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例、日程第3、議案第23号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び日程第4、議案第26号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3議案を一括議題と致します。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第22号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例、議案第23号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第26号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括提案の理由をご説明申し上げます。

この3件の一部改正案につきましては、いずれも地方公務員の育児休業等に関する法律改正に伴うものでありますので、順序は前後いたしますが、初めに議案第23号、議案書の7ページになります。幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

議案説明資料の4ページをご覧くださいと思います。

本条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、今年の5月

16日に公布され平成19年8月1日から施行されたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

法律改正の内容につきましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として職員が職務を完全に離れることなく、育児の責任も果たせるよう育児短時間勤務制度を導入するとともに、部分休業の対象となる子の範囲を3歳未満から、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大することが、主な内容となっております。

法改正の内容を踏まえ、条例の改正を行ったところでありまして、以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、本条例の趣旨を規定したものであります。地方公務員の育児休業等に関する法律において、条例に委任している条等を追加するものであります。

第2条につきましては、育児休業をすることができない職員についての規定であります。第4号中、職員の定年に関する条例について、以降の文中で引用する規定を追加するなど所要の文言整備を行うものであります。

第3条につきましては、再度の育児休業ができる特別の事情についての規定であります。5ページになりますが、第3号に負傷等により子を養育することができなくなった職員が、育児休業の承認を取り消された後、当該負傷から回復した場合の規定を追加し、第4号に両親が交代で育児休業を取得することができる旨を規定したものであります。

第5条につきましては、育児休業の承認の取り消し事由についての規定ですが、国家公務員における改正に準じ、主語を明確にする等、文言の整備を行うものであります。

現行、第5条の2につきましては、任期付採用職員の任期の更新について、現行、第5条の3につきましては、期末手当等の支給についての規定であります。本条が育児休業にかかる規定であることを明確にするため、見出しの文言を改めるとともに、枝番付きの条番号を一連の番号となるよう改めるものであります。

6ページをご覧ください。

現行、第6条につきましては、職務復帰後における給与等の取扱いについての規定であります。第5条の2、第5条の3と同様の趣旨により、見出しの文言を改めるとともに、育児休業をした職員の職務復帰後の号級の調整について、育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなすとされていたものを、100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなすことに改め、同条を第8条とするものであります。

第8条の後に、新たに第9条から第18条として10条を加えるものであります。

11ページまでにわたりますが、第9条は育児短時間勤務をすることができない職員について、第10条は育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情について、第11条は育児休業法第10条第1項第5号に条例で定める勤務の形態について、第12条は育児短時間勤務の承認または、期間延長の請求手続きについて、第13条は育児短時間勤務の承認の取り消し事由について、第14条は育児休業法第17条の規定による短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができる場合のやむを得ない事情について、第15条は同じく育児短時間勤務の例による、短時間勤務に係る職員への通知について、第16条は育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例について、第17条は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任用の更新について、第18条は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例について規定するものであります。

11ページをお開きください。

現行、第7条は部分休業をすることができない職員についての規定であります。第2号に育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の育児短時間勤務の例による短時間勤務職員を規定するとともに、第4号では国家公務員における改正に準じ文言の整理を行い、同条を第19条に繰り下げるものであります。

12ページをご覧ください。

現行、第8条は部分休業についての規定ですが、見出しを他の条例との均衡を図り修正するとともに、

部分休業の承認要件を子の養育のみに緩和するものであり、同条を第20条に繰り下げるものであります。

第9条及び第10条は、部分休業をしている職員の給与の取扱い、承認の取り消し事由について規定するものですが、条の趣旨を明確にするため、それぞれ見出しを付与するとともに、準用先の条文移動による文言の修正を行うとともに、それぞれ条の繰り下げを行うものであります。

議案書にお戻りいただいて、13ページ、議案書の13ページをご覧くださいと思います。

附則であります、第1条で本条例の施行期日を、平成20年4月1日からとするものであります。

第2条では育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整に関する経過措置について規定するものであります。

以上で、議案第23号の説明を終わらせていただきます。

続きまして議案書の5ページになります。

議案第22号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例について提案の理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、只今ご説明いたしました育児休業法の改正により、育児短時間勤務制度が導入されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

条例改正の主な内容につきましては育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間の規定を追加するとともに、育児短時間勤務を伴う短時間勤務職員制度の導入に伴い再任用短時間職員の定義を改めるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条は、一週間の勤務時間を規定するものでありますが、第2項として育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を、育児短時間勤務の内容にしたがい、任命権者が定めるとする規定を追加するものであります。

現行の第2項で規定していた、再任用短時間勤務職員の定義を改め、同項を第3項とし第4項として、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間については、4週間を超えない期間につき、一週間当たり32時間までの範囲で任命権者が定めるとする規定を追加するものであります。

第3条及び第4条は週休日及び勤務時間の割り振りについての規定であります、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員についての規定を追加するものであります。

3ページをお開きください。

第7条については、但し書きで、育児短時間勤務職員等に命ずる場合には、公務の運営に著しい支障が生じる場合に規則で定める勤務をすることを命ずることができる規定を加えるものであります。

議案書にお戻りいただき、6ページをご覧ください。

附則であります、本条例の施行期日を、平成20年4月1日からとするものであります。

以上で、議案第22号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の16ページになります。

議案第26号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案の理由をご説明申し上げます。

本条例につきましても、同様に育児短時間勤務制度が導入されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

条文に沿いましてご説明を申し上げます。

議案説明資料の15ページをお開きいただきたいと思います。

第5条第11項では地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に合わせ、再任用短時間職員の定義を改めるとともに、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正により、引用する条項に移動が生じたことから所要の修正を行うものであります。

議案書にお戻りいただき、議案書の16ページをご覧ください。

附則であります、本条例の施行期日を平成20年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

これより採決をいたします。

お諮り致します。

議案第22号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次にお諮りします。

議案第23号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次にお諮りします。

議案第26号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第24号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例及び、日程第6、議案第25号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の2議案を一括議題と致します。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第24号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第25号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

執行方針でも申し上げましたとおり、厳しい財政状況が続く今日、限られた予算の中で、多くの町民の皆様のご要望にお応えしていくことが求められております。

この厳しい状況を踏まえ、さらには管内他町村の動向も鑑みまして、些少ではありますが、財政難に対処するため、特別職自らの姿勢として、期末手当の支給の際の加算を廃止いたしたくご提案申しあげるものであります。

改正の内容につきましては、現在、特別職の職員の期末手当の額は、給料月額に100分の15を乗じて得た額と、給料月額を合わせた額にそれぞれの期末手当の月数を乗じて得た額を支給しておりますが、この100分の15の加算を廃止しようとするものであります。なお、措置の期間は、平成23年3月までの3年間とし、附則にこの特例措置の規定を加えようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

議案説明資料の13ページをご覧くださいと思います。

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例につきましては、制定附則に平成20年4月1日から、平成23年3月31日までの間に限り条例第4条中の期末手当の加算を行わない規定を追加するものでありま

す。

続いて、議案説明資料の14ページをご覧くださいと思います。

議案第25号の、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例につきましては、第1条中、教育長の旅費額について、幕別町職員等の旅費に関する条例に規定していることから、第1条中の文言を整理するものであります。

また、期末手当の加算を廃止する特例措置について、常勤特別職と同様に附則に期末手当の加算を行わない規定を追加するものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、14ページと15ページをお開きいただきしたいと思います。

附則でございますが、いずれも公布の日から施行するとするものであります。

なお、今回の2本の条例の改正によります本年度の影響額につきましては、総額で町長と2名の副町長に係る3名分で、1,472千円の減額、教育長に係る分で40万7千円の減額となり、総額で1,879千円の減額となるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

これより採決をいたします。

お諮り致します。

議案第24号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 次にお諮りします。

議案第25号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第27号、幕別町特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第27号、幕別町特別会計条例の一部を改正する条例について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は17ページ、議案説明資料は16ページからになります。

健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に題名改正され、同法第49条により、後期高齢者医療に関する収入および支出について、特別会計を設けなければならないとされておりますことから、本条例に後期高齢者医療特別会計を追加する改正を行うものであります。

説明資料の16ページをご覧くださいと思います。

第1条につきましては、会計の名称とその目的を規定していますが、老人保健法が改正されることに伴い、事業目的の改正も必要になりますが、特別会計の名称からその目的は判断が可能なことから、この際、目的規定を削除するとともに、第3号として幕別町後期高齢者医療特別会計を追加する改正を行うものであります。

なお、健康保険法等の一部を改正する法律、附則第39条により、改正前の老人保健法に規定による収入および支出について、3年間は特別会計を設けておかなければならないこととされておりますが、第2号の老人保健特別会計を廃止する規定につきましては、向こう3年間に新たな特別会計の設置や、既存会計の廃止があった場合、混乱を生じる恐れがありますことから、3年後に改めて提案をさせていただく予定であります。

議案書の17ページをご覧くださいと思います。

附則であります、本条例の施行期日を平成20年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） ただ今ご説明いただきまして、この後期高齢者医療制度については、国の法改正に基づいて特別会計を新たに設置するというところであります、老人保健法が変わって後期高齢者医療制度という特別会計になっていくのですが、単にこの老人保健法から後期高齢者に名称が変わるだけでなく、内容的にも随分変わると。これは何度も議会で申し上げてきましたけども、75歳以上の方達の高齢者に対する医療制限が加わる、あるいは、新たな負担が始まるということで、この後期高齢者医療制度は本来中止すべきものだというふうに考えてきたところなんです。

それでですね、ですから特別会計を作ってはならないと思うのですが、ただ、この提案の在り方でお尋ねするんですけどもね、今、この問題については、条例を設置するというで議会にも提案されて委員会でも論議がされてきましたよね。その結論というのは、おそらく最終日になるんだろうと思うんですが、それを待たずして今この特別会計だけ先に出てくる。あるいはこの次の条例もそれに関することだと思うんですけどもね、28も。これはきちっと議会の意思を確認をして進めていくというふうに考えていくなれば、この提案そのものは、その条例案の結論を見て提案されるべきものではないのかなというふうに思うのですが、どうなんでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議会に提案するのは町長の権限で提案させていただくのですが、同一議会に同じ案件、いわゆる条例、あるいは予算、あるいはこういった関連議案、これは私どもは当然一括議会の方へ提案させていただく。それを取り扱うのは、議会運営委員会なんなりでその順番をどういう順番で議決していくかということの取り扱いでありますので、私どもがそのいま中橋議員が仰られたようなご質問に、いやそれは後がいいんだとか、先がいいんだということは答えられないというのが実情だと思います。

○議長（古川 稔） 暫時休憩いたします。

（14：25 休憩）

（14：48 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑をされる方おられますか。

質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決を致します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立、多数であります。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第28号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第28号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は18ページ、説明資料は17ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、手数料を徴収する事務につきまして、手数料の名称、金額及び徴収時期を規定したものでございますが、本条例の別表でかかっております、55項目の事務のほかに、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴いまして、町で徴収する後期高齢者医療保険料の納付証明書の発行事務に対し、手数料を徴収することが想定されますことから、この事務に係ります手数料の規定を別表の第40号の3に加えますとともに、それに伴いまして、第40号の3を第40号の4に繰り下げるものであります。

手数料の額につきましては、町税の納税証明証および介護保険料の納付証明証と同額の1年度につき150円とし、徴収時期は交付のときとし、適用として税の申告に使用する場合については、申告納税意欲の喚起、あるいは納税の促進の見地から、納税証明証および介護保険料の納付証明証同様、無料の取扱いとすることとし、その旨を明記するものであります。

議案書の18ページをご覧いただきたいと思います。

附則であります、本条例に施行期日を後期高齢者医療制度が施行されます、平成20年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決を致します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 稔） 起立、多数であります。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第29号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第29号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は19ページ、説明資料が18ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、町立わかば幼稚園の入園料、保育料の額を定めておりますが、このうち保育料の月額を6千5百円から7千円に引き上げようとするものであります。

保育料につきましては、前回改定を行いました平成10年から10年を経過しており、保育経費の増加及び管内公立幼稚園保育料などを勘案し、幼稚園児の保護者の皆さんに応分の負担をしていただくという観点から改定を行おうとするものであります。

改定額につきましては、管内の保育料の状況を踏まえまして、月額5百円を引き上げるものであります。

議案書の19ページをご覧くださいと思います。

附則であります、本条例の施行期日を平成20年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（はいの声あり）

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 5百円の引き上げでありますけども、年間どれだけの増収になるのか先ずお伺いします。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 一人に対しまして5百円で12ヵ月で一人当たり年間6千円となりまして、来年度の入園予定者が、52名いらっしゃいますので、31万2千円であります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） ただ今お答えいただきましたように31万2千円の増収だということであります。

合併して2年がたったわけでありまして、旧忠類地区の住民もまた旧幕別町地区の住民も、やはりこの合併というものが再三申し上げておりますように、住民負担の軽減にとっても非常に有効な手段だということで、合併したわけでありまして。

その点から言いますと、今回の引き上げはやはりそうした合併の効果を皆に実感してもらうためにも、やはり引き上げすべきではないのではないかというふうに思います。また、今度の、来年度の予算にあたりましては、地方が非常に苦しい状況にあるということもあって、東京都や愛知県の税収を地方の困難な地域に振り分けるという、そういう意味もあって、本町の場合、合併したということも手伝って人口の多い音更町よりも多い、若干ではありますけども、多い1億8千5百万円という増収といたしますか、交付がされる予定になっております。

そうしたことも考えますと、やはり合併した効果をしっかりとそうした公共料金の抑制にも、作用しているんだと、そういう効果がそういうところにも及んでいるんだということもきっちりと示していくことが、両旧町村地区の住民に合併してよかったんだという、そういう意識も芽生えてくるのではないかと思うわけです。そうした点で、値上げを回避することができないのかどうか、再度お尋ねをしたいと思っております。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 今回の値上げにつきましてのお話ですけども、今合併の話を出されましたけども、私も忠類の方で合併の担当をしておりました。その時のお話は国からきたパンフレットにつきましては、使用料については安くなる可能性があるというふうなパンフレットがきておりましたけども、私どもの説明の方では、そうではないと、使用料は必ずしもそういうことではなくて、合併した後でも使用料は上がる可能性があるんだというようなことを説明させていただきましたところであります。

今回の幼稚園につきましては、幼稚園の開園は昭和53年に入園料3千円それから保育料月額4千5百円でそこからスタートしておりますけども、それから4回の改正を行って、今回は平成10年から改正をしておりますので、10年ぶりの改正であります。管内の状況を見ますと、幕別町は現在、保育料につきまして、管内最低のレベルでありまして、これは先ほど副町長も説明しておりましたが、中ほどまでに引き上げさせていただきたいという提案でございます。従いまして、一人5百円で年間にしますと6千円ということになりました。すでに保護者との話し合いの中で、保護者の理解を得ておりますし、教育委員会でも議決しているということもありますので、どうかよろしくお願ひいたしたいと思っております。

○議長（古川 稔） 他に質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決を致します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 稔) 起立、多数であります。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第30号、幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第30号、幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の20ページ、説明資料の19ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の主な改正内容につきましては、平成20年4月から幕別町立幼稚園及びへき地保育所への給食を実施するため、関係条文を改正するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、給食を提供する施設として幼稚園及びへき地保育所を追加するものであります。

第3条第1項につきましては、学校給食法第6条第2項では、児童及び生徒の保護者の負担についてのみ規定していることから、幼稚園及びへき地保育所で実施する給食費の額を含め、教育委員会が学校給食法第6条第2項の規定に準じて定めるものであります。

第3条第2項につきましては、給食費を負担するものについて明文化するものであります。

議案書にお戻りいただきまして、20ページであります。附則につきましては、本条例の施行月日を平成20年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第31号、幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第31号、幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は21ページ、議案説明資料は20ページからになります。

本条例は、平成20年4月1日から実施いたします機構改革により、現在、教育委員会生涯学習課社会教育係の分掌事務である学童保育事業を、新設することも課保育係の所管といたしますことから、条文中の教育委員会を削る所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の20ページをご覧くださいと思います。

第4条第2項中、教育委員会を町長に改め、第6条中教育員会規則の教育委員会を削り、規則とする

ものであります。

議案書にお戻りいただき、21ページをご覧ください。

附則であります、本条例の施行期日を平成20年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第32号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第32号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の21ページをお開きいただきたいと思います。

現在、へき地保育所につきましては、幕別地域5カ所、忠類地域1カ所の計6カ所ございますが、本条例の改正につきましては、幕別地域の保育所に係る条例の改正であります。

へき地保育所の保育料につきましては、平成4年には4千5百円を6千円に、平成10年には6千円を7千円に改正し、その後現在まで10年間据え置いてまいりましたが、保育運営にかかります経費の増加、及び十勝管内の保育料水準との乖離が広がっていることなどから、保育料の改正を行うものであります。

なお、改正額につきましては、過去からの改正の経過及び管内の状況を踏まえまして、月額で1千5百円引き上げるものであります。

改正の内容につきましては、別表に規定しております保育料を、7千円から8千5百円に改めるものであります。

議案書の22ページをご覧ください。

附則であります、本条例の施行期日を平成20年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決を致します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 稔） 起立、多数であります。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、15時15分まで休憩いたします。

（15：06 休憩）

(15:15 再開)

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第33号、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第33号、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の23ページ、説明資料は22ページからとなります。

本件につきましては、子育て環境の支援を図り、子供を生み育てることの負担を軽減させるために、平成20年4月から乳幼児医療費助成制度を拡充いたしたく、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正しようとするものであります。

内容といたしましては、現在、医療費の1割を自己負担していただいております、住民税課税世帯に属する3歳以上から修学前の乳幼児につきまして、自己負担分の1割を町で単独助成することで、医療費にかかる自己負担を無料とするものであります。

これによりまして、現在、すでに自己負担が無料となっております、3歳未満の乳幼児及び住民税非課税世帯に属する3歳児以上、修学前の乳幼児と合わせまして、一定の所得基準以下の乳幼児につきましては医療費にかかる自己負担が無料となるものであります。

また、医療費のほかに訪問看護に係る基本利用料につきましても、現在は全ての乳幼児が1割を自己負担していただいているところでありますが、同様に無料とするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第2条第5項につきましては、訪問看護にかかる基本利用料、いわゆる自己負担額につきまして規定したものでありますが、訪問看護にかかる自己負担額につきましても無料としますことから削除し、これにともないまして、第6項を第5項に、第7項を第6項に繰り上げるものであります。

第4条第1項につきましては、助成対象となります医療費について規定したもの、また、第2項、第3項につきましては、助成の範囲について規定したものでありますが、食事療養標準負担額及び付加給付の額を除きまして全額を助成対象とすることから、第2項及び第3項を削除し、第1項に内容を整理するものであります。

また、第4項につきましては、乳幼児に関わります重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費における自己負担額の助成につきまして規定したものでありますが、今回の改正によりまして、全額が乳幼児医療の助成対象となりますことから、文言を整理するものでありまして、第2項、第3項を削除しましたことから、本項を第2項とするものであります。

説明資料の23ページをお開きください。

第5条、第6条及び附則第3項につきましては、これらの改正に伴います引用条文の整理及び文言の整理をするものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、23ページをご覧ください。

附則であります、本条例の施行期日を平成20年4月1日からとするものでありますが、適用区分の規定によりまして、施行日前の医療にかかる医療費の助成につきましては従前の例によることとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○1番(中橋友子) 子育て支援政策の中で大変要望の高かった乳幼児医療費に助成ということで、入学前まで拡充されるということで、大変喜ばれる内容であるというふうに思います。

それでですね、ちょっと気になったんですが、今副町長の説明の中で、町民全体ということではなく

て、一定の所得基準以下というご説明があったとおもうのです。この所得基準を設けられた理由とですね、基準の中身、それとうちの町ではスタートした場合に、そのスタートの時点で対象者がどのくらいいて、そしてその一定の所得を超えてこの対象から外れる人というのがどのくらいいらっしゃるのか伺います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 一定の所得基準とということで、これは今回新たに設けたものではございません。以前の制度から一定の所得基準というのは設けております。

これにつきましては、道の医療費助成事業の要綱の中で定められておまして、ちょっと扶養の親族の数によりまして異なりますけども、二人扶養家族がいらっしゃる家庭の場合、二人扶養がいて3人家族の場合、所得で608万以上の方、収入に直しますとおよそ900万程度以上の方と、3人家族で、4人家族で3人扶養がいらっしゃる家庭の場合は、所得で646万、収入に直しますとおよそ940万円以上の方、世帯という内容になります。

対象者でございますけども、以前からこの基準は設けておまして、先ほど言いましたとおり設けておりましたので、平成19年8月1日に受給者証を更新した時点では17世帯24名の方が対象となっております。

全体の対象というか、全体の年齢の方に対する割合といたしましては、およそ1.8%の方が対象という状況でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 今ご説明いただいた対象というのは要するにこの制度から外れるといたしますか、その基準の所得を超える人が17世帯24名という、1.8%ということでありますら、全体では相当数の対象の中で、24名というのはものすごいわずかな世帯、人数だと思っておりますけどもね、この608万円というのは、これはその家庭の所得なんですか、それとも世帯主の所得なんですか。考え方といたしましてね、一定の所得基準というのは、いろんな制度の中にあるんですけども、低所得者支援というような意味合いでは、所得制限というのは必ず出てくるんだろうと思っておりますけども、今回うちの町が、この乳幼児医療費助成にいたったのは、あくまでも子育て支援という理念のもとに進められたということでありましたよね、そうであるならば、そういう政策のもとで作られたものであるならば、やはり所得制限というのは、外すことの方が制度の理念からいくと正しいのではないかなと思ひまして伺ったわけです。どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 初めに所得のこの基準は生計維持者の所得ということになります。ですから奥さんが仕事をしていくらか収入があったとしても、そのメインになる方の収入が先ほどいいました、3人家族、2人が扶養ある世帯で608万ということでございます。

所得制限をそのまま引き継いで導入するということにつきましてでございますが、先ほど言いましたとおり、これ収入にいたしますと、900万以上の方、さらに今回この17世帯の方の収入でみますと、1千万円ぐらいからさらに、1千万円以上というような方がほとんどでございます。そういう意味で子育て支援という意味はございますけども、一定程度所得のある方にはそれなりにご負担願うという趣旨でございますのでご理解ください。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） この制度ができたこと自体はね、素晴らしいことだというふうに思っているんです。できればうちの町で子供を育てる人は、6歳までは医療費が無料なんだよと、どんな人も無料なんだよというのが、この子育て支援政策として位置付ける場合の概念としては大事なことじゃないかというふうに思ってね、お尋ねしたんです。

それで例えば、これ予算を見ているわけですから、世帯主ですよ、生計責任者といいましたか、ということは世帯主ですよ、そうなりますと、家庭の全体の所得をみるということではないわけですね、共稼ぎで高額の人があっても、それは別として世帯主がこの基準を超えたらその人については外すといえますか、対象外というその点でも、実態からみるとどうなのかなという、共稼ぎで1千万、1

千5百万を超えていく人も、例えば世帯主が600万以下だったら対象にはなるけども、そうじゃないと逆の場合もあるということですね。違いますか、違うんですか、じゃ答えて下さい。

それとですね、例えばこれ全部この24名ですか、対象とした場合のそのここに関わる予算というのは、実施した場合見込まれていると思うのですが、どのくらいになるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 世帯主ということではなくて、生計維持者ということで、メインの収入を持っている方の収入というんですか、所得によって決めるということになります。

ですから、仮におじいちゃん、おばあちゃん、ご主人、奥さん、子供さんという場合に、世帯主がおじいちゃん、ただ、実際に働いて収入を貰っているのは、その息子さんであるご主人と、さらに奥さんが何か仕事をしていれば、奥さんも収入があるという場合は、そのメインとなる収入、息子さんというんですか、そういうような方の所得に応じて決めるということになります。ですから、そういうような場合おじいちゃんにも収入がある、奥さんにも収入があるといった場合はさらにもっと実際には多い収入があるのかなというふうに考えます。あくまでも生計維持者の収入だけで判断するという内容でございます。

仮にこの24名の方に上乗せで単独で助成するということになると、およそ90万から100万位かというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 他に質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第34号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第34号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の24ページ、説明資料も24ページとなります。

本条例の改正につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

また、平成18年度及び平成19年度において、地方税法の改正により保険料段階が上昇するものに対し、保険料の急激な上昇を抑える激変緩和措置を実施しておりましたが、政令に改正により平成20年度も引き続き行うことが可能となりましたことから、本町におきましても激変緩和措置を引き続き実施するため、附則の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第19条については、介護保険等運営協議会の所掌事務について定めたものでありますが健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法等に規定する老人保健計画の条文が削除されることに伴う所要の改正であります。

附則第6条は保険料の激変緩和措置について定めたものでありますが、平成20年度も引き続き、激変緩和措置を実施するため、見出しを平成20年度までに改め、第3項として平成20年度における激変緩和措置の対象者及び保険料率を追加するものであります。

激変緩和措置の対象の範囲は従前と同じであり、保険料率は平成19年度と同額にするものであります。

議案書の25ページをご覧ください。

附則であります、本条例の施行期日を平成20年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第35号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題と致します。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第35号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の26ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められましたことにより、同法の引用関係等の整理と学校教育法の一部改正により、文言整理であります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第2条第2項第3号は児童の定義につきまして規定したものでございますが、学校教育法の一部改正によりまして、従来の盲学校、聾学校及び養護学校が特別支援学校に改められましたことにより、文言整理であります。

第2条第3項につきましては、助成対象の医療費の根拠となります医療保険各法について規定しているものであります。老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められ、後期高齢者医療が新たに医療保険として区分されましたことから、第7号に追加するものであります。

第2条第4項につきましては、助成対象の医療費につきまして規定しているものであります。従来の老人保健法は、医療保険各法に区分されないものでありますことから、医療給付及び療養給付を医療保険各法の規定による給付に準じて取り扱うよう規定していただいておりますが、前項第7号の追加によりまして、不要となりましたことから削除するものであります。

27ページをお開きください。

第3条第3号のウにつきましては、助成対象外となるものについて規定したものであります。老人保健法等の改正によりまして、根拠法令が高齢者の医療の確保に関する法律等に改正になりましたことにより、文言整理であります。

また、新たに第3条第3号エとして、65歳以上の重度心身障害者で後期高齢者医療の資格を取得しないものにつきましては、助成対象外とする規定を追加するものであります。

第7条につきましては、受給者証の提示について規定したものであります。老人保健法の改正によりまして、健康手帳の交付が保健事業としての義務ではなくなりましたことから該当する文言を削除するものであります。

議案書にお戻りをいただき、26ページをご覧くださいと思います。

附則であります、本条例の施行期日を平成20年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第36号、幕別町立へき地診療所条例の一部を改正する条例のを議題と致します。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第36号、幕別町立へき地診療所条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の28ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の改正につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴う所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条につきましては、へき地診療所で診療を受けるものについて定めたものでありますが、健康保険法等の一部を改正する法律により、新たに平成20年4月から、後期高齢者医療制度が創設されることに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律を加えるなど所要の改正を行うものであります。

第3条につきましては、へき地診療所の使用料の額、いわゆる診療報酬について定めたものでありますが、健康保険法等の一部を改正する法律により診療報酬を規定する根拠条文等が改正されることから全文を改めるものであります。

議案書の27ページをご覧くださいと思います。

附則であります、本条例の施行期日を平成20年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第37号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第37号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の29ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては国民健康保険法第58条第1項の規定に基づきまして、幕別町の国民健康保険の被保険者が死亡した際に、そのものの葬祭を行いますものに対して支給いたします葬祭費の支給額を改正するというものであります。

第9条第1項は、葬祭費の支給額について規定しているものでありますが、支給額を1万円から3万

円に引き上げるものであります。

従前の支給額1万円につきましては、昭和49年度に5千円から1万円に改正して以来、据え置いたものであります。平成20年4月から施行されます、後期高齢者医療制度におきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の条例により、3万円と規定されておりますことや、道内の国民健康保険におけます平均支給額が2万5千円でありますことなど、道内の他の保険者との支給額の実情を踏まえまして3万円としたものであります。

第2項につきましては、健康保険法等と他の法律におきまして、同様の給付を受けられる場合につきましては、そちらを優先し、国民健康保険からの給付を行わない旨を規定するものであります。

議案書の28ページにお戻りをいただきたいと思います。

附則であります。本条例の施行期日を平成20年4月1日からとするものであります。

なお、葬祭費の受給権の取得につきましては、葬祭を行った時点となっておりますことから、経過措置といたしまして、施行日前に行いました葬祭につきましては、なお従前の例による旨を規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第38号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第38号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例について提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の30ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の主な改正内容につきましては、企業に対する新たな助成措置として、町の工業団地において事業場の新設または増設に伴い、新たに常時雇用する従業員を雇用する場合、町内に居住する従業員の人数に対し助成する雇用促進補助金、また、事業者が町工業団地の土地を幕別町土地開発公社から取得した場合、その土地代金の10%を助成する工業用地取得促進補助金を新たに創設し、企業がより立地、投資しやすい環境を整えることにより、企業立地の促進並びに既存企業の育成に繋げるものであります。

以下、条文にそいましてご説明を申し上げます。

第2条につきましては、用語の意義を規定していますが、第1号の事業上に定義を加えるとともに、第3号の投資額の規定を固定資産税の免除の対象となる農村地域工業等導入促進法の規定に合わせるほか、他の号において文言の整理を行うものであります。

第3条につきましては、助成の対象を規定していますが、用地取得に対する補助を加えるため、幕別町土地開発公社から土地を取得するものを加えるものであります。

31ページをお開きください。

第4条につきましては、第1項を全文改正し助成の種類について3つの補助金を表記するものであります。

第4条の次に3条を加え各補助金の要件、補助金について規定を加えるものであります。

新たな第5条として事業上の新設または増設に伴う固定資産税相当額を補助する、企業開発促進補助

金について規定するものであります。

新第6条は、今回新たに導入する雇用促進補助金について規定するものですが、事業上の新設または増設に伴い、町内に居住する常時雇用する従業員の数に対し、20万円を乗じた額を補助するもので、4千万円を限度とするものであります。

新第7条についても、新たな補助である工業用地取得促進補助金について規定するものでありますが、指定地域において土地開発公社から土地を取得したのものに対し、土地の価格の10%を補助するもので2千万円を限度とするものであります。

32ページをご覧ください。

以下、条の追加に伴い、条の繰り下げ及び文言の整理を行うものであります。

議案書にお戻りいただき、32ページをご覧ください。

附則であります、第1項で本条例の施行期日を平成20年4月1日からとするものであります。

また、2項では経過措置として、適用を施行日以後の事業上の新設、増設したものとし、施行日前のものについては従前の例によるものとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 若干質問をさせていただきたいと思っております。

今回の条例の改正ということで、企業誘致のその重要性というのでしょうか、その必要性というのは、議会でももちろんではありますけども、いろんな場面で論じられているところであります。

町の姿勢としては、私は今回の条例改正については一定の評価をしたい。特に他の町村に類を見ないような中身であるというようなことも聞いておりますので、そこは今申し上げたように評価をさせていただきたいというふうに思います。

そこで、1、2点なんです、今回の条例改正というんでしょうか、その補助金の目的というんでしょうか、私は工業団地の土地を、もちろん売ることが大事でありますけども、それ以上に企業誘致をしよう、なんとかして企業誘致をしようということが、私は主眼であろうというふうに思っていますけども、基本的な考え方、工業団地売れなくてもいいと言っているのではないですけどもね、それ以上に企業誘致、企業に来てほしいと、そして工業の出荷額、あるいはまた製造品の出荷額をなんとか増やして雇用の創出、あるいはまたその町の活性化につなげたいという気持ちだろうというふうに思うんですけども、先ず1点目、その工業団地を売ることが主眼なのか、それとも企業誘致が主眼なのかということでお伺いをしたいと思っております。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（藤内和三） 本町では秩序ある街並みを形成すべく、都市計画法によりましてですね、用途地域を定め土地利用を推進してきております。

この中では、工業系の施設を集約化しながら、良好な住環境を守るという観点から、工業団地を計画的に造成整備し現状を行ってきた経過がございます。

ご承知のとおり、近年、工業団地の販売が低迷していると、土地開発公社の財政的な負担が大きくなってきておりますことから、今回、ご提案させていただきました、新優遇措置によりまして、工業団地の販売が促進され、結果、土地開発公社のですね、財政健全化を図るという目的から、今回こういった制度を制定しております。

また、さらには今ご質問ありましたように、土地を売ることが先なのか、企業誘致どちらなのかというご質問もございますけども、これはそういう意味では、土地も処分しなければいかん、それと町の活性化の観点から言っても企業誘致の調整とというのは重要なこととございますので、今千葉議員が言われるような、両方を踏まえた中で、今回こういった条例制定を、条例の改正をさせていただくということで、提案をさせていただいたところでございます。

○議長（古川 稔） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 私の質問というんでしょうか、難しいんでしょうけど、答弁は難しいでしょうけども、こっちからという一つの目的のためにやっているということではないことは十分理解するんですけども、なぜそういうかという、この条例では、工業団地の土地を買った人のみ該当させるということでもありますよね。ですから、私はこの今期条例というんですか、今回、その以前に企業開発促進条例がありますよね、それでこれ一部改正ということですよ。これは、おそらく趣旨はリバーサイドができたときだとか、いろいろ工業団地を造成した時にそういったものを固定資産税相当額を補助しようということだと思えるんですけども、それはそれであれなんですけども、私は工業団地に固執しすぎるが故にですね、例えば工業団地以外の所を求めて幕別にきたいというところは該当しないわけですよ、この制度には。ですから私はここにですね、一項を加えて、例えば特に町長が認める場合については該当させるよというような文言を入れるべきだと、柔軟にね対応できるようなことを考えるべきだと思うのです。それともう一つは、企業開発促進条例、今回のこれもそうですけども、要するに工業団地を買って立地をするところ、あるいは工業団地以外を買って立地をするところと、これ差をつけていますよね、今回も5年、3年というか、両方とも補助はしますよと、だけでも工業団地を買ったところは5年ですよ、他のところについては3年ですよというような差をつけていますよね、私はこれも一つの手だと思うのです。ですから、町長が認める場合については、今言ったように工業団地以外でも、この制度に乗せるよということも一つ、あるいはそれができなければ、差をつけるというのはいかがでしょうか、例えば、2千万の4千万ですからね、ですから半分にするとか、例えばの話ですよ、要するにどこへ来ても、工業団地を買わないでですね、どこに来ても幕別に入ってきたときには何がしかの制度がありますよといったことが、私は大事ではないかと思うのです。ということは、合法的に、例えば農地でも、農振の網だとかいろいろありますけどもね、でも場所によっては、農業関連施設であれば当然、立地することができるわけですから、ですからそういうことも考えられるわけですよ、ですからそういうことを予想した時にはですね、工業団地だけということではなくて、そこは柔軟に対応できるような、自らの手足を縛ることではなくて、柔軟に対応できるような体制を整えていくということが大事だというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 今回の新たな政策を導入しようということにあたりましてですね、工業団地に限定すべきかどうか、あるいは町内すべての地域に適用させるべきかという検討もさせていただいたところでもあります。

それで、まずは今経済部長が申し上げましたとおり、幕別町の土地利用、工業団地を処分していくことが最優先されるという考えに立ちました。さらにはですね、千葉議員の仰られることもよくわかるんですけども、工業団地は土地開発公社の所有地であります、それ以外の土地になりますと、これは町の土地が含まれるかもしれませんけども、いわゆる民地になる可能性もありますね、そういったときに、そのまま本条例の条文そのままの適用はおそらく難しいのだろうと、これはまだ今後の研究の課題の余地があるという結論に至りましてですね、今回は企業誘致を先ず促進させるための第一歩というふうに考えております。

先ずは現状、空いている工業団地を埋めていくことが優先される課題だというふうに捉えまして、今回の条例提案とさせていただいたところでもありますので、今千葉議員が仰られるとおりですね、確かに企業誘致は町にとって重要な課題でありますので、今後とも継続して協議を、内部で研究を続けていきたいと思っています。

また、おそらく大規模な土地を取得して企業が来られる際にはですね、これは道なり国なりの制度というものがありますので、これは町独自というわけではないですけども、そういったものの制度の紹介も含めてですね、そういういったもしお話があれば、そういった制度の研究も含めて一緒に説明をさせて行きながらですね、なんとか企業誘致につなげたいという思いで、今回の条例を提案させていただいたところでもありますので、是非ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 検討するというふうに私は理解をさせていただきますけどもね、ただ、工業団地以外に今、道とか国の補助だとかいろいろ制度ありますよね、それはわかりますけども、それは我が町だけではなくて、全道一円ですからね、ですからそこは我が町の優位性にはならないんですよ、なおかつこれがかぶせることによって、その効果というか出てくるわけですから、せっかくこれだけ見ていると、一見いいような制度なんですけども、やっぱり網がかかっているという制限されてますよね、工業団地という制限されている。ですから、やっぱりせっかく制度を作って実効あるものにしていこうとなればですね、思い切った施策というにはそこだと思えるのですよね、言葉適当ではないかもしれませんが、やはり行政の人たちが考えるのと、それから我々というか、企業の人たちの考えと、ちょっとずれがあるというかね、せっかく私は皆さん方だめだといっているわけではないんですけども、せっかくいい制度を作るわけですから、みんなに利用してもらえるようなですね、そして実効の上がるような、効果の上がるようなことになっていかないと、制度が死んでしまう。もうそれ以上言いません。考えるということですから私もそこに期待しますけどもね、できれば早く、だめならだめ、いいならいいという結論を出して、できれば同時並行でね、すぐ4月1日からこの制度が始まるわけですから、なるべく早く検討をしてですね、結論をだして、幕別に素晴らしい制度があるぞということで、企業誘致対策室がですね、いやいや忙しくて忙しくて大変だということになるようにですね、期待をしたいというふうに思いますので、答弁はいりませんが、そういうことで私は理解をさせていただきたいと思いません。

そんなに前向きには考えていないということであれば、答弁いただきたいと思えますけども、そういうことで理解をいたします。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 決して前向きでないから答弁したわけではないですけども、今申し上げましたとおり、大きな企業がもし来るとなれば、たぶん北海道なり国の制度があると申し上げましたけども、これはですね、例えば自動車関連産業ですとか、IT産業ですとか、出てくる企業に対しての職種といいますか、業種に限定されたような制度、これは国や道なりがそういうのがありますが、そういった制度なんですね。そういった制度を私どももう少し勉強させていただいてですね、そこに合うもの、あるいはそこに上乗せできるもの、そういったものについて、私たちもまだ研究を続けたい、そういった気持ちがありますので、その点をご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 他に質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第39号、幕別町営牧場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第39号、幕別町営牧場条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の31ページ、説明資料の33ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、本町の酪農畜産を取り巻く情勢が、飼料価格の高騰などの要因により、非常に厳しいものとなっておりますことから、町内畜産農家に対する緊急の支援として、町営牧場の使用料を特例的に減額すべく、所要の改定をさせていただくものであります。

改正の内容につきましては、制定附則に第7項として使用料に関する特例の規定を加えるものでありまして、平成20年度及び21年度に限り、乳用牛、肉用牛及び農業馬に係る町内使用者の使用料において本則において1日1頭あたり230円と規定されているものを、30円引き下げ200円とするものであります。

なお、仔馬及び町外の使用者に係る使用料については本則に規定する使用料と同額であります。

議案書の31ページをご覧くださいと思います。

附則であります、本条例の施行期日を平成20年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第40号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第40号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例について提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の34ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、平成19年度に整備が完了した都市公園3カ所を追加するため所要の改正を行うものであります。

別表第1は、都市公園の名称及び位置等を定めておりまして、文京緑地の次に公園名、共栄せせらぎ公園、位置、幕別町札内共栄町162番地16他、公園名、北栄せせらぎ公園、位置、幕別町札内北栄町153番地1他、公園名、十勝エコロジーパーク、位置、幕別町字相川27番地他、の3カ所を追加するものであります。

今回の改正に伴いまして、本町の都市公園は89カ所、面積といたしましては約218.8ヘクタールとなるものであります。

議案第40号、補足資料をお開きいただきたいと思います。

1ページにつきましては、今回追加いたします、3カ所の公園の位置を示しております。

2ページは共栄せせらぎ公園、3ページにつきましては、北栄せせらぎ公園の詳細を示しております。

次に4ページをご覧くださいと思います。

十勝エコロジーパークは、十勝エコロジーパーク財団により整備が進められておりました、15.2ヘクタールの公園整備が完了し、過日、財団より公園施設の寄付をいただいたものであります。

5ページをご覧ください。

十勝エコロジーパークにつきましては、千代田新水路分流せき管理棟及び魚道観察施設が併設されております、せき横魚道、降水式魚道などの河川施設に隣接する形で公園の整備がされておりました、今回、寄付を受けた公園施設につきましては、園路、駐車場、芝生広場、ベンチ、東屋、多目的トイレ、植栽、案内看板などあります。

議案書にお戻りいただき、32ページをご覧ください。

附則であります、今回追加いたします3カ所の公園につきましては、本年4月からの供用を開始を予定しておりますことから、本条例の施行期日を平成20年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 十勝エコロジーパークの方について数点、お伺いをしたいと思います。

平成8年頃から、十勝エコロジーパーク推進協議会などにおいて事業計画をされて、いよいよ完成されるということで、整備した分を寄付をいただくということかと思うのですが、この15.2ヘクタールに係る、これから幕別町が未来永劫管理をしていかなければならないこの部分にかかる経費がどのくらいかかるのかを教えていただきたいと、報道ではですね、間違いだと思うのですが、財団に委託される予定という記事もありました。

これもちょっと間違いだと思しますので、確認をさせていただきたいと思います。

それと、十勝エコロジーパーク推進協議会が始まった当初よりですね、この公園が完成してからの利用促進については非常にどういふことがあるのかということが、問題視されていて、それから十数年たって完成に至っているわけでありまして。その間、幕別町としてこの十勝エコロジーパークがいろいろな人方に利用されて、使われる公園となるようにどういった利用促進計画をお考えになってきたのかおしえていただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 車両センター所長。

○車両センター所長（森 範康） 先ず1点目のエコロジーパークの公園に係る管理経費ですけども、これから発注する業務でありますので、正確な数字はお伝えすることはできませんですけども、大体の数字ですけども、200万前後というふうに考えていただければと思います。

管理の内容ですけども、他の町内の公園と同じようにですね、芝刈りを年18回、それから清掃を年20回と設計しているところであります。

その他に、駐車場の近くに循環式トイレがございますので、こちらの清掃も4月の下旬から11月上旬まで、毎日清掃する予定といたしております。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 2点目の財団への委託ということで一部報道が出ておりましたけども、これから、今所長が言いましたように、芝刈りの関係の公園の管理、あるいは移動式トイレがございますので、そこの保守点検という形になってまいりますけども、2本立てになるのかなと思っておりますけども、その2つについては、今後まだ入札でいくのか見積もり合わせでいくのかというのは、これからの問題でございます。ただですね、エコロジーパーク、いわゆる400ヘクタールの大きな計画決定を持って道立公園があり、池田エリアがあり幕別エリアがあるということとあわせて、河川施設であります、先ほどの説明にありました魚道、降水式の魚道というものがあまして、その魚道関係につきましては、あくまでも開発建設部の川の施設ということで、位置付がなされてそちらの方が管理をしていくということで、道立公園については、北海道が財団に対して指定管理を行っています。それと川についても、財団の方に運営面も兼ねて今現在管理を行っている。今後もそれは変わらないという形になっています。そのへん町としては町の費用をかけて管理をしていくわけでございますけども、その全体のその一体的な公園としてどういう管理がいいのかということも踏まえながら今後入札なり見積もりあわせなりと、総体的に判断していかなければならないというふうに考えています。

それと今後の利用についての計画ということでございますけども、先ほど言いましたような施設が川を挟んで、そこには橋もありますから、行き来はできるということになるんですけども、さらにそこには今の計画としては、ちょっと見づらい図面でございましたけども、自転車、貸自転車のレンタサイクルなども川向とこちらで用意をしてということも計画をされていることでございますので、そのへん道立公園あるいは池田エリア、幕別エリア、川の施設という一体感を持った中で皆さんは生涯学習などに活用できるような形での利用を図っていかなければならないというふうに考えています。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） かかる経費についてなんでありますが、このせせらぎ公園、北栄の共栄のせせら

ぎ公園の方もそうなのかなと思うのですが、平成10年にエコロジーパークの方は、広域公園として都市公園としての決定が決定しているということですから、交付税で見ただけの部分があるのかなと思うのですが、そういったところを確認させていただきたいと思います。

それと、基本的にはこういったエリアを民間の方々、様々な方が自主的に利用していくということが望まれる姿かなと思うのですが、やはり町としてもこういった小学校だったり中学校だったり、いろんな方々に利用を促進するようなことを、これから考えていかれるの予定なんかもあるのかどうか合わせてお伺いします。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 交付税措置がされるのではないかという点に関しまして、普通交付税の中で公園が供用になった後に、面積に応じまして、一定の額が基準財政需要額に算入されるということになっております。

試算値ということで申し上げますと、3つの公園合わせまして約610万円位になろうかなというふうに考えているところであります。

○議長（古川 稔） 都市計画課長。

○都市計画課長（田中光男） 今後の公園の事業展開ということでございますけども、今現在、道立公園の方では自然観察会だとか自然体験活動、冬については、エコロジーパークで冬で遊ぼうなんていうイベントも開かれているようでございます。

これについては当然、今部長が申したとおり、池田エリア、幕別エリアとございますので、同様の事業展開を進めていきたいなということと、うちの方ではもっと有利なところといたしまして、先ほどから河川施設ですね、降水式魚道だとかいろいろございますので、そういう中で治水学習等も十分可能でありますので、そういう面を開発建設部等とも協議をいたしまして、また学校等の総合学習にも活かしていけるようにですね、これから検討していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 他に質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第41号、町道の路線変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第41号、町道の路線変更につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

町道の路線変更についてであります。今回変更しようとする路線は2路線であります。

説明資料の35ページをお開きいただきと思います。

札内鉄道北沿線通につきましては、平成20年度から実施予定のまちづくり交付金事業に伴います終点地変更であり、路線延長を109.52メートル延長するものであります。

続いて、油槽所東通1号につきましては、札内鉄道北沿線通の終点地変更に伴います起点地の変更であり路線延長を72.18メートル減とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第42号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

遠藤副町長。

○副町長(遠藤清一) 議案第42号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の34ページ、35ページをお開きいただきたいと思います。

忠類村との合併後におきましても、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により、過疎地域とみなされる区域にかかわる幕別町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、同法第6条第1項の規定により平成18年6月第2回定例議会におきまして、平成17年度から平成21年度までの後期5ヵ年計画の議決をいただいたところでございますが、計画の一部に変更が生じたことから変更をお願いするものでございます。

今回の変更につきましては、本年度、簡易水道特別会計において実施しております、元忠類地区排水管整備事業及び農業集落排水特別会計において実施しております、忠類白銀町污水枝線新設工事の財源としての過疎対策事業債の充当について十勝支庁と協議を進めておりましたが、十勝管内及び道内枠での調整の結果、両事業とも過疎対策事業債の起債対象になることに伴いまして、議案書の別紙2に記載のとおり幕別町過疎地域自立促進市町村計画18ページの区分4、生活環境の整備、(3)計画中、自立促進施策区分の3、生活環境の整備、事業名(1)水道施設、簡易水道、事業内容、簡易水道等施設整備事業、実施主体、幕別町、事業名が(2)下水道施設、農村集落排水施設、事業内容、忠類地区農業集落排水事業、実施主体、幕別町、この2事業を追加するものでございます。

簡易水道等施設整備事業は、忠類元忠類地区での排水管整備事業でありまして、排水管敷設延長が161メートル、総事業費は350万円、忠類地区農業集落排水事業につきましては、忠類白銀町污水枝線新設工事、延長が46メートル、総事業費300万円、いずれも平成19年度単年度事業であります。合計650万円を追加変更するものでありまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定に基づき、議会の議決をいただくものでございます。

なお、北海道との協議につきましては、2月5日をもって協議を終えていることをご報告申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

「休 会」

○議長(古川 稔) お諮り致します。

議事の都合により、明15日から20日までの6日間は、休会致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって3月15日から、3月20日までの6日間は、休会することに決定致しました。

「散 会」

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了致しました。

本日は、これをもって散会致します。

なお、議会再開は3月21日、午後2時からであります。

(16 : 18 散会)

第1回幕別町議会定例会

議事日程

平成20年第1回幕別町議会定例会

(平成20年3月21日 14時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

15 杉山晴夫 16 大野和政 17 杉坂達男

(諸般の報告)

日程第2 発議第2号 「道路中期計画」の推進に関する意見書

日程第3 議案第1号 平成20年度幕別町一般会計予算

日程第4 議案第2号 平成20年度幕別町国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第3号 平成20年度幕別町老人保健特別会計予算

日程第6 議案第4号 平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算

日程第7 議案第5号 平成20年度幕別町介護保険特別会計予算

日程第8 議案第6号 平成20年度幕別町簡易水道特別会計予算

日程第9 議案第7号 平成20年度幕別町公共下水道特別会計予算

日程第10 議案第8号 平成20年度幕別町公共用地取得特別会計予算

日程第11 議案第9号 平成20年度幕別町個別排水処理特別会計予算

日程第12 議案第10号 平成20年度幕別町農業集落排水特別会計予算

日程第13 議案第11号 平成20年度幕別町水道事業会計予算(以上、予算審査特別委員会報告)

日程第14 議案第21号 幕別町後期高齢者医療に関する条例(民生常任委員会報告)

日程第15 陳情第1号 アイヌ民族に関する総合的施策確立のため国に審議機関設置を求める意見書の提出について(総務文教常任委員会報告)

日程第16 陳情第2号 地域医療の確保に関する意見書の提出を求める陳情(民生常任委員会報告)

日程第17 陳情第3号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外の意見書を求める陳情書(産業建設常任委員会報告)

日程第17の2 発議第3号 「アイヌ民族に関する総合的施策確立のための審議機関設置」に関する意見書

日程第17の3 発議第4号 地域医療の確保に関する意見書

日程第17の4 発議第5号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書

日程第18 選挙第1号 選挙管理委員・同補充員の選挙

日程第19 各常任委員会所管事務調査報告

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

日程第20 閉会中の継続調査の申出

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会 議 録

平成20年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成20年3月21日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月21日 14時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 14 永井繁樹 15 杉山晴夫 16 大野和政
17 杉坂達男 18 助川順一
- 6 欠席議員 (1名)
13 芳滝 仁
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
副 町 長 遠藤清一 教 育 長 金子隆司
教 育 委 員 長 林 郁男 代 表 監 査 委 員 市川富美男
農 業 委 員 会 会 長 上田健二 会 計 管 理 者 菅 好弘
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 藤内和三
民 生 部 長 新屋敷清志 企 画 室 長 佐藤昌親
建 設 部 長 高橋政雄 忠 類 総 合 支 所 長 川島廣美
札 内 支 所 長 熊谷直則 教 育 部 長 水谷幸雄
総 務 課 長 川瀬俊彦 糠 内 出 張 所 長 中川輝彦
企 画 室 参 事 羽磨知成 地 域 振 興 課 長 姉崎二三男
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
15 杉山晴夫 16 大野和政 17 杉坂達男

議事の経過

(平成20年3月21日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、15番、杉山議員、16番、大野議員、17番、杉坂議員を指名致します。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） この際、諸般の報告を事務局から致させます。

○事務局長（堂前芳昭） 13番、芳滝議員より本日、欠席する旨の届け出がありましたのでご報告いたします。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮り致します。

日程第2、発議第2号、「道路中期計画」の推進に関する意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって日程第2、発議第2号は、委員会付託を省略することに決定致しました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第2、発議第2号、「道路中期計画」の推進に関する意見書についてを、議題と致します。

提出者の説明を求めます。

堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 発議第2号。

平成20年3月21日。

幕別町議会議長、古川稔様。

提出者、幕別町議会議員、堀川貴庸。

賛成者、同じく、幕別町議会議員、大野和政議員。

道路の中期計画の推進に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

道路の中期計画の推進に関する意見書案。

現在、国は、平成20年度以降10年間の具体的な道路整備の姿を示した道路の中期計画を策定中であり、その中で高規格幹線道路について早期にネットワークとして機能させることとされたほか、冬期交通環

境を考慮した道路整備や除排雪など道路の管理、防災・防雪対策や交通事故対策の推進、橋梁などの道路施設の計画的な補修・更新と適切な維持管理の実施などが盛り込まれ、その必要額が示されたところでもあります。

北海道においては、高規格幹線道路など主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策や救急医療など生活道路の確保などの面においても、まだまだ道路の整備は不十分であるほか、除雪などの維持管理業務や、今後老朽化を迎える橋梁などの維持更新費用の増大が見込まれている。

このような中、道内地方公共団体においては、毎年、道路特定財源のほか多くの一般財源を投入し、道路の整備や維持管理を行っているところである。

これらのことから、その必要額が確保され中期計画が着実に推進されるよう、特に下記について強く要請する。

記。

1、道路特定財源については、平成20年度以降も、現行の税率水準を維持する法案を今年度内に確実に成立させることにより、安定的かつ確実な道路整備のための財源を確保すること。

2、地方が真に必要な道路整備や維持管理を行うにあたっては、地方への配分割合を高めること等により、地方における道路整備財源の充実に努めること。

3、地方の様々なニーズに柔軟に対応する道路整備を進めるため、地方道路整備臨時交付金制度については、平成20年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年3月21日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

[討論]

○議長（古川 稔） これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

増田議員。

○8番（増田武夫） 日本共産党議員団を代表して、道路の中期計画の推進に関する意見書に対する反対討論を行います。

この意見書が、推進を求めています道路中期計画は、道路特定財源とガソリン税などの暫定税率を継続する根拠となっているものであり、国会審議などを通して、その計画の問題点が次々と明らかになっています。

政府の道路中期計画は、バブル期時代に作られた、1万4千キロの高規格幹線道路整備計画を復活させるだけでなく、6千950キロに及ぶ地域高規格道路とあわせて自動車専用道路建設は、全長2万11千キロになることが明らかとなりました。

地域高規格道路には、東京湾口道路や、建設費が2兆円を超える伊豆湾口道路など、6本の巨大横断道路に代表される気の遠くなるような無駄なものが含まれています。

政府は、道路特定財源は、通学路の歩道整備やバリアフリー化、防災、防雪対策のためなどと言っていますが、これらを全部合わせても10%程度に過ぎません。

10年で59兆円の中期計画の大半は基幹ネットワークのための自動車専用の大型道路の建設であります。

これまでも、道路特定財源の下で、高速の道路などの国直轄の道路整備事業が増加する一方で、2000年から2006年の7年間に地方道の整備事業が64%もの大幅削減となるなど、生活道路整備は大きく後退

してきました。

地方からの要望が強いことを最大の根拠に続けられてきた、道路特定財源による道路整備の下で、地方の住民が望む生活関連道路の整備が減り続け、東京湾アクアラインのような費用対効果を無視した道路が造られてきたのであります。

町村議会が、59兆円の総額先に在りきの道路中期計画推進を求める意見書を採択することは、地方が切実に必要としている道路整備を遅らせるという皮肉な結果を持たすこととなります。

また、毎日新聞が、3月3日の発表した世論調査によりますと、この道路中期計画に沿った道路整備に反対としている人が75%で、賛成は19%に過ぎません。3月4日付の朝日新聞によれば、道路特定財源の一般財源化に賛成するが59%、反対はその半分の30%となっています。圧倒的な世論は、道路中期計画の見直しと特定財源の一般財源化を求めているではありませんか。

所得や地域間の格差がますます広がり、地域産業と住民生活が困難を極める中、地方自治体がしっかりと役割を果たさなければなりません。

無駄な道路建設推進の自動装置となっている道路特定財源を、一般財源化することによって、必要な生活道路は勿論、医療や福祉、農業や商工業の振興のために使える地方自治体の自主財源とする道を開くことこそ必要ではないでしょうか。

無駄な支出を削減し、地方重視の政治に転換することによって、暫定税率廃止による地方への影響をなくすことができると考えます。

かつてアメリカのニューヨークタイムスは、日本の破滅への道は、コンクリートで舗装されていると論評したことがあります。異常な公共事業偏重の政治が国を駄目にするとの警鐘といえるのではないのでしょうか。それから、しばらく経った今日でも、その手法を変えない政治は、無駄な巨大建設工事に国民の血税を湯水のように注ぎ込む一方で、貧困と格差を深刻な社会問題にいたしました。

はっきり表れた世論調査、このような世論調査に反して、道路中期計画推進の意見書を採択することは、結果として6本の横断建設に代表される、税金の無駄遣いに手を貸すことになると言わざるをえません。

私たちは税金は、史上空前の利益を上げている大きな企業などに、相応の負担を求めることで、中期計画の見直しを始め、国政のあらゆる部門の無駄をなくして、必要なところに振り向けることによって、安心して暮らし生きることができる社会を作ることができると考えています。

したがって、本意見書に賛成することはできません。以上で道路中期計画の推進に関する意見書に対する反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に原案に賛成者の発言を許します。

永井議員。

○14番（永井繁樹） 発議第2号、道路の中期計画の推進に関する意見書に対して、私は賛成の立場で討論を行います。

地方自治体の財政に、混乱と迷惑をかけることなく、暫定税率を廃止することが可能なのでしょうか。

ガソリン25円の引き下げ、一般財源化、地方には迷惑をかけない。新しい道路を作るといった主張は、財源の計算が成り立たず、現実的には難しいのではないのでしょうか。平成20年度の道路特定財源の税収見通しは、おおよそ5兆4千億円です。

ガソリン税など、道路特定財源の暫定税率を廃止すれば、国は1兆7千億円、そして、地方は9千億円、合わせて2兆6千億円の税収減になります。

地方では地方独自の歳入減9千億円、国からの地方道路整備臨時交付金7千億円弱が廃止されるほか、市町村道への補助金6千億円の交付も難しくなるので、実質、2兆2千億円の影響が地方財政に生じる恐れがあります。

また、多くの自治体では新しい道路の建設は勿論、道路の維持管理や除雪、古い橋の修繕なども難しくなります。

国においても、暫定税率を廃止すると、1兆7千億円の歳入減となり、国の歳入は1兆6千億円、こ

のうち地方へ配分される地方道路整備臨時交付金、さらには補助金を加えた1兆2千億円を差し引くと、残るのはわずか4千億円です。

この4千億円では、国道の除雪や維持管理すら難しく、新規事業や継続事業は一切できません。地方財政や国民の生活を直撃します。

日々の暮らしを支える歳出予算は、税収の裏付けが必要です。

暫定税率を廃止して、従来の道路整備水準を維持しようとするのは、道路整備だけではなく、福祉や医療、そして教育など行政サービスへの影響も図り知れません。

このような背景の中、今回の提出意見書の要項項目は、一つに平成20年度以降も安定的かつ確実な道路整備のための財源確保、二つ目に地方における道路整備財源の充実、三つ目に平成20年度以降の地方道路整備臨時交付金制度の継続です。これら3項目が税収の裏付けがきちんと確保され、北海道における道路の中期計画が着実に推進されるためには、必要不可欠であります。

目前に迫った自治体の新年度予算に混乱を招くことなく、国民不在の政局にしないようにすることが、重要であると私は考えます。

よって、本意見書に対して、私は強く賛成するものであります。

○議長（古川 稔） 他に討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採 決]

○議長（古川 稔） 採決をいたします。

お諮り致します。

発議第2号、道路の中期計画の推進に関する意見書案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 稔） 起立「多数」であります。

したがって本案は、原案とおり可決されました。

[一括議題・委員長報告]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第1号、平成20年度幕別町一般会計予算から、日程第13、議案第11号、平成20年度幕別町水道事業会計予算の11議案を一括議題と致します。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長、前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 平成20年3月21日。

幕別町議会議長、古川稔様。

予算審査特別委員長、前川雅志。

予算審査特別委員会報告書。

平成20年3月3日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成20年3月17日、18日、19日、3日間。

2、審査事件。

議案第1号、平成20年度幕別町一般会計予算。

議案第2号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計予算。

議案第3号、平成20年度幕別町老人保健特別会計予算。
議案第4号、平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算。
議案第5号、平成20年度幕別町介護保険特別会計予算。
議案第6号、平成20年度幕別町簡易水道特別会計予算。
議案第7号、平成20年度幕別町公共下水道特別会計予算。
議案第8号、平成20年度幕別町公共用地取得特別会計予算。
議案第9号、平成20年度幕別町個別排水処理特別会計予算。
議案第10号、平成20年度幕別町農業集落排水特別会計予算。
議案第11号、平成20年度幕別町水道事業会計予算。

3、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（古川 稔） お諮り致します。

委員長報告に対する質疑を省略致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を省略することに決定致しました。

[討論]

○議長（古川 稔） これより、討論を行います。

まず、議案第1号、平成20年度幕別町一般会計予算に対する原案に反対者の発言を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 日本共産党議員団を代表致しまして、議案第1号、平成20年度幕別町一般会計予算に対する反対討論を行います。

平成20年度幕別町一般会計予算案は、歳入、歳出それぞれ、133億7,623万9千円で提案されました。

先ず初めに、町民の置かれている現状について申し上げたいと思います。

政府が進めている構造改革路線は、一握りの大企業を優遇し、不要な高速道路をはじめとする、無駄使いを改めず、地方財政も削減し、国民に貧困と格差をもたらし家計を苦しめています。その結果、民間給与所得者の年収は、200万円以下の人が、昨年9月現在、全国で1千22万人を超えました。可処分所得は1997年から2006年までの10年間で、実に7.8%もの減少となっています。

また、雇用面では派遣やパートなど、非正規雇用が全体の34.6%にもものぼり、加えて増税、医療や介護費の負担増など暮らしを直撃しています。

また一方、基幹産業、本町の基幹産業ではありますが、農業も品目横断政策や飼料高騰による収入減、また、経済不況を反映した商工業の厳しい現状など、産業振興においても厳しい現実に立たされています。住民の暮らし向上に責任を持つ行政として、このような困難な状況にある町民を守り、支えることが最優先されるべき課題であると考えます。

本予算におきましては、長い間の子育て世帯の願いでありました、乳幼児医療費の就学前までの拡大、また、妊産婦検診の助成の拡大や、定住を念頭においた産業政策や雇用政策、そして、畜産農家に対する支援など、これらは住民要望に答えた政策であると評価します。

しかし、残念ながら一方では住民とは、乖離する内容があり、以下、何点かについて申し上げたいと思います。

第1には水道料金をはじめ、へき地保育所料、幼稚園料などの引き上げについてであります。

生きていく上で欠かせない水が、安全で安価で安定的に提供しなければならないことが、水道法で定められています。幕別町の水道料金は、これまでも、十勝管内では、高いところに位置付らされ、今回の平均使用料で14.6%もの引き上げは、暮らしに影響を与えることは必死です。

また、10年間改訂がなかった、他町よりも安いとの理由で、100万円程度の収入増のために、へき地保

育料や、幼稚園料を引き上げることも説明には乏しく、合併時の約束である、その効果を公共料金の抑制に充てるとしたことに反するものであります。

安心して暮らせる町のイメージも損ない、定住政策にも逆行します。

同じくこの点で、待望の乳幼児医療費の就学前の無料化に所得制限が設けられたことは、政策の持ち方として一考を要します。世帯の主たる生計維持者の制限で制限を加えるとされていますが、共働き世帯などの収入を考えると、必ずしも家庭全体の所得状況を反映するものではなく、何よりも我が町が全ての子育て世帯に乳幼児医療費を助成し、子育て支援に力を入れて取り組む町とすることが、若い世代に魅力を与え、幕別に住んでもらうきっかけにもなると思います。そのことが定住対策にも繋がります。

管内では所得制限を外す町が増え、現在は10ヵ所にも上ってといるとも聞いています。

問題の2点目は、業務委託の在り方についてであります。

適正な最低価格を示した上で、指名競争入札が行われることに意を異にするものではありません。

しかし、その後については、業務が適正に行われているかのみを検証し、労働者の雇用形態や賃金までは関与しないという姿勢は、雇用の条件の引き下げが懸念され、これだけ派遣労働者や不安定雇用が社会の問題になっているとき、行政自らが雇用不安を生み出すことにもなりかねません。

この点では、すでに帯広市では、雇用条件向上のために委託事業における雇用の実態調査を数年前から開始しております。これらに学んで幕別町でも取り組むべきではありませんか。

第3に、保育所の指定管理制度導入についてであります。

本来、保育や教育、文化等の事業については、行政の効率や費用の面だけでその効果を図るべきものではないと考えます。

経費の削減を主な目的とする指定管理者制度に移行すべきではないと考えます。また、これまで、保育所では正職員がわずか4割の体制で保育にあたり、不安定雇用の臨時職員に保育の責任を委ねてきたことも大変大きな問題であります。

有資格者がなかなか就職につけていない現状から見ても、改善すべき問題であります。

第4に、滞納整理機構についてであります。

税の納付は、住民が権利の保障として行い、徴収は直接サービスを提供する行政が行うことが本来の在り方であります。

今回の予算の中で、費用に対する効果も薄く、住民状況がよくわかる職員が携わるべきであり、第3機関に委ねるやり方は改めるべきと考えます。

第5の問題では、平成17年に合併を行ってから、2年が経過いたしました。合併について共産党議員団は、これまで地方交付税が毎年削減されている中で、国が合併した市町村だけにこれまで通りに交付税を保証するとの方針は現実味がなく、合併効果として示された財政シュミレーションも問題があると指摘をしまりました。

同時に、どの地域に住んでいても、住民に公平な行政サービスを提供するための財政措置が交付税制度であり、その本来の目的、あり方に照らしても、正しいものとは言えないと指摘をしまりました。

今回の予算審議の中で、単年度ですでに3億円も予定より減額されていることを考えれば、その指摘のとおりとなり、改めて、これらの問題を検証し、住民に明らかにするべきものと考えます。

最後であります、教育の問題で一点だけ、学校間格差と競争主義を持ち込む全国一斉学力テストについては、実施すべきではなく中止すべきものと考えます。

以上、地方財政は依然厳しいものがあります。人と大地が躍動し、みんなで築くふれあいのふるさと、この方向に向かうためにも国に対して無駄を省き大きな利益を上げている大企業に適切な負担を求めることを行動としておこし、地方財政確保に力を注ぎ、住民に対するサービスを保証するよう求め、反対の討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

前川敏春議員。

○10番（前川敏春） 議案第1号、平成20年度幕別町一般会計予算について、私は委員長の報告に対し

て賛成の立場で討論を行います。

新年度予算は管内町村でもトップクラスの約133億円という財政規模であり、厳しい財政状況にも関わらず、住民サービスのさらなる向上に意を用いていただいた結果であると評価するものであります。

平成20年度の各種施策につきましては、予算審査特別委員会で十分議論されましたことから、細部について申し上げることはいたしません、特徴的なものについて述べさせていただきたいと思っております。

民生費では、乳幼児医療費助成の拡大や、農林業費では、特に畜産農家に対する支援策、商工費においては、企業誘致対策としての助成金制度など、また、教育費では、札内中学校の改築事業など限られた財源の中で、多種多様な住民要望に応えるきめ細やかな予算編成となっているものと考えております。

また、職員数の削減による人件費や公債費の繰り上げ償還など、今後における負担軽減のための予算措置を盛り込み、将来を見通した対応にも積極的に取り組まれたことについても敬意を表したいと思っております。

本町を取り巻く財政状況は、国の三位一体の改革もあり財政調整基金など、約7億円を取り崩すなど非常に厳しい状況に置かれているところではありますが、一方では自主財源である町税などで、コンビニ収納制度も取り入れ税金を納めやすい環境整備にも配慮され、また、インターネット公売など、自主財源の確保に前向きに取り組まれていることに対しても評価するものであります。

町長は先の執行方針の中で、合併3年目のまちづくりにおいて、第5期総合計画を基本とし、本町の将来像として人々と大地が躍動し、みんなで築くふれあいのさとを基本目標に、推進する姿勢を示されており、多様化する住民ニーズを的確に捉え町民の声を大切にさらに多くの住民要望に最大限の配慮がなされるよう期待するところでもあります。

以上述べたとおり、新年度予算は町民の為の素晴らしい予算であると確信できるものであり、私は委員長報告のとおり可とすることについて賛成するものであります。

○議長（古川 稔） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮り致します。

議案第1号、平成20年度、幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[討論]

○議長（古川 稔） 次に、議案第2号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

野原議員。

○7番（野原恵子） 議案第2号、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

今、深刻な貧困と格差が広がり多くの国民が不安と危機のもとに置かれています。

貧困と格差が拡大した原因は様々ですが、大きな要因として雇用の問題があります。正規雇用と非正規雇用の差が拡大し、それが貧困と格差となり社会問題になっております。

幕別では平成15年度には正規雇用が70.85%、平成18年度には51.12%と3年間で約20%が非正規雇用になっています。町民の収入は200万円までの方が、平成18年度では45.61%、平成19年度では53.15%と7.54%も増えています。一方、国保税の滞納世帯は、平成16年度では540世帯、平成17年度では559世帯、18年度では602世帯と毎年増え続け、平成18年度では所得200万円までの滞納が75.4%と所得の低い世帯に集中しています。

滞納状況から見ても低い世帯ほど、収入の低い世帯ほど国保税の負担が重くなっているのが明らかです。

また、平成20年度から、新たに後期高齢者医療保険制度が始まり、国保会計から拠出される老人保健拠出金の負担減や、前期高齢者の自己負担割合の変更による、保険者の負担削減分などの影響額7,500万円を活用し、国保税の軽減を図るべきと考えます。

また、法定減免を適用されていても、なお滞納世帯が増えている現状では、幕別町独自の減免制度を設け、低所得者世帯に対する支援を行うことが必要と考えます。そして、資格証明証、短期保険証の発行を抑えることができます。

次の医療費の一部負担金の減免です。

国民健康保険法第44条では、世帯主が失業などで特別の事情があるときは、医療費の一部負担金は減免されるとなっています。この減免は、市町村で定めることができるとされておりますが、国の減免の基準としては、災害による死亡や資産の損害にあったこと、干ばつによる農作物の不作や、不漁により収入減、また、事業の休廃止、失業で所得が少なくなったことなど上げております。

この減免制度を町民に広く周知し、適用を広げていく姿勢が不十分と考え、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

堀川議員。

○5番（堀川貴庸） 議案第2号、幕別町国民健康保険特別会計予算につきまして、私は賛成の立場で討論致します。

そもそも、国民健康保険制度は、社会保険などに加入できない農業者や、自営業者、そして高齢者などのための健康保険制度として生まれ、いわゆる国民皆保険制度の根底を支える制度であります。

本町の国民健康保険制度におきましては、町内の約半数の世帯が加入している状況であり、地域住民の命を守り、健康な暮らしを支えるという大きな役割を担っているといえます。

この国民健康保険は、現役の勤労者世帯を中心に構成される、社会保険や、各種健保組合とは異なり、高齢者等の加入率が高いという実態があります。

国の医療制度改革により、前期及び後期の高齢者医療制度が新たに創設されることに伴い、財政状況が好転するとは言え、非保険者の構成実態を鑑みると、医療費の伸びにつきましても、他の健康保険と比較した場合、非常に大きいものとなることが予想されます。

さらに、以前として続く経済不況を背景とした、非保険者の所得状況の低迷や、国の厳しい財政状況の影響により、収入の確保に苦慮しているものと考えるところであります。

このように国民健康保険を取り巻く情勢は大変厳しいものがあると考えますが、安定的な運営に努めることは、町行政の大きな使命といえます。これまで、本町では被保険者の所得の低迷に配慮するとともに、旧忠類村との合併協議に基づく忠類地域の税率引き上げ緩和のために、平成18年度には、税率の引き下げを行ったところであります。

また、低所得者対策として所得状況に応じて、7割、5割、2割の軽減措置制度があるにも関わらず、以前として国保税を滞納し、資格証明証の交付を受けている世帯があることは非常に憂慮すべき事態であるといえます。

本保険制度は、相互扶助の精神に基づく支え合いが大前提の制度であります。持続的な健全運営のためには、被保険者の公平な税負担が必要であり、町としては先ず税収の確保に努めていただくことが重要であろうと考えます。

滞納によって他の善良な納税者へ負担を強いることになれば、制度自体の崩壊を招きかねない問題であると言えます。

国保税を払いたくても払えないのではなく、払う意思を見せないような、悪質な滞納者に対する粘り強い対応は、今後も引き続き努力を重ねていただきたいと考えているところであります。

加えて、この度の国の医療制度改革におきましては、平成20年度から、医療保険の各保険者へ特定健康審査の義務付けもなされたところであります。

本会計におきましても実施する予算が計上されております。厳しい財政状況でありながらも、70歳以上の高齢者に対しましては、自己負担なく無料で受診できるよう配慮がなされており、このことは被保険者である地域住民の命や健康を守るという姿勢の表れであるといえます。

さらには、平成19年度予算におきましては、町一般会計から基準外と言われる財政支援的な、その他一般会計繰り入れを2,100万円あまり行っております。平成20年度予算におきましても、2,200万円あまりを繰り入れる措置が取られております。このことは、国保会計の健全財政維持を図るため、町全体で支援しているものであると評価するところであります。

国保事業が住民にとって信頼できる制度であるためには、その運営を安定的かつ円滑に継続していくことが最も重要であると考えます。

今後も、健全な国保事業運営に努めていただくことを大きく期待いたしまして、平成20年度幕別町国民健康保険特別会計予算原案に対し、可とした委員長の報告のとおり賛成をいたします。

○議長（古川 稔） ほかに討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮り致します。

議案第2号、平成20年度、幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 稔） 起立、多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[採決]

○議長（古川 稔） 次に、お諮り致します。

議案第3号、平成20年度幕別町老人保健特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[採決]

○議長（古川 稔） 次に、議案第4号、平成20年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので起立採決をいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 稔） 起立、多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[討論]

○議長（古川 稔） 次に、議案第5号、平成20年度幕別町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

谷口議員。

○2番（谷口和弥） 私は日本共産党議員団を代表して、議案第5号、介護保険特別会計の反対討論を行います。

昨年の定率減税全廃と税源移譲による住民税の大幅な引き上げがなされ、幕別町においては課税対象であります、1万1千人を超える町民が合計で6,480万円の増税となりました。

一昨年に続く大增税に驚きと怒りの声が多数寄せられたことは、まだ記憶に新しことと思います。

高齢者を取り巻く情勢は年々厳しくなっています。年金受給者のうち年収200万円以下の人、一昨年は77.9%でありましたけども、昨年は81%となり、3.1%増えているということになっています。

年金制度ですけども、過日制度改悪によって、厚生年金、国民年金ともに2017年まで自動的に掛け金が引き上げられる、その一方で給付率は2023年までに約15%が引き下げられる、そういうことになっています。その上、介護保険料に加え新たに後期高齢者医療保険の掛け金が、年金から天引きされることによって、手にする年金はますます目減りしていきます。灯油代をはじめ、様々な物の値上げがされ、さらには、今年4月には水道代が値上げとなる、こんなまさに、追い討ちをかけていきます。昨年の末で町内の第1号被保険者のうち、98人が介護保険税を滞納しているとのことでした。介護保険税を払いたくても払えない、そして、介護保険サービスを利用したくても利用できない、利用回数を制限しなくてはならないというケースが、ますます増えていくと予想されます。

第5期総合計画の基本構想の将来像という点では、人と大地が躍動し、みんながきずくふれあいのさと、さらに高齢者福祉においては、生きがいを持てる高齢者福祉の推進、このように謳われています。

その実現のためにも、高齢者が直面している、生活の困難や、暮らしの不安の解消に先ず目を向け、高齢者の立場に立って国や道に介護保険制度の改善を求めることに加え、町独自に介護保険税やサービス利用料の減免制度を拡充するなどといった施策で、困難さの打開を図ることに重きをおくべきではないでしょうか。

以上の点を指摘し、近隣市町村の中でも、安心して住み続けられる魅力あるまちづくりを実践していくことを求め、反対討論とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

永井繁樹議員。

○14番（永井繁樹） 議案第5号、平成20年度幕別町介護保険特別会計の委員長報告に対して、賛成の立場で討論を行います。

介護保険制度は平成12年度から始まり、8年が経過し社会的にも制度は着実に浸透してきているといえます。

認定者、利用者は2倍以上となっております。また、使わない筋肉等が衰えていくことは、介護度が増していくことにつながるなど、制度の問題点が指摘され、新予防給付など制度改正が平成18年に施行されています。

本予算は、幕別町高齢者福祉ビジョン2006、平成18年から20年度の第3期計画の3年目となり、さらに、計画の推進に努めなければなりません。平成18年から20年度については、基準月額保険料は3,350

円、十勝管内では下から5番目であり、低く抑えられた町の努力姿勢が評価されるものであります。

ここで、町の施策と国の施策について、大きく申し上げたいと思います。

町の施策としては、大きく4点あります。

地域包括支援センターを直営で設置し、地域にある様々な社会資源を使って高齢者の生活を支えています。センターの役割としては、総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、そして、地域ケアマネージャーへの支援を実施しているところであります。

二つ目に、要介護1、2の軽度者に対する介護要望プラン作成は、委託できる件数は、ケアマネージャー一人に対して8人までと制限されており、全国的には、プランができない町村もあるのではないかと心配されたところでありますが、幕別町においては、職員体制を整え、利用者に迷惑をかけることなく、作成できているものと思います。

三点目は、介護予防事業の実施は、幕別地区、札内地区、忠類地区の3ヵ所でそれぞれ実施されており、参加者は概ね状態が維持または、向上していると聞いております。町は新年度も同様の実施をして、さらに参加者を増やし、事業の充実に努める姿勢であります。

四つ目に、利用等の軽減措置も継続しております。一つには社会福祉法人が、経営を行った場合に町から助成を行う、社会福祉法人減免制度の実施であります。もう一つは、町単独で実施している訪問介護利用者扶助は、10%から6%に軽減されており、生計中心者、所得非課税の方が対象になっております。町単独の助成は、管内でも財政難から縮小傾向にあると聞きますが、幕別町は引き続き、平成20年度も実施するとしています。

一方、国の施策として低所得者対策については、幕別町高齢者保健福祉ビジョン2006にも掲載されているところでありますが、大きく2点あります。

1点は、特定入所者介護サービス費についてであります。施設給付の食費、居住費が自己負担になったことを受け、低所得者、いわゆる所得段階1から3の方に補足普及を行っております。

また、新2段階、年金収入額と合計所得金額が80万以下の方は、負担限度が2万4千円から1万5千円に引き下げられております。

大きな2点目として、保険料については、平成18年度から5段階から6段階になり、80万円未満の低所得者の対して配慮され、基準保険料の0.75倍が0.5倍に改善され、軽減されております。

また、平成17年度の地方税法の改正により、保険料の段階が上がるかたについては、平成18年度及び19年度において保険料が、急激に上がらないよう激変緩和措置が講じられておりますが、今定例会の幕別町総合介護条例の一部改正により、さらに20年度も軽減措置が講じられることになりました。

このことにより、約990人、金額にして約530万円の軽減が図られるものであります。

以上のように、幕別町の取り組みは条例や法令に従い、厳しい財政状況の中で、介護保険制度を円滑に推進していると評価できるものであります。

先ほどの反対討論の中では、町の施策に対する評価が全く伺えなかったことは残念でなりません。

本年度は平成21年から23年度までを計画期間とした、第4期高齢者保健福祉計画及び、介護保険事業策定の年であります。高齢者の皆さんが、地域で安心して暮らしていけるよう、そういった計画となるよう強く期待をします。

厳しい財政状況のもと、適正な負担の在り方や、公平性さらには、住民の理解を得られるかなど十分に検証され、町としてできる範囲について、施策の推進に全力をあげて生きがいを持てる高齢者福祉の推進に取り組むことを強く期待するものでもあります。

以上、議員の皆さんの賛同を求めまして私の賛成討論に代えさせていただきます。

○議長（古川 稔） ほかに討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮り致します。

議案第5号、平成20年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[採決]

○議長（古川 稔） 次に、お諮り致します。

議案第6号、平成20年度、幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[採決]

○議長（古川 稔） 次に、お諮り致します。

議案第7号、平成20年度、幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[採決]

○議長（古川 稔） 次に、お諮り致します。

議案第8号、平成20年度、幕別町公共用地取得特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[採決]

○議長（古川 稔） 次に、お諮り致します。

議案第9号、平成20年度、幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[採決]

○議長（古川 稔） 次に、お諮り致します。

議案第10号、平成20年度、幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[採決]

○議長（古川 稔） 次に、お諮り致します。

議案第11号、平成20年度、幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決を致します。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 稔） 起立、多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

この際、15時20分まで休憩いたします。

（15：02 休憩）

（15：20 再開）

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第21号、幕別町後期高齢者医療に関する条例を議題と致します。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長、中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 平成20年3月21日。

幕別町議会議長、古川稔様。

民生常任委員長、中野敏勝。

民生常任委員会報告書。

平成20年3月3日、本委員会に付託された事件、議案第21号を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日、

平成20年3月6日、18日、2日間。

2、審査事件。

議案第21号、幕別町後期高齢者医療に関する条例。

3、審査の経過。

審査にあたっては、条例新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例は、本町が行う後期高齢者医療の事務に関し必要な事項を定めた条例であり、賛成意見が大勢を占めたが、本制度自体の異論もだされ、起立採決にて結論をみた。

4、審査の結果。

原案を可とすべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

[討論]

○議長（古川 稔） これより、議案第21号、幕別町後期高齢者医療に関する条例に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 議案第21号、幕別町後期高齢者医療に関する条例に対し、反対の討論を行います。

本条例は、一昨年（2017年）の6月、医療改革関連法が設立したことに伴い、事務条例として提案されたものがあります。

この後期高齢者医療制度は、医療費抑制のために年齢で医療保険を区分するという、世界でも例のない、いわゆる高齢者泣かせの保険とも言われている内容のものであり、その設置につながるものについては賛成できるものではありません。

3月初め現在で、全国では512自治体から、廃止や見直し、中止を求める意見書があげられており、また、先月28日には、国会で野党4党が共同で廃止法案を提出している状況にあります。

具体的な問題の第1は、多くが年金のみの暮らしで、しかも病気にかかる割合の高い75歳以上の高齢者と65歳から74歳までの、重度の障害を持つ人を対象とし、かかった医療費の1割を保険料として負担させるものというものであります。

保険料は、都道府県ごとに決められ、医療費支出の多い北海道は、年額平均8万6,280円となり、全国でも大変高い保険料となっています。

また、保険料は原則2年に一度見直され、自動的に引き上げられる仕組みともなっています。

問題の2つ目は、この保険料を月額1万5千円以上の年金の受給者または、保険料額が年金の受給金額の2分の1を超えない人は、年金から天引きされます。

所得の確定がしていないこの4月からは、先ず4月から8月までは、仮算定で天引きされ、10月から翌年2月までは本算定と途中で保険料も変わることもなります。

問題の3は、年金月額1万5千円以下は、普通徴収、つまり自分で支払うということになりますが、1年間滞納すると、資格証明証のみの発行となり、保険証がもらえません。これまで、資格証明証の発行については、国民健康保険制度でお金がなく、全額自己負担となるため、病院に行けず、死に至ることが全国の実例で生まれ、大問題になっているところであります。

これまでは、高齢者、障害者、被爆者には保険証は無条件に交付されておりました。これが、今回の制度導入によって撤廃され、滞納者は全額自己負担とさせられてしまいます。

問題の4は、高齢者の心身の特性に応じた、医療の提供として、医療給付制限が行われることにあります。今年3月、中央社会保険医療協議会が示した内容では、具体的な制限は、先ずは、高齢者の慢性疾患には、高齢者担当主治医制度というのが設けられ、その担当主治医とは、自分の住んでいるところの半径4キロメートル範囲の診療所の医師とし、これまでの病院へのフリーアクセス制度がなくなります。また、1ヵ月の診療報酬の点数も、600点と上限が定められました。入院も細かく区分され、その区分によってはこれまでより4割も点数が下げられる所も生まれてきました。

入院の抑制につながることは必至であります。

また、検診も義務付けがなくなりました。

このような抑制の内容は、国会決議も必要としない、診療報酬の改定という方法で、病院が実施せずおえないという状況に追い込み、進められていきます。

問題の5番目、最後であります。これは、支援費という形で、若い世代にも負担が明確にされ、世

代間の対立を生む要素も作っています。

また、運営の在り方は、広域となり、市町村役場の業務も煩雑であり、事務経費も膨大になっています。今日、75歳を迎えられる方は、戦前、戦後と大変なご苦勞をなされ、今日の社会の基盤を作られた方です。国は、高齢者は在宅で死亡することを目標に、その比率を、現在の2割から4割に2倍化することによって医療費を抑えとまで示しています。

今後、老後を迎えるにあたって、病院にも十分にかかれない、このような制度は、実施すべきではありません。

以上の理由から条例案には反対といたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

乾議員。

○12番（乾 邦廣） 私は議案第21号、幕別町後期高齢者医療に関する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、平成18年6月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、創設されたものであります。

近年、高齢者の医療費を中心とした、国民医療費の増大と少子高齢化によるその財源を支える現役世代が減少し、反比例するように現役世代の負担が増大するという背景のもと、健保組合や、市町村国保が財政危機に陥っているところでもあります。

全国的には、財政破たんし解散した健保組合もでており、国民皆保健制度が崩壊する恐れも出てきている状況であるといえます。

こうした中、これまでの老人保健制度では不明確であった現役世代の負担割合と、高齢者自身の負担割合を明確にルール化して、将来にも安定した財源を確保して、75歳以上の高齢者の方々が確実に医療を受けることを保証するとともに、国民皆保健制度を安定的に持続させることを目的として、後期高齢者医療制度が創設されたものと考えているところであります。

運営は都道府県単位で全ての市町村が加入する広域連合が、主体となって行うことになり、北海道では昨年3月1日に、北海道後期高齢者医療広域連合が設立されました。広域連合の設立に関しては、本町議会におきましても、平成18年第4回定例会において、同広域連合の設置に関する規約を議決しております。

また、昨年6月には、道広域連合議会議員の選挙を行い、全道から選出された32名の議員により、広域連合会が構成され、広域連合における条例や保険料が定められてきたところであります。

制度そのもののあり方や運営方法につきましては、国会や広域連合議会の議論に期待すべきであると考えているところであります。今般提案されました議案第21号は、高齢者の医療の確保に関する法律や北海道後期高齢者医療広域連合条例に基づいて、本町における事務などを規定する条例であり、法令あるいは広域連合条例に基づき高齢者の医療を確保するため制度を円滑に運営することを趣旨とするものであり、私はこの4月1日から対象者の皆さんが安心して医療を受けられることを願い、本案に対する委員長報告に賛成するものであります。

○議長（古川 稔） ほかに討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） お諮り致します。

議案第21号、幕別町後期高齢者医療に関する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 稔) 起立、多数であります。

したがって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第15、陳情第1号、アイヌ民族に関する総合的施策確立のため国に審議機関設置を求める意見書の提出についてを議題と致します。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長、前川敏春議員。

○10番(前川敏春) 平成20年3月21日。

幕別町議会議長、古川稔様。

総務文教常任委員長、前川敏春。

総務文教常任委員会報告書。

平成20年3月3日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成20年3月14日、1日間。

2、審査事件。

陳情第1号、アイヌ民族に関する総合的施策確立のため国に審議機関設置を求める意見書の提出について。

3、陳情の趣旨。

北海道ウタリ協会は、アイヌ民族を国連でいう「先住民族」に相当することを認めるべきと日本政府に要望しているが、未だ認められていない。

平成19年9月には、国連総会で日本政府も賛成票を投じた「先住民族の権利に関する国連宣言」が圧倒的多数で採択された。

これを機に、アイヌ民族をこの宣言における対象と認め、アイヌ民族に係る総合的施策の確立を図るため、国内三者会議などの審議機関を設置されるよう意見書の提出を求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見ました。

5、審査の結果。

採択すべきものと決した。

○議長(古川 稔) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

陳情第1号、アイヌ民族に関する総合的施策確立のため国に審議機関設置を求める意見書の提出についての委員長の報告は、採択であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

[委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第16、陳情第2号、地域医療の確保に関する意見書の提出を求める陳情を議題と致します。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長、中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 平成20年3月21日。

幕別町議会議長、古川稔様。

民生常任委員長、中野敏勝。

民生常任委員会報告書。

平成20年3月3日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成20年3月6日、1日間。

2、審査事件。

陳情第2号、地域医療の確保に関する意見書の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

自治体病院をはじめ全国の病院等では医師不足が顕著となり、診療科の偏在なども進行し、救急医療体制に支障が出るなど社会問題となっている。

医師、看護師等医療従事者の絶対数の不足は、過重労働を招き、環境の悪化に拍車をかけている。

総務省は、公立病院改革ガイドラインを示し、自治体病院の経営効率を目指すものとしている。

しかし、公立病院の経営悪化の原因は、診療報酬のマイナス改定や医師不足、少子高齢化、過疎化、自治体財政の悪化等、社会環境の変化が大きく影響しており、医師や看護師確保対策など基本的対策を講ずることなく財政効率化ありきの経営改革のみを急げば、地域医療の崩壊を招くことになる。

地域医療は住民にとってなくてはならない地域社会の基盤であり、自治体だけでなく国の政策として対策する必要がある、関係機関に対し意見書を提出するよう陳情する。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

採択すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

[採 決]

○議長（古川 稔） お諮り致します。

陳情第2号、地域医療の確保に関する意見書の提出を求める陳情に対する、委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第17、陳情第3号、保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外の意見書を求める陳情書を議題と致します。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 平成20年3月21日。

幕別町議会議長、古川稔様。

産業建設常任委員長、野原恵子。

産業建設常任委員会報告書。

平成20年3月3日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成20年3月6日、1日間

2、審査事件。

陳情第3号、保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外の意見書を求める陳情書

3、陳情の趣旨。

保険業法の改正は、消費者保護を目的にマルチ共済を規制するという当初の趣旨から逸脱し、策定と政省令の作成の段階で規制対象が拡大され、自主共済についても、保険会社に準じた規制がされることになり、障がい者団体を初めとする各団体が、健全に運営してきた共済制度が存続の危機に追い込まれ、制度の廃止を決めた組織も出ている。

自主的に健全に運営されてきた自主共済は、利益を上げることが目的とした保険業とは全く違い、自主共済を強制的に会社化しなければ運営できないようにし、保険会社と同列にした様々な規制と負担を押し付けることになれば、多くの自主共済が存続不可能となり、契約者保護、消費者保護を目的とした法改正の趣旨にも反することになることから、速やかに見直しを図るよう意見書の提出を求める。

4、審査の経過。

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

採択すべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

[採 決]

○議長（古川 稔） お諮り致します。

陳情第3号、保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外の意見書を求める陳情書に対する、委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

[追加日程表・付託省略]

○議長（古川 稔） 追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

（追加日程配布）

（15：46 休憩）

（15：47 再開）

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、お手元に配布致しました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定致しました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長(古川 稔) 日程第17の2、発議第3号、アイヌ民族に関する総合的施策確立のための審議機関設置に関する意見書案、日程第17の3、発議第4号、地域医療の確保に関する意見書案、及び日程17の4、発議第5号、保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書案の3議件を一括議題と致します。

お諮り致します。

本、意見書案については、先に報告のありました、総務文教常任委員会、民生常任委員会及び産業建設常任委員会報告の、陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決致したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。したがって提案者の説明・質疑討論を省略しただちに採決いたします。

[採 決]

○議長(古川 稔) お諮り致します。

発議第3号、アイヌ民族に関する総合的施策確立のための審議機関設置に関する意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

[採 決]

○議長(古川 稔) 次にお諮り致します。

発議第4号、地域医療の確保に関する意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

[採 決]

○議長(古川 稔) 次にお諮り致します。

発議第5号、保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

[選 挙]

○議長(古川 稔) 日程第18、選挙第1号、選挙管理委員及び、同補充員の選挙を行います。

お諮り致します。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選に致したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定致しました。

次に、お諮り致します。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

[指 名]

○議長(古川 稔) それでは指名いたします。

選挙管理委員に、松岡政芳氏、桑原将至氏、田中養一氏、妹尾育子氏を、同補充員に青木實氏、木幡洋子氏、難波勝美氏、宮本真由美氏を指名いたします。

お諮り致します。

ただいま、議長において指名いたしました方を、選挙管理委員及び、同補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した松岡政芳氏、桑原将至氏、田中養一氏、妹尾育子氏が選挙管理委員に、青木 實氏、木幡洋子氏、難波勝美氏、宮本真由美氏が同補充員に当選されました。

次に、お諮りします。

補充員の順位につきましては、ただいま指名した順位と致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順位につきましては、ただいま指名した順位と致します。

[委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第19、総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。

後刻ご覧頂きたいと思います。

[閉会中の継続調査の申出]

○議長(古川 稔) 日程第20、閉会中の継続調査の申出を議題と致します。

総務文教常任委員長・民生常任委員長・産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮り致します。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで本日の日程は、全部終了致しました。
会議を閉じます。
これをもって、平成20年、第1回 幕別町議会定例会を閉会致します。
(15：54 閉会)